

2月20日(1日目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	3番	橋口和仁君
4番	蘇嘉瑞人君	5番	戸内恭次君
6番	平田勝三君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

2番	多田義一君	7番	向井俊夫君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
教育長	徳永昭雄君	住用町長	森米勝君
笠利町長	朝山三千丸君	地域自治区長	福山敏裕君
総務部参事 (消防長)	林康雄君	総務部長	川口智範君
財政課長	則敏光君	総務課長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	企画部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	市民福祉部長	大井進良君
福祉政策課長	桜田秀勝君	福祉事務所長	赤近善治君
建設部長	平豊和君	産業振興部長	盛正弘君
水環境課長	川上一弥君	下水道課長	田畑米利君
教育部長	重田茂之君	会計管理者	安田義文君
		教委総務課長	

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼 調査係長事務取	山崎實忠君
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
庶務係主査	麻井庄二君	議事係主事	重田俊彦君

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。
会議は成立いたしました。
これから、平成20年第1回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 直ちに本日の会議を開きます。
この際、報告いたします。
市長から地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分1件の報告がありました。
その内容は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。
会派の名称変更について、2月6日付けで無所属クラブから新奄美の名称で変更届がありました。

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員に蘇 嘉瑞人君、戸内恭次君、平田勝三君の3名を指名いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表案のとおり、本日から3月25日までの35日間とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月25日までの35日間とすることに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3、報告第1号の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。長丁場の議会になります。どうぞ健康に留意されて、最後まで活発な御意見、そして御指導を賜りたいと願っております。よろしく願いいたします。
本日提案しております報告第1号の提案理由を御説明いたします。
報告第1号 所有権移転登記手続請求事件に係わる訴訟上の和解の専決につきましては、鹿児島地方裁判所名瀬支部において係争中でありました所有権移転登記手続請求事件について和解することとなりましたので、市長において専決処分を行ったものであります。
以上、報告第1号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集して審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑ないものと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

お諮りいたします。

報告第1号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号については、承認することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第4，議案第1号から議案第11号までの11件について、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第1号から議案第11号までの提案理由を御説明いたします。

議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明いたします。第1表，歳入歳出予算補正でございますが、各費目において本年度の収支見込みによる調整をいたしております。

議会費におきましては、議員報酬、議長交際費など減額調整いたしております。

総務費の総務管理費におきましては、財産管理費に土地開発基金からの土地取得に要する経費を情報化推進費に、後期高齢者医療制度創設に伴うシステム開発等に要する経費を。また、自治振興費に権限委譲準備に要する経費を計上いたしております。

選挙費におきましては、参議院議員通常選挙費及び市議会議員選挙費の確定による減額を計上いたしております。

民生費の社会福祉費におきましては、特別障害者手当費及び老人福祉総務費に本年度の支出見込みによる調整並びに介護保険支援事業費に、介護保険事務処理システム改修に伴う繰出金を計上いたしております。

児童福祉におきましては、児童福祉総務費に笠利地区における出産祝い金を、保育所費に民設保育所の運営費負担金をそれぞれ追加計上いたしております。

衛生費の保健衛生費におきましては、予防費に予防接種等に係わる医療関係手数料を追加計上し、水道事業費に笠利西部地区の事業費に伴います簡易水道事業特別会計に対する繰出金を減額計上いたしております。

農林水産業費の農業費におきましては、農業委員会費に農地流動化助成金を増額計上し、農地費の農地総務費には各種営事業の確定に伴う負担金の精算を、林業費の造林事業費にはみどり資源機構からの受託事業費の見込みにより事業費を減額計上いたしております。

商工費におきましては、商工振興費に地域情報通信基盤整備推進事業費を減額計上いたしております。

土木費の道路橋梁費におきましては、道路新設改良費に岸畑線の事業費の確定による減額を、臨時地方道整備事業費では地方改善施設整備事業導入に伴う減額を計上いたしております。

同じく住宅費におきましては、西仲勝公営住宅建設事業の事業費の確定による減額を計上いたしております。

消防費におきましては、事業費の確定などによる減額を計上いたしております。

教育費におきましては、教育総務費の教職員住宅管理費には知根小学校教職員住宅建築事業費の減額を、社会教育費の芸術文化活動費には自主文化事業費の減額をそれぞれ計上いたしております。

歳出の減額に対応する歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金が1,139万8,000円の減、県支出金が4,395万5,000円の減、財産収入1,665万5,000円の減、繰入金2,

161万円の減、地方債8,650万円の減などとなっております。今回の補正によりまして、平成19年度一般会計予算の総額は290億1,776万1,000円となります。

第2表、繰越明許費につきましては、総務費の交流型地域ネットワーク拠点整備事業、農林水産業費の畜産基盤再編総合整備事業、商工費の地域情報通信基盤整備推進事業、土木費の第2建設残土処分場建設事業、浦上屋万田線道路改築事業、塩浜13号線道路改築事業、赤木名土盛線道路改良事業、国道用地等代行買収事業、山間港改修事業、小保線街路交付金事業、末広・港土地区画整理事業、末広・港土地区画整理交付金事業、まちづくり交付金事業（ハード事業）の分です。及び、西仲勝公営住宅整備事業につきましては、それぞれ計上するものでございます。

第3表の債務負担行為補正につきましては、農業近代化資金利子補給に含めていた農業振興資金利子補給及び農業経営基盤強化資金利子補給に係わる債務負担行為を追加するとともに、新たに借入予定が生じたことに伴い農業近代化資金利子補給の限度額について、現在の255万3,000円から293万9,000円に引き上げるものであります。

第4表、地方債補正につきましては、事業の変更に伴います起債の限度額の変更について計上するものであります。

議案第2号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして国保情報データベースシステム構築業務委託料及び事務費等実績を基に必要額を計上いたしております。また、保健事業費におきまして、ヘルスアップ事業等に係わる組替えをいたしております。

歳入につきましては、国庫支出金といたしまして国保情報データベースシステム構築業務委託料に係わる補助額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ105万円の増額となり、平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は71億3,640万4,000円となります。

議案第3号 平成19年度奄美市老人保険医療特別会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、実績を基に必要額を計上いたしております。また、医療諸費につきましても医療費の実績を基に必要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出における医療給付費の見込み額により支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び市負担分をそれぞれ負担割合に応じ計上し、第三者納付金については実績に基づき計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,732万2,000円の増額となり、平成19年度奄美市老人保険医療特別会計の予算の総額は53億1,542万9,000円となります。

議案第4号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費の総務管理費におきまして、制度の改正に伴う介護保険事務処理システムの改修業務委託料と諸支出金の償還金及び還付加算金におきまして地域支援事業費交付金確定による返納金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、総務費の増額に伴う補助金及び一般会計繰入金を増額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ73万3,000円の増額となり、平成19年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は44億8,727万8,000円となります。

次に、議案第5号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表の繰越明許費につきましては、笠利総合支所で整備を進めております特定環境保全公共下水道建設事業において、須野・辺留地区の県道の道路改良工事に伴い、県道の道路敷内に敷設を計画いたし、汚水管路施設の配置計画の見直しに不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったことから4,99

6万2,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

第2表、債務負担行為補正につきましては、平成19年第2回奄美市議会において議決をいただきました奄美市特定環境保全公共下水道大笠利浄化センターの建設工事委託に関する協定の変更協定を締結するにあたり、協定金額が減額されるため、債務負担行為額を減額補正するものであります。

議案第6号 平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容につきまして御説明をいたします。

第1表、繰越明許費につきましては、笠利総合支所の宇宿地区で整備を進めております農業集落排水事業につきまして、中継ポンプ場用地取得に伴う地権者の調査及び相続人との交渉に不測の日数を要したため、工事発注に遅れが生じ、年度内の完了が困難となったことから9,010万円を翌年度へ繰り越すものであります。

議案第7号、平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容につきまして御説明をいたします

歳出につきましては、事業費におきまして事業の確定により委託料及び工事請負費で1,993万円を減額計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金223万円、簡易水道事業債を890万円、過疎対策事業債を880万円減額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ1,993万円の減額となり、平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計予算の総額は5億8,869万9,000円となります。

第2表、繰越明許費につきましては、事業費におきまして簡易水道施設事業につきまして計上するものであります。

第3表、地方債補正につきましては、事業費の変更に伴います起債の変更について計上するものであります。

議案第8号 奄美市名誉市民条例の制定につきましては、合併後の調整を行い、奄美市として市民の深い尊敬に値する者に対し、その功績をたたえるため、新たに条例の整備を図ろうとするものであります。

議案第9号 奄美市簡易水道事業設置条例及び奄美市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、簡易水道事業の西仲間地区及び役勝地区の統廃合等に伴い、その区域を設定・変更するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第10号、建設工事委託協定の変更につきましては、平成19年第2回奄美市議会において議決をいただきました奄美市特定環境保全公共下水道大笠利浄化センターの建設工事に関し、積算基準の改定、機器価格の減額、入札執行等により当該委託協定に係わる協定金額2億4,000万円のうち7,700万円を減額しようとするものであります。

議案第11号 町の区域の設定及び変更につきましては、大熊土地区画整理事業区域内の地番整理を行うため、町の区域の設定及び変更を行うとともに、町名を決定するものであります。

以上をもちまして、議案第1号から議案第11号までの提案理由の御説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますように、よろしく願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに16番崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正でございます。

私は議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について、4点ほど質疑をしたいと思います。

一つは、20ページにあります3款民生費1項6目13節委託料のうち、食の自立支援事業で487

万9,000円の減額となっておりますけれども、その減額に至った理由。そして19年度の利用者についてもこれで確定されてくると思いますが、19年度の利用者数と、それから18年度、17年度の利用者数まで示していただきたいと思ひます。

それと2番目に、27ページの9款消防費1項1目18節の備品購入費で自動車購入費754万4,000円の減額がありますけれども、この理由について。

3番目に、27ページ10款教育費2項2目20節扶助費のうち、要保護及び準要保護児童生徒援助費が50万円の減額となっております。これによって小学校の要保護及び準要保護の各児童・生徒数の19年度人数と比率が出ているものと思ひますけれどもその数字と、同じく18年度、17年度がどういった人数でどれだけの比率だったのかお示しをいただきたい。

4番目に、28ページ、これは中学校費のところですが、同じく20節扶助費の要保護及び準要保護児童生徒援助費が、こちらの方は40万7,000円の減額ですが、小学校と同じくこちらのほうの人数、比率ですね、18年度、17年度の人数と比率までお示しをいただきたいと思ひます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

福祉政策課長（桜田秀勝君） 食の自立支援事業の487万9,000円の減額理由及び利用者の19年度予想数と18年度、17年度の利用者数はとの御質問でございますが、減額の主な理由としまして、当初の見込みより利用者数が下回ったことによります。

次に18年度と17年度の利用者数及び19年度の予想数でございますが、17年度が11万8,203食。18年度が11万2,812食。19年度は11万2,530食程度を予想しております。

総務部参事（林 康雄君） 議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）、27ページの9款消防費18節備品購入費の自動車購入費の754万4,000円の減額理由について、御説明をいたします。

自動車購入費につきましては、消防ポンプ自動車1台（CD-1型）、小型動力ポンプ付積載車1台、計2台を購入いたしました。平成19年度の自動車購入に関しましては、2台とも9業者に指名競争入札参加通知を行いまして入札を実施いたしました。特に消防ポンプ自動車の執行残が生じておりますけれども、最低制限価格を設けていないため小型動力ポンプ積載車が516万6,000円、消防ポンプ自動車が1,258万9,500円で入札が決定をいたしましたところ。754万4,000円の執行残はこのような状況で生じたところでございます。よろしく御願ひいたします。

教育委員会総務課長（安田義文君） それでは補正予算書27ページでございます10款2項2目教育振興費の20節扶助費のうち要保護及び準要保護児童生徒援助費の減額に関しての御質問にお答えいたします。

この減額につきましては、住用地区での対象者見込数が当初見込みより減数になったことによる減額でございます。平成19年度の準用保護児童見込人数につきましては、平成20年2月18日現在での実績から決算見込を試算いたしました。この数字でお答えいたしますと775人、児童総数3,170人に占める認定率は24.45パーセントとなっております。また、平成18年度決算での対象者数は833人、児童総数3,236人、これに占める認定率は25.74パーセント。さらに平成17年度決算での対象者数は830人、児童総数3,350人、これに占める認定率は24.78パーセントとなっております。

なお、教育委員会で要保護児童生徒援助を行っておりますのは、修学旅行費と通学費だけでございますので、全員が対象者数というわけではございません。修学旅行での対象者数をお答えいたしますと、平成19年度が25人、平成18年度が32人、平成17年度が24人となっております。

続きまして、補正予算書28ページでございます10款3項2目教育振興費の20節扶助費、要保護、

準要保護児童生徒援助費の減額に関してでございますが、この減額につきましても小学校と同様、住用地区での対象者見込数が減数になったことによる減額でございます。平成19年度の準要保護生徒見込人数につきましては449人、生徒総数1,735人に占める認定率は25.88パーセントとなっております。また、平成18年度決算での対象者数は425人、生徒総数1,679人に占める認定率25.31パーセント、平成17年度決算での対象者数は453人、生徒総数1,755人に占める認定率は25.81パーセントとなっております。

なお、要保護対象生徒数の修学旅行での対象者数をお答えいたしますと、平成19年度が30人、平成18年度が24人、平成17年度が22人となっております。

16番(崎田信正君) どうもありがとうございます。食の自立支援事業で減額理由ということで当初の見込みより減ったということですが、これはもうマイナスですから分かるんですね。そういうことじゃなくて当初の見込みより減った理由をお伺いしているわけですよ。例えば食の自立支援では、いま規定ではですね介護保険認定を受けてないと受けられないという規定になっているけれども、これは厳格にやってないんですね。必要な人には事情に応じて利用しているんじゃないかなと思うんですが、当初との見込みを含めてやっていたけれども、それを厳しくしたから減額になったと、そういう理由があるのかということをお尋ねしているわけで、マイナスになっているわけですから当初の見込みより減ったというのは分かるわけですから。減額理由といったときには、そういったことを示していただきたいというふうに思います。

それと消防自動車の件ですが、これは入札で安い価格で落としたので、この分が出てきたということで、それは結構だったのかなと思いますけれども。この年希望での消防自動車、いろんな種類があると思いますけれども、それによる必要車輛に対して現在の充足率、もうこれで100パーセントか、それ以上なのか、まだ足りない分があるのかですね、そういった数値が分かればお示しをいただきたいと。その2点について再答弁をお願いします。

福祉政策課長(桜田秀勝君) 減額になった理由としての利用者が減ったことでございますが、当初の予算設定がですね、18年度の実績に基づきまして予算を組んでいたんですけど、それが実際には平成16年度に高齢者訪問給食サービスから食の自立支援事業の移行に伴い、審査会において判定されるようになりまして、そういったことで今まで誰でも申請していたものが利用者が限定されてきたというのがあります。それと、ケアマネージャーに対する事業の趣旨、周知により、ケアマネージャーの意識改革が図られ、これまで安易に申請に至っていたケースが家族の支援を積極的に進めるようになった。また、マネージングの向上によりケアプランの充実が図られ、ヘルパー派遣による調理や通所先での食事利用により食事の確保が図られ、利用回数の減になったということでございますけれども、主な原因としては当初我々が見込んでいたものが18年度の実績によりわずかに多めに予想していたものが原因でございます。

総務部参事(林 康雄君) 車輛の充足率の件なんですけれども、この2台の車輛につきましては平成2年度に購入した車輛と平成元年の12月に購入した車輛の老朽化に伴いましての台替えでありますので、各奄美市消防団の方面隊のほうに現在は100パーセント充足をされている状況でございます。また新たに東部方面隊の上方軍団に朝日町と和光町がございますけれども、この町の中でまた消防団の組織が結成されておりますので、これにつきましてはまた財政当局と相談をしながら消防車庫の整備、消防車輛の配置を考えてまいりたいと思っております。

議長(伊東隆吉君) 再々質疑ありますか。

16番(崎田信正君) 結構です。

議長（伊東隆吉君） 次に関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 皆さんおはようございます。社会民主党の関 誠之でございます。今定例会に上程をされました議案第5号 平成19年奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第10号 建設工事委託協定変更について質疑をさせていただきます。

議案によりますと、平成19年議案第69号で議決された奄美市特定環境保全公共下水道大笠利浄化センターの建設工事委託協定の金額を変更することとありますが、委員会での議論が深まることを望み、何点かお伺いをいたします。

まず、建設工事委託協定の概要について御説明をいただきたいと思えます。また、処理場等の建設工事については日本下水道事業団が一括して施工されるようですが、委託された建設工事が完成した場合、奄美市側での完成検査をする技術員等の体制はどのようになっているのか。事業における国庫補助申請等や検査・研修はどこがどう行うのか。

議案第5号に提案されている繰越明許費4,996万2,000円の主なものは何かをお示しいたきたいと思えます。

次に、現在の加入世帯または人口、処理能力はどうなっているかお示してください。

最後になりますが、笠利地区における公共下水道の今後の計画についてお答えいただくようお願い申し上げます。質疑といたします。よろしくお願ひいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

下水道課長（盛 正弘君） それではただいまより御説明をいたします。

議案第5号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（3号）、並びに議案第10号 建設工事委託協定の変更について御説明をいたします。

まず、1番目の建設工事委託協定の概要について御説明をいたします。特定環境保全公共下水道により整備を進めております大笠利浄化センターにつきましては、平成14年3月の一部供用開始から約5か年が経過をしております。面整備を進めながらの供用であることから、1日当たりの計画処理能力1,100立方メートルに対し現処理能力は550立方メートルであります。平成18年度末の整備面積が23.5ヘクタールで、計画処理区域面積45ヘクタールに対し現在52.2パーセントの整備率となっており、今後の整備に合わせて計画処理能力の1,100立方メートルに増設を行うものでございます。増設委託協定の内容につきましては、現在の処理場内に主ポンプ施設、それから最初沈殿地、水処理運転操作施設、それから汚水処理運転操作施設、好気性ろ床施設等の機械設備、電気設備を増設いたします。

次に、2番目の委託された建設工事の完成検査等の体制について御説明をいたします。委託協定に基づき増設工事の設計・発注・施工管理・完成検査を協定先が行い、その後市といたしましては引き渡しの時点の総合試運転並びに完成認定を行い、施設を引き受けるものでございます。

次に3番目でございます。進ちょくの状況に応じた事務手続きの検査、検収はどうなっているかについて御説明をいたします。委託協定に基づいて発注しました増設工事の平成19年度出来高部分については、今年度中に既済部分検査を行います。また、並行で進めております面整備の管路施設工事につきましては、市独自で設計・発注、それから施工管理・完成検査までを行っております。なお、補助金申請並びに補助金請求等の事務手続きについては市で行っております。

4番目でございます。繰越明許4,996万2,000円の主なものについて御説明をいたします。繰越明許費につきましては、笠利総合支所で整備を進めております特定環境保全公共下水道事業、笠利地区の4,996万2,000円でございます。主な内容といたしましては須野集落の汚水管路施設に係わる工事費3,996万2,000円と大笠利浄化センター増設工事に伴う委託費の1,000万円を

計上いたしております。

次に5番目でございます。今後の計画と現在の加入世帯または処理能力について御説明をいたします。平成20年度は処理施設の増設工事を完了し、管路施設につきましては、須野・辺留地区を引き続き整備してまいります。1月末現在249世帯が加入しておりまして、加入人口は543人となっております。処理能力につきましては、計画処理区域面積45ヘクタール。1日当たり1,100立方メートルでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 再質疑ありますか。

14番（関 誠之君） ありがとうございます。将来の計画においてということで、そのことについて笠利全体の公共下水道の整備について知りたかったわけですが、このことについては委員会のほうで少しやってみたいというふうに思っております。私が思いますに、公共下水道の整備は当然必要でありますけれども、あとの維持管理が財政負担をかなり増大をさせていくのではないかとというふうに心配をしておりますので、公共下水道のみでなく農業排水やまたそれぞれの浄化槽の設置等の補助等についても考えていただいて、この財政についての増大がなるべくいかなような形に計画をしていくのがいいんではないかとというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

もう1点は、下水道事業団に建設工事等を委託するわけありますから、当然下水道事業団は国の基準に従ってそれぞれ検査をして市のほうに引き渡すというふうになることだというふうに思っておりますが、やはり市が主体的に自分たちのこのような処理場を造りたいということで発注するわけありますから、そのへんのところを十分に検査のできる能力研修体制をお願いをしたいというふうに思っております。ほかの細かい点については総務建設委員会で少し議論をさせていただきたいということをお願いして終わります。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号から議案第11号及び議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての8件はこれを総務建設委員会に、議案第2号から議案第4号及び議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての4件はこれを厚生委員会に、議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての1件はこれを産業経済委員会に、議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中の関係事項についての1件はこれを文教委員会にそれぞれ付託いたします。

本定例会において受理いたしました請願は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。常任委員会開催のため、明日21日から24日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日21日から24日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

2月25日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時16分）

2月25日(2日目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町 地域自治区長	森米勝君	笠利町 地域自治区長	朝山三千丸君
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	福祉事務所長	大井進良君
自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	赤近善治君
紬観光課長	日高達明君	建設部長	平豊和君
都市整備課長	田中晃晶君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君	選挙管理委員会 委員長	久保忠義君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼 調査係長事務取	山崎實忠君
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 日程に入ります。
日程第1，議案第12号から議案第39号までの28件について，一括して議題といたします。
この際，市長に新年度に臨む施政方針並びに各会計予算，その他各議案等に対する提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。20年度を迎えるにあたっての施政方針と関連する予算案についての提案をさせていただきます。

まずはじめに，平成20年第1回奄美市定例会の開会に臨み，市政運営にあたる所信の一端を申し上げ，市民の皆様並びに議員の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。

市町村合併により進めてまいりました合併調整項目も多くの分野において制度の統一，統合が図られ，奄美市の形を確かなものにするため，骨組みを組み立てる段階を迎えました。私は市民の負託により初代奄美市長の重責を担ってから2年間，子どもたちが健やかに育つ，お年寄りが生き生きと輝く，そして若者が夢を持つ，そのような新生奄美市づくりを基本姿勢に据え，それに向けた確かな奄美市の形を職員と共に一丸となって築いてまいると申し上げました。この黎明期とも云える重要な時期に，未来へのゆるぎなき歩みを確かなものにするためには，市民との共生・協働意識の醸成が極めて重要であり，その機運は議会をはじめ市民各位の熱意と努力により力強く芽吹きはじめたものと確信しております。私に課せられた使命は，この共生・協働の芽をいかに大切に育て，大樹としてしっかりと成長させていくことではないかと考えているところであります。

一昨年市民の皆さんや全国の奄美関係者に不安と心配を招きました本市の財政の危機的状況は，議会の熱心な議論と市民の協力，さらには新たな事業評価システムと財政評価システムに基づいて奄美市型の事業実施計画及び財政健全化計画を策定し，その確立に向けての具体的な道筋をつけることができました。しかしながら，厳しい財政状況が一気に好転するわけではございません。一層強い意志と決断により，これらの計画に基づいた施策の着実な推進に向け，引き続き全力を傾注してまいりますので市民の皆様並びに議員各位の一層の御理解と御協力を御願いたします次第でございます。

国内の景気は拡大基調と言われる中ではありますが，地方と都市の格差は広がるばかりで，地方の疲弊の度は深まりつつあるとさえ言われております。特に全国の各自治体では農村集落の存続が危ぶまれる厳しい局面にあり，合併した本市においても58の農村集落を包含しており，このことが本市の喫緊の政策課題となっております。かつては誰もが野山を駆け，小川で遊び，自然に生きる術を学んだ時代がございました。国土の保全，食料供給，文化，景観など，農村の果たす役割はさまざまな分野に及び，しかも農村は子どもたちの心の拠り所でもありました。今，国はこうした状況を踏まえ，農村集落の新たな再生に向けた取組を最重要課題と位置付け，地方再生戦略を示したところです。その意味では本市の一集落1ブランド事業は時宜を得たものであり，今後一層取組の強化を図る必要があるものと考えております。昨年は手探りの状況での実施ではございましたが，多くの集落から申請をいただきました。このことは我が村の歴史と伝統を誇りとし，文化を愛する気持ちと集落の活性化に対する熱意の表れであると，大変心強く感じた次第であります。今回認定を受けた一集落1ブランドにつきましては，今後推進体制の強化に努めるとともに，内外の情報発信や体験交流メニューの展開を進めた観光産業等との連携を図り，交流人口の拡大と地域力の一層の増進に努めてまいりたいと考えております。

市長就任以来，自分ができることは自分でやる自助と，お互いに助け合う互助，そして住民・団体などが協働で行う共助，それでも解決できない場合は行政が支援する公助が地域コミュニティの育成と活性化には重要であると申し上げてまいりました。この精神は，古くから受け継がれており，結いと相通ずるものがあり，今回申請された集落の皆さんの思いは正に集落自ら実施し，助け合いながら協働で行

う自助、互助、共助の姿勢にほかなりません。こうした奄美地域の特徴を生かし、本事業を全国のモデルとして展開することが、正しく奄美発の集落新時代の幕開けにつながるものと確信しております。

さて、地域経済はグローバル化が加速する中で、海外への技術移転や企業の進出が進み、大変厳しい環境に置かれていると指摘されております。先般、大田経済財政担当大臣は、日本経済が復活するにはもう一度世界に挑戦する気概を取り戻すことが必要であると指摘しています。いま、私たちに求められていることは、これまで我が国が世界に誇るものづくりに対する挑戦の気概をいま一度持つことではないかと考えております。現在、全国各地域で地域間競争やグローバル化によって衰退の道を進んだ地場産業が新たな挑戦によって再生した多くの事例がございます。奄美の先人は、本場奄美大島紬の独特な泥染め技法や精巧な緋技術をはじめ、大きな財産を私たちに残してくれました。いまこそ私たちに地域間の競争に遅れをとらないためにも、知恵と想像、そして展開を進めるなど、先人から継承したさまざまな伝統技法をさらに磨き、新たなものづくりに果敢にチャレンジすることが求められております。今後とも、離島の不利性を克服する情報通信技術を活用した雇用の創出や、未利用資源の商品化の研究、長寿の島としての癒し、健康資源のビジネス化など、産学官連携により地場産業の活性化に取り組んでまいりたいと存じます。

今年7月、地球環境問題などをテーマに先進8か国が参加する洞爺湖サミットが支笏洞爺国立公園が位置する北海道で開催されます。また、先般日本をはじめとする関係各国は地球規模でサンゴ礁の保全を図るため2008年を国際サンゴ礁年と位置付け、世界各国でサンゴ礁の普及啓発活動を展開することを決定しました。こうした自然環境保護の機運が国際規模で高まる中、世界自然遺産登録に向けて効果的な施策の展開が必要であります。今年度は、その一環として奄美の豊かな自然、稀少動植物のPRと、この貴重な自然環境を市民と共に一層育み、保全の機運醸成を図っていくための寄附金条例の制定について検討を進めてまいりたいと考えております。

さて、子の年は十二支のスタートの年、子孫繁栄の意味を持ち、行動力と財をもたらずと言われております。今年度は奄美市が向かうべき羅針盤となる将来ビジョンの策定に着手していくほか、今年度末に期限を迎える奄振法延長へ向けた取組など、奄美市はもとより奄美群島にとっても重要な年にあたります。また、奄美群島の自立に向けた歩みを確固たるものにするためには、時代の潮流を見据えた長期的視点と複眼的な視点が求められます。今年度はその意味からも節目の年であり、文化圏域を共有する沖縄県をはじめ、さまざまな地域との交流拡大を視野に入れた取組も必要であります。そのためには、所信の気持ちを忘れず、さらに行動力と前進をモットーとし、市町村建設計画で示された将来像へ向け、南の島から夢発信する年にしてまいりたいと考えております。太古から引き継いだ雄大で優れた自然への畏敬の念と伝統を尊び、先人に学ぶ旺盛な精神、多様で異質な文化を取り入れた柔軟性は奄美人（しまっぢゅ）の財産であり、活力と希望の源でもあります。私は、これらのことを念頭に置きながら、市民の皆さんが奄美市の歩みを確かなものとして感じていただけるよう自然、人、文化が共に作るきよらの島の実現へ向け、引き続き全力を傾注し、取り組んでまいり所存です。

以上申し上げました基本姿勢のもと、平成20年度においては次のような重要施策を進めてまいります。

急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少社会の到来という新たな分岐点を迎えた現在、我が国を取り巻く社会情勢は大きく変わりつつあり、地域社会の活力の維持という点で大きな問題を提示しています。また、年金、介護、医療など、給付と負担の在り方も含めて、制度全般を見直す動きが着実に進む一方で、地域における社会保障サービスの担い手である自治体の役割に対する要望はますます多様化しており、より一層的確な対応が求められています。

そのため、まず市民の健康づくりにつきましては、子どもから高齢者まで全市民を対象とした各種保健事業を積極的に推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、妊婦の安全な出産と健康な子どもの出生のため、妊婦健康診査の公費負担の拡充を図り、少子化対策に努めます。

国民健康保険につきましては、収納率の向上と医療費の適正化を図り、健全で安定した運営に努めるとともに、予防の充実を図り医療費の抑制に取り組んでまいります。さらに、医療制度改革に伴い、今

年度から始まる特定健康診査，特定保健指導の実施については，受診率の向上，目標達成が図られるよう努めてまいります。特に，今年度から後期高齢者医療制度が創設されることに伴い，保健制度の持続性が図られるよう取り組んでまいります。

介護保険につきましては，給付費の適正化を図り，健全で安定した運営に努めるとともに，住み慣れた地域で包括的に持続してサービスが提供できる体制を構築してまいります。また，鹿児島県地域ケア体制整備構想に基づき，関連事業を展開し，第４期介護保険事業計画を策定してまいります。

診療所につきましては，地域包括医療及びケア・システムの構築を目標とし，市民の健康管理及び増進に努めてまいります。さらに，在宅療養者の療養生活を支援し，疾病の予防，健康の維持，管理及び増進に努めるため，訪問看護事業を推進します。

次に福祉行政については，出生率及び高齢化が比較的高い状況に注目しつつ，長寿社会における高齢者福祉について，奄美の地理的優位性を生かした在り方を検討するとともに，子どもたちが健やかに育ち，子育てに夢の持てる環境整備を推進してまいります。また，障害者自立支援法の趣旨に則り，各種支援事業の効果的かつ円滑な実施に努めます。さらには，市民が市域内において良質の福祉サービスを等しく受けることができるよう窓口サービスなど実施体制の一元化を図り，障害者及び高齢者などが積極的に社会参加できるよう努めてまいります。

児童福祉につきましては，延長保育や一時保育，障害児保育の受入体制の整備を行い，児童センターや児童館の利用促進など，地域子育て支援センターとしての機能充実を図ってまいります。また，子育て家庭の支援とし，児童手当，乳幼児，ひとり親医療費の助成及び鹿児島子育て支援パスポート事業等の充実，母子寡婦世帯の就労支援にも取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては，第４期高齢者保健福祉計画を策定し，保健，福祉，医療部門との連携を図りつつ，民生員などの連携を強め，地域で高齢者などを相互に支え合う体制づくりの充実強化を図ります。また，高齢者の持つ技能・技術や豊富な経験を積極的に活用するため，シルバー人材センターや老人クラブなど，元気に活躍する高齢者団体などの活動の支援に努め，長寿社会に対応できる生きがいづくりと社会参加を促進します。さらに，今年１０月に本市で開催されます，ねんりんピック鹿児島２００８，民謡交流大会の成功に向け関係団体と連携し，取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては，障害者自立支援法に基づき在宅及び施設における福祉サービスの利用促進に努め，障害者の自立と社会参加の促進を図ります。また，障害者（児）に対する体系的，計画的な施策を進めていくため，第２期障害福祉計画を策定し，数値目標を着実に達成できるように努めてまいります。

青少年問題につきましては，いじめ，非行，不登校，家庭崩壊など諸問題の解決へ向け，地域，学校並びに関係団体との連携を一層強めてまいります。また，児童虐待への対応や要保護児童の支援については関係機関と連携し，未然防止，早期発見，早期対応に努めてまいります。さらに，ＤＶ被害者の相談，保護については引き続き一時保護事業所で円滑な受入れができるよう取り組んでまいります。

生活保護につきましては，低所得世帯等の経済的自立に向けての支援体制の充実と努めるとともに，専任の面接相談員を配置し，他制度の活用や適切な生活保護認定が行われるよう相談業務を推進してまいります。また，今年度から実施される永住帰国した中国残留邦人等に対する生活支援につきましては，地域での生き生きとした暮らしが送れるよう生活支援給付金と支援相談員を配置することで，地域での支援体制の確立を図ってまいります。

次に奄美の特徴は自然と文化，長寿と子宝，そして亜熱帯の温暖な気候であり，これら資源の活用が重要であります。特に島外からの移入に多くを依存する地域経済構造の中で，豊富かつ優位な資源の活用が求められているところです。一方，食品の偽装，改ざんなど，消費者の食に対する不信感が一層募っており，その解消が急がれております。これら時代の要請に応えるには，奄美の宝を資源として活かし得る新たな産業の創造と，健康，長寿食材としても安全で安心できる地産地消の推進は必要不可欠であると思います。そのために農林水産業，商工業の各分野において，域内で自給率を高めるような循環型の産業構造を確立する施策の展開に努めてまいります。

まず、観光の振興につきましては、奄美ミュージアム構想の具体的な展開を図るため、豊かな自然、伝統文化、長寿、子宝などの固有の資源を活用した癒しの島を核に、通年型、周遊型、体験滞在型観光などを推進し、多様化する観光客等のニーズに対応してまいります。特に、観光拠点施設間の連携を強化し、周遊観光の充実強化と質の高い観光地の整備を進めるとともに、名瀬港3万トンバースを利用し、東アジア圏域の国際港としての可能性を視野に入れながら、クルーズ観光の誘致を図り、総合的な観光の振興に努めます。

また、スポーツ合宿や自然療法など本市の優位性を活用し、自然環境と健康をキーワードとした交流人口の拡大や、既存イベントのPR、さらには新たなスポーツイベント等の誘致を積極的に図ってまいります。

今世紀最大の天体ショー、皆既日食が来年7月22日に迫っております。多数の来島者が予想されますことから、各関係機関と連携し、受入れに向けた実施体制を構築するとともに、観測最適地とされる、あやまる観光公園や笠利崎観光公園の整備を進めてまいります。

次に、農業農村の振興につきましては、集落の特性を活かした一集落1ブランド事業の更なる推進や、農地、水、農村環境などの総合的な保全活動の支援、地域特産の農産物を原料とした農商工連携による農業活性化など、農村集落の活性化に向けた総合的な施策を推進してまいります。そのために、きめ細かな技術研修、営農指導に努め、生産体制の強化を図り、優れた担い手農家の育成、確保を推進します。

また、食の安全、安心が求められる中、農林産物直売所の充実強化や生活研究グループ等の連携による地産地消の推進が急務であります。市民の健康と生命を守る安全・安心な地場農産物の供給を推進するため、新たな卸売市場の整備に向けた取組を推進してまいります。

果樹園芸の振興につきましては、タンカンやパッションフルーツ、スモモ、マンゴーなど亜熱帯性気候を生かした有望作物の推進と、付加価値の高い加工品の開発やPR活動を支援してまいります。また、これら農産物の付加価値向上と流通強化を図る近代的な選果場整備に向け、関係機関との連携にリーダーシップを発揮してまいります。基幹作物であるサトウキビにつきましては、品目別経営安定対策に基づいた体制整備支援と植え付け面積の拡大に努めてまいります。

畜産の振興につきましては、肉用繁殖牛の増頭を図るとともに、草地の利用集積に対する支援と飼料生産基盤の確保に積極的に取り組み、生産農家の育成に取り組んでまいります。

林業につきましては、森林の持つ公益的機能の重要性がますます高まっていることから、流域育成林整備事業等を導入し、人工林の下刈り及び天然林の改良を実施し、生産性の高い林業の振興に努めてまいります。

水産業につきましては、引き続き離島漁業再生支援交付金事業を活用し、オニヒトデやサメの駆除による水産資源の被害防止や、イカの産卵場の整備などの漁場の生産力を向上させる取組など、各漁業集落の創意工夫を活かした取組に対して支援してまいります。また、本年度から漁村再生交付金事業を活用し、和瀬漁港の漁港施設、防波堤や護岸等や集落環境施設、道路、防火水槽、水産物加工販売施設などの整備を年次的に推進するとともに、各漁港の適切な維持管理に努め、漁業者にとって安心して利用できる環境の整備に努めてまいります。さらに、各漁業協同組合の経営基盤の安定化等については、水産業の振興のため連携を強化してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業の育成と経営安定、さらには雇用者の福利向上と雇用の安定に向けた各種支援を行うとともに、奄美群島振興開発基金への出資を引き続き実施してまいります。また、末広・港土地区画整理事業と連動しながら引き続きまちづくり交付金事業、ソフト型の活用を図ってまいります。その中で、中心商店街活性化の核となるA i A i広場の在り方について広く市民の意見の反映に努めるとともに、通り会連合会、商工会議所などの関係団体との連携により、なぜまちカンモレプロジェクトを推進し、官民一体となった中心市街地の活性化を推進します。

本場奄美大島紬の振興につきましては、地域団体商標いわゆる地域ブランド登録を活かした奄美産地の積極的な情報発信を行うとともに、業界との連携により紬の薫りがする街としてのイメージアップと、本場奄美大島紬の販売促進に他産地との共同催事を行い、一層の販路拡大に努めてまいります。

特産品の振興につきましては、奄美黒糖焼酎の地域団体商標登録に向けた取組支援や観光物産展を通じて販路の拡大に努めます。また、新たな特産品開発においては、地域ICT利活用モデル構築事業によるインターネット技術を活用した商品開発や健康ビジネスの構築など、住民や奄美ファンに向けて健康に関する各種情報の提供に努めてまいります。

企業の誘致、高度化につきましては、雇用の促進と産業の活性化の面で重要な施策の一つであります。その中でも離島の地理的不利性を補う情報通信技術を活用したコールセンターの誘致につきましては100人規模の地元雇用を創出しております。今後とも若年世代の定着や、さらなる雇用機会の拡大に向けて企業誘致、高度化を推進いたします。

地上デジタル放送への移行につきましては、平成20年度に開局が予定されております名瀬基幹中継局のエリア状況を踏まえて、難視聴地域のデジタル放送施設整備に向けて準備を進めるとともに、群島内町村と連携を図り、国・県へ積極的な支援策の要望を行ってまいります。

新生奄美市においては、厳しい財政事情ではありますが、地域間の格差の改善に向け、道路、上下水道などや生活基盤等の整備が着実に推進されております。また、都市計画マスタープランに基づいた面的整備や道路網整備、さらには名瀬港マリンタウン計画に基づく重要港湾名瀬港の整備は本市のみならず、奄美群島の振興に欠かすことのできない広域拠点都市にふさわしい南の連携交流軸の形成として極めて重要であります。さらには、大川地区農業集落排水処理施設の一部供用開始や汚泥再生処理センターの本格的な供用開始により、生活環境の改善が一層強化されることとなります。今後、引き続きこれまでの成果を生かし、快適なまちづくりに向けた施策を進めてまいります。

まず、公共下水道事業につきましては、名瀬、須野・辺留地区を引き続き整備推進します。また、農業集落排水事業につきましては、大川、宇宿、屋仁地区の整備推進と住用地区において整備計画の検討を行うとともに、農村集落での合併処理浄化槽の設置等を推進します。

水道事業につきましては、井根浄水場の平田浄水場への統合、及び西仲間・役勝簡易水道統合整備事業を推進するとともに、笠利西部地区での簡易水道再編推進事業を引き続き実施し、安全で安定した生活用水の供給に努めます。

末広・港土地区画整理事業、まちづくり交付金事業を継続して推進するとともに、大熊地区における公園を整備し、生活環境の向上を図ってまいります。

公営住宅整備事業につきましては、農村地区の定住促進と地域の活力向上を図るため、名瀬西仲勝地区に1棟6戸と大笠利地区に1棟4戸を建設するとともに、生活環境の改善を図るため引き続き既存公営住宅の改修を推進しております。

なお、一部公営住宅のアスベスト対策については、早期に改修工事に着手し、住民の不安解消に努めてまいります。

定住促進対策といたしましては、U・Iターン団塊世代の受入れを推進するため、定住促進空き家活用事業など有利な補助事業を導入し、農村地区の空き家の有効活用に努めてまいります。今年度は笠利地区において廃止された公務員官舎4棟5戸の購入を進めるとともに、農村地区での民間空き家の活用に向けての条件整備に努め、定住促進を図ってまいります。

また、生活環境の安全性と快適性の向上のため、引き続き合併特例債を活用し、臨時河川整備事業を実施し、5河川、名瀬地区の根瀬部前田川、笠利地区の城前田川、笠利里川、須野川、須野里川等の改修を行います。さらに、赤木名地区においては、歴史資源が残る情緒豊かな街なみを保全し、快適な住環境を形成するため引き続き街なみ環境整備事業を推進します。

地籍調査事業につきましては、境界紛争の未然防止や早期解決、用地取得の円滑化、さらには字図混乱地区の解消など土地の有効活用、保全のため引き続き事業を推進いたします。また、今年度からプロジェクトチームを設置し、住用地区における土地家屋台帳の整備にも努めます。

次に、道路交通体系につきましては、国道58号、おがみ山ルートの早期実現を促進するとともに、拠点施設等をつなぐ道路交通網の整備と快適な生活道路の整備に努めます。今年度、新たに知名瀬34号線と三太郎線の道路改良に着手するとともに、小俣線街路事業及び赤木名笠利線、赤木名土盛線、浦

上屋万田線、伊津部勝名瀬勝小湊線、山間市線、神屋石原線の継続実施と臨時地方道整備事業の推進に努めます。さらに、地域交通転換支援事業を導入し、地域の実情にあった路線バス輸送体系の分析に努め、地域住民の生活交通の確保を図ります。

海上交通については、山間港と赤木名港の改修を引き続き実施するとともに、本土間定期航路や離島航路の維持、改善等を図るために重要港湾名瀬港の整備促進、さらには鹿児島本港区北ふ頭への奄美航路の早期移転へ向け、引き続き県への要請に努めてまいります。

次に、奄美の豊かで多様な自然環境と生態系を保全し、有効活用を図っていくためには世界自然遺産登録の実現が有効な手段と考えております。そのため、奄美群島の世界自然遺産登録推進協議会や県とも連携を図りながら、前提条件となる国立公園の指定に向けた取組を一層強化するとともに、機運の醸成に努めてまいります。また、貴重なサンゴ礁の回復を目指し、サンゴの人工再生に向けた試験研究を進めるとともに、ノヤギ対策やウミガメ保護対策など、生態系の保全に努めてまいります。奄美の豊かな海と山、川など、美しい自然環境を保全するために、土砂流出、赤土汚染の防止を図り、建設工事等で発生する残土の適正処理に取り組みます。

ごみ対策につきましては、リサイクル資源の回収強化に努めるとともに、ごみの減量化及び分別の徹底を図り、不法投棄の防止に取り組んでまいります。また、クリーンセンターの機能強化と負担軽減を図るため、ごみの有料化についても検討を行ってまいります。

地球温暖化防止に向けた取組も自治体の重要な責務となってきております。奄美市地球温暖化防止活動実行計画に基づき、率先して取り組んでまいります。また、奄美エコマネー事業の会員拡大に努めて、市民との協働によるリサイクルの推進に取り組んでまいります。

ヤスデ問題の解決や犬の放し飼い防止など、生活環境に関する住民ニーズは年々高まりを見せております。さまざまな相談、苦情等に対して、迅速かつ丁寧に対応していくとともに、快適な暮らしの維持に向け住民の立場に立ったサービスの提供に一層努めてまいります。

台風など自然災害の被害を最小限に止めるために、治山治水などの防災対策の一環として、急傾斜地の崩壊対策事業、柳町2地区、朝仁新8地区、鳩浜地区2地区等をこれまでと同様に実施いたします。

訪問販売や電子商取引、消費者金融等のトラブルから市民を保護するため、未然防止を目的とした出前講座を集落、自治会、団体などに呼びかけて実施いたします。また、市民から寄せられる相談については、奄美法律相談センターによる無料法律相談を有効活用するとともに、弁護士、司法書士との協力体制により問題解決を図れるよう指導・助言に努めます。

次に、防災情報につきましては、デジタル通信システムへの円滑な移行と既存システムの改善を行うとともに、昨年開局した地域FM放送との連携を図りながら、防災対策と行政情報の充実に努めてまいります。

消防防災については、消防装備の代替整備、救急用器具等の配備を進め、体制の強化及び救命率の向上を図ってまいります。

戦後の我が国の教育行政は、誰もが等しく教育を受けることができるという理念の下に、社会に役立つ人材の育成に力を注いできました。しかし、今日の我が国は大きな社会環境の変化の分岐点にあり、これら変化の中においてもたくましく生きていける人材の育成が急務となっております。また、昨年策定された文化芸術の振興に関する第2次基本方針では、新たに文化力は国の力、文化芸術と経済は密接に関連という二つの観点が加えられ、文化の重要性が高まったところです。本市では、こうした教育文化環境を踏まえ、地域に根ざした特色ある施策の展開を図ってまいります。

まず、21世紀を担う子どもたちが身につけなければならないのは、豊かな人間性、確かな学力、たくましく生きるための健康、体力を備えた生きる力であります。その生きる力を育むために学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を認識し、連携を強めていくことが大変重要であります。そのために、共に生きる教育、奄美の子らを光にのぞき、児童・生徒一人ひとりに確かな学力の定着と向上を図り、心の触れ合う生徒指導、特別支援教育の充実、一校一運動の推進、食育の充実、調和のとれた児童・生徒の育成に努めます。これまで推進してきた地域に開かれた学校づくりや豊かな自然や郷土の教育的風土に

根ざした体験活動、地域の人材を生かした学習など、特色ある教育活動の支援を引き続き行ってまいります。また、小規模校特別認可制度や不登校適応指導教室、生徒指導にかかる諸事業を継続実施し、小規模校の活性化や児童・生徒の健全育成にも積極的に取り組んでまいります。さらに、姉妹都市ナカドウチェス市との交流を一層推進するため、旅費助成など個人負担の軽減を図り、国際的な視野に立ち、地域の要請に対応できる奄美を愛する人材の育成に努めてまいります。

教育施設につきましては、老朽化した笠利中学校教職員住宅の建て替えを実施するほか、子どもの体力向上と地域活動を促進するため、屋内運動場、崎原、芦花部小中学校、住用、笠利、節田、緑が丘小学校、小宿中学校等の改修をはじめ、各小中学校等の附帯施設の整備を進めます。また、笠利町学校給食センター建て替えのための設計地質調査を行うなど、年次的に教育環境の整備・営繕を図ってまいります。さらには、就学困難な児童・生徒に対し、必要な教育費の支援を行い、学校教育の振興を図るとともに、各小中学校に配備されたパソコンを活用し、さらなる情報教育の充実を図ります。

高等学校の維持、充実につきましては、奄美市高等学校振興対策協議会と連携し、市内の4県立高等学校の活性化と充実に向け、協議を進めてまいります。高等教育機関、研究機関等の設置は人材の育成や産学官連携の取組など、地域経済に大きな影響を与えます。そのため鹿児島大学との包括連携協定のもと、引き続き奄美サテライト教室の活動を支援するとともに、奄美地域の未利用資源を活用した研究開発を、鹿児島大学や琉球大学、奄美産業クラスターなどとも連携し、進めてまいります。

次に、生涯学習の推進につきましては、生涯学習基本構想を踏まえ、市民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティアを目指し、家庭教育の充実と奄美っ子育成プランを基にした青少年の健全育成に努め、奄美市人材バンクの充実活用で人づくりの基盤整備に努めてまいります。また、青少年の体験交流事業といたしましては、長野県小川村との交流体験事業や群馬県みなかみ町との交流事業を引き続き実施してまいります。さらに、公民館活動につきましては、公民館機能の強化を図るとともに、講座の充実と県立図書館奄美分館や他の機関との連携による子ども読書活動推進計画の展開に取り組むなど、多様化する市民の生涯学習ニーズに対応してまいります。

地域文化につきましては、文化団体等との連携をしながら地域の伝統文化の普及、拡大に努め、自主文化事業の開催、文化祭、美術展なども市民の力をさらに活かした事業となるよう支援してまいります。また、赤木名城や小湊フワガネク遺跡群の国指定に向けた取組など、貴重な埋蔵文化財並びに指定文化財の保護・保存・活用に努めます。

社会体育の振興につきましては、今年度から統一した市民体育祭を開催し、市民の一体感の醸成を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取組にも努めてまいります。また、名瀬運動公園、太陽が丘総合運動公園陸上競技場の4種公認継続のための改修と併せて、庭球場改修など、市民の健康増進、体力向上が図られるよう、身近で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを行ってまいります。

奄美は、歴史の変遷の中で幾多の試練の時代があり、特に日本復帰運動に見られるように民心の結集と血潮みなぎる情熱、行動力により、この厳しい局面を乗り越えてきた経緯があります。こうした先人の叡智に学び、先般策定した行政改革大綱、奄美市行革普請の実現に向けた積極的な推進が必要不可欠であります。昨年はこちらの状況を踏まえ、平成27年度までの奄美市事業実施計画及び財政健全化計画や定員適正化計画、さらには組織機構の基本的方針を策定したところです。今後とも、行財政改革の枠にとどまらない大胆な改革に向け、官民の役割分担、公共サービスの受益と負担、補助金や給付事業の在り方など聖域を設けずに引き続き議論してまいります。

まずは、改革の三つの柱の一つであります市役所の改革では、昨年度に引き続き人件費の削減を行うこととし、市長及び副市長など特別職の給料の減額を継続実施するところといたしております。また、一般職員につきましても、引き続き給料の削減を行うこととしております。職員の定員適正化につきましては、国が示す指針に基づき集中改革プランの期限年度平成21年度までに約670名、5.7パーセント程度に、行政改革実施計画に基づき10年後、平成27年度までの目標を約500人、30パーセント程度と設定し、適正規模に配慮しつつ人件費の抑制に努めたいと考えております。

一方、歳入の確保といたしましては、収納率向上に向けた体制強化に努めるとともに、広報紙、ホー

ムページ、公共施設等の企業広告掲載などの広告収入やネーミングライツ、命名権の導入など歳入増へ取組を推進してまいります。また、組織機構につきましては、直面する大量退職者に備えた組織の統廃合、再編が急務であり、今年度はその見直し作業に着手したいと考えております。

入札制度につきましては、昨年度統一いたしました工種別格付け及び金額を踏まえ、地域経済への影響を考慮しながら、可能な限り一般競争入札制度の導入に努めてまいります。

改革の2点目の市民サービスの改革では、引き続き指定管理者制度の導入を推進するとともに、事務事業全般の総点検を実施し、各種施設や事務事業を含めた民間委託などの可能性を検討いたします。また、各種事務事業の推進にあたっては、計画、実施、検証、見直しを体系化したPDCAサイクルによる進行管理体制を強化し、効果的・効率的な政策決定、政策形成が図られるよう取り組んでまいります。

改革の3点目は、住民と行政の共生・協働力による改革です。まず、共生・協働の地域づくりに向けては、基本的な方針であります自助、互助、公助の啓発浸透に努め、地域コミュニティの育成を図ってまいります。そのために、昨年度に引き続き合併まちづくり基金を活用し、コミュニティの拠点となる集会施設の改修や公共施設の住民開放、複合利用による場の整備を推進してまいります。また、昨年認定された一集落1ブランドの推進については、認定集落への担当職員の配置やホームページの作成など、全庁体制でブランドのPR、商品化などを支援し、集落の活性化を図ってまいります。今年度は、引き続き第2回目のブランド申請を受け付け、本事業に参加する集落等の拡大を図り、奄美市全域で共生・協働の地域づくりの機運が高まるよう努めてまいります。

次に、共生・協働のパートナーとなる地域の町内会・自治会、集落やNPO等との連携につきましては、協働になじむ事業の掘り起こしや選定作業に努めて、各種団体とのネットワーク形成に取り組んでまいります。また、鹿児島県からの権限移譲を受け、NPO法人の設立認証、届出の処理などを行うとともに、NPO等を対象とした国・県・財団法人などの助成事業の周知広報に努め、積極的に支援してまいります。出前講座の開催につきましては、オーダーメイド方式により住民要望に柔軟に対応しながら、引き続き多様なニーズに応えてまいります。

地域情報化の推進につきましては、近年の高度情報化の進展に対応するため、昨年度に引き続き電子自治体の構築、情報通信産業の振興に向けた情報化に取り組んでまいります。昨年度整備いたしました光ケーブル網等を活用し、福祉・産業・防災など各種行政情報の円滑な提供や光ケーブルの利用促進などに向けた検討を行い、地域産業の活性化、さらなる市民生活の利便性向上に努めてまいります。さらに、IP電話の導入により、使用料の軽減を図るとともに、公共施設間の内線機能の強化と外線、市民等の問い合わせなどに対する本庁及び総合支所間での転送機能の充実化を図り、市民サービスの向上に取り組んでまいります。また、戸籍電算化システムの本格的な稼働に向けた取組も進め、戸籍事務の効率化と謄本・抄本等の発行の迅速化を図り、市民サービスの向上に努めます。

男女共同参画社会の実現に向けては、専門の担当職員を配置し、各部及び各総合支所に配置されております男女共同参画推進担当と連携を図りながら、男女共同参画プラン21の策定に取り組むとともに、男女共同参画あまみ女性会議の活動を積極的に支援してまいります。

ここまで、本市の主要施策を申し述べさせていただきましたが、続いて、これらの主要施策の推進にあたり編成いたしました平成20年度予算案の概要について説明をいたします。

平成20年度予算案については、国の予算は基本方針2006、及び基本方針2007に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる希望と安心の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととされております。その配分にあたっては、活力ある経済社会の実現、地方の自立と再生及び国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に施策を集中するとともに、民間活力の活用による効率化、公共サービスの合理化・効率化を織り込むことなど、昨年12月19日に閣議了解された平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度に則り編成されております。また、地方財政については、国税収入の伸びが鈍化するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として大幅な財源不足が見込まれるため歳出を見直し、定員の削減や給料構造改革などによる給料関係経費の抑制や地方単独事業費の抑制を通じて行財政計画の規

模の抑制に努めることとしております。その中で、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策の充実に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税総額及び地方一般財源総額を確保することを基本に、所要の措置が講じられることとされました。そのため、国が示した平成20年度の地方財政計画は対前年度で0.3パーセントの増額、地方交付税については対前年度で1.3パーセントの増額、地方債計画では普通会計債ベースで対前年度0.5パーセントの減額が示されたところです。その中で、市町村分の臨時財政対策債は6.3パーセントの減額、辺地及び過疎対策事業債は3.0パーセントの減額、合併特例債は増減なしとなっております。このような状況を踏まえて、平成20年度奄美市当初予算につきましては、先に作成いたしました事業実施計画及び財政健全化計画に基づき、緊急度の高い事業への重点配分を念頭に、行政改革と市民との共生・協働の地域づくりを目指した予算編成といたしましたところであります。

まず、議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算につきましては、275億6,946万2,000円となり、対前年度の当初予算に対しマイナス3.2パーセント、9億2,110万9,000円の減額となっております。主な特徴といたしましては、投資的経費は対前年度マイナス21.8パーセント、9億9,585万円の減額、義務的経費のうち扶助費は対前年度2.3パーセント、1億5,657万7,000円の増額、公債費は対前年度0.8パーセント、3,214万3,000円の増額、人件費は対前年度マイナス1.4パーセント、7,635万1,000円の減額であります。

次に、議案第13号から27号の各特別会計予算及び企業会計予算について御説明をいたします。

まず、議案第13号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、63億3,987万9,000円、対前年度0.2パーセントの増額となっております。

議案第14号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算につきましては、2億3,678万7,000円、対前年度24.7パーセントの減額となっております。この主な要因は、院外処方箋の実施によるものです。

議案第15号 平成20年度奄美市老人保健医療特別会計につきましては、4億7,846万8,000円、対前年度90.9パーセントの減額となっております。この主な要因は、奄美市後期高齢者医療特別会計の創設により、制度が移行することによるものであります。

平成20年度から新たな特別会計予算である議案第16号 平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、4億2,722万5,000円となっております。

議案第17号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計予算につきましては、44億5,408万6,000円、対前年度1.3パーセントの増額となっております。

議案第18号 平成20年度奄美市訪問介護特別会計予算につきましては、2,542万円、対前年度3.9パーセントの減額となっております。

議案第19号 平成20年度奄美市笠寿園特別会計予算につきましては、2億400万1,000円、対前年度6.7パーセントの減額となっております。

議案第20号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計予算につきましては、23億7,512万円、対前年度24.8パーセントの増額となっております。この主な要因は、補償金免除繰上償還に伴うものであります。

議案第21号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、6億4,303万6,000円、対前年度6.3パーセントの増額となっております。

議案第22号 平成20年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、3,844万円、対前年度2.0パーセントの減額となっております。

議案第23号 平成20年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算につきましては、3,022万円、対前年度1.3パーセントの増額となっております。

議案第24号 平成20年度奄美市と蓄場特別会計予算につきましては、638万8,000円、対前年度5.1パーセントの増額となっております。

議案第25号 平成20年度奄美市交通災害特別会計予算につきましては、864万円、対前年度1.

0パーセントの減額となっております。

議案第26号 平成20年度奄美市簡易水道事業特別会計予算につきましては、6億2,057万1,000円、対前年度25.6パーセント増額となっております。この主な要因は、住用地区簡易水道再編事業の開始及び補償金免除繰上償還に伴うものであります。

議案第27号 平成20年度奄美市水道事業会計予算につきましては、16億2,732万8,000円、対前年度36.3パーセントの増額となっております。この主な要因は、補償金免除繰上償還に伴うものでございます。

各特別会計予算及び企業会計予算の合計は、175億1,560万9,000円、対前年度の当初予算に対し、マイナス15.9パーセント、33億1,295万円の減額となっております。

また、一般会計予算、特別会予算及び企業会計予算を合わせた予算総額は、450億8,507万1,000円で、対前年度の当初予算に対しマイナス8.6パーセント、42億3,405万9,000円の減額となっております。

以上、市政運営に対する基本的な姿勢並びに平成20年度における重点施策、予算編成の概要を申し上げます。

この2年間、飛び地という全国でもまれな合併ではありましたが、大きな混乱もなく危機的な財政状況の中にあっても計画的に行財政運営が進められておりますのは、合併による施策の統一は緩やかに、市民の一体感の醸成は速やかにとの理念の確かな実践の証でもあります。

さて、昨年私が大変感銘を受けたことの一つに、夏の甲子園で活躍した佐賀県立佐賀北高校の野球部のエピソードがあります。彼らは前年度県大会予選で初戦敗退の成績だったそうです。その後、部室に掲げられ彼らを勇気づけたのが、神様は決してピンチだけをお与えにならない。ピンチの裏側に必ずピンチと同じ大きさのチャンスを用意して下さっているという、詩人山本よしきさんの詩の一節であります。この言葉を一人ひとりが信じて努力を続けてきた結果、全国制覇という大きな夢を叶えました。私は、この高校球児たちのあきらめず、ひたむきに挑戦する姿に感動し、改めて信じる力の大切さと意義に学ぶことができました。

行財政改革を進めながら地域活性化を図らなければならないという難しい舵取りを迫られてはおりますが、ピンチの裏には必ずチャンスがある、このことを政治信条として、活力ある奄美市の実現に向け職員の英知と意欲を結集し、今後とも一丸となって施政を推進してまいり所存であります。なお、各章の施策、事業の詳細については、別途作成いたしました平成20年度の主要施策、事業の概要に掲載しておりますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

引き続き、議案第28号から議案第39号までの提案理由を御説明いたします。

議案第28号 奄美市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、当該制度に係わる事業について一般会計から分離して収支経理を行うために、奄美市後期高齢者医療制度特別会計を設置することから、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第29号 奄美市介護給付費支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当該基金の処分は保険給付事業に限られていたものを地域支援事業が実施されたことに伴い当該事業費の財源不足にも対応できるよう、所要の規定の整備を図ろうとするものです。

議案第30号 奄美市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、他市町村または指定管理者の各施設の自動販売機の使用料との不均衡を是正するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第31号 奄美市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第32号 奄美市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、し尿処理場施設の移転、下水道整備による対象世帯の減少等に伴い、し尿処理手数料の適正化を図るため、所要の規定を整備するものであります。

議案第 33 号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、療養の給付に係わる被保険者の区分及び一部負担金の負担割合を改めるため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第 34 号 奄美市後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、奄美市が行う事務につき新たな条例の制定を行うものです。

議案第 35 号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、税制改正の影響により介護保険料の保険料が大幅に上昇する市民について平成 20 年度の保険料の激変緩和を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

議案第 36 号 奄美市土地改良事業分担金徴収条例の制定につきましては、合併後の調整を行い、旧 3 市町村の暫定施行条例を廃止し、新たに条例の制定を行うものであります。

議案第 37 号 奄美市有機農業支援センターの指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として奄美市土地改良区を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号 奄美市農林水産物直売所の指定管理者の指定につきましては、当該公の施設の指定管理者として奄美市農林水産物直売所運営協議会を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号 建物の譲与につきましては、奄美市立養護老人ホーム事業運営を大島郡医師会が設立する社会福祉法人に移管することに伴い、当該建物を同社会福祉法人に譲与するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 28 号から議案第 39 号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決して下さいますようお願いをいたします。どうもありがとうございます。

議長（伊東隆吉君） 以上で市長の新年度に臨む施政方針、並びに各会計予算、その他各議案等に対する提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

報告書整理及び議案等調査のため、明日 2 月 26 日から 2 月 28 日まで休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日 2 月 26 日から 2 月 28 日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

2 月 29 日、午前 9 時 30 分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前 10 時 45 分）

2月29日(3日目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町 地域自治区長	森米勝君	笠利町 地域自治区長	朝山三千丸君
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	介護保険課長	重野照明君
福祉事務所長	大井進良君	産業振興部長	赤近善治君
農林振興課参事	熊本三夫君	建設部長	平豊和君
土木課長	東正英君	教育部長	重田茂之君
文化課長	重久春光君	代表監査委員	久野勝彌君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼 調査係長事務取	山崎實忠君
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程はお手元に配付してあります日程第2号を予定しております。日程に入ります。日程第1，議案第1号から議案第11号までの11件について一括して議題といたします。本案に対する各委員長の審査報告を求めます。最初に，厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長（向井俊夫君） おはようございます。厚生委員会は2月21日の1日間開会し，慎重に審査をさせていただきました。去る2月20日の本会議におきまして，当委員会に付託されました議案第1号から議案第4号についての4件の主な質疑についての審査結果を報告いたします。

議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）について。まず，インフルエンザ，笠利の薬剤散布についての質疑がございました。次に，特別障害者手当費1，298万円のマイナスは18年度実績より多めに組んだとのことで減額。高齢者等住宅改造推進事業助成金は，介護保険で20万円まで，オーバーする分は県独自の制度で100万円までできるが，年に2件から3件の申請であるとのことでございます。ほかに老人クラブの運営補助金，笠利の出産祝い金，緊急通報システム設置事業の質疑がございましたが，この際省略いたします。

議案第2号 平成19年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを報告いたします。滞納繰越は6億7，000万円であるが，5年という時効で不納欠損処理ができるが，これから積極的に滞納繰越分の時効執行停止を図りたいと考えているとのことであります。また，20年度からの調整交付金は現年度分と滞納繰越分を合わせた徴収率で判断するという形に国の方針が変わるということであり，滞納，繰越分の圧縮が今後の課題ということでございます。

議案第3号 平成19年度奄美市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）についてを御報告します。この議案については，特に質疑はございませんでした。

議案第4号 平成19年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを御報告します。対象者の65歳以上の1号被保険者は1万1，800人で，その中認定者は2，880名とのことでございます。

これらの4件の議案につきましては，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で厚生委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えをしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 次に，産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（与 勝広君） おはようございます。産業経済委員会の審査報告をいたします。産業経済委員会は，2月の21日，午前9時30分から開会され，6人委員出席のもと慎重にかつ活発なる審査が行われました。産業経済委員会に付託されました議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）中関係事項分を審査いたしました。この議案につきましては，お手元に配付してあります産業経済委員会審査報告書のとおり原案のとおり全会一致にて可決すべきものと決しました。以下，審査の内容について御報告をさせていただきます。

当局より農地流動化について農業委員会費19節負担金及び交付金の増額についての補足説明に対し，委員からどれだけの期間での契約で，どれだけの助成なのかという質疑に対しまして，当局は笠利地区においては6年以上の契約で，農地の貸し借りを行った貸し手に対して1反当たり4，000円，再契

約の場合1反当たり2,000円助成するとのことでありました。委員から引き続き農地の貸し借り、農業委員会の選挙人名簿、農地パトロール、営農指導センターの体制と研修生の受入れと取組等についての質疑がありましたが、この際、省略いたします。

7款商工費の19節負担金補助及び交付金の地域情報通信基盤整備推進事業費の補助金6,490万円の減額につきましては、名瀬中継局のデジタル整備を行う事業費で、国・県の負担分補助金であります。名瀬中継局は当初NHKと民間放送事業者が個別に整備する計画であったが、民間放送事業者の名瀬中継局にNHKが共有することにより、民間事業者が負担する事業費が減額となったとのことであり、これに伴い補正金額を減額したとのことでありました。また、地域情報通信基盤整備推進事業費の繰越明許費については、年度途中でNHKとの中継局共用案が検討されたことで、民間事業者が行う国・県との諸手続に時間を要し、工事着手が遅れたことにより年度内完工が困難になったため、繰越をするとのことでありました。委員から、NHKが途中から共用することは分からなかったのか等の質疑がありました。この際、省略いたします。

7款4目日本場大島紬振興費についての質疑は、大島紬が毎月減反しているが現状をどう認識し、どう考えているのか。また、洋装化が進んでいる状況で大島紬に関する実態調査など、どのような状況になっているのか。また、調査の方法についての質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

また、7款6目のスポーツアイランド戦略推進費、19節負担金補助及び交付金の50万円について委員から、使う目的等について質疑がありましたが、その他、委員の活発なる質疑、議論がなされましたが、この際、省略させていただきます。

以上、産業経済委員会に付託されました平成19年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中、関係事項分についての審査結果の報告を終わりますが、御質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長(伊東隆吉君) 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長(渡 京一君) おはようございます。それでは、文教委員会に付託されました議案第1号平成19年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中、関係事項の審査結果について御報告いたします。この議案につきましては、お手元に配付してあります文教委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第1号平成19年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中、関係事項分については、当局の補足説明のあと委員より、学校給食運営において、現在の物価高に対する影響が出ていないかとの質疑がありました。当局より、学校給食の給食物資は学校給食会を通じて食材は各学校や給食センターに納入されており、年度当初で品物の単価が決まっているため、この年度の影響額は無いと思う。また、今後は影響が出てくるのではないかという懸念はしているとの答弁がございました。

次に、今問題になっている中国産の冷凍食品について質疑があり、当局はテレビで問題になっている冷凍食品を扱っている学校は奄美市にはないとの答弁でございます。

次に、教職員住宅管理費の知根小学校教職員住宅整備事業の場所、所帯数、状況等について質疑があり、場所は知名瀬1棟2戸の上下の居住分離となっており、工事はまだ完成していないとの答弁がありました。ほかにも質疑がありましたが省略いたします。

以上をもちまして文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお、質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長(伊東隆吉君) 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長(栄 勝正君) おはようございます。総務建設委員会は去る2月22日午前9時30分開会され、熱心な議論が成されました。

以下、総務建設委員会に付託されました議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中、関係事項について、他7件につきまして審査の結果報告をいたします。これら8件の議案につきましては、お手元に配付してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について議案審査の順にしたがって御報告をいたします。

議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算(第4号)中、関係事項についてであります。当局より補足説明があり、議会費の2,317万円の減額補正は、当初予算で在任期間の11月19日まで43名分を計上してありましたが議員の辞職により議員数が減になったことと、旧名瀬市議の報酬の10パーセント、旧住用、笠利議員の5パーセント支給減などによるもの。

18ページ、13節委託料61万8,000円は、防災行政無線免許管理業務の免許の更新期限が5月になっておりましたが、年度内に申請手続きをするもの。

17ページ、8節報償費64万5,000円は係争中であつた笠利町の中金久宗教法人カトリック奄美大島フランシスコ修道会との土地所有権登記手続請求事件が和解したため減額したものの。

14ページ、不動産売却収入1,367万3,000円は、住用町摺勝地区の土地売却が見込めなくなったため、1,944万円の減額分と、これまで未収の土地売却金405万5,045円、平田市営住宅敷地分50万6,000円を受入計上したものの。

11節需用費の印刷製本費250万円の減額は、電算システムに関連する各種帳簿等の発注について可能な限り一括発注して減額が見込まれるもの。

21ページ、1目水道事業費28節繰出金223万円の減額は、笠利総合支所の西部地区簡易水道再編事業費の確定によるもの。

24ページ、2目道路新設改良費の560万円の減額は、住用地区の岸畑線の事業費の確定によるもの。

3目臨時地方道整備事業費の1,815万円の減額は、住用地区と笠利地区で計画していた側溝等の整備が補助率2分の1で採択されたため減額するもの。

他に各種繰越明許費の説明がありました。

6ページ、5項小俣線街路交付金事業754万6,000円は、権利者との交渉難航に契約が困難になり繰り越すもの。末広・港土地区画整理事業15億5,980万円は、地権者との交渉などに時間を要するための繰り越すもの。

26ページ、住宅管理費249万3,000円の減は、火災報知器設置等の入札執行残266万3,000円の減と山間地区の雨漏れ修繕料17万円の増によるもの。

委員から株券の件、イントラネットのメリットの広報の件、摺勝地区の土地売却、弁護士の謝礼金、電子入札の件、末広・港土地区画整理事業の繰り越しの理由などの多くの質疑がありました。

次に、議案第5号 平成19年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第6号 平成19年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第7号 平成19年度奄美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、当局より補足説明があり、議案第5号の繰越明許費4,996万2,000円は、笠利地区の須野辺留集落の県道改良工事の污水管路の見直しによるもの。議案第6号繰越明許費9,010万円は宇宿地区の相続人の連絡が取れなかったためのもの。第7号繰越明許費は、笠利地区の西部簡易水道事業の電気設備について、九州電力と架空線の責任分担の区分に年度内の完成が見込めないもので、1億1,505万5,000円を繰り越すものと、住用地区での道路改良工事が年度内の完成が見込めない300万円を繰り越すものです。委員から、公共下水道の笠利地区での今後の計画、市の側の検査の体制、詳細な検査の件、九電との協議の件、簡易水道の今後の方針、起債の件などの質疑がありました。

次に、議案第8号 奄美市名誉市民条例の制定について、議案第9号 奄美市簡易水道事業設置条例及び奄美市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 建設工事委託協定の変更について、議案第11号 町の区域の設定及び変更については特段の質疑はありませんでした。

以上をもちまして、総務建設委員会における議案審査の報告を終わります。なお、質疑がありましたら他の委員の御協力を得て答弁したいと思います。

議長（伊東隆吉君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

5番（戸内恭次君） おはようございます。先ほど総務建設委員長より報告がございました。その第1号議案の中ですね、6ページ、8款土木費5項都市計画費の中の末広・港土地区画整理事業関連15億5,980万円の繰越明許費の説明がございました。続いて、16ページ、1項20款4目合併特例事業債2節土地区画整理事業4億7,440万円、6目土木債4節2,560万円。私は末広・港土地区画整理事業について反対をする立場から、この議案に対して反対討論をさせていただきます。

末広・港土地区画整理事業は、御存知のとおり長年にわたって業務をされております。そして多くの意見がまとまったということで、この事業が決定をされておりますが、しかし、私たちの商業者地域に私も住むわけですが、事業を営んでいるわけですけれども、その事業者たちの理解は得られていないのではないかと感じます。そもそも区画整理事業というものの目的は、その土地を有効に良好な宅地を造っていくというための事業だと思っております。道路がありますけれども車が通らない所ですとか、あるいは都市開発のために田畑を中心とした土地に区画整理事業をするのは分かります。その区画整理事業をすることによって、各土地を持っている方の2割、3割の土地をただでその事業主、今回の場合は奄美市にただで提供するわけでございます。自分の土地を削ってただで提供して、そうすることが土地の評価が高まるからこの事業に多くは賛成されるわけでございます。

今回の区画整理事業、末広・港土地区画整理事業というものは30年ないし40年前に名瀬の大火の後に区画整理事業が一度行われております。その時に地権者は、2割、3割の土地を提供して今のような区画の整った商店街ができたわけでございます。今回は、こうした一度区画整理事業をされた土地をさらに区画整理事業をして、かつては2割、3割地権者からいただいた土地を今度は1割くださいと、ただでくださいということを計画しているわけでございます。皆さんの土地が家・屋敷が行政から2割、3割ください、1割くださいと言われたときに、皆さんどうお考えになるでしょうか。この区画整理事業はこの事業を決定をした、いわゆる事業計画をし遂行する人たちに、そうした痛みが分かっているのだろうかと思われるようなところでこの計画が進められているというところに私はこの大きな隔たりがあると思っております。

そこで、この区画整理事業の性格というものは、そういう地権者にとって無理難題を強いることですよということです。区画整理事業をすることによって、現在の6メートルの末広通りが16メートルになります。そこで現在住んでいる人たちは、基本的にはこの道路の横のほうに押しやられていくわけです。3.3ヘクタールの全体の面積の中に16メートルの道路をとる。そしてこの住む人たちの面積を1割カットするわけですから、現在住んでいる土地がさらに狭くなる。そういうことで、本当に良好な住宅地を造るということになるのでしょうか。それともう一つは、商店街の皆さんが大変厳しい思いをすることです。この区画整理事業をすることによって、テナントの皆さん、借りて営業をやっていますが、この皆さんは大家さんが建物を取り壊した後に本当にもう一度同じような条件で商売が営まれるのかという不安を持っています。それに対しての補償は市はいたしません。公共事業いわゆるハード事業をやりますけれども、あとは大家さんとテナントの皆さんの話し合いによるということでございますから、この商店街で将来生活をし、人生を歩もうとしていた人たちが、こういう行政のやり方でそ

こを迫られて、ほかの場所に行って商売が本当にできるんだろうかという不安を持っているわけであり
ます。

この区画整理事業をもし元に戻す、あるいはゼロにする、あるいは中止する、そういうことをしたと
きに、この市役所が、あるいは私ども議員が、市長さんが生活にお困りですか。ところがこの区画整理
事業をやることによって、自分の生計を立てられなくなる、生活ができなくなる、場合によってはこの
奄美を出て行かなければならなくなる、そういう困る人が出てくるわけであります。行政の役割は、本
当は市民を助け、業者育成をし、人口を増やし、そうするのが行政の役割ではないでしょうか。かねが
ねから私は住民運動の立場で訴えてまいりましたけれども、皆さんになかなかこの声を届けることがで
きなかつたわけでありますが、この機会を利用させてもらいましたが、区画整理事業というのは本当に
痛みが伴うんですよ。そこをもっと自分の立場で考えていただけたらなあと思います。私も当事者とし
て本当にひしひしとそのことを考えるが故に、こういう場で声を大きくしているわけでございますけれ
ども、どうかこのまちに住む人たちが、このまま暮らしていけるように、活性化はもっと別に考えるこ
とができると思います。このまちに住む人たちが将来設計が立てられるように力を貸してください。私
は、いま不安がっている商店街の皆さんの気持ちを考えたときに、訴えざるを得ないと思っております。

この計画を遂行する、しない、これは市議会議員の皆さんの意思一つであります。市長さんは確かに
提案はいたします。しかし、この計画が駄目であれば否決することができるわけであります。正に市民
の将来は、人生は、この市議会議員私たちの手に委ねられていると言っても過言ではないと思いま
す。大変厳しい選択を私たちは迫られていると思います。繰越金が15億円、そしてまた借入れが5億円、
20億円の予算が費やされるわけであります。特例債はこの商店街のために使っているのでしょうか。
特例債をこの商店街のために使って、観光客が増えるのでしょうか。人口が増えるのでしょうか。むし
ろ笠利、住用の農家を育成するための資金に使ったら、その資金は再生産をし、むしろ商店街にお客さ
んを呼び込むと、そういうものに使えるのではないのでしょうか。是非、この区画整理事業をもう一回考
え直して、大変な事業を私たちは抱えているんだということを訴えたいと思います。

前回、私は市長さん、副市長さんに、あなたは一体どういう、この皆さんは犠牲を払うけれども、ど
ういう犠牲を払うんですかと言いましたら、よく分かっていただけなかったようではありますが、今日
はお分かりいただけかと思えます。自分の人生がどうなるか不安を持っている市民がいるんだと。行政
は助けなくてはならないのに、むしろ殺そうとしているかもしれない。正に生か死か。その選択を私た
ちは担っているということを是非お考えいただきたいと思えます。そういう意味で今回の議案は否決し
ていただいて、そして区画整理事業については再度検討いただいて上程をしていただければなあと希望
いたしておりますが、皆さん是非真剣に、市民が大変な思いをしているということをお考えいただいて、
議論あるいは結論を出していただきたいと思えます。どうか賢明な皆さんの良識ある判断をお願い申し
上げまして反対討論といたします。どうもありがとうございました。第1号議案でございます。

議長（伊東隆吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は、これを分割して行います。

まず、議案第1号 平成19年度奄美市一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。
委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号を除くその他の議案10件を一括して採決いたします。

この10件に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであるとするものであります。

各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第11号までの10件については委員長報告のとおり、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

議長(伊東隆吉君) 日程第2, 請願第4号 ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所奄美和光園の存続, 医療・福祉の充実を求める請願を議題といたします。

本案に対する厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長(向井俊夫君) 御報告申し上げます。厚生委員会は2月21日, 1日間開会し, 慎重に審査をさせていただきました。去る2月20日の本会議におきまして, 当委員会に付託されました請願第4号についての審査結果を報告いたします。この議案につきましては, お手元に配付いたしました審査報告書のとおり, 採択すべきものと決しております。

請願第4号 ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所奄美和光園の存続, 医療・福祉の充実を求める請願であります。請願者は, 名瀬和光町1700, 国立療養所奄美和光園入所者自治会長山田 祥さんであります。

請願事項は, 1つ, ハンセン病問題基本法(仮称)を制定すること。2つ, 国会決議に基づき, ハンセン病療養所の医療・福祉・看護・介護体制の強化を図ること。3つ, ハンセン病療養所を統廃合せず, 入所者・職員・地元住民などの関係者の意見を尊重し, 地域や国民のための医療, 介護施設棟として広く開放すること。4つ, ハンセン病の歴史や正しい理解を広める啓発活動を積極的に進めること。5つ, 奄美和光園に国立長寿検証センター(仮称)を新設・併設するよう御尽力いただくこと。

請願第4号については, 慎重審査の結果, 全会一致により採択すべきものと決定しました。

なお, この請願第4号につきましては, 採択と決した場合につきましては, 後刻意見書の提出を予定しておりますので, よろしくお願いします。

以上で請願第4号の審査報告を終わりますが, 御質疑がございましたら他の委員の御協力を得てお答えしたいと思います。

議長(伊東隆吉君) これから, 委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって, 請願第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(伊東隆吉君) 日程第3, 議案第45号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所奄美和光園の存続, 医療・福祉の充実を求める意見書の提出についてを議論といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第45号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病奄美療養所奄美和光園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長（伊東隆吉君） 日程第4，財政健全化に対する特別委員会の報告があります。

財政健全化に対する特別委員長（平 敬司君） 財政健全化に対する特別委員会の報告を行います。

奄美市の財政は、大変厳しい状況下にあり、緊急不可欠な課題であります。これまで議会では、この状況を早期に改善するために問題点の指摘や提言を行ってまいりましたが、合併後も財政は厳しい状況が続いており、依然として健全化へ向けて改善しなければなりません。議会としても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の成立を受け策定された、奄美市事業実施計画及び財政健全化計画について特別委員会を設置し、その内容について論議し、この厳しい財政状況を打破するために、以下のような提言をまとめました。

本委員会は、設置後平成20年1月18日（金曜）を初回として、平成20年2月15日（金曜）の最終回まで、計5回開催をいたしました。

財政健全化に対する基本的な考えであります。これまでの財政健全性を判断してきた指標を、不透明な財政状況を早急に把握し、改善対策を講じるための四つの指標、1. 実質赤字比率、2. 連結実質赤字比率、3. 実質公債費比率、4. 将来負担比率について、19年度決算に基づく数値を公表し、健全な財政計画の早期是正制度を導入するものです。

まず、議員定数についてであります。議会自らが財政健全化へ向け削減する方向で取り組まなければならないと一致し、そのほか人件費、建設事業、産業経済の振興等、市民への提言と奄美市の将来像について論議しました。

以下、その論議した主な内容につきまして御報告いたします。

1. 人件費について。 議員定数。市議会議員の議員定数については、今後4年間の人口動態を把握しながら、次期改選までに最低2名削減する方向で検討をする。特別職の在り方、退職金。特別職の退職金については、削減するよう検討をすること。現在2名の副市長は1名の方向で検討をすること。自治区長制度は廃止し、権限と責任を十分兼ね備えた職員を配置すること。 職員の給与。給与は職員

の意識改革，やる気の出る政策等を検討し，財政の効率化を図る。

2. 建設事業関係について。公共工事の在り方。公共工事は，行政主導でなくて地域の声を反映させながら，住民参画・参加のまちづくり，個性豊かなまちづくりの推進に努め，今後の見直しを含めて見直しを検討すること。住民の生活基盤，住民の福祉を整備し，効率的な工事を実施すること。起債枠については，一般会計29億円，特別会計9億円を維持すること。一般競争入札の導入。一般競争入札は条件付きで早急に導入へ向け取り組むこと。

3. 産業経済の振興について。農林水産業の振興。地域特性にあったサトウキビの増産と価格安定，果樹園芸の販路拡大。畜産等の農業振興を進め，機能の強化改革を図り，さらにターン，Uターンの受入対策を充実させ，地域の振興を推進する。計画性のある農地の確保ができるように，農地の流動化を推進し，経済生活基盤構築のため農地基盤整備事業を推進し，新規就農者の育成と農地の確保を推進する。商工・観光の振興。商店街の活性化を推進するため，プロジェクトチームなどを設立し，機構改革と住民の意識改革を図ること。商店街の空き店舗を地産地消の観点から，農産物の直売店として開放し，併せて巡回コミュニティバスの運行を実施し，商店街の活性化を図る。国際交流の推進を図り，特にアジア圏，日中友好協会，ハワイとの交流を促進し，インターネットやマスコミ等を有効に活用して，自然環境，食文化などの特性を活かした遺跡ツアーとか農業環境ツアーを推進し，観光産業の活性化を図る。奄美観光の特色を持つ特産品を生かし，特色ある観光施設（観光特区）の創設。以上，産業経済振興のため十分に予算配分をし，市民の所得向上を図ること。

4. 歳入の確保について。滞納金対策。滞納金の収納率向上に向け，各支所に収納対策室を設置し，各種滞納金の徴収強化を図り，歳入の確保に努める。新しい財源の確保。人口の増，税収の増へつながる施策（大型店舗，事業所への課税，徴収する外形標準課税等）並びに投資的事業等の導入などを検討すること。世界自然遺産基金，文化スポーツ基金等の寄附金条例の制定を検討し，全国規模で広報し，基金の拡大を図る。財産の有効処分。未利用市有財産の有効活用，売却処分，賃貸借による歳入の確保に努める。

5. 市民への提言。世界自然遺産登録，皆既日食などの広報活動について積極的に市民と協働で取組，実現に向けて努力する。市民清掃日の周知徹底と更なるごみの分別収集の徹底を図る。将来の人口増加に結びつき，安心して子どもを産み育てられ，若者が定着しやすいような住環境整備等の事業の推進を図る。子育てと教育の充実，実現に向けて学校地域での協働教育推進による伝統と文化の継承に努める。生涯学習，まちづくり都市宣言への取組を推進する。団塊の世代等の人材を有効活用して，商工，観光等のインフォメーション及び奄美の魅力を語れる人材育成事業の推進を図ること。将来的に奄美群島広域自治機構，「奄美群島自治特別区」の設立を目指し，その中で地域の特性を生かしたモデル的な事業の導入実施へ向け，議会，市民，行政の代表者で構成する「活性化プロジェクト委員会」等の組織の設置を検討し，奄美群島全体の活性化に取り組む。

以上が本特別委員会で論議された主な提言，提案等であります。今後の財政健全化取組の重点期間において，この本委員会の提言，提案がより多く盛り込まれ，確実に実行され，行政と議会，さらには全市民が一体となった財政健全化が実施されるよう期待し，報告といたします。

議長（伊東隆吉君） 報告はこれにてとどめます。

議長（伊東隆吉君） 日程第5，議案第44号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

22番（世門 光君） おはようございます。奄美興政会の世門でございます。議案第44号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

地形上，海に隔てられ，自動車交通に大きく依存している本市は，平成18年3月20日に1市2町

村が合併し、新奄美市として誕生し、新市のまちづくりを総合的かつ効率的に推進するためにも幹線道路の整備と生活道路である市道の整備を一層進める必要がある。現在、農林水産業や観光など地域の産業振興や救急医療、災害時における道路網の確保、子どもやお年寄りなどの歩行の安全性の確保などの観点から、幹線道路においては国道58号や県道佐仁赤木名線などの整備が、また市道においては地方道路交付金事業などにより伊津部勝名瀬勝小湊線、山間市線、赤木名笠利線等の整備を進めているが、国・県道をはじめ市道に至るまで整備がまだ遅れている状況であり、早急な整備と仮称有良大熊バイパスや仮称三儀山バイパスの早期着手が求められています。

このような中、国会においては、平成20年3月末で期限が切れる道路特定財源諸税の暫定税率などの時限措置が大きな論議となっているが、仮に延長されない場合は本市の税収が大幅に減少するだけでなく、地方道路整備臨時交付金制度が廃止となり、道路の整備は大幅に遅れ、来年度の道路工事に及び道路維持管理補修などの予算編成にも大きな支障を来すことはもとより、何よりも財政が危機的状況に直面することとなります。道路整備が遅れている本市においては、広域化の対応と市町村合併の効果を高めるにも道路整備の必要性が一層高まっており、道路特定財源の制度改正の内容によっては、住民生活に密接な関係する道路や本市にとって真に必要な道路整備がさらに遅れることを危惧しているところがあります。よって、政府におかれましては、地方の道路整備の促進の重要性を深く認識され、下記の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

一つ、道路の着実な整備推進を図るため、租税特別措置法等の改正を年度内に確実にを行い、道路特定財源関係諸税の暫定税率を維持するとともに、道路整備及び維持管理のために財源として安定的に確保すること。

二つ、地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに、社会資本の遅れている地方への重点配分及び地方の道路財源を確保すること。

以上、提案理由を申し上げますが、本市の道路整備はまだまだ道半ばでございます。議員の皆様方の御理解をいただきまして、何とぞ意見書の提出に御賛同いただきますようお願いを申し上げます提案理由の説明といたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に反対者の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） こんにちは。私はただいま提案されました議案第44号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出について、反対する立場から討論をいたします。私は日本共産党の三島 照です。

この意見書は地域の生活道路の整備、必要性を述べ、道路特定財源の維持を求める内容となっておりますが、私たちは毎年5兆円を超える道路関係諸税による道路特定財源が自動的に入ることにより際限なく無駄な道路、高速道路を造り続ける、このシステムを残すのか、この機会に断ち切るのかが、この問題の核心だと言われています。テレビや新聞でもたびたび報道されています。その中では、先日も放送されましたけれども、20年前に着工して約540億円もの税金を投入し、いまだに完成が見込めない。ましてや冬の時期には車も一切通れない北海道の日高横断高速道路の問題がテレビで報道されています。これを完成させようと思えば、まだこれから5年、10年かかって約380億円を追加しなければならない。しかし、冬になれば人が通れない、車も走れない、タクシーの運転手も地元の人もそういうことをテレビでも発言されています。そういう点では、なぜこの機会に断ち切るべきかということでは、

私はこの問題は一般財源にすれば地方のさっき言われた道路、生活、社会補償、教育、そういったところに自由に市長の権限で回せる。だから真に必要な道路整備であれば、そこに使えばいいことです。

実は一般財源化の問題は、政府の方針にもなっています。骨太方針の2001では、税収の用途を特定することは資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招く傾向があることから、その在り方を見直すとこのような方針を掲げました。また、2006年成立の行政改革推進法で一般財源化を図ることを前提と明記しました。そしてこの間のテレビ討論の中でも例えば冬柴国交省は道路を造るためには長い時間と巨額の資金が必要、だから安定財源が必要だと7日の衆議院予算委員会で答弁しています。しかし、政府は河川や港湾、空港などの公共事業について2002年総額を決めた長期計画は資源配分を硬直化するものであるということで廃止をされています。また、暫定税率はオイルショック後の1974年に税収の低下が予想されたことから、道路財源の充実を理由にガソリン税などに導入され、差し当たり2年間の暫定措置とされたものです。この暫定税率は、その後の無駄な道路づくりを加速する役割を果たしてきました。今国会に提出されている道路整備財源特例法改正案は、余った税収を一般財源に回せるとしながらも、一般財源化した分は計算上、次の年度の道路財源の一部になり、翌年度の道路整備にあてなければならないものです。

日本共産党は、道路特定財源の一般財源化を求めています。一般財源化というのは、使い道を道路整備に限っている道路特定財源を社会保障にも、教育にも、もちろん道路にも自由に使えるものです。もともと税金は、一般財源として使われるのが当たり前です。一般財源化すれば、地方の裁量で使うことができます。いろんな事業の必要性は、優先度をよく検討して、本当に必要な道路整備ならば、そこに使えばいいことです。政府与党が道路特定財源の根拠としているのが、道路の中期計画ですが、私たちは59兆円もの総額ありきの中期計画の撤回、高速道路建設など、大規模事業を一旦凍結をし、本当に必要なものかどうかの観点から事業を見直し、提出された意見書にもありますように、子どもの通学路や歩道の設置や道路のバリアフリー化や防災対策の道路整備など、私たちの生活に緊急に必要なところに優先的に予算を使うことに反対してはおりません。今回の意見書と同じように、地方自治体から三位一体の財政改革による財政の厳しさから暫定税率の維持を求める声もありますが、自治体の財政基盤を再建するために地方交付税の財源保障、調整機能を強化することが必要だということを述べまして、道路特定財源の存続を求める内容となっている今回の意見書の提出に反対をして討論を終わります。どうもありがとうございます。

議長（伊東隆吉君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

25番（与 勝広君） 公明党の与 勝広です。議案第44号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

1月の18日から通常国会が召集されており、この国会においては道路の特定財源、あるいは道路財源についての議論のまただ中でありますが、我が公明党は連立与党の一員としまして、我が党としてこの道路特定財源、暫定税率の中身については後ほど申し上げますけれども、今直ちに廃止ということにはいけないという立場に立って、賛成の立場に立って少し述べさせていただきたいと思います。少しお時間をいただきたいと思います。

まず、道路特定財源、暫定税率を語る前に、いま全国のどこの自治体においても緊縮財政、また行財政改革というのは喫緊の課題であることは皆様もよく御存知だと思います。その中で奄美市も例外ではなく、平成18年に合併をしまして、三つの財政の厳しい地域が合併をいたしました。当初予算において当初14億7,000万円余りの財源不足が生じておりました。基金から取り崩し補っておりました。18年の終わりごろには、その財源不足も約6億円余りとなりました。さらに平成20年度の当初予算の段階においては4億2,800万円という約10億円余りの減少をしております。これもひとえに行政の皆様方の日々たえまぬ努力と、また行財政改革の一環として、その道半ばという一つの結果の表れではないかと思っております。しかしながら、楽観視することは許されず、まだまだ緊張感をもって行

革に取り組んでいかなければいけないと思っております。

奄美市として出発したものの我が市は自主財源が大変乏しくて、またそれに輪を掛けて人口減少、そしてまた福祉的経費、いわゆる扶助費が年々増加の一途を辿っております。これは皆さんもよくおわかりだと思います。平成20年の予算の総額が、275億6,946万2,000円と出ておりますけれども、そのうち扶助費が25.2パーセント、金額にしますと70億円ですけれども、その毎年70億円という形に今後福祉的経費が増加していく傾向等にあります。そして、何と云っても国からの地方交付税でありますけれども、平成12年をピークに13年から17年の間、約20億円の減少となっております。18年は合併に伴って4億6,000万円の増額でありました。しかし、19年は約2億円の減少となっております。トータルしますと13年から17年までの間約18億円の減少となっております。

このような状況の中でいま国会で道路特定財源、また暫定税率の存続か廃止かという問題が議論でありますけれども、2008年度のこの暫定税率の予算額は、約5.4兆円と言われております。国が3.3兆円、地方が2.1兆円。その暫定税率が廃止されまると、国、地方合わせまして2兆6,000億円の税収の見込がなくなると言われております。地方は9,000億円。それでは我が市ではどのような影響になるかと申しますと、この道路特定財源、暫定税率を経由して入ってくる税収があります。例えば自動車重量譲与税、あるいは地方道路譲与税などが、かなり減額されまして1億4,500万円の減額となります。要するに、税収の見込がなくなります。ちなみに、本市の税収42億800万円の約3.4パーセントに該当する額であります。それだけではなく、この暫定税率が平成19年度までとなっておりますので、これが廃止されまると、このガソリン税の収入予算額の4分の1を財源としております地方道路交付金の需用費、これが4億1,000万円入ってこないという計算になります。合わせますと、5億5,500万円の見込がなくなると言われる計算になります。

皆さんも御存知のように、平成20年の歳入歳出の予算が提示されました。これはこの5億5,500万円を見込んでの計上であります。したがって、先ほどこの中でもありましたけれども、我が本市で進めている緊急地方道路整備事業、例えば小俣線の街路事業、あるいは笠利赤木名線、あるいは大川小湊線などが廃止になったり中断しなければいけない状況になることは必至であります。また、これらの事業については、長い間の地域住民の希望であり、そしてまた私たちの生活する上では欠かせない幹線道となるということも皆様には是非知っていただきたいと思っております。

ガソリン価格については、いま私たちはこのガソリン価格、またガソリンのそれにかかる税金は私たちは高いと思っておりますけれども、実際は例えば先進30か国、経済協力開発機構などの中でも我が国は6番目に低いとされています。ちなみにイギリスでガソリン1リットル当たりの価格は194円です。それに対する税率は149円。フランスで1リットル当たり176円、ガソリンの税率は133円。お隣の韓国でもガソリン価格は197円です。それに対する税率は111円です。我が国のガソリンの平均価格は大体155円前後だと思っております。奄美では170円台、180円台のところもあると思っております。しかしながら税率は、60円前後だと思っております。このように、今回の原油高騰というのは、あたかも道路特定財源、また暫定税率が原因であるかのように言われておりますけれども、これの直接の原因はアメリカのサブプライムローンにあると、このように本当の原因はそこにあるわけであります。

最後になりますけれども、我が党として、この道路特定財源の暫定税率等については、さまざまな角度で議論をしております。この衆議院の予算委員会におきましても、我が党の提案でこの道路特定財源の在り方、本当にこれまでのように道路特定財源として存続すべきなのか、あるいは一般財源化すべきなのか、あるいはこの暫定にしても昭和49年からもう34年以上も続いていると、本当にこれが暫定なのかという、こういった角度からさまざまな角度から議論をしていくために、この度国土交通省に道路特定財源の在り方の改革本部というのを立ち上げることが決定しております。このようにして党としても何とか石油高騰に多くの市民のニーズに応えるためにも頑張っております。

最後になりますけれども、例えば12月の25日に政府与党主導による緊急閣僚会議というのがありました。原油高騰緊急閣僚会議というのがありました。その中で、公明党の北川和夫幹事長が皆様のよく御存知のように、自動車のユーザーが強制加入しております自賠責保険の引下げを提案しました。こ

のにより、この4月の1日から自賠責の保険料なども引き下がることに決定しております。ちなみに全国平均で約24パーセントから28パーセント、奄美では10パーセントから15パーセントになっております。

以上、このように原油高騰に対するさまざまな取組をしながら、これからまた道路特定財源、暫定税率がどうあるべきなのかということも、これから議論をしながら行ってまいりたいと思いますので、是非皆様方の御理解を賜りたいと思います。議案第44号について、道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書については賛成という立場で討論をさせていただきました。

議長（伊東隆吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第44号 道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先については、議長に一任願います。

議長（伊東隆吉君） 日程第6、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は県内全市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員4人から構成されています。今回市議会議員区分に一人の欠員が生じたため、候補者受付の告示を行い、届け出を締め切ったところ2名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙の結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は26人です。

候補者名簿を配付いたさせます。

（候補者名簿配付）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

投票は単記無記名です。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

点呼に応じて順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に三島 照君及び戸内恭次君を指名します。両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票23票、無効投票3票。

有効投票のうち、庵 重人君 11票

中嶋敏子君 12票

以上のとおりです。

お諮りいたします。

議案等調査のため、明日3月1日から3月3日まで休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、あす3月1日から3月3日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

3月4日午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。(午前10時57分)

3月4日(4日目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町 地域自治区長	森米勝君	笠利町 地域自治区長	朝山三千丸君
総務部長	福山敏裕君	総務部参事	林康雄君
総務課長	川口智範君	財政課長	則敏光君
企画部長	塩崎博成君	企画調整課長	瀬木孝弘君
市民福祉部長	伊東鉄郎君	市民福祉部参事	川畑公男君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	環境対策課長	高野匡雄君
国民健康保険課長	福山治君	健康増進課長	大迫博史君
市民課長(住用)	浦口一弘君	保険福祉課長	満田英和君
福祉事務所長	大井進良君	福祉政策課長	桜田秀勝君

自立支援課長	小倉政浩君	産業振興部長	赤近善治君
商工水産課長	前里佐喜二郎君	紬観光課長	日高達明君
農林振興課長	小浜忠弘君	産業振興課長	吉卓男君
建設部長	平豊和君	都市整備課長	田中晃晶君
土木課長	東正英君	建築住宅課長	徳田照久君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君	学校教育課長	折田浩仁君
生涯学習課長	里中一彦君	地域教育課参事 (笠利)	大赦勇男君
農業委員会 事務局 長	勢田哲央君	水道課長	岡優雄君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼 調査係長事務取	山崎實忠君
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は、個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔・明瞭に行われますようあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

24番（大迫勝史君） 議場の皆様、おはようございます。平成20年第1回定例会一般質問の一番槍を努めさせていただきます公明党の大迫勝史でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、今月で合併から丸2年が経過いたします。奄美市としての合併効果につきましては、市民も議会もいまだ実感できていないものと思います。合併してよかったと誰もが思えるようにと市長も行政もよく口にされますが、何がどうなったら合併してよかったと思えるのか、それ自体が漠然としている感があります。市長並びに当局の皆様が、行財政改革、伝統産業の復興、新産業の創設、企業誘致、観光の発展、少子化対策、福祉の向上等、具体的な目標に向かって日々取り組まれているのは重々承知いたしておりますが、このうちの一つないし二つが具体的に成果が目に見えてこなければ、市民が奄美市になってよかったと、現実的に思うのは難しいのではないかと思います。大変厳しい地方の財政状況の中、行政、議会、そして住民参画の知恵と力を結集して頑張らなければいけない、後のない正念場に立っているとっております。

また国政に目を転じますと、2月29日の夜に2008年度予算案が税制関連法案とともに衆議院を通過し、30日以内に参議院が議決しない場合は予算案は自然成立いたしますが、暫定税率など自然成立規定のない税制関連法案は、ねじれ国会の中、今後の焦点となるもようです。当議会も過日意見書を採択いたしました。2月29日首都圏の首長による8都県市首脳会議の研究アピールや地方6団体など、すべての地方が道路特定財源維持の声の大合唱の中、その地方の声を聞かずに暫定税率廃止を主張する政党が私には理解できません。公明党は連立以来、国直轄の道路行政に対して入札改革などコスト削減に努め、単年度最高15兆円に上ったこともある道路予算を、去年は2分の1にあたる8兆円にまで縮小させました。公明党は道路整備を上回る税収は一般財源化し、真に必要な道路を見極めるとのスタンスの上で、暫定税率維持の方針ですが、政府与党の道路特定財源見直し案に暫定税率も含め、自動車関係諸税の在り方を総合的に検討するとの文言を入れさせました。自動車ユーザーに対する助成として、今年4月から自賠責保険の引下げを実施いたします。また2月6日に成立した国の2007年度補正予算におきましては、公明党の緊急要望で原油高で厳しい環境にある離島航路事業者補助金に17億円、漁業関係の支援基金として102億円や、中小企業の資金調達対策費なども盛り込まれましたことを申し添えさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

財政についてであります。暫定税率廃止及び道路特定財源の一般財源化へ向け、国会で議論が紛糾しております。衆参両院議長のあっせんにより、年度内に一定に結論を得るということで与野党が合意しています。しかし2月29日の野党3党の本会議欠席の中での強行採決に反発した野党代表は、両院

議長のおっせんはほごになったと発言し、混沌としています。もし、暫定税率が失効したならば、地方道路税1億4,500万円と揮発油税からの税込4分の1を交付する地方道路特定交付金4億1,000万円、合計5億5,500万円の財源がなくなる見込みと当局より聞いております。そうしますと施政方針の中で御説明の新規事業の促進や、継続事業の実施、さらに地方道路整備事業28路線の推進とか、その他数項目の道路整備事業が補助事業であります。このような積極的な施策が可能であるのか、制限との整合性について伺います。

次からは発言席にて質問を行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

建設部長（平 豊吉君） 御答弁申し上げます。

御承知のとおり今国会においては道路特定財源の暫定税率の在り方が大きな争点となっておりますが、本市においては先般議員の皆様方へ道路特定財源の暫定税率廃止に伴う影響について御説明申し上げたところでございます。仮に今年3月末で期限が切れる道路特定財源諸税の暫定税率などの時限措置が延長されない場合は、地方道路整備臨時交付金制度そのものが廃止となり、事業費の7割を財源とする国からの交付金がなくなることや、国庫補助事業においては道路財源であります補助金の半減により、事業そのものも半減する恐れがあることなどから、本市の道路整備計画に深刻な影響を及ぼすことは必至であります。具体的には伊津部勝・名瀬勝・小湊線や山間・市線、赤木名・笠利線などの地方道路整備臨時交付金事業対象の6路線のほか、国庫補助事業であります赤木名・土盛線や農道新設工事のための基盤整備促進事業など、多くの道路関係事業を来年度に計画いたしておりますが、暫定税率などの延長がない場合は地域住民が早期完成を望んでいる、これらの生活道路の整備に用いる財源が大幅に減少することになり、来年度以降の実施計画は根本的に見直さざるを得ないと思っております。従いまして、今後住民生活に密着した指導や農業振興に必要な農道などの道路関連事業を、計画的かつ積極的に推進するためには、道路特定財源の確保と暫定税率の維持が非常に重要であると認識しておりますので御理解をお願いいたします。

24番（大迫勝史君） 影響が大であるということで承りました。

昨今話題になっておりますおがみ山トンネルのことですが、160億の予定額の内訳として国費が8割、財源は道路特定財源、県が2割、道路特定財源と一般財源から支出するとあります。やはり同じように影響があると思っておりますが、暫定税率が失効した場合にこういう県・国の公費を含めたその他の奄振関連事業への影響はどうか、お尋ねいたします。

建設部長（平 豊吉君） 暫定税率が廃止された場合は国の道路財源が半減することにより、補助事業も半減する恐れがあることから、奄振事業であります国道58号おがみ山バイパスや県道佐仁・赤木名線などの幹線道路から日々の暮らしに必要な生活道路や農林業振興に必要な農林道、あるいは上下水道に至るまで、その整備は大幅に遅れ、地域住民が要望している事業の早期実現が極めて困難となることが予想されます。このことから暫定税率が廃止され、計画的な事業が推進できない場合は、農林水産物の安定供給や市場の拡大、新たな産業の振興や誘致、恵まれた奄美の自然を生かした観光産業の振興が図れないことなど、道路整備事業だけでなく、関連する奄振事業への影響も非常に大きいものと考えております。

24番（大迫勝史君） ほとんどの事業が前途に対して見込みがなくなるということらしいですが、財政当局にお聞きしたいんですが、この制度延長ありきでこの予算を組んで、これから予算審議も始まりますが、もしこの暫定税率が失効した場合のそういう予算的な対応はどうするつもりなのかお聞かせ願いたいと思います。

財政課長（則 敏光君） ただいま御質疑ございました道路特定財源の関連、歳入のほうでは20年度1億4,100万円ほど見込んでおります。交付金事業費のほうは5億300万円見込んでおります。その他道路特定財源に関連する事業費といたしまして、赤木名・土盛線、小俣街路線まちづくり交付金事業など、国道買収事業、その他いろいろございまして、そういったものとの関連ですべて道路特定財源が、もう全部実施される、継続されるものとしての前提での予算枠組みではございます。もし失効いたしましたら、これについてはどの程度国の、国からの事業費が削減されるかという、具体的な数値がまだ把握できません。究極的には交付金事業についてはほぼ全額なくなります。事業についてはおおむね半減化、そういった数字が把握次第、年度途中で変更という形をお願いすることになるかと思っております。

24番（大迫勝史君） 本当に暫定税率失効すれば、予算審議をして通過させても年度内変更があるということですが、事業とかいろいろ、大変なことだと思います。本当に今日の新聞でも民主党の国対委員長が国民生活に支障を来すのでなるべく年度内の話し合い解決をもっていきたいというふうに報道もありましたので、希望を持って見守りたいと思います。

次に、国保医療給付金の動向についてお伺いいたします。

一昨年タラソ奄美の竜宮がオープンしまして、昨年12月で1年が経過いたしました。市民の利用状況も活況を呈しております。ちまたでは効果について大変よい反響が聞こえてまいります。医療給付金に反映してくるのは、利用期間が丸1年経過して、翌年の20年度の決算まで待たないとはっきりした成果が数字には表れてこないと思いますが、現時点で中間的な効果が数字に表れていれば、希望的観測も含め教えていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 国保の医療給付金におけますタラソ施設の効果についての御質問でございますが、昨年11月にタラソ奄美の竜宮の御協力をいただきまして医療費の分析を実施いたしております。実施時のタラソ奄美の竜宮の会員が735名、うち国保加入者が292名となっております。その中から月8回以上または3か月で24回以上タラソ施設を利用する国保の被保険者のうち、同意をいただいた方78名の方を対象に、タラソ利用前の3か月、これは平成18年4月、5月、6月と、タラソ利用後の3か月、平成19年4月、5月、6月のレセプト内容について比較分析を行ったところでございます。その結果、約40パーセントにあたる14万7,854点が減少いたしております。医療費に換算いたしますと総医療費で147万8,540円、1人当たりで1万8,960円の削減効果が表れております。今回の分析につきましては、78名の方々に対する3か月の分析であること、また会員における国保加入者の割合が39.7パーセントと低い状況での分析ではございますが、削減率が大きいことから引き続き医療費分析等の実施に加えまして、これまで国保保健事業等で取り組んでまいりましたタラソ施設の利用促進を図ることで医療費の適正化につながるのではないかと期待をしているところでございます。

24番（大迫勝史君） ピフォーアフターがはっきり表れているということで、やっぱりこういう中間的な情報もですね、やはり市民に公開して、しっかり宣伝しておいていただきたいと思っております。

次は、タラソ関連のですね、将来的な展望、またビジョンをこれからのビジョンをお聞かせいただき、今後の利用促進に向けてのまたいろんな課題もあろうかと思っております。駐車場の問題とか、そういう具体的なですね、計画事業があればお聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君） タラソ奄美の竜宮につきましては、議員御指摘のとおり平成18年12月のオープン以来本年1月末時点で12万1,000人の来館客を記録しております。計画段階では初年度予想が5万6,000人でしたので、大幅に上回る好調なスタートを切っていると考えております。この月毎の利用者を分析いたしますと、5月から8月にかけての春から夏場にかけては利用者が最

も多いシーズンでございますが、地域行事等の多くなります秋から冬場にかけては、夏場と比べますと若干ではありますが減少傾向となっております。

タラソ関連の将来的な展望と今後の課題についてでありますけれども、現在順調に利用者数を伸ばしていますが、シーズンにより利用者数の波があり、必ずしも安定した利用状況とは言いにくい面もあります。このような中で地域ICT活用モデル構築事業の一環としまして実施いたしました奄美の健康な暮らし体験ツアーの参加者からのアンケートでは、タラソ奄美の竜宮を活用した癒しが最も印象に残るものであったという感想、回答をいただいております。これらを踏まえまして利用者のニーズに沿ったメニューを作成していくことで、今後の安定的な運営、そして将来的な展望が見えてくるものと考えております。その上で私どもが当初計画から申し上げておりますスポーツ合宿の選手や、癒しを目的とした観光客層を引き続きターゲットとしまして、その取組を推進してまいりたいと考えております。

駐車場の関係でありますけれども、現在無料歓迎、無料送迎バスの活用が功を奏しまして、ある程度の駐車場の対応はできているものと考えておりますけれども、ただ夏休みとかゴールデンウィーク等の大型連休には、現在の駐車場が不足する面が見られますので今後何らかの方策を検討してまいりたいと考えております。

また、課題の一つとしてまして、海洋展示館との連携が、運動がありますけれども、このことにつきましては両施設の相互利用の促進のため、今年度連絡通路を完成する予定になっておりますし、また今後両施設の活用につきまして研究をしてまいりたいというふうに考えております。

それからもう一点、宿泊施設についてでございますけれども、タラソの建設時にもいろいろな御意見をいただきましたが、豊富な水源の確保や民間事業者との兼ね合い、財源の確保等、さまざまな課題がございます。現時点では今後の経過を見定めた上での検討課題とさせていただきますというふうに考えております。

タラソ奄美の竜宮があります大浜海浜公園につきましては、全国のタラソ施設、また世界的にも卓越した条件下にあると言われております。そのメリットを十分に生かしながら、施政方針でも申し上げました癒しの島奄美の中核施設として確立していくよう、今後取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

24番（大迫勝史君） 大体分かりました。ありがとうございます。

もう一つですね、やはり大浜はたくさんの島の中の人、観光客の方もよくサンセットビューを見にいらっしゃいますね。ああいうやはりそれも一つの資源として、案内板なりいろんなパンフレットなりというところにも紹介していただいて、総合的な大浜の魅力というのをやっぱり訴えていただきたいと思えます。

次に、奄美市だよりの2月号に掲載されておりました体験事業実施についてちょっとお尋ねいたします。その中でタラソ利用のPRとして介護保険課のほうからこういうのがありました。奄美にお住まいの65歳以上の方は無料体験できます。タラソを利用した介護予防活動、市役所で無料利用券を発行いたします。利用券で海水プールと温海水プールと運動教室の利用ができます。問い合わせ窓口地域包括支援センターとありました。私もこれを見て介護保険課も行政もですね、本腰を入れてタラソを使った介護予防という観点で動きだしたんだなと思えました。しかし問い合わせますと申請月の翌月から3か月以内に2回分の無料券を発行すると、発行するだけということでした。そのたった2回の利用だけでお年寄りの方々が効果を実感できるのでしょうか、疑問に思った次第であります。回数増を再考いただけないか見解を伺います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） タラソの体験事業の件でございますが、まずこの事業につきましては奄美市海洋療法介護予防普及啓発事業、通称タラソ体験事業ということで実施をいたしておりますが、この事業につきましてちょっと御説明いたします。高齢者が奄美市体験交流施設におきまして海洋療法を体験・体感することにより介護予防の積極的動議付け及び意識高揚並びに普及啓発を図ることを目的とい

たしまして介護予防一般高齢者施策の普及啓発事業としまして平成19年12月15日よりスタートした事業でございます。議員御質問のとおり2回のみ利用だけでは機能回復の効果は期待できないものと考えますけれども、この事業につきましては直接的に機能回復や改善を目指すものではなく、海洋療法施設を体験することによりまして介護予防の動議付けや自ら予防に取り組むきっかけづくりを目的といたしております。介護予防の普及啓発事業であることに、まず御理解をいただきたいと思ひまして2回のみ無料体験とさせていただいたところでございます。体験された方々より、提出していただきましたアンケートによりまして、体験できてよかったとか、介護予防に関心を持ちたいなどの感想が寄せられております。今後はアンケート結果等を参考にしながら、一定期間経過後の体験者のタラソ運動継続を含めました予防活動や意識変化などの状況を調査をして、普及啓発の実施に検討を重ねてまいりたいと思ひます。その2回というのは、まずタラソ施設を体験・体感をしていただくということが主な目的でございますので、御理解方をお願いしたいと思ひます。

24番(大迫勝史君) 健康に対する意識啓発のための事業であるということで理解いたしました。続きまして寄附金条例の制定についてであります。

今ふるさと納税の住民税の下限5,000円とか、今審議中でございますが、昨年12月議会において閣議員からも質問がございました。その折には前向きに検討する旨の答弁の中で、幾つかの事業項目をあげて検討していくと答えておられました。施政方針の中でも環境保全を図るために取り組むと明記されております。当面基金の事業項目は環境保護にのみ特定しての策定プランなのか、そして具体的にそれに対しての事業項目がもう既にできているのか伺います。

市長(平田隆義君) おはようございます。御質問の寄附金条例の制定についてでございますが、議員の質問の中にもございましたように、寄附金の目的、事業の目的、こういったものが幾つか考えられるわけでございますが、自然遺産登録に向けての奄美の自然環境、動植物の保護ということなどを考えるときには、この奄美の自然を私たちだけのものではなく、日本国民のもの、強いては世界の財産ということととらえる必要があるだろうと、こう思っているところです。そういう発想をしたときに、この自然遺産登録に向けての多くの財政的な負担も生じてくるだろうと、こういうことが予想されますので、この財政負担を私たちだけで負担するのは、やはり荷が重い点もあるかと思ひます。

そういった点では話を広くしますが、国民全体から浄財をいただいて、対応していくことが必要ではないのかなと、こう思っております。そういった点では今申し上げた点については、自然遺産登録に向けた環境保全ということが、事業の大きな柱であると、目的であるということで限定をせざるを得ないんじゃないか。そのほうが理解しやすい、危ぐされる方たちに説得力もあるし、される方たちに理解しやすいんじゃないかと、このように思っております。それでですが、今住民税の問題、それから地方住民税ですか、こういった点での寄附金ということには別枠で考えていく必要があるんじゃないかと、私たち奄美においては、ですから二つの基金が生まれるというか、可能性があるということをお前提にして、そういう方向でできないかどうかを今検討していこうということであることを御理解をさせていただきたいと、このように思ひます。今後の大きな課題でございます、何とか実現にこぎつけたいと、こう思っております。今後のこの基金創設については、いろいろと難しい点もあるかと思ひますので、多くの皆さんの意見をお聞きしながら対応してまいりたいと、こう考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

24番(大迫勝史君) それではまだ具体的な事業項目とかそういうの、基金項目というのはできてないということですか。

市長(平田隆義君) そのとおり受け止めてよろしいかと思ひます。今申し上げましたように自然遺産登録に向けた寄附金を募るといふのと、私たち奄美市の多くの行政に寄与していただく、ふるさと納税と

かというようなことは二つの考え方を持たないとうまくいかないのではないかということでございます。

24番（大迫勝史君） 市長のおっしゃるとおりに、既にそういう二つの別個の考え方で今言ってるのが普通だと思います。そしてこのふるさと納税に関しても寄附金条例に関しても、寄附金条例は条例を制定しなきゃできませんが、ふるさと納税はもう取り入れる可能性がありますね。もう既に全国の自治体ではそのPR合戦というのを、もう始まっております、ふるさと納税についてですね。そういうことでしっかりまた今後研究、勉強されていていただきたいなと思います。

続きまして、妊産婦無料健診について伺います。

少子化対策として、公明党は妊産婦無料健診の回数増を全国の地方自治体に提唱いたしております。本県におきましても昨年の12月より署名運動を展開し、県全体で10万9,339名の署名を2月5日に伊藤県知事に提出いたしました。おかげさまで県内で6割超の自治体が無料健診回数増に踏み切る予定と聞いております。本議会におきましても昨年来幾度も拡充を求める声があり、この度の施政方針にも妊婦と健康な子どもの出生のために、公費負担の拡充を図るとありました。感謝申し上げます。それで20年度の当初予算での前年度比の増額分と健診を増やす回数は何回増えるのかお聞かせいただきたいと思います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 妊婦健康診査の公費負担につきましては、前年度と比較いたしまして平成20年度当初予算で942万1,000円の増額でございます。これまで年2回の公費負担を、平成20年度からは年5回の公費負担に増やす計画で予算を現在計上いたしているところでございます。

24番（大迫勝史君） 942万増額ということで、非常にいいことだと思います。本当にありがとうございます。

妊産婦無料健診の検査項目についてお尋ねいたします。現在前期の健診で6項目、後期で9項目の精密検査等がありますが、この検査項目はこれで十分なのか、超音波健診も現行では後期健診で35歳以上の方のみ無料となっております。これは毎回の、増やすとしてですね、増えるということですが、毎回の健診のこのエコー、こういう検査を入れられないのか。また医療機関と健康増進課において直近の伝染病に対するの情報交換とか、担当部署とですね、医療機関との連携はあるのか、この2点お伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 健診項目についてでございますが、まだこの健診項目についての医療機関との連携ですけれども、検査項目時期につきましては国が示しました最低限必要な健康診査の時期と内容という通達がございます、これを参考に現在医療機関で実施しています検査項目を、本県独自に追加をいたしまして鹿児島県統一の内容で実施をすることといたしております。ちなみに1回目の健康診査では超音波検査や血液検査など4項目の計5項目、2回目以降の健康診査は超音波検査の1項目が本県独自に追加をされます。また国や県などから健康診査等の情報等が流れてくる場合には、直ちに医療機関と連絡を取り合います、妊産婦に安心して出産ができるように、健康診査に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） 超音波健診がこれから無料の中に入ってくるということでよろしいですね。はい、分かりました。

それでは無料健診ということでお尋ねいたします。今妊婦さんが持っている健康診査受診表綴りには、無料受診表と明記してあります。確かに指定項目のみ受診すれば無料になりますが、指定項目の診察だけで済ます病院はないようです。診査を終えて清算すると必ず数千円の自己負担が出るようです。病院によってそれぞれかかる金額も違うと言います。予定外の出費に次回からの健診に行くことさえちゅうちょするとの声も実際に聞いております。異常分娩、駆け込み出産を未然に防止する上でも、これらの

点の改善策は考えないか、見解を伺います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 無料健診につきましてですが、これまでは先ほども説明しましたように2回の公費負担で前期で6,570円、後期で6,070円の補助をいたしておりますけれども、平成20年度からは年5回の補助を行う予定にいたしております。市内の医療機関にも了解を得ております。鹿児島県と鹿児島県地域保健活動連絡協議会地区理事及び母子保健担当代表者等が市町村の妊婦健康診査に係る公費負担について検討した内容でございます。鹿児島県統一の健診内容でございますので、無料になるものと思っております。しかしながら医師の判断でさらに詳しい検査が必要になる場合がございます。その際には本人の了解もいただきまして精密診査を行いますが、その際に自己負担が出てくることもあるのではないかと考えております。一応基本的な検査は無料ということで無料券をお渡ししています。

24番（大迫勝史君） 今、部長がおっしゃったように、本当に本人の了解が得ていれば問題ない話であると思います。しかし現場ではこういう、そういうことがしっかり徹底されているのか疑問に思いましたので質問いたしました。その点についてですね、しっかり担当課のほうでも指導、妊婦さん指導をお願いしたいと思います。

次は、産まれてからの問題ですが、子育て支援ネットワークの構築について、少子化や核家族の進行、都市部での近隣との人間関係の希薄化により、家庭や地域での子育て機能の低下が問題になり、子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭への支援について、通所型ではなく家庭に過重な負担がかかる前の段階において、育児・家事の援助など、訪問型の支援が必要であるということで、厚労省では次世代育成支援交付金を使った育児支援家庭訪問事業という交付金事業があります。平成17年度調査で県内では鹿児島市をはじめ9自治体が導入しております。奄美では宇検村、与論町が行っております。本市の20年度主要施策事業の概要では延長保育等を次世代育成支援対策事業として交付金を受けようですが、育児支援家庭訪問事業の必要性はどのように考えておられるのかお聞かせいただけます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 失礼いたしました。それでは次に子育て支援ネットワークの構築についてでございますが、育児支援家庭訪問事業の必要性につきましてですが、事業の必要性はあるものと認識をいたしております。個々の事案につきましては関係機関と連携を取りながら対応いたしております。例えば奄美市発達障害者支援システムが構築されておまして、早期発見から早期療育、特別支援教育、成人支援等、関係機関が連携をして支援をいたしております。また乳児健診などの支援が必要と思われる家庭につきましては、保健師が各家庭を訪問いたし、育児の相談や指導を行っております。地域・行政・NPOなど、連携・連動した子育てネットワークにつきましては、少子化の観点から大変重要とは認識をいたしております。今後関係機関等の問題もございますので、検討事項とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

24番（大迫勝史君） 今、部長が保健師さんが家庭を訪問などして支援をしている、育児支援をしているとありましたけれども、これが本当に対象の家庭全体に行っているかどうか、ちょっと疑問に思いました。私も最近相談を受けた案件の中でですね、BCG健診というのが6か月までは、6か月以内に受けると無料なんですよね。これが案内は来ていたんでしょうけども、そのお母さんが気付かなくて、受けなきゃと思ったときにはもう既に6か月を1日2日過ぎてたという、こういう事例がございました。問い合わせましたところ、すべての家庭に行くわけではないという、やっぱり担当課の返事もありませんでしたので、こういう事例もですね、ありますので、しっかり対応のほうをお願いしたいと思います。

また、この子育て支援育児支援家庭訪問事業を行うにあたりまして、やはり地域行政、NPOとかですね、連携・連動した子育てネットワーク構築が望ましいと思いますがいかがでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 先ほども少し触れましたけれども、確かに少子化の観点から大変重要な組織ではあると思いますが、市民福祉部を越えた、また役所全体の枠とかNPOとかいろいろ関連してまいりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

24番（大迫勝史君） 国のほうと、国のほうでも県のほうでも子ども課とかいろいろ少子化対策の部署がありますが、当市におきましても少子化対策室もしくは子育て支援推進室という専門部署の専従の設置は考えられないか聞きたいと思っております。いかがでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 少子化対策室若しくは子育て支援推進室設置の考えについてでございますが、少子化対策の一つとして、相談などの各種支援体制は児童を持つ子育て家庭にとりましては、非常に重要なことと認識をいたしております。現在の取組について御説明をいたしますと、まず妊婦の方々に対しては本庁健康増進課で妊婦や胎児の健康を確保するために行う妊婦健診や相談業務を窓口での対応、あるいは家庭訪問などを通して積極的に取り組みを行っているところでございます。

また乳幼児に対しましては同様に健康増進課で4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児に対する健康診査、むし歯予防のための歯科健診、フッ素塗布など、個別の指導・相談も行っております。これは笠利総合支所ではいきいき健康課、住用総合支所では保健福祉課でも対応をしているところでございます。

一方子育て支援につきましては福祉政策課で子育て支援パスポート事業をはじめ、一時保育や学童保育、また家庭婦人相談員を配置をし、児童の家庭における健全な養育を図っているところでもあります。また子育て相談においては、港町児童センター内で奄美市子育て支援センターを設置しているほか、金久児童館での対応や奄美市社会福祉協議会内に子育てサロンをいただっ子も設置していることは御承知のとおりであります。

現在特段の大きな支障は生じてないものと理解をいたしておりますけれども、複数の課にわたって各種サービスの提供を行っておりますため、窓口の統合化の検討も議論をされているところでございます。御承知のとおり妊婦から出産、育児、子育てと各成長の過程の中で、各種健診業務に加え健康相談、教室など、業務が多岐にわたることなどを踏まえて、平成20年度の組織機構再編の中で、こうした少子化や子育て支援の施策が一体的に、しかも効率的に実施できる組織体制を構築できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） はい、分かりました。ありがとうございます。いろんな部署でいろんな対応をしておられると思いますが、やっぱり各課にまたがっていることによりですね、市民からなかなかそういう専門の部署があること自体知らないという方もいらっしゃると思います。そういうことでしっかり、今前向きな答弁いただきましたのでよろしくお願申し上げます。

続きまして、高齢者の福祉についてですが、肺炎球菌ワクチンの公費助成はということで質問いたします。

高齢者へ生涯1回きりのワクチン接種で肺炎球菌の感染が大幅に減り、医療給付の負担が1年後に大きな数字ではっきり表れるといわれている画期的な予防接種事業ですが、平成18年度合併後の第1回定例会の折りに、この肺炎球菌ワクチン公費助成の提案をいたしましたところ、当時の市民福祉部長には医療給付の削減に有効である認識は持っていただき、よく検討していくとの答弁でございました。2年近くも経っているのでどこまで検討しているのかなと思っていましたが、過日現在の部長と懇談の折りに話を出すと、まるっきり御存知ないようで、しかし担当課長さんはしっかり意識はしてくれておりました。現場サイドでの検討状況はどの程度やっただいているのか伺います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 肺炎球菌ワクチンの公費助成についての検討状況でございますが、ただいま議員からお話がありましたように私の肺炎球菌ワクチンの勉強不足で申し訳ございませんでした。ちなみに厚生労働省はですね、ワクチンの接種の有効性、安全性について検討中としてこの肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期の予防接種にまだ現在のところ認定はしておりません。全国でも徐々に助成制度を独自に実施する自治体も増えてはおります。それと医療機関もですね、奄美市内の医療機関もですが、積極的に接種を呼びかけているところもあるようでございます。接種費用につきましては8,400円ほどかかるということでございます。肺炎球菌ワクチンの公費助成の必要性はもう十分に認識をいたしておりますけれども、妊婦健康診査の公費負担回数の増加、それとこのはしかの予防接種の対象範囲の拡大が今後見込まれますために、市単独事業での肺炎球菌ワクチンの助成について、現在のところ事業導入を見合わせておりますので、御理解を賜りたいと思います。

24番（大迫勝史君） はしかとあれで2年費やしたということで認識いたしました。今できないとおっしゃいましたけども、2年前の時点でワクチンの公費助成の予防接種は17自治体ぐらいでしたが、昨年の2007年11月の調査では全国64市町村が行っております。ワクチンの価格も需要が多いせいかわかりませんが、少し高くなっております。部長がおっしゃいましたように6,000円から9,000円台ですね、その間で動いております。取り入れているほとんどの自治体が半額あるいは3分の1の助成ですが、それでも短期間で成果が表れる制度だと思えます。今後本当に、今20年度においてはそういう考えはないと。今後ですね、この公費助成を考えてもらえる可能性があるのか、考えていただけるとしたらいつまでにやるやらない含めて方向性を、方向性なり結論を出していただけるのか、今はちょっと時間設定をしたいと思えます。よろしくをお願いします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 導入の時期につきましてでございますが、今後国の動向、ほかの市町村の状況、財政状況を勘案しながら検討をしてみたいと考えております。導入の時期につきましては多額の公費負担を伴いますので、実施計画の中で関係課との協議を踏まえまして協議をしてみたいと考えております。

24番（大迫勝史君） はい、可能性はあるということで受け止めさせていただきます。

それでは続きましてリバースモーゲージ制度について、リバースモーゲージ制度は65歳以上の要保護世帯向け新貸付制度で、自宅しか所有する資産がなく、収入も乏しい高齢者にとって、住み慣れた地域、家で生活を続けることを可能にする高齢者向けの在宅福祉制度であり、死亡後に償還するという、自分の財産は自分で処分管理し、老後生活を送れるという高齢者の自立と尊厳を実現させる制度です。さらに居住資産を所有する生保受給者が死後その資産を相続人に相続させるということは、資産があるのにそれを活用せず、一方的に公的福祉サービスを受けることになり、国民としての義務を果たさず権利だけを享受するという不公平を除去する制度でもあります。昨年の4月1日より開始されておりますが、あまり知られていない制度ではないかと思えます。そこで本県の連絡協議会と本市の社会福祉協議会、また本市の担当課との事務作業の流れを教えてくださいたいと思えます。

福祉事務所長（大井進良君） 御質問のリバースモーゲージ制度、いわゆる要保護世帯向け長期生活支援資金制度というふうに申しますが、福祉事務所と市社会福祉協議会及び県の連絡協議会との事務作業の流れということで御説明をいたします。福祉事務所につきましては、固定資産税の評価額、これがおおむね500万円以上の居住用不動産を所有する被保護者及び要保護者に対しまして本制度の説明をいたしております。それで本人及び推定相続人から貸付利用についての同意書を提出していただきまして、貸付事前審査に要する必要書類を作成し、社会福祉協議会に提出をするという形になっております。これを受けまして社会福祉協議会では貸付対象者の決定を行い、不動産鑑定士による不動産評価の審査、

それから貸付決定、貸付契約の締結、貸付開始というふうな流れになってまいります。また、流れとしてはそういう流れということになっています。

24番(大迫勝史君) 国は既に保護を受けている方に対して新貸付制度への切替えを担当機関に進めておりますが、本市において契約を締結した事例があるのか。また条件に適合する被保護者はどの程度実在するのかお答えいただけます。

福祉事務所長(大井進良君) 現在の本制度実施状況でございますが、これを県に確認しましたところ、県の社会福祉協議会での受入態勢、それから予算措置等が遅れておりまして、当初予定の19年度中の実施は行われていません。したがって本市でも契約事例は今のところございません。県のほうでは恐らく20年度から実施の方向で進んでいるものと思っております。本市での対象世帯でございますが、3世帯が対象となっております。

24番(大迫勝史君) 本市では切り替えるとしたら3世帯程度だということだと思います。

一つ問題になっているのは、やはりこの居住資産の認定と申しますか、そういう調査に関して不動産というものはあまりこの、ほとんどですね、担保設定がなされてないという固定資産はないと思います。既に住宅ローンなどの完済が済んでいても抵当権を抜いてなかったり、そういうことを分かっている国はそういう調査の在り方をしっかり指導しているのかという、専門家の疑問の声もあります。それでですね、この制度は不動産関連の知識のある職員と専従のケースワーカーの確保など、人的な整備が必要だと思っておりますが、見解はいかがなのか。それとこの制度のリスクとして、生活資金の融資枠以上に長生きされる方の対応をどう考えているのかお尋ねいたします。2点お願いいたします。

福祉事務所長(大井進良君) 不動産の評価でございますが、一応固定資産税の評価額を見まして500万円以上の財産を対象にしますけれども、これについては登記簿によって、登記簿で確認をすると、いわゆる担保が入っているかどうかというのは、容易に調べることができます。今、名瀬の方で宅地の所有をしている要保護世帯が200世帯ほどいらっしゃいます。この中で評価額が500万円以上で担保の設定されていないものが、先ほど申し上げました3世帯だということになっています。不動産のこの鑑定につきましては、社会福祉協議会と不動産鑑定士、それから福祉事務所、3者で連携を取ってやることになっておりますので、特に職員としてその不動産鑑定の知識が必要な方を整備する必要はないというふうに理解をしております。

それから2点目の貸付限度額に達しまして貸し付けが終了した時点で生きていらっしゃるとかの場合はどうなるかということですが、借受人が貸し付けを終了した後に生活が窮迫した状態であれば、その時点で生活保護の申請をしていただきまして、保護が必要であるという判定があれば生活保護に移行していくことになります。その際はこの当該保護者はその貸し付けを受けたその居住資産で住み続けることができるということになっています。それから貸付金の清算でございますが、清算は借受人が死亡した場合に行われまして、相続人等に償還を請求、それから相続人が償還できない場合は抵当権を実行して売却という形になります。

24番(大迫勝史君) よく理解しました。またですね、このほっとけば被保護になるという要保護世帯が、やはりこういった居住施設を持ってても、陥る可能性のある人がまたたくさんいると思います。またそういう方にこの制度の周知や、また常々この保護費について批判的な意見を持っておられる方にも、この制度をですね、しっかり周知していただきたいと思います。

続きまして、ヤギ放し飼防止条例についてでございますが、奄美自然保護と食文化継承特区プロジェクトでノヤギの狩猟鳥獣追加の特区申請が大変難航しているようです。今後全く見通しは立たないのか伺います。

企画部長（塩崎博成君） 議員も御承知のとおり昨年10月に奄美自然保護と食文化継承特区として、本島内の5市町村で共同提案をいたしたところでございます。現在提案者の代表である奄美市と関係省庁で意見や見解のやり取りを行っております。ノヤギを速やかに捕獲するよう狩猟鳥獣へ追加をしてもらいたいということの提案については、山野にいるやぎが野性化した固体か飼育下にある固体か判断が難しいというのが環境省の見解でございます。私どもとしましては条例の中でその区別はつきますというようなことで説明を申し上げておりますけれども、そのところをまだ御理解をしていただけないということもございまして、環境省のほうにも理解していただけるような形で今後も取り組みをしてまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） ただいまの答弁はしっかり環境省のですね、ホームページを見ますとそのとおり書いてありました。その上でお聞きしたんですが、まあいいでしょう。特区申請外の化製場法、と畜場法、これは県との協議の中でできるということを聞いたんですが、その認識でよろしいでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） ただいまの件につきましては、そのようなことで御理解をしてよろしいかと思えます。

24番（大迫勝史君） はい、分かりました。それでは現在ですね、畜産されて市場に出回っておりますそのやぎ肉、これは供給は需要を満たしているのか分かりますでしょうか。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 供給を満たしているかということですが、やぎをですね、食用として利用する場合にはと殺場でと殺する必要がありますので、と殺場での利用件数、処理件数をお答えいたします。平成17年度が213頭、18年度213頭、19年度が2月現在で225頭となっております。以前に比べると減少傾向にはありますが、ここ数年は安定的に推移をいたしまして供給がなされているものと判断いたしております。

24番（大迫勝史君） はい、どの程度が供給十分というのか、ちょっと分かりませんが、たくさん出回ればそれなりに安くなると思いますが、時間もありませんので提案という形で言います。

やぎ肉の滋養についてですね、研究や料理法など、奄美独自の料理として確立するためにもやぎを使った料理コンテストなど開いてはどうか。また沖縄の本部町瀬底島ではやぎの畜産も盛んですが、年1回鬪やぎ大会、やぎの鬪牛ではない、やぎの戦う大会ですね、開き、活気を呈しているそうです。入場料を取ってですよ。やぎは本来気性の荒い動物だそうです。何とかやぎを観光活用する方向性を持っていただきたいと思います。やぎランド構想等、またやぎ乳は、やぎの乳はですね、脂肪球が小さく、消化吸収に優れ、牛乳アレルギーの方も飲んでも反応が出ないという研究結果もあります。そういうことでしっかり、やぎのほうもですね、まち興し、また合併効果になるように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。本日はほとんど厚生委員としての立場から質問させていただきました。ありがとうございます。質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時32分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
次に、新奄美 橋口和仁君の発言を許可いたします。

3番（橋口和仁君） 質問に入る前に訂正方をお願いいたします。

4番目の2番と3番，組織機構の見直しが2番に，財政健全化が3番のほうで訂正をお願いをしたいと思います。

改めまして，市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。20年度第1回定例会に際し，一般質問を行います。まず質問に入る前に少々時間をいただきたいと思います。

昨年新生奄美市の議会選挙におきまして，多くの市民の御指示，御支援をいただき，当選という栄誉をいただきました。新奄美の橋口和仁でございます。壇上からではございますが，改めて市民の皆様方に厚く御礼を申し上げます。今後ますますの奄美市発展と広域的な自治区においてのさらなる一体感の醸成に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので，今後とも皆様方の御支援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは通告順に質問をさせていただきたいと思っております。

まず，景観行政についてであります。景観法が2004年に法律整備がなされ，その後全国各地で町並み景観や自然景観に関し，関心もたらされてまいりました。その目的は日本の都市，農村，漁村における良好な景観の形成を促進するため，また景観計画の策定を総合的に講ずることにより，美しく風格のある国土の形成，潤いのある豊かな生活環境の創造及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とすると記載されております。そしてそのことを受けて，本県の自治体においても取組がなされております。平成20年1月現在，全国において314の自治体が，本県は15の自治体が景観行政団体となっております。そして景観行政団体になっている地方自治体は，その自治体で新規に景観条例を定め，建物の高さや屋根の色などの規制措置がなされていくものであります。本市におきましては，昭和49年に奄美群島の海岸珊瑚礁景観及び山岳の亜熱帯性広葉樹林で構成される公園ということで，旧笠利町の東海岸並びに西海岸が，また旧名瀬市におきましては大浜海浜公園など，群島の海岸地区が国定公園化となっております。そして自然公園制度により，大きな工作物の新築等や土石の採取など，各開発行為においてその規制がなされているという状況であります。飛び地合併して広範囲な自治区となっている本市において，どの程度まちなみ景観や自然景観整備がなされているのか伺います。

次回からは発言席にて順次質問させていただきます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 橋口議員の景観行政についての御質問に答弁をいたします。

基本的に景観法という法律が制定されて，まだ間もない状況ではございます。これまでも環境保護，それから文化遺産の保護と，いろんな形で景観に類するものの保護対策は進んできていると思うわけですが，ここで法体系として景観法を制定したということの意義は大変大きなものがあるのではないのかなと，このように思っております。そのためにおいては今後この景観法にちなんだ良好な景観を形成するという理念のもとです。国やその他の自治体に責務を課したと，このように受け止めてよろしいのではないのかなと，このように思います。そのためには景観計画を策定することと景観計画区域を策定すること，それから景観地区を指定して良好な景観の形成をやっていくということになるわけです。そういった点では今後この規制を進めるにおいて，景観整備機構による支援等が行われるということになっております。

このことを踏まえながらですが，この条例制定をすることに景観行政団体等なり，今後の景観計画を進めるわけでございますが，これまでの名瀬市及び住用村，笠利町のこの景観に取り組む市政を対してまいりますと，当然に景観行政団体へ参加するということが大事だろうと，このように思っております。また特に今私たち奄美では，いつも申し上げておりますように世界自然遺産登録へ向けての自然の保護，育成ということに取り組まなければなりません。そういった点からとあわせて，観光客を誘致したいということで取り組んでおりますから，観光客が訪れて奄美らしさが体感できるような環境づくり，雰囲気づくりということなども当然に求められるわけでございますので，今後この景観条例の制定について

は積極的に前向きに取り組んでいきたいと、このように考えておるところであります。多くの課題もございますが、それらに対して前に進まさせていただきたいと、このように思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

- 3 番（橋口和仁君） 市長がですね、施政方針でも述べております奄美の特徴は自然であり、文化、長寿、そして亜熱帯の温暖な気候であると。また群島あげて、先ほど読みましたが、世界遺産登録という方向に取り組まれておりますが、まだまだそのハードルは高いものだと思っています。先ほど前向きに取り組まれるという答弁をいただきましたので、ひとつ早期にですね、この自然、ひと、文化が共につくるきよらの郷の実現に向けて取り組まれていかれますようにひとつよろしく願いいたしたいと思います。
- それでは農業振興について質問いたします。サトウキビ新時代という特集記事が、昨年から a 社から取り上げられております。奄美群島においてはサトウキビは大事な基幹作物と誰でも認めているところだと思います。そしてその作物をいかに今後継続し、振興していくのかという課題が目の前に差し迫っております。1999年に農業基本法が改正され、新たな新基本法が策定されました。その背景には食料自給率の低下や農業者の高齢化、農地面積の減少、農村の活力低下が背景となっております。そして新制度のもと、キビ価格は今回からキビの取引価格と交付金の合算によるとされ、交付金額も基準糖度で1トン1万6,320円で、その額も09年まで固定されております。しかし交付金の対象は一定基準を満たす生産者のみで、小規模農家にとっては今後交付条件を満たすために幾つかのハードルがあり、その不安を払拭するためにも、新制度に対する体制づくりが喫緊の課題であります。その新制度への対応はどの程度進ちょくされているのかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 平成19年度からスタートいたしました品目別の経営安定対策につきましては、新しい制度に対応するために2年前の平成17年度から校区単位、集落単位をはじめ、サトウキビ生産振興大会など、あらゆる機会に説明を行ってきているところがございます。新制度につきましては農家の方々には十分に理解をされているものだというふうに考えております。また申請手続きの状況から見ましても、12月末までに未申請農家への申請を促すとともに、変更申請等一通りの申請事務は終わっていることから判断しまして、農家の方々に理解は得られているものというふうに考えているところであります。各地区で集落営農組織づくりに取り組んでいるところでありますが、既に設立いたしております宇宿校区、節田校区、それから屋仁校区につきましては経理の一元化等対象要件を満たすところまではまだ達しておりませんけれども、組織としての活動は確実に動きだしているところがございます。現在笠利校区と緑が丘校区につきましては、平成20年度設立を目指して取り組んでいるところがございます。またその他の地区につきましても平成21年度までには設立していく計画でございます。名瀬地区につきましては農業生産法人を中心にすべてを網羅しているため、対応できるものというふうに考えております。

- 3 番（橋口和仁君） ここにですね、2005年の農林業センサスがあります。これによりますとですね、奄美市においては総農家数が1,172戸数で、そのうちキビに従事している戸数が619となっております。53パーセントの方々がキビ農家であるということでもあります。キビ農家の割合においては笠利地域が613農家数と99パーセントが笠利地域に集中しております。そしてまた2000年のセンサスであります。60歳以上の割合が53.7パーセントを占めているということで、今後の高齢化対策や小規模農家への対応が急務となっております。そのことを踏まえて今後の小規模農家や高齢化農家への支援はどのように推進されていかれるのかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 小規模農家、高齢者農家への支援の推進につきましては、現在取り組んでおります集落営農組織を設立することによりまして、支援策として大きな効果があるものと考えております。組織化することによりサトウキビ栽培や新制度に関する情報の共有化、地域の連携が図られるこ

とにより安心感が生まれる。また受委託にかかわる調整や手続きを、組合が行うことにより手続きの簡素化が進められ、お尋ねの1ヘクタール未満の農家や高齢者の農家の皆さんにとりましても、安心してサトウキビ作りに取り組んでいけるものだというふうに考えているところでございます。したがって集落への組織を進めていくということで努力をしまいたいというふうに考えております。

3番(橋口和仁君) 先ほどですね、宇宿校区、屋仁校区、節田校区が組織化されていると。今年度向け、今年度ですかね、笠利校区と緑が丘校区が設立ということで、果たしてこの新制度に向け、まだ間に合うのか、そのあたりまでちょっとお願いいたします。

産業振興部長(赤近善治君) 先ほども宇宿校区、節田校区、屋仁校区につきましての状況を説明いたしましたけれども、この組織につきましてはいわゆる郷土組織ということで、既に組織自体は確立をしております。ただこの郷土組織というのがいわゆる経理の一元化、規約もつくってですね、経理の一元化までしないと郷土組織としての、資格はありませんが、組織として認められている点がありますけれども、一部そういった経理面のまだ手続きはなされていないと、組織づくりはなされていないということで、十分に21年度までにはですね、組織づくりができるものというふうに考えております。

3番(橋口和仁君) 分かりましたけれども、一番懸念するところは小規模農家、高齢者の方々にですね、どこまで何と言うんでしょうかね、浸透していくかということなんだろうと思います。その不安の払拭をですね、早期に図られるべく、ひとつ取組を急いでいただきたいなど、そういうふうに思っております。

それでは3番目のですね、今後複合農業への模索はあるのかということで質問させていただきます。

今後のキビの新制度に際し、他の作物への移行が懸念されておりますが、ここに群島の園芸作物の市町村報告があります。面積においてはキビが60パーセントなっていますが、農業産出額においては野菜、キビ、花き、肉用牛となっております。また群島の農業での先進地である沖永良部の場合、知名町であります。花きが30.1パーセント、野菜が32.1パーセント、キビが12.1パーセントとなっております。野菜の産出額は伸びているということですが、本市でも園芸作物においてですね、手をこまねいているわけではないでしょうが、まだまだ産出額が伸び悩んでいるようなふう感じられております。カボチャやニガウリ、トマト、トケイソウなどが今こう、支援センターですね、研修されておりますが、これはですね、関係性という意味においては非常に短期性が高い作物だと思います。これからですね、それらの復興農業への指導体制はどのようになっているのか。また今回市長からですね、農業振興として掲げた農村集落の活性化に向けた総合的な施策を推進し、きめ細かな技術研修、営農指導に努めるとあります。先般、沖永良部の現状を見てまいりましたが、まだ奄美市においてはですね、家庭菜園の域を脱していないというふう感じられます。いかにしてこの分野をですね、伸ばしていくかということも課題になるだろうと思いますが、そのあたりなど、お示ししていただきたいと思っております。

産業振興部長(赤近善治君) サトウキビ生産にかかわる生産農家の経営形態は、兼業農家や高齢者農家が多いため、経営規模が小さい状況になります。今後の新しい制度のもとでの小規模農家育成については、他作物との複合が必要であるというふうに考えておるところでございます。サトウキビの複合経営には、サトウキビと農作業が競合しないことや、さらには議員御指摘の換金性の高い作物の導入が考えられます。奄美市におきましてはサトウキビ農家が肉用牛との組合せによる複合経営が多いようございます。先ほど議員御指摘の換金性の高いジャガイモやカボチャ、サトイモ、あるいは施設パッション、そのような複合経営を進展していくために、名瀬地区の農業研修センターや笠利地区の営農支援センターでの現地の研修会や、各地区で開催しております野菜の栽培講習会をとおしまして、複合経営への生産農家への研修に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3番（橋口和仁君） 分かりました。

それでは次に移らせていただきます。

本市の奄美ブランド化への取組ということでありますが、現在柑橘類のタンカンの最盛期となっております。タンカン全体で、昨年ですかね、800トンとなっております。そのうち農協の共販で200トン、中央青果で200トン、そして個人の大手の方々が200トン、またそれとあと200トンはですね、一般の家庭で売られている方がまた島外に出荷という形での200トンだということになります。しかしここ数年相場のほうもですね、価格の先どまりが見えなくてですね、昨日もちょっと中央青果のほうに伺いましたら、キ口最低で50円と、高値がいいほうで300円ということで、この価格の下げどまり感がもうないようですね。今後奄美タンカンということを考えればちょっと不安を感じてるところであります。その中でですね、競合している屋久島があります。この屋久島の場合は、体制がしっかりと整っているんじゃないかなと、柑橘類のですね。味、そして糖度においてもですね、屋久島産よりも奄美産が非常に高いという評価を得ています。今後外貨を稼ぐといううえにおいてこのタンカン奄美ブランド化という方向にもっていけないものか。またスモモとか島バナナなどありますが、そのあたりですね、本市においての取組、どのように取組がなされているのかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） ブランド化に向けましては、産地として安心・安全で、品質の優れた農作物を計画的に生産、出荷し、市場から評価を受けなければなりません。本市におきましては果樹のタンカンが奄美タンカンとして銘柄確立が期待されているところであります。タンカンにつきましては生産量はもちろんのこと、あらゆる面で果樹のエースとして位置付けられております。しかしながらブランドの産地指定基準であります共販量でありますけれども、これが共販額です。共販額が1億円以上となっております。今残念なことに本市の共販額につきましては現在のところ実績で3,700万円程度というふうになっているところで、基準を満たしてない状況でございます。しかしながらタンカンブランドの担当職員を中心に、栽培の指導強化に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あとスモモ、バナナの御意見もありましたけれども、今のバナナに、島バナナにつきましてはある特定のグループが、今一生懸命バナナの栽培をしているということで、これが作付面積等が広くなりましたら、これも有利な奄美の島バナナということで、非常に売れるんじゃないかというふうに期待をいたしておりますし、こちらのほうもまた指導を強化してまいりたいというふうに考えております。

3番（橋口和仁君） ブランド化における共販率が1億円ですかね、今現在3,700万円ということですが、先だってですね、この述べましたが、農協の共販で200トンと、そして中央青果で200トンと、個人の大手で200トンということであるならばですね、やっぱりその体制づくりが急務じゃないかなと思うんですけど、一体性をもって乗せていけば共販率というのも自然に上がってくるんじゃないかなと思います。その上でですね、今回市長が施政方針で掲げられました選果場のほうまでちょっとお伺いしたいと思いますが、この選果場の整備についてですね、今年度の予算に反映されているのか。またさらにこのJAとの話し合いはどこまで進んでいるのか。また場所の選定をされているのか。さらに先進地の研修を予定されているのかまで、ちょっとそこまでお伺いしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 選果場の建設に向けてですが、現在JAあまみ、大島本島1市2町2村及び関係機関で、選果場施設推進協議会を設立いたしまして、選果場施設整備の協議を随時行っているところでございます。その協議会でも建設年度につきましては検討いたしているところでありますけれども、平成21年度を目標に21年度以降になるというような見込みでございます。このようなことから、20年度の予算には建設費等については計上はいたしておりません。しかしながら今年度も引き続きJAあまみを中心に他町村など、関係機関と連携しながら施設整備のほうに取り組んでまいりたいという

ふうにご考えているところでございます。

J Aとの話し合いをどこまで進めているかと、場所などでありますけれども、選果場の施設整備推進協議会の中では、これはJ Aあまみさんが中心になって施設整備の推進に向けた協議をやっておりますけれども、協議事項につきましては建設整備にかかわる先進地調査など視察いたしまして、選果機種、選果の機械ですね、等についても検討をされておりました、全体の構想がイメージできたところであります。建設予定地でありますけれども、生産農家の利便性、輸送性を考慮しながら決定しなければなりません、大島本島の町村との調整が必要でありますので、これからの大きな場所につきましては、これからの大きな課題となると思っております。今年度行いました研修、先進地の視察の状況でありますけれども、昨年12月の中旬に農家代表の方、農協、それから行政の方々にいちき串木野市のJ Aさつま、日置の選果場、それからさつま町にてJ Aさつまの選果場、さらには鹿児島市にて桜島柑橘選果場などを視察し、先進地における選果状況及び機種、さらには管理運営等を視察してきたということを知っております。今後ともこのような調査、研究をとおして、引き続き奄美農協を中心に、他町村など、関係機関と連携しまして、選果場施設整備推進協議会の中で建設整備促進に推進に向けて取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございます。

3番(橋口和仁君) 選果場が21年ということでありますけれども、整備はつくるんだけど、後はその農家の方々の意識向上ですよ。しっかりとその永良部に行きましたら農家のリーダーという方が非常に中心になってですね、新規農業者、また担い手農業者の指導にあたっているわけですよ。その情勢、J Aさんはサポートするという形ということで話を受けたんですが、今後はリーダーというのが非常にこの、いろんな分野において重要なことだろうと思えます。それと併せてですね、早期に選果機器同様にですね、早期に取り組んでいかれまして、奄美ブランドへ向けて取り組んでいただきたいと、このように思っております。

それと併せてですね、スモモと島バナナですか、それも合わせて島の特性というんですか、果実でありますので、ひとつそれと併せて取り組んでいただきたいと思えます。

次に移ります。教育行政についてであります。

我が国の教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な気質を備えた心身ともに健康な国民の育成を目的として行われており、戦後教育基本法の理念のもとで構築された教育諸制度は、国民の教育水準を大いに向上させ、我が国社会の発展の原動力となってまいりました。その一方で、少子高齢化や国際化、ライフワークや価値観の多様化などにより、教育を取り巻く環境が大きく変化し、学ぶ意欲の低下や、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されてまいりました。こうしたことから平成18年12月には将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確にした教育基本法の改正が行われました。またその年の10月には教育再生会議が設置され、その目標としてすべての子どもに高い学力と規範意識を身につける機会を保障すること。そのためには公教育の再生や家庭・地域の教育力の再生が重要であるとの考え方が示され、質の高い教育を提供し、学力向上を図る方策が進められている。しかしながらその年に行われた生徒の学習到達度調査、いわゆるPISAでは、15歳の学力低下傾向が示され、改めて授業の質向上に向けての取組が求められてきております。そういうことを踏まえて、本県が実施しました基礎基本定着度調査の結果と今後の課題を示していただきたいと思えます。

教育長(徳永昭雄君) まず、本市におきます小・中学校生の学力の状況について申し上げます。

基礎基本定着度調査というのを平成19年1月、毎年1月実施するわけでございますが、平成19年1月の結果によりますと、小学校においてはわずかながら県や地区の平均に達していない状況、また中学校のほうでは県の平均には及ばないものの、地区の平均で上回っている教科が数教科ございます。これは平成18年当初から実施しております中学校学力向上推進事業によって各学校におきます研究授業の機会が増えて、教職員の指導法改善に向けた意識が高まってきている成果だと考えております。本市

の小・中学生の学力のつける課題としては、学校における教師の授業力アップ、そして家庭におきましては見とどけ、つまり学校と家庭の双方連携が大切だと考えております。

3番（橋口和仁君） 今後の課題ということで、学校とそして家庭ですかね、家庭の連携が必要ということではありますが、非常にこう難しい問題と思いますけども、これは普通以上とですね、あわせて特区分が非常に薄れているというんでしょうかね、学力向上併せて向上心までですね、本市においてどのように取り組まれていくか、そのあたりまでちょっとお伺いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 御質問は現行の学習指導要領におきました道徳教育の取組に関する質問かと思えます。

道徳教育につきましてはすべての学校において、それぞれの発達段階に応じた道徳教育の全体計画を策定しております。そして授業を進めているところであります。この全体計画に基づきまして道徳の時間の指導をはじめ、各教科特別活動、また総合的な学習の時間など含めて、全教育活動におきまして年間を通して計画的に指導が行われております。また指導力の向上に向けては教師の各種研修会を実施しながら行っているところでございます。

3番（橋口和仁君） それでは3番目のですね、小中一貫授業ですね、授業の推進を図られるかということでお伺いいたします。

他県のほうにおいてですね、小中一貫授業が推進されておりますが、先般、教育委員会で書いてある中で、今後10年間の生徒数を見てみますと、非常に激減しているわけですね。その市街地の場合はそうまで推移というのは変わらないと思いますけども、周辺部、笠利、住用においてですね、この少子化傾向に歯止めがかからない状況の中で、子どもたちの生徒数というのが非常に激減しているわけです。そのときに、この小中一貫授業、併せてまた小中一貫と別の授業の方向性はないものか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 小中一貫教育授業というのは特区の申請において、施設面や予算面で解決しなければならぬ課題が非常に大きく、申請するにふさわしい体制づくりを整えるために慎重に検討を重ねる必要があると考えております。本市におきましては、小中連携ということを推進しておりまして、学習指導や生徒指導における小中学校間の段差を少なくしていこうという取組をしております。例えば住用小中学校、小学校と中学校のお互い相互乗り入れとかですね、朝日小と朝日中学校の連携と、そういうようなことでございます。

3番（橋口和仁君） 先ほど教育長が答弁されました、小中連携のことでちょっと深く質問したいと思いますが、今この小中連携が住用のほうでされているということではありますが、この今後の課題とまた成果という面までちょっとお伺いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 先ほど申しあげました小中連携におきまして、同じ校区を抱える小学校・中学校の連携をいたしまして、研究授業研修を開催し、教職員の資質の向上を図るとともに、校区内の児童・生徒をともに育てていこうという気運が高まっております。また小中併設校数多くあるわけですが、中学校の英語教師が小学校の英語活動の指導を行う、そういうことをしまして教諭の乗り入れも実施しております。そういうことで中学校になってからの授業、英語の授業がスムーズに取り組めるということもされております。今後は研究委嘱校の指定を事業化しまして、小中連携を含めた研究実践を十分行っていけるように予算配置をしてこうと考えております。

3番（橋口和仁君） 小中連携と小中併設ですかね、取り組まれているということではありますが、今後1

0年、20年見据えた場合に、どうしても特区制度という形での中中一貫授業が視野に入れないといけないだろうと思います。そのへんのことにあたってですね、市長のちょっと御見解をお伺いしたいと思っておりますが。

市長（平田隆義君） 発言して教育行政に口出しと言われなにか心配なんです、いつも申し上げておりますように、農村地区における小規模校、小中学校、どういう形で活性化させていくかということが、非常に大きな課題であろうと思います。先般小中学校の校長先生の会で、講話をとという依頼がございまして話を申し上げたんですが、その趣旨もですね、小規模小学校の活性化ということについては、校長先生が地域に及ぼす影響というのは大変大きなものがあるということで、校長先生自らが率先して農村地域の活性化に取り組んでいただきたいというお願いを申し上げたところです。そういった点では議員の指摘しております地域全体で教育力を付けていくということからすれば、当然に連携を強めていく。そしてそれが今おっしゃるような一貫教育というところまでいけば、私は大変大きな成果が得られるんじゃないかなと、こういう期待は持っております。

3番（橋口和仁君） はい、分かりました。

それでは4番目の市長の政治姿勢についてお伺いいたします。市長の政治姿勢ということで、まず将来のビジョンであります、市長は市民との共生・協働の意識が大切であり、そのことをしっかりと伸ばすことに重きをなすということを述べております。今、地方の疲弊、特に奄美市は大島紬の衰退や公共事業の縮減、さらに産業形態のぜい弱さゆえ、さらなる疲弊の度が深まりつつあると思います。それゆえ、雇用条件も改善されず、また就業機会も厳しいところとなっていると思います。この変革の時代において、今こそ将来のために土台構築をするべきだと思います。今奄美は世界遺産に向けた各自治体の取組がなされております。しかしそのハードルはまだまだ高いものがあります。奄美の特性を生かした農業に、地場産を生かした新産業創出に重きをおく施策を展開すべきであると思います。そんな中でこそさらなる共生・協働が育まれていくものだと思いますが、あと任期2年において経済重視のビジョンは描かれていかれないものかお伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） それではお答えをさせていただきます。

まず、農業の振興につきましては、基幹作物のサトウキビの品目別経営安定対策に基づいた体制整備支援や面積の拡大、果樹につきましては主力のタンカンをはじめ、パッションフルーツ、マンゴーなどの品質向上と増産を目指しており、畜産につきましても高品質平準化を目指し、肉用繁殖牛の増頭と草地の利用集積を推進するなど、農家やJA、行政等の協働体制により移出高も増加傾向にあるものと思っております。一方他の産業につきましては、現在集中改革プランに基づき、外貨獲得力の向上及び支援を推進をしているところでございます。

まず農業分野につきましては、申し上げました品目等のほか、ブランド化へ向けた品質向上のためのきめ細かな営農指導の実施や、業界と連携した地産地消の取組を推進をいたしております。またパッケージ事業を活用し、他業種からの新規農業進出を、新規農業進出を進め、雇用のセーフティネットづくりにも努めているところでございます。

観光産業につきましては、一集落1ブランドの展開によるありのままの奄美を活用した新たな観光メニューに向けて集落と一体となり取組を始めるとともに、クルーズ観光の誘致促進や修学旅行の体験観光の拡大をはじめ、各種イベントやマスコミを通じたPRなどを推進をいたしております。その他の産業につきましても、未利用資源を活用した新産業の創出や、地域や企業から相談がある場合には、有利な補助事業について検討するとともに、その導入に向けた支援を実施をいたしているところでございます。また奄美が持つ優位性と資源を生かし、今年度から総務省の全額補助事業であります地域ICT活用モデル構築事業を導入をし、健康ビジネスの創出や奄美の地場産野菜、気候風土の付加価値向上に向けた取組を推進をいたしております。各種産業の取組強化については、国も全額補助事業や助成事業

など、積極的に推進をしておりますので、今後とも本市の特性を活用した事業導入に向けて努めてまいりますので、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

3番（橋口和仁君） 農業、いろんな分野であつく展開しているということで、お伺いいたしました。しかしそれとあわせてですね、もう少しこの啓発活動をしていただきたいなど、いろんな事業があるかと思えますけども、なかなか知り得ない部分が農家の方々、また新規に農業をされるよという方々にとつてですね、そこまで公開されて、情報が届いていかれていけないような状況ではないかなと思っております。そういう面においてですね、もう少し啓発をしていただきたいなど、このように思っております。

次に移りますが、組織機構見直しということであります。昨年奄美市行政改革実施計画がなされ、人事交流の推進や組織機構のスリム化などが実施計画として示され、また簡素で地域事業に配慮した効率的な組織運営や、地域に対応した部局を再編すると書かれております。今年度も集中改革プランに添って遂行されるのかお伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 組織機構の見直しについてお答えをいたします。

奄美市は平成20年度に合併後3年目を迎え、平成21年度は合併協議会の基本方針に基づき組織機構の見直しを迎える時期になります。施政方針においても述べましたとおり、平成20年度は組織機構の基本的方針を策定をし、今後直面する大量退職者、平成19年度から平成25年度までの7年間で約160名の退職者が想定されます。それに備え、組織の統廃合、再編が必要であると認識をいたしており、平成20年度はその見直し作業に着手をしたいと考えております。現在本庁産業振興部及び2総合支所の農政部門の職員数及び農業委員会事務局員数は、臨時職員を含め平成19年度は52名であります。農業を基幹産業とする群島内他町村と比較しましても、かなり多いようでございます。このような中ではございますが、農業、畜産業等第一次産業は、本市の産業構造上重要であるものと認識をしております。農業振興の充実、強化に向け、職員数については特に重点的に配置を行っているところでございます。また平成20年度の組織機構では効率、効果的な行財政運営を心がけながら、申しあげました大量退職を見すえた組織機構の見直しや再編が必要であります。特に農業・農村振興につきましては、農政部門の職員による技術研修、営農指導に努め、生産体制の強化を図り、優れた担い手農家の見直しや再編が必要と感じているところでございます。

3番（橋口和仁君） 奄美市の耕地面積をですね、18年度農林水産業データによりますと、現在1,360ヘクタールとなっております。そのうち笠利地域では17年度データで耕地面積が940ヘクタールとなっております。そして産業形態別に見てみますとサトウキビの収穫量が2万2,000トン、キャベツやトマトなどの収穫量が8,9割と、さらに肉用牛の頭数においては7割と笠利地区に農業分野が集中しております。そういうことを踏まえてですね、今こそ経済、産業経済重視の方向性ということで、笠利地域に農業推進課並びに部局の設置はという方向性はないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 農業振興の部門につきまして、過去に合併協議会の中においても、これはその当時議論になりましたのが農業委員会の部局であったわけですが、本庁機能を笠利総合支所というような意見もありました。これも相当議論をされた結果として、やっぱり奄美市という大きな一つの組織でくりますと、やっぱり市長、副市長、部長、課長という縦のライン、あるいはまた各部、各課の横断的な横のラインの、そのへんの相互調整という部分を考えてみました場合に、ちょっと難しいんじゃないかというようなことで、結果として名瀬総合支所に本庁を置くという最初の合併協議の中でもそのような形で、すべて本庁機能は名瀬総合支所に置かれたということだろうと思えます。そしてまた議員が御指摘のように、仮に笠利に置こうという中において、じゃどういって笠利に置く必要があるの

か、じゃそれを解決するためにはどのような解決策があるのか。そのへんもですね、中身のチェックをしながら、やっぱり総合支所は、本庁機能は名瀬総合支所に置くというような形で、矛盾な点等があれば、その中で解決策を講じていく必要があるのではないかと考えております。

3番（橋口和仁君） 分かりました。しかしですね、農家にとっては非常に営農指導という面ではですね、非常に農家が求めている点じゃないかと思えますね。事務事業がもう名瀬のほうにいかれて、実践的な農業分野にかかわる専門職はですね、少なくなっていると。JAさんにおいても営農指導体制というのがだんだん薄れてきていると。この一次産業重視ということを示すべられましたが、それならばしっかりと民間と行政と、しっかりと足並みを揃えてですね、そういう実践的な部局の設置というのにも必要じゃないかなと思っております。ひとつ取り組みされていければと思います。

次に移ります。財政健全化法の改正による今後の対応はということですが、昨年6月に財政健全化法が改正されました。今までの制度において赤字比率が市町村の場合20パーセント以上により、財政再建を行わなければならないとされております。改正により今回実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を公表し、そして健全段階、早期健全化、さらに財政の再生の3段階の区分のどの段階に入るといふわけです。本市の状況はどのような状況であるのか、指し示すことができれば示していただきたいと思っております。

総務部長（福山敏裕君） 地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定されて、三つの財政指標の公表が、平成19年度決算から始まります。この財政指標の数値によっては財政健全化計画、または再生計画の策定が義務づけられ、平成20年度の決算から適用されることになっております。具体的に現在の指標の作成方法が明確にされていないので、いまいちですが、流動的ではありますが平成18年度の決算状況から試算をしてみますと、指標の基準以上にならないということから、国に提出します財政健全化計画、財政再生計画は現在のところ策定しなくてもいい状況であると考えております。

3番（橋口和仁君） その中でですね、将来負担比率というのがあります。20年度に公表しなければならないという状況ですね、公社、三セクに対する債務保証並びに損失補償が今後の焦点となります。もし自治体が債務の肩代わりを迫られれば、財政運営に大きな支障を来します。そうならないためにもしっかりと把握が求められますが、現状はどこまで把握されているのか。また債務が発生した場合の対策はどこまで想定されているのかお伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 債務補償分につきましては、今後もしも確実に予算が発生した場合には的確に予算措置をし、支払いをしていくつもりでございます。損失補償をしているものにつきましては、各団体の決算の状況を常に把握をしております、的確な運営が行われますよう、各団体と連絡を取っているところでございます。また債務の発生した場合も対応につきましては金融機関等が担保なども取っているところでございますので、債務は発生しないものと考えておりますが、もし万一発生した場合は市としまして補償しているわけでございますので、当然支払いの責任はあるものと考えております。今後の対応動向ということでございますが、昨年11月に公表しました奄美市の事業実施計画及び財政健全化計画では、赤字額のピークは平成24年度でございます。その額は2億8,500万円でございます。この場合におきましても、実質赤字比率は約2パーセントと現在試算をしております。財政健全化計画の作成基準となります11.25パーセントまでには至りませんが、引き続き奄美市財政、奄美市事業実施計画及び財政健全化計画の見直しも含め、見直しも今後行いながら、赤字に転落がすることないように行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

3番（橋口和仁君） はい、分かりました。

最後になりますが、地方再生戦略に向けての新たな事業計画はあるのかとお伺いいたします。今回08年度鹿児島県の当初予算案で7地域振興局、支所が提案した地域振興推進事業に、それぞれ1億1,000万円ずつ、合わせて7億7,000万円ずつが計上されております。これは大島支庁のほうに1億1,000万円になると思いますが、これは本市においてですね、いろんな事業が展開されておるだろうと思います。その中で大島支庁のほうに要望するという段階で、どのような事業展開をなされるのあ、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君）本市におきましては耕作放棄地の解消、発生を囿る農地、水、環境保全向上対策事業や、財団法人奄美市農業研究センターを中核とした奄美産業クラスター事業の推進による新産業の創出など、地方再生戦略に盛り込まれた事業を、市民協働、官民一体の体制を構築し、推進をしているところでございます。さらにはまた、新商品開発や販路拡大等について、人材や知恵を結集する農商工連携の推進体制の強化や、本市の情報通信基盤を活用した産業の活性化などに向けて、産・学・官連携の取組に引き続き努めるとともに、事業誘致など地域活性化のための新たな創造についても検討をしてみたいと存じます。

議長（伊東隆吉君）以上で新奄美 橋口和仁君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時46分）

議長（伊東隆吉君）再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。
日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君）こんにちは、日本共産党の崎田信正です。平成18年3月20日に合併をいたしました。3年目を迎えることとなりますけれども、厳しい財政状況を強いられている奄美市にあって、市民の生活もまた厳しい状況に置かれていることも事実であります。それでも節約を徹底し、何とか家計のやりくりができていればまだしもでありますけれども、もうこのままでは何ともならない、こういう御家庭も少なくありません。この世の中先行きは真っ暗と感じる人が増えております。憲法25条はすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について社会福祉、社会補償及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとしており、すべての国民に政治の光が届かなければなりません。それも遠くに小さく見える明かりではなくて、スポットライトとまでは言いませんけれども、せめて今歩く夜道を照らす街灯程度の明かりがほしいと思うわけです。第一義的には国が経済政策の軸足を大企業から家計、国民に転換することが必要でありますけれども、地方自治体が弱い立場の人たちの生活実態をしっかりと把握して、対策を立てなければなりません。道路特定財源と暫定税率の存続問題については、2月29日の本会議で我が党の三島議員が反対討論に立ち、見解を明らかにしております。暫定税率廃止をしても本税があるわけです。無駄な道路づくりを取り止めることを求めているものであり、これにより財源が半減するからといって、国民が求める生活関連道路も半減しなければならないということにはなりません。そのことは国民生活を無視した政治を進めるといって、いくらひどい政治だと言っても、そこまで国民生活を無視できるものではありません。私は道路特定財源が一般財源化されれば、市民生活を守る財源をもっと確保することができる。そういった思いで通告にしたがって順次質問をしていきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてです。

一つひとつの政策については、個別にお伺いすることになりますけれども、最初述べましたように市民生活をどのようにとらえているのかということで、市長の認識をお伺いしたいと思います。それは平成19年仕事納めで住民の間にいまだに役所がすべきだという気持ちが残っている、これは大島新聞の報道でありますけれども、そう述べられたと報道されております。その真意について伺いたいです。

このことは市政をどういった立場で運営していくのか、その入り口の、入り口ともいうべきことになるかと思うからであります。この新聞記事の報道だけでは、市長にしてもですね、自分の真意が伝わったとは感じていないのではないかというふうに思います。この記事だけを素直に読めば、もう役所に何を言っても無駄だというふうにあきらめさせる。あるいは要望はもう出すなというふうに受け止められても仕方ありません。住民の間で誤解があってはいけないと思うんです。このことは施政方針の2ページに市長就任以来、自分ができることは自分でやる自助と、お互いに助け合う互助、そして住民団体などが共同で行う共助、それでも解決できない場合は行政が支援する公助が、地域コミュニティの育成と活性化には重要であると申し上げてまいりましたと述べられました。ここには住民の苦難にあって、行政が真っ先に積極的に対応しようという姿は感じられませんが、市長の見解をお示しいただきたいと思えます。

次からは発言席より行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 崎田議員の質問に答弁いたしますが、答弁の前に私も今の時代におけるいわゆる経済的な格差、いわゆる国や地方の格差、また個人の生活感の格差、こういったものがあることは十分受け止めております。このことは多くの方も指摘しておりますように、小泉内閣時代の行財政改革の中の歪みであろうと私は思っております。1日も早い修復というか、改善を望むものの一人だと、このように自負しております。頑張っていきたいと思っておりますが、今、議員の指摘しました新聞記事の件については、説明不足なのか、原稿にしたためて申し上げたわけではなくて、職員を前にして申し上げたこととございますので、取り違える可能性もあるのかなと、こう今指摘されて思ったところです。本意はやはり名瀬地区、住用地区、笠利地区でも各自治体との市民との対話を重ねてまいりました。その中で、あそこをこうやってくれ、ここをやってくれという多くの要望がございました。それを前提にして、これは皆さんで力を合わせてやれば解決できることだなという問題が幾つかあったということとを踏まえてのこととございまして、市民の要望をシャットアウトするものではないということだけは、御理解を賜りたいなとこのように思うところです。

急速に進む少子高齢化中です。これまでどおりの行政だけで市民サービスを提供することは、やはり質的にも量的にも限界にきているのではないのかなと、こう思います。いわゆる成熟社会を迎えてですね、価値観が多様化する時代になったと同時に一くくりの行政サービスでは一律に市民が満足できるような、また解決することが至難な時代ではないのかなと、こういう思いもいたしております。そういうことで行政の効率的で均一性のあるサービスを求める社会の中で、どのようにしたら市民と行政が一体となって地域のコミュニティをつくることができるかということとを考え合わせるときには、施政方針にも示したとおり自助、互助そして共助、そして公助のこの精神が生かされることが共生・協働の地域づくりということになるのではないかと、このように考えております。特に職員を前にしてでありますので、職員も法令や条例にないとか、予算がないとかいう前に、何らかの対応の仕方を考えていただきたいという思いを込めて職員に申し上げたと、このように思っております。人、物、金、情報が集まってくる行政であります。新たな施策を打ち出すということが、地域がどのようなかという決め手にもなるわけとございますから、公的な支援ということの行政自体の主導の領域というものは守っていかなければならない。そして御指摘したように、行政が先頭に立ってことを解決していかねばならない問題は、みんなで知恵と力を合わせて、先頭に立って解決していくということも忘れてはならないことだと、このように思うところです。そういうことで今後も市民と議論を深めながら行政サービスを推進してまいりたいと、このように考えておりますので御理解を賜りたいと、このようにお願いを申し上げます。

16番（崎田信正君） 理解はしたいんですけれども、それを実際の政策の中で生かしていただきたいと

というのが私の思いなんです。例えば国民健康保険税でありますけれども、滞納者が多いんですよ。国保税はまず自分で払うという仕組みですから、これは自助なんです。保険を使わなくても保険税を払っているという方もおられますからこれは共助と言えます。しかし高く払い切れずやむなく滞納になる場合があります。この場合は自助、共助では間に合っていないということです。ここは公助が必要なんです。その公助としては国保税は7割5割2割の減免制度がありますから、公助の役目は果たしていると言われるかも知れませんが、私が言いたいのは多くの自治体ではそれとは別に独自の減免制度をつくっているということなんです。それぞれに努力をされて、いろんな方法が取られているわけです。その内容についてはいっぱいありますからここで紹介できませんが、奄美市の国保税条例第16条で国民健康保険税の減免及び納期限の延長について定めております。その内容は市長は災害その他、特別の事情により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者で特に必要があると認める場合は、当該納税義務者の申請によって、国民健康保険税を減免し、また3か月を超えない限度においてその納期限の延長をすることができるとなっておりますけれども、奄美市条文には条例の条文にはありますけれども、特別の事情については、今まで認めておりません。ですから条文にあることが実際適用されていない。市民の暮らしは大変だと言っているときに、これが適用されていないということが問題なんです。こういったところから私たち、この公助というのが私たちの生活から遠退きつつあるというふうに感じておりますけれども、こういったところでしっかりとね、市民の暮らしを見て対策を立ててほしいということをお願いをしているわけです。それができて理解できるなということになるわけですが、言葉だけ理解しても現実がそれに追いついていないということを指摘しておきたいと思えます。

次にもう一つですね、施政方針について一言触れておかなければいけない。この件については問題山積の奄美市にあって、市長がどういった立場で市政を運営されるのか。今ありましたけれどもね、どのような認識を持っているのかが問われる基本的な問題だと考えております。施政方針についてはこれからも多くの議員が取り上げておりますので、私はこれまで一般質問でも取り上げてきました福祉の面で、これが地方自治体として一番基本的な政策になるかと思っておりますので、市長の考えをお聞きしたいと思うんですが、具体的な政策は別にして、考えの問題です。25日に示された施政方針では、地域における社会保障サービスの担い手である自治体の役割に対する要望は、ますます多様化しており、今おっしゃられました、より一層的確な対応が求められていますと述べられました。まさに的確なと言ったときに、どう対応されるのか。これまでも職員の意識改革を言われてきておりますけれども、この際思いを共通のものにしたいというふうに思っておりますので、お考えを示していただきたいと思えます。

同じ箇所ですね、年金、介護、医療など、給付と負担の在り方も含めて制度全般を見直す動きが着実に進む一方で、国の見直し案を着実にと表現をされているわけですね。今少ない年金から介護保険料、国保税や高齢者医療制度の保険料などの負担が増えて、市民の生活を直撃することになります。そういった市民の暮らしの目線に立たない姿勢で、市民の生活を守ることはできないというのが私の思いなんです。政府の見直し案が着実に進んでは困るわけですよ。だから後期高齢者医療制度は国民の厳しい批判にさらされて、実施前から既に保険料は新しく負担を強いられる人に対して、既に見直しをせざるを得ない状況になっている。これは奄美市議会をはじめ、多くの議会で中止、あるいは凍結、見直しの意見書が採択されるなど、国民の制度に対する心配の声や意見が反映された結果なんです。また障害者自立支援法でも応益負担に対する批判が強くなります。ですから着実に進むなどと、人ごとみたいな表現はしてほしくないと思うんです。ましてや高齢社会が進み、若い人が働く場所がなく、所得水準が国や県と比べてもかなり低い。介護保険料なども全国でも有数の高い額が設定をされている。こういう奄美市の状況にあって、市のトップとしてですね、その表現はあまりにも市民生活を知らなさ過ぎると思うわけでありまして、そちらのほうの認識、いかがでしょうか。

市長（平田隆義君） 表現のとらえ方にもよると思うんですが、私としては時代が大きく転換してきている中で日本の福祉行政の在り方について、大きく変わるのではないかと、変わりつつあるんじゃない

かということ、むしろ職員や市民に訴えて、それなりの心づもりをしていただかないといけないんじゃないかということがございます。そういった点では悪いほうにばかりいってるとは私は思いません、年金等も50パーセントは税金で負担していこうじゃなとかいう議論にもなっているわけですし、それから健康保険、国保のほうにいたしましてもですね、やはりお医者さんの問題ですかね、産婦人科が少なくなるとか、小児科が少なくなるとか、給付率の問題等も考え直さなきゃならないんじゃないかという意見が出てきておりわけですので、そういういい面もあると思います。そして物によって、場合によってはとったほうがいいのかも分かりませんが、受益給付の負担のバランスという点において、いわゆる階層と言っては失礼かもしれませんが、それぞれの生活の中で、負担と感じる方、軽減と感じる方、いろいろであろうと私は思います。そういったことなどを含めて、変わっていくことは間違いなく変わっていくだろうということを理解していただきたいと、このように促しを申し上げたということ、理解を賜りたいと、このように思います。個々のことについてはそういう発想する個々のことについては、企画の担当のほうからまた答弁させていただきますので、よろしくをお願いします。

16番(崎田信正君) 世の中は動いていくわけですからね、変わっていくのはいいんですよ。それが悪いほうに変わっていったら問題で、それに対して国民の声がいろいろ出てきているわけでしょう。だから少なくともですね、着実に進むという表現は変えるべきだと、もう全国の市町村に対して申し訳ないと、こういうことをやっておればね。後期高齢者医療制度の問題でも512を超える議会がいろんな意見を出している中で、一番大きな問題ですよ。今市長さんが言われたのは個別の問題では、それは前進もありますよ。乳幼児医療費の問題とか、いろいろ着実にありますけれども、前進があると。今そういう問題をやって、大元のところで高齢者の方が、本当にこの先どうなんかついた大きな事柄で悪い方向に進んでいることに対して言ってるわけですから。個別の問題でそれはいろいろありますけどね。特に着実ということになれば、これは言葉の使い方では、着実に業績を伸ばすとかですね、いい方向ばかりなんですよ。大元のところで悪い方向に進んでいるという認識は、市長さんは持たないのかということなんです。だからこの着実という表現は変えたほうがいいと思いますけれども、その気はありませんか。

企画部長(塩崎博成君) それでは制度全般を。

(「それはいいんですよ、それは後で個別の問題で質問出しているから、高齢者医療の問題とか」と呼ぶ者あり)

ですから着実に進むという部分で若干説明をさせていただきたいと思っておりますけれども。

(「それはいいんです。それをやってたら時間なくなっちゃうから」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「自立支援法のほうも質問事項出してますから」と呼ぶ者あり)

議長(伊東隆吉君) よろしいですか。

着実に関してですね。

市長(平田隆義君) 着実になのか、確実に成のか分かりませんが、変わっていくことは国会のほうで見えておりますと、私もそう感じます。それが私の立場でいい方向か悪い方向か、プラスかマイナスか、前進か後退かということでは、それぞれで受け止め方が違いますが、変わっていくことは間違いのないんじゃない

ないかなと私は思います。

16番(崎田信正君) 個別の問題でもまた取り上げていきますので、次に末広・港の土地区画整理事業についてお伺いをしたいと思います。

この事業についてはにぎわいのまちづくりを達成をするというのが大きな目的になっているわけですが、数値目標ということでお伺いをしたいと思います。このことについてはですね、これまでも幾度となく、その事業の必要性や活性化につながらず、商店街の分断だと、まち壊し事業だと、こういう質問が我が党の議員だけでなく、多くの議員が取り上げてきた内容であります。

平成7年に名瀬市の都市計画として計画が始められて、その後シンボルロードというのがありましたけれども、これは計画変更がされておりますけれども、現在の事業計画というのは相変わらず16メートル幅の道路中心市街地の真ん中を通そうとする道路中心、車社会中心の計画となっております。その間、国のほうもこれまでのまちづくり方針を全国のいろんな状況を見てですね、平成16年9月に総務省が中心市街地の活性化に関する行政評価、監視結果に基づく勧告を出しました。これは旧名瀬市議会でも取り上げられ議論がされております。そこでは中心市街地の活性化に関する各統計指標の動向という項目がございます。これによると平成10年度から13年度までに基本計画を作成した138市町のうち、12年度以前に基本計画を作成した121市町について、中心市街地の活性化の状況を居住、商業及び業務に関する統計指標の基本計画作成前後の動向等により調査した結果が公表されました。それによると五つの統計指標の数値は121市町の中心市街地全体として、いずれも基本計画作成前より減少、また五つの統計指標にかかる市町村全体の数値に占める中心市街地の割合についても同様に、いずれも基本計画作成時より低下となっていると報告がされております。そこで改めてこの五つの指標について数字を示していただきたいと思っております。

一つは中心市街地の人口、二つ目が中心市街地の商店数、3番目が中心市街地の年間商品販売額、4番目が中心市街地の事業所数、5番目が中心市街地の事業所の従業者数の五つについて、旧名瀬市が都市計画マスタープランを作成した時期の平成9年当時、そしてまさに事業を進めようとしている現在の数字、事業が終了し、明るい未来が見えてくるという平成30年について、そのこちらは予測数字ですね、これを示していただきたいと思っております。

建設部長(平 豊和君) お尋ねの総務省の指標に関する奄美市の数字であります。人口は平成9年の5,491人から平成16年は4,786人で、12.8パーセントの減少となっております。また中央商店街の小売業における商業統計によりますと、商店数は平成9年の262件から平成16年は207件で21パーセントの減少、従業員数は平成9年の755人から平成16年は642人で15パーセントの減少、年間販売額は平成9年の110億から16年は77億で30.1パーセントの減少となっております。この総務省の指標は中心市街地の活性化に関する総括的な指標でありまして、中心市街地の活性化を表す指標というのは居住人口や観光、または商業など、各都市が目指すべき活性化の施策によっていろいろ変わってまいります。なお奄美市の指標は、平成19年度から実施しておりますまちづくり交付金事業による都市再生整備計画において、来街者数や空き店舗率、あるいはまちづくりの活動の参加者数を上げております。ここでは基準年度を平成17年と目標年度を平成23年度と設定しております。来街者数は1万5,800人から1万6,000人とほぼ横ばい、空き店舗率は12パーセントから8パーセントへ減少、まちづくりの活動の参加者数は述べ90人から450人へ増加というふうにしております。

16番(崎田信正君) 事業終了後の予測数字はありませんか。

議長(伊東隆吉君) 30年の。

建設部長（平 豊和君） 事業終了時の予測数字ということでございますが、今現在のところその数字については、その数字が必要とするところは、例えば5年後ぐらいを区切って、そういったことが恐らく数値目標、予測される数字としては適正な数字ではないかと思っておりますが、そういったことで、今現在旧名瀬市のものとしても奄美市のものとしても、その数字は持ち合わせておりません。

16番（崎田信正君） この事業はですね、中心市街地の衰退が顕著だということを言っているわけですよ。衰退が顕著だということは、衰退しない前の数字があるわけですよ。それを回復することが目標になってくるわけですから、予測数字がないと自体事業がおかしいんじゃないかと思うんですが、その認識はどうですか。

建設部長（平 豊和君） 確かに総務省のほうの数字やら、今御指摘の数値などについて、確かにその数値があるという、数値を持つということは大事なことだと思っておりますが、この数値は先ほど申し上げましたように、総務省の中でも平成16年度でございまして、旧名瀬市が策定した市街地の活性化基本計画というのでは、12年度からの数値が定められている状況で、したがってこの数値についてここで持ち合わせていないということでございます。

16番（崎田信正君） だからおがみ山ルートがね、そういったのも伊藤知事はもう何年も経って状況が変わってくるからということで、再検討を始めたわけですよ。奄美市の財政が大変厳しいということはずっと言われている中で、この事業というのは98億円を投入するわけです。市の財政もここに63億、交付税措置があったとしても20億30億の持ち出しが必要なわけでしょう。さっき言ったように一方では福祉のほうでは、もうどんどん国の制度は悪くなっていく中で、どう生活を立て直していくのかということが問われているときに、そういう予測の数字もないまま、この事業を推進をしていいのかということ、再検討すべきだというふうに言っているわけでありまして。特にこの中心市街地のよそから人が入ってこない活性化しないわけですよ。その地域だけでやってもどうしようもありませんから。そのときに、鹿児島県の地域経済研究所が発表している将来推計人口というのがあります。これは17年後の2025年平成37年ですね。これは奄美市で3万9,257人と、奄美市ですよ、名瀬地域だけではありません。65歳以上の高齢者率は34.2パーセントになると推計をしております。平成10年3月に作成された名瀬市の都市計画マスタープランでは、将来目標人口を今から9年後の平成29年は5万人だとしているわけですけども、今はどのように見込んでいるのかお示しをいただきたいと思えます。

建設部長（平 豊和君） 平成29年の将来人口目標については、現段階においても5万人と見込んでおりますが、減少するということは予測できるところでございますけれども、新たに定める作業にはまだ着手していない状況でございます。

16番（崎田信正君） この事業の目的ですね、防災面もうたわれておりますけれども、商店街の衰退が顕著となっていると。商業施設の再建を図り、にぎわいに満ちた魅力ある中心市街地の再生を図ることを目的としているものであります。衰退が顕著だということですので、その根拠が本当に示さなければならぬと。人口全体が減っていく中でね、ここだけで16メートルの道路を造って、再生するという根拠はない。根拠を示していただければ、私も賛成してですね、所得税なんかが増えればね、いいことだわけですから。今根拠がないまま、やれば何とかなるだろうというような時代ではないというふうにするわけですよ。道路を造ってしまえばですね、あとはその条件にあったまちづくりに制約をされてしまうわけですよ。だから手をつける前にもっと将来の数値目標を明確にして、その達成の実現があるのか、示すべきだと言っておきたいと思えます。

12月議会では戸内議員からですね、広い広い道路の計画は95パーセント失敗するという指摘もあ

りました。ちなみに全国いろんなところでこういう活性化策をやっていると思いますけれども、モデル地区にしたところはございますか、示してください。

建設部長（平 豊和君） 先ほどの総務省などでも、総務省に対しての回答があったところが全国でも138省のうち121ということのようでした、旧名瀬市においてはそういったことで参考にしているというものはございません。

16番（崎田信正君） 参考にしているところはないということは、それまでにやっていないことをやるうというわけでしょう、参考にできるようなところはないと、そういうことじゃないんですか。奄美市独自の中心市街地の計画になっているということなんですかね。タラソなんかはあちこち視察に行ったりして参考にしているわけですから、そこはどうですか。

市長（平田隆義君） 今、担当部長のほうは、行政としての責任者としての答弁ですが、一応経過としましてね、この中心市街地の疲弊していく状況というのは、だれも見ているわけですね。これ、何とかしなけりゃならないということが始まりなんですよ。

（「そうなんです」と呼ぶ者あり）

ですから、今これまでの数値は示されたわけですよ。これから確実に中心市街地がおかしくなっているということで、それをどう解決しようかというときに、道路に車が入らないと、車が入らないという指摘がまだあったんですから、車が入るようにしていこうということが、この事業の大きなポイントです。先ほど車社会と言われれば車が入りやすいのは車社会のことをとらえての対応ですが、しかしそこに入ってきた外来者がですね、安心して買い物ができるようにということで、車道はそんなに広くないんですよ。両側に5メートルの歩道をとっていこうということで、その道路に対しては商店街の皆さんがイベントを打ちやすいようにとか、いろんなことを工夫しながら考えたことなんです。そして全体としてですね、委員会をつくって視察に行ったりとかということにはございませんが、商店街に皆さんは商店街の若い人たちで、いろんな形で視察をして、そして委員となった立場として自分の経験を委員会で発言して、こういうことがいいだろうということで、委員会の数にしてもですね、かなりの数の委員会を設置して練り上げて、この方向にきたわけですよ。それを私たちは名瀬市で計画立てて、県に上げた。県は県でやっぱり予算を付けていくわけですから、その事業が妥当なものかということは当然に判断されますから、県は県としての職員のそれなりの知恵や考え方をこの事業に反映しているものだ、このように思っております。そして国のほうもこの事業を採択したということは、それなりに我々の考えも間違っていないということだと、私はこのように思っております。

ただ、これからどうなりますかという数値をですね、上げてくれという点なんですけど、そうできれば一番よろしいんですが、我々の考えていることは、法的に処理する街路の整備をすることによって、民間の事業がそこに入ってくれるような条件整備をというのがまず第一だと私は思います。そのためにはきっかけになるように末広市場やA i A i 広場というものの拠点を考えましょとか、測候所跡地に公共施設を造って、ツーモールということで、2コア1モールということで、外来者を増やすことができればなど、こう思っておるところです。それから先ほど5万人と言ったのは前の総合計画の中の5万人かなと思ったりするんですが、これはですね、そこに5万人の人が住むというよりもですね、外来者が増える、増えたときに5万人の人口が名瀬市にあるときに、1日か2日か分かりません。そういうこともあり得るよねと、そのためには水道や下水道や道路網の整備が、5万人人口に受け入れられるようなまちでないといけないうというのが我々の目標でございまして、5万人、旧名瀬市地区の中に5万人の人口が住むということではないということだけは理解賜りたいと、このように思います。

16番(崎田信正君) 言葉でああしたいこうしたいというのは分かるんですけど、メルヘンチックでね、いろいろやったりと思いはいっぱい膨らませるけど、それが実行できる根拠があるのかということで、右肩上がりのときはね、いろんな人が来る、観光客も呼べるというようなことが想定できたかも分からないけれども、今言ったように国の制度というのは、後期高齢者の問題にしてもね、国民の負担を負わせるというような状況だし、いろんなガソリンの問題でも、値段が高くなればそれだけ生活に影響を与えると、そういった状況も含めて今16メートル道路というのが片道4.5、4.5の歩道をつけてね、そういう状況のまちにふさわしい道路づくりですかということを書いて、その根拠を示してくださいと、その根拠なくして98億円もの財源を投入するわけにはいかないんじゃないですかということを書いてるわけですから、右肩上がりのときはやれば何とかなるということだけれども、今そういう時代ではありませんよということをご認識し、一致できないんですか、これは。市長どうですか。

市長(平田隆義君) 今申し上げましたように、数値的にどうということはお示しできませんが、現在の地域で商いを営んでおられる方々が、これ、流通産業ですよ、一種の。産業の育成を図っていくことも我々の責任でもありますから、その中で整備をして頑張っていこうという人がおるわけですから、そういう人たちに支援していこうということだと私は理解しております。やっていきたいという人たちに引っ張ってもらおうという方法しかないかと、こう思っております。

16番(崎田信正君) なかなか平行線だな。根拠がないわけですから、示せと言っても示せられないという状況になっているんだと思いますが。

これは平成16年11月12日から11月25日まで、都市計画案の縦覧が行なわれております。意見書がいろいろ出てるんですね、101通出たというふうに報道されておりますが、賛成が31、反対が70だということですが、その中で賛成とされた人の意見に、商業活性化は市街地の現況診断やシミュレーションを検討することも必要だというふうに意見を出していてね、市の考え方としては都市基盤の整備と同時に並行して商業活性のソフト事業も具体的検討されることから、御指摘の現況診断及びシミュレーションについては産業振興部やPMOなどとの連携を密にして検討してまいりますというふうに言って、もう3年が経ちました。そのシミュレーションあります、見せてください。これ、終わってからでもいいですが、どうですか。

議長(伊東隆吉君) 答弁できますか。

産業振興部長(赤近善治君) 私の知る中ではシミュレーションというのは、できていないというふうに考えております。

16番(崎田信正君) まだシミュレーションはできていないということですよ。だからこういったことをきちんとやってですね、そうすれば根拠が出てくると思いますよ。それから事業は、これで根拠が出て間違いはないんだと、税金の無駄遣いにならないというようなことができて初めてスタートできるものではありませんか。それまでは凍結しなさい。だから進んで失敗したら大変じゃないですか。

産業振興部長(赤近善治君) 私どもは市街地活性化、中心市街地と申しますと、43ヘクタールのエリアです。議員も御案内のとおりであります。その中で新しい大店法も改正もありましたんで、これまで郊外のほうに大型店がいてますと、それでは中心市街地に人が集まりませんよと、じゃそれをどうしますかということで、市街地の活性化の基本計画を今つくろうかなというような段階にきてますけれども、まだできていません。ただ議員がおっしゃる数値というのは中心商店街における区画整理事業の議論ではないのかなというふうに思っているところでございまして、市街地の全体としての43ヘクタールと現在占めております中心商店街の活性化をどうするかと、もちろん関連しますけれども、そういった

ことで先ほど私どもは数字を持っていないということでの答えでございます。

16番(崎田信正君) 商店街の活性化と郊外に大型店という話もありましたけど、大型店が強いというのは駐車場なんですね。地域の人たちの駐車場の必要性は言われているわけですが、16メートルの幅の道路を造って、3.2ヘクタールの中で都市計画をしてですよ、駐車場はどの程度の規模で、どういったところに配置をするのか、それぐらいは大体頭に入っているわけでしょう。それはどういった状況か、そこだけでも説明してください。

市長(平田隆義君) この末広・港町の事業がですね、去年と今年で公共に提供する土地の買収をすすめているわけですよ。そしてこの20年度においてどういう形の街路線になるかですね、移動をさせなきゃいけない、いろんな個人の財産をね。その結果どういう形の道路になるかは、この20年度の予算で調査事業と設計を入れようという予定ですので、それらが決まりませんとね、商売する方たちはどこに何をしたいかというのは、これは分からないですよ。それらを見込んでどういう商売を展開していかうかというのは、それぞれの投資をする人が決めていくと私は理解しております。

16番(崎田信正君) そうというのは並行して商店街の人たちとね、こういうまちづくりをするんだということであって、いろいろこう、道路を造っていくわけですから、道路を先に造ってしまって、どうのこうのとした場合ね、それに制約されちゃうわけですよ。やっぱり16メートル道路は必要なかったといった結論が出せなくなるんです、これをね、やってしまえば。だからそういったことでもっときちんとした商店街の皆さん方との話し合い、こういったまちづくりをつくるんだというようなことを、もっと皆さんに分かるようにね、我々に分かるように出していただきたい。それが根拠ということにもなるうかと思えます。実際末広・港まちづくり協議会、まち協議のありますよね。ここがですね、平成16年の10月5日に名瀬市議会各会派殿ということで文書を出してですね、将来の商店街像案というのを作成したというふうになってますけれども、それお持ちですか、私は持ってないもんですから、後で見せてほしいと思いますけれども。それ、どうですか。

議長(伊東隆吉君) まち協からの案があるかということですか。

(「作成したというふうに我々文書をもったもんですから」と呼ぶ者あり)

建設部長(平 豊和君) ありますので後ほどお示ししたいと思います。

16番(崎田信正君) この末広・港の件については、後でほかの議員さんも取り上げますので、そこでまた突っ込んだ議論がされるかと思えます。

国保課長すみませんね。高齢者のほうはいけそうもないかも分かりません。

次、佐大熊併存住宅について、こちらも緊急ですので取り上げたいと思います。併存住宅は、これはたびたび取り上げてまいりましたけれども、昭和47年3月に完成して、去年の3月10日をもって耐用年数2分の1、35年を経過したということですが、現在の状況についてお伺いをしたい。昨年の第3回定例会で取り上げております。そのときの答弁は解体での補助事業は建て替えが前提だか、建て替えを前提としない新たな補助制度が適用できる可能性が出たということで、県と協議を進めたいというものでありました。私は市営住宅の空き家の順番待ちが多い。申込みをして最長7年待っている方もいる。生活保護受給者の方は家賃補助の最高額は単身で2万4,200円、家族持ち世帯で3万1,500円、民間の住宅事情から基準額を上回る家賃を支払っており、低家賃住宅の希望が大変強いということも言っていました。このことは前回の質問で、最低限の生活を定めた生活保護の生活費から家賃を負担するというのは、憲法25条に違反しているんだということも指摘をいたしました。近隣の佐大

熊市営住宅は年数も経っており、障害を持つ方も多い。少ない年金で生活されてる高齢者の方も多くおられますし、生活保護受給者も多いんです。ですから少ない生活費を有効に使うためにも、日常の生活については歩いて下駄履きで生活用品が調達ができる、そんな居住環境が必要だと思いたしますが、地域の活性化にもつながると思うんですね。私はこれまでたびたび本会議で取り上げてきたのは、こういった事情があるからですが、併存住宅の対策を急ぎ、当然エレベーター付きの市営住宅になろうかと思いますが、その建て替えになるというふうに勝手に思ってたんですかね。思いましたけども、前回の答弁ではまずさら地にして、その後は検討するという内容だったと思いますが、早期に解決することが必要です。県との協議内容を含め、現状がどうなっているのか。これから先の対応策はどのように考えているのか。今この時点ですよ、これまで35年の2分の1期間がどうのこうのと言っていたけれども、1年経つ状況の中で、まだ建て替えを選択をするということにならなかった理由までお示しをいただきたいと思います。

建設部長（平 豊和君） 議員御指摘のとおり、現在名瀬地区においては662世帯の方々が空き家待ちをしております。これらの方々が入居できるのは、平均で4・5年待ちという状況でございますが、一番長い方では7年以上に及んでいることも事実でございます。佐大熊地区においては住宅の老朽化や入居者の高齢化など、振興住宅地として団地化を進めていた昭和40年代と比べて、住宅を取り巻く環境は一段と変化しております。

佐大熊併存住宅は1階が店舗、2階が集会室、3階から6階が住居として、昭和47年3月に完成し、今年で36年が経過しようとしております。平成8年度に行なった耐震診断の結果に基づき、平成8年度から14年度にかけて、順次3階以上の入居者の移転を実施したところであります。住居についてはすべて移転が完了しておりますが、1階の店舗部分については移転協議が整わず現在に至っております。昨年11月に解体に係る補助事業導入について県と協議を行なった中で、老朽住宅除却事業という補助事業の導入ができるとの回答があり、ようやく事業の推進を図るめどがついたところでございます。

これまでの議会答弁でも申し上げてきておりますが、この併存住宅の解体には多額の費用がかかることや、1階店舗部分の権利関係など、解決しなければならない課題が幾つかあり、その対策に苦慮しているところでございます。建て替えを進めるべきではないかとの御質問でございますが、併存住宅解体後の跡地利用計画等については、具体的な方針がまだ定まっていないのが実情でございます。解体に向けた課題の解決に今後とも鋭意努力するとともに、解体後の有効的な跡地利用計画について、建て替えを含め平成22年度以降の次期地域住宅計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） なぜこの時点で建て替えが選択されていないのかということを知っているんですけども、これはもう35年経てば補助事業も切れるということは分かっているその間、それがあるからそれがあるからという答弁だったんですね。当然それが終わればですよ、住宅が困っている、高齢社会を迎える、何回も指摘している障害者の方も3階4階5階に住んでいる方もいる。そういった人たちのことを考えればね、すぐ事業に取り組んでいただけないかという思いがするわけですけども、それが今、これから検討だという状況について、何でかということなんです、ちょっと対応が遅いんじゃないかなと思うんです。

市長（平田隆義君） 名瀬市からの継続ではございますが、名瀬市のこれまでの10年間の、10年間マスタープランは、5年か、マスタープランを策定しました。このマスタープランがですね、周辺農村部に公営住宅を建設するというマスタープランで名瀬市は住宅政策を県や国と何と言うんですか、了解を取ったということがあります。ですからそれが今年で大体終わるはずですから、これからは今度はさっき言った末広・港のときもあったように、市街地に住宅をとということから話が出て、測候所の跡地の一角に市営住宅を建設しようということで、あの土地を先行取得したといういきさつがあります。したがって現時点では、その佐大熊住宅を建て替えて造りかえるという計画が入ってないわけですから。

これが一つの条件というか、原因だと理解していただきたいと思いますし、それとこの間見ておりまして、市街地にですね、多くの民間の皆さんのアパートが増えてきたと、大体そういうぐあいに気付かれていると思うんですが、私もそれは気付きました。ですから民間の投資を誘発するという点では、この数年間は非常にいい成果を得ることができたんじゃないかなと思っております。ですから今後はこういう民間の投資と法的な投資とのバランスを考えながら、住宅は建設していく必要があると、このように思っております。

16番(崎田信正君) 奄美市民の中で民間のところに入れたいんですよ。こういう方がたくさんいるから、市営住宅の空き家待ちで7年待っている人もいるという状況なんですから。それと高齢社会はさっき言ったように進んでいくというのも明らかなわけですから、こういったことを踏まえて早急に対応していただけるようお願いしたいと思います。

次に、なぎさ園のことについてですが、建て替え時期について12月議会で言ってきました。譲渡の話が出てきたのもそもそもこれが一番の要因だったわけですから、この建て替え時期が明確になったのかどうかですね。

それともう時間がありませんからついでに聞いておきますけれども、この12月議会、その前議会でいろいろ議論をしてね、建て替え時期を明らかにするように言ってきたわけですがけれども、議会であまりこうならなければ、建て替え時期も明らかにないまま医師会に譲渡するというのが市の姿勢だったわけでしょう。こういう取組方でいいのかということが、思うんですけれども、このあたりについて、この前の進め方について教訓にするようなべきことはないのか、そこまで答弁できればお願いいたします。

福祉事務所長(大井進良君) 建て替えの時期でございますが、医師会のほうとも十分調整をしまして、5年以内には建て替えに着手をするということで合意をしております。ただこれは県のほうから補助を受けてやりますので、2年ぐらいで補助申請をして、その結果認可が下りれば5年以内には着手いたしますという内容でございます。

それから、昨年12月議会のほうで議員の皆様からいろいろ審議をしていただきまして御指摘を受けましたが、今後の事務の進め方としまして、やはり市民や議会の皆様の理解を受けた上で、事務の推進をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

16番(崎田信正君) 5年以内ということになりましたけども、これは条件としてはもういつにするかというのは当たり前前の最低条件だったんですけれども、これさえもこういうやりとりの中で、今5年以内に着工だということが出てきましたけれどもね、そういう市の進め方、お互いに消耗するだけです。ほかにいっぱい質問したいことがあってもこんなことで質問しなきゃならないということになればね、お互いに得にならないと思いますので、ぜひしっかりした進め方をやってもらいたいというふうに思います。

後期高齢者の問題について、もう申し訳ないんですが、本当に時間がなくなってきてあれなんです、この問題については住民の方がやっぱり知らない、ほとんど知らないというか分からないということですね。そういった意味でいろいろ質問通告を出しておりますけれども、最後の住民説明会についてどんなふうにされようとしているのか、この分について御答弁をお願いしたいと思います。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 住民説明会でございますが、後期高齢者医療制度についての広報活動につきましては県や広域連合が主体となって昨年12月から保険料の決定を受けてテレビや新聞等で広報が本格化しておりまして、本市としましては嘱託員会、駐在員会や健寿大学等での説明、また出前講座のほうでの説明、広報紙や地元FMラジオを通しての説明の周知活動を行なっているところでございます。しかしながら制度の内容につきましては、十分に周知されていらっしゃる方が多いということで認識はいたしております。今後の説明会の具体的計画につきましては、現時点ではあらかじめ日程や

地区を定めた形での説明会は計画されておりませんが、住用・笠利地区においては保険証の交付にあわせて各集落ごとに説明会を行なう予定にしております。名瀬地区におきましても保険証発送時に被保険者一人ひとりに対して制度周知パンフレットを同封するなど、今後も機会をとらえて広報活動を実施してまいりたいと考えております。

議長（伊東隆吉君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午後2時45分）
引き続き一般質問を行ないます。
市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

17番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。大変眠たい時間帯でありますけれども、1時間お付き合いのほどをよろしくお願ひしたいと思います。市民クラブの奥 輝人です。あらかじめ通告してあります一般質問を行ないます。その前に少々私見を述べたいと思います。

奄美市が誕生しまして今年3年目に突入することになります。先日市長の施政方針も述べられ、強い意志と決断で奄美市の形を構築していく段階に入っていると表明されました。市町村合併をしまして3地区の一体感の醸成、そして均衡ある発展と、おのずから目に見えるような形で奄美市が建設されているような感じであります。私たち議会の中においても特別委員会等を設置し、行財政改革への提言や、また議会の改革などなど、議論や審議をし、活発な活動を展開しているところでもあります。また行政側においても行財政の改革、さらには各種補助事業等の見直し、削減などなど、あらゆる分野においても積極的に取り組んでいるものと思います。そういった意味で市民や住民も厳しい奄美市の財政のことはよく理解していただき、協力的な面が多々多く見受けられるような、また市民や住民の理解が得られているような気がする昨今ではないでしょうかと思います。そういった意味で合併してよかったというまちづくりをするために、また議会、行政、そして市民と三者一体となって取り組んでいきたいものであります。

さて私の専門とします農業情勢を若干述べますと、サトウキビが今期は当初の見込みよりも約2,000トン増の3万7,000トンの上方修正がありました。ただ今までに昨日、おととい現在までには約2万2,000トン生産量が出荷されています。約58パーセントぐらいの量がもう搬入されています。今年はサトウキビが久しぶりに3万7,000トンということで、農家やまた関係機関も大いに喜び、また感激を味わっているところでもあります。そういった要因は昨年度の季節柄、台風が来なかったことと、梅雨明け後のかんばつもなく適量・適量の降雨が観測されたこととあります。そういった自然条件も味方してくれたことも重なり、また農家の皆さんの意識改革や増産計画に基づき取り組んできた結果がこのようなサトウキビの増産が図られたものと感じています。また国が示したサトウキビ増産プロジェクトの中にも、株立ち栽培の徹底、さらには株そろえ機により萌芽の技術向上など、各地区において勉強会や研修会、さらには技術の向上等の開催したおかげで、このサトウキビ産業が伸びてきているのではないかなと思います。これからもサトウキビ産業、基幹産業でありますので私も一緒に取り組んで、この増産に向けて来年度以降も頑張っていかなければならないと考えております。

それから畜産に関しましては、畜産もすごく大きな変動もなく、小牛相場も順調に堅持されているところとあります。3月5日ごろからは競りも与論島から始まり、あさつてが笠利地区のせりとなっております。新聞紙上等も見ますと若干単価が下がっているという数値でありますけれども、これはまだ下がってる状況でもなく、農家にとってみたらこのままの状況を維持してほしいというのが畜産農家の祈りであろうかと思ひます。そういった意味で畜産農家にしてみても、畜産の基盤再編総合整備事業や、それに関わる草地造成事業等の導入で、当初の拡大などに一生懸命な取り組みをしているのが現状であります。この2大作物をこの奄美市の宝としてこれからも推進していき、農家の皆さんの所得安定、そ

して向上に私も取り組んでいきたいと考えております。農家の皆さん、どうか精一杯一生懸命頑張ってくださいと思います。

ではあらかじめ通告してあります一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、営農指導体制の充実についてであります。⑦の各支所ごとの連携活動について、奄美市が誕生して、笠利地区、名瀬地区、住用地区と農業規模が拡大されました。笠利地区においてはサトウキビ、畜産、野菜、果樹、名瀬地区にもサトウキビ、畜産、果樹、野菜、また住用地区においても小規模でありますけれどもサトウキビや畜産、果樹、野菜等、農業の基盤が確立されてきていると思います。各部門においてサトウキビ、畜産、果樹、野菜の4部門でこの3市町合同での連携活動や、また現場研修、さらには技術の向上等の営農指導体制等が着実に図られているのかを伺いまして、次の質問からは発言席で行ないたいと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） 御答弁申し上げます。

営農指導体制につきましては、現在各支所ごとに営農指導職員が配属されております。名瀬支所では6名の職員でございます。住用支所では2名、笠利総合支所では5名の指導の職員がおります。作物ごとに担当者同士が連携しながら各地区において営農指導を実施しているところであります。特に糖業担当者におきましては週の初めに笠利町にて関係者が生産技術の向上対策や、新制度への対応等について検討し、それを各地区において営農指導を行なっているところであります。営農指導にあたっては、営農指導員においても栽培ほ場での技術指導や農家の訪問等により、農家育成や栽培技術普及指導が図られるものと日頃より考えていることだというふうに思っております。今後とも営農指導にあたっては、これまで以上に各支所の担当職員同士の交流、連携を強化しまして、農家の営農指導に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） ただいま産振部長の答弁がありました。しかしながら3市町合同での取組状況です。それは自分が今感じているところでは取り組んでいないような感じがするんですけど、それはなぜかと言いますと、笠利、名瀬、住用、3地区ばらばらで何か営農指導をしているような感じを受けています。それはなぜかと言いますとですね、先日もサトウキビの栽培講習、そしてその日に限ってはですね、集落営農の講演会ですね、それがだぶっていたと、そういうことを考えますと、果たして職員間の意志統一、それと計画立案の統一が図られてないような感じを受けましたので、果たしてそれがうまくかみあっているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 今御指摘の点はまた後で述べますけれども、それ以外の平常の営農指導については、先ほども申し上げましたが、特に同業の担当者は毎週笠利のほうで打ち合せをして営農指導にあたっております。3地区の支所が職員がですね、意志疎通はできておりますし、連携が図られるというふうに考えております。

先ほどの御指摘ですが、私も営農の指導の研修会と、いわゆるパッケージ事業の研修会、これ私も一つは参加いたしました。それで帰って来ましてから、帰って来る前にも新聞で同じ日程だったもんですから、これはどうなったんだろうかということで今後このようなことがないようにと、注意をしたところでございます。ただちょうど富国製糖のいわゆる真っ最中で、春植えの推進ということで、休みがあったもんですから、その間に研修会をしようということで、ちょっとだぶってしまったということがありました。しかしだぶってしまっただけではないので、今後はこのような日程がだぶらないように注意を喚起したところでありますし、今後そのようなことがないようにいたします。

17番（奥 輝人君） 是非そういっただぶりがないような、また歯車がかみ合わないような体制を整え

ていただきたいと思います。

笠利地区においてはですね、産業振興、笠利総合支所内には産業振興課が設置されています。また名瀬のほうにおいては農林振興課、住用地区には産業振興の係が設置されているんですが、農政部の一体感というのがどうも、産振部長は先ほどから週1回に笠利のほうで勉強会とかやっていると言っていますけれども、果たしてその笠利の支所がですね、笠利の職員が名瀬の現場やら住用の現場、農作物に対して技術の指導とか、それを果たして細めにやれるのか。また名瀬の職員、住用の職員が笠利に来て、笠利のサトウキビや畜産、また果樹や野菜とかを指導できるのか。そこらあたりが全然幅が、各幅が設定されていて見えない部分があるもんだから、農政部の一体感を助成するためにもですね、できればその産業振興部の中の農政の農業部門でもいいし、農政課でもですね、できれば一本化。笠利のほうでは今、農業立町ということで前向きに取り組んでいますので、どうか笠利のほうにそういった農政部の中の農政課でも一本化できないものが、そこあたりをちょっと、できないものか伺いたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） それじゃお答えをさせていただきたいと思いますが、農政部だけではなくて、やはりそれぞれ各部も一緒なんですけど、やはり旧3自治体の職員の一体感に向けての取組、これはもう全体的な部分でありますし、今まさに取組をいたしているということで御理解をいただきたいと思います。

それからまた笠利総合支所に農政部局の組織機構を統一できないかということでございますけれども、名瀬地区については国・県の出先機関やJAなど、流通業界が存在をしております、本庁産業振興部の役割も重要であるものと考えております。まずは農政部門における果樹、園芸の振興、糖業の振興、畜産振興等のさらなる発展のために、各支所間の連携強化を図ってまいることが現時点では必要ではないかと考えております。笠利総合支所への農政部の統一については、現在の組織機構をもとにどのような体制が望ましいのかなど、さらに検証をし、また近い将来の大量退職者を見据えた組織機構の在り方を、平成20年度に実施する組織機構の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

17番（奥 輝人君） ただいまの件については、午前中の橋口議員の中でも産業振興部の農業の関係をちょっと答弁されていましたが、やはり農業立町であるということで、笠利には優秀な職員もまだいると思うんですよ。それでやはりその農業のノウハウを発信するために笠利支所に一本化した場合は、笠利支所から名瀬の営農指導に走ったり、また住用までとか、そういった体制をとれば何ら問題も起きないような気がするんですよ。先ほどの歯車がかみ合わないようなことも起きないし、笠利町の農業の現場を見ながらですよ、笠利から農業部門をまだまだ発展させていくと、そして笠利の職員なんかもですね、名瀬やら住用のサトウキビ農家やらまた畜産農家、この連携活動も数多く生まれてくるとも思いますし、これは一応合併の当初の中では産業振興部ということで、農政部は含まれますけれども、農政課も含まれてますけれど、そういった農政関係の一本化を笠利にということをおは提案をしていきたい。それもやはり何こそ、合併した効果、農業は笠利にということが私も思いもありますし、またこれからもこうやって検討は、今後もですね、それを前向きに取り掛かってもらいたいと思います。また同じ市役所のスリム化もありますので、できればそこらで組織機構の見直し等で導入していただけないものが、市長どうでしょうか。

市長（平田隆義君） 今御意見を拝聴しながら、感じたところですが、農業の農林課というか、農業政策の中には、やっぱり予算の関係で県や国との連携をとらなきゃならない仕事も占めておりますし、サトウキビは確かに笠利地区に特化されているなという思いはするんですが、他の農産物はまたそうでもないものもあるわけなんで、じゃタンカン、ミカン、柑橘類はどうだろうかといったときには、やっぱり名瀬や住用に傾斜してるんじゃないかなと、こう思ったりします。総合的に判断していかなければならないわけですが、議員の御意見を聞きながら感じたことは、実際に農業指導をする現場の人たちのことかなと、こう思ったりしたんで、そのへんのところの配置の仕方というのは、対応の可能性はあるんじゃないかなと。

ないかなと。農業の本体を、じゃ、笠利支所に持っていったときに、住用の皆さんが書類の打ち合せをするのに笠利まで行くのかという話になってくるのではないかなと、このように感じたところです。ですから仕事の内容によって対応していくということになるのではないかと、こう思っているところですが、検討してみたいと思います。

17番（奥 輝人君） ただいま合併してからに、産業振興部の中に調整監、農業調整監が配置されていると思うんですよ。その調整監等をですよ、やはりこの本庁に置いてはですね、取りまとめができるのか、できているのか、調整監の役割はどのようになっているのか。今までの合併して今日までですね。そこあたり、ちょっと聞きたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 調整監の役割でございますけれども、それぞれやっぱり旧名瀬市、住用村、笠利町、旧3自治体のそれぞれの担っておった農政部門、もういろいろあるかと思えます。そのへんを本庁機能の持つ名瀬総合支所の中で、それぞれの役割あたりが担う部分を調整をしていくという部分が大きな役割を担っているんだろうかと思えます。そういう意味からしましてですね、調整監としての役割は果たされているものと理解をいたしております。

17番（奥 輝人君） 産業振興部はここに部長もいますけども、産振部長いますけど、やはり調整監をですよ、動きが取りやすい、また行動しやすい、活動しやすい場所に置くのも必要だと思うんですよ。調整監がここにいてですね、何らかの指示、指図をやっているようにも思えないような状況でありますので、できればその調整監あたりをですよ、笠利の支所に置いて、そこからそうやって指示でも指図させるような、営農指導に、営農指導、各分野においてですね、そういった体制を見直してしてほしいなと、私は強く思うんです。調整監がいてですよ、笠利におった場合は自分たちもそのまま笠利の総合支所に行ったりして、こういった部分が名瀬や住用とはちょっと欠けているんじゃないですかとか、また行けなくともすぐに直結して言えますので、笠利で、住用でないものを、名瀬でないものを、私は笠利がこうやって名瀬や住用の農業を発展させるために、こうやって指導してください、助言してくださいとか言える人がいないんですよ。笠利は笠利の産業振興課内だけしか動いてないんですよ。住用は住用で、さっきいった係がいますけれど、笠利には統一も図れないし、その意見も言いにくい、だからそこらの調査機関をですよ、笠利のほうに置いてですね、どうかこの名瀬、住用のサトウキビの振興やら、ほかの作物、農業振興に一役かってもらいたいなと思うのが私の考えですけど、いかがでしょうかね。

企画部長（塩崎博成君） 先ほども申し上げましたけれども、やっぱり調整機能というのは本庁組織の役割の中で対応していくべきものだと考えておりますし、議員仰せのように仮にじゃ、笠利総合支所に調整監を置いたということで、じゃそれがどういうふうに動きやすくなるのかどうか、そしてまた、距離的に言いましても住用総合支所までは大分遠くなるわけですよ。そのへんの連絡調整であるとか、そういう部分をもろもろ考えました場合、やっぱり組織的には本庁で調整監はおるべきだと思います。そしてまた仮に議員が仰せのような形で何らかの問題があるとするれば、それをどういう形で解決していくのか、そういう部分の解決策を講じていくほうが、まず先決じゃないかと思えます。

17番（奥 輝人君） こだわってますけど、やはり農業の振興にはやはりですね、一本化でもう笠利に置くような感じで、この4年間のうちあと2年ありますけど、市長、やはり農業の推進振興には笠利のほうに是非設置できるような、先ほど調整監でもよるしいですので、どうか御配慮していただきたいと思えます。

産業振興部長（赤近善治君） 一つお願いがありますけども、先ほどの奥議員の御指摘で春植えの時期に会議がだぶっていたということは確かでございます。これにつきましてはいわゆる財団法人の農業研修

センターの職員と、いわゆる本庁の職員とのすり合わせがなかったということで、それは事実でありますけれども、平常の営農指導におきましては、職員間同士連絡を取り合ってきちんとやっているというふうに、私は考えております。それからもう1点、組織の関係ですけれども私も部内でも笠利の総合支所の産業振興課、それから住用のほう、本庁のほう、本庁に集まっていたいて、いろんな提案を各所からいただいて、どういった職員の配置が一番、畜産、農業、キビに対していいのかと、いいのだろうかというようなことも始終検討しております、3案とか4案、案をつくってですね、これを企画調整課のほうに持っていったりしたこともございます。要は笠利町のほうがキビと畜産が主に盛んでございますし、住用のほうは逆に畜産と果樹が盛んでございます。また名瀬のほうは畜産は弱くて果樹のほうが強いと、多いということがありますので、それぞれ目的はやはり種類が違う、作物が違う、生産者にどのようなサービスをできるのかと、職員がですね、効果的に。そういうことをまた我々一緒になって3支所一緒になってですね、今後組織の在り方についても議員がおっしゃるとおりですね、より効果的な組織づくりができるように、また今後部内でも検討してまいりたいというふうに考えておるところでありますので、御理解をよろしく申し上げます。

17番(奥 輝人君) やはり営農指導体制についてですね、やっぱり一本化できるような感じですね、私はそれがいいと思います。産振部長のその意見も分かりますよ。しかしながらやっぱり一本化して、そうやって農業の振興に食い違いがないようにですよ。笠利は畜産とサトウキビと言いますけど、果樹も野菜も増えてきてましてね、そしてまた住用のほうにまで果樹の指導にも行ける体制も整えられると思うんですよ、陸続きでもありますし。やはり一体感の醸成を醸し出すためにもですね、農業だけでも一体感の醸成を醸し出すためにやはり笠利のほうにでも、調整監でも配置していただきたいと思っております、次の質問に入りたいと思っております。

次にですね、耕作放棄地、休耕田の解消対策についてであります。先般ですね、農水省のほうから奄美のほうに来てですね、各市町村長との意見交歓会等も開催されたようでありますが、今後の国の取組についてでありますけど、国の方針では08年度から5年間で耕作放棄地をゼロにするという計画が打ち出されています。農水省側は高齢化の進展や耕作放棄地増加を食い止めるために土地の利用権の規制を見直し、改革する方針であるようであります。国の今後の具体的な見直し、改革の内容はどのようなものになっていくのか伺いたいと思っております。

産業振興部長(赤近善治君) 奥議員御指摘のとおり、2月15日にいわゆる耕作放棄地の解消のキャラバンの一環として農水省の斉藤企画部長と後担当の課長補佐がお見えになったということですが、お尋ねの耕作放棄地等の解消対策につきましては、国におきましては土地持ち非農家や、自給的農家の耕作放棄地面積が大きく増加をしているということを踏まえまして、耕作放棄地対策推進の手引きを作成しまして、担い手への農地の利用集積、農外からの新規参入の促進、集落営農の組織化、法人化、農地水環境保全向上対策等、さまざまな制度、施策を通じて、その解消、発生防止に向け周知徹底を図っているのが現在の国の行動でございます。

17番(奥 輝人君) 国の農水省のほうからはそうやって見直しをしていくということですが、市の今後の市の取組ですね。市の取組については奄美市においてもその耕作放棄地やら、また休耕田の放棄等が各地区地区で見受けられているのが現状であると思っております。笠利地区におかれましては東海岸地帯はそうでもありませんけど、西海岸地帯のほうはまだ休耕田が遊んでいるということで、この件については畜産の再編総合整備事業の草地造成事業等を導入、活用してですね、今着々に整備改善がなされてきています。しかしながら地権者との合意が得られずに、基盤整備ができない地域も出てきています。そこらあたりを国が緩和する、弱点の緩和やら改革をすることによって地権者との合意が得られるような体制が整ってきた場合はですね、まだまだその畑の面積が拡大されると思っております。そういった意味で今後問題も課題も多々多いかと思っております。市の現状としましてはですね、笠利地区だけではなく、

名瀬地区、住用地区にもこうやった休耕田のがきわめて目立って多いと、私も見ていますので、こういう多くなっています。今後地権者との合意形成ですね、草地造成の手助けなど、どのような対策を持つてくのか、そこあたり方向性をちょっと伺いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

産業振興部長（赤近善治君） 奄美市の現状につきましては、まさに今奥議員が御指摘のとおりでございます。本市におきましても土地所有者等の不明によります農地流動化が困難な土地や、農家の高齢化に伴います後継者不足による耕作放棄地等が各地区に存在をしております。これをできる限り解消し、有効に活用することが喫緊の課題であります。この、今後この遊休農地を有効に活用するためには土地所有者等の確認作業等、同意取りつけを行い、財団法人奄美農業研修センターや農業委員会を通じて、農地の流動化を積極的に推進することはもちろんであります。担い手農業者育成等を図りながら遊休地解消のための事業としまして経営中山間地域総合整備事業、経営畑地帯総合整備事業、遊休農地再生活動緊急支援事業等、国の補助事業がございますので、事業要件、実施箇所、導入作物等検討しながら、農家地権者の方々と連携して本市単独でも、本市でも単独で補助する機会等を活用し、遊休地解消に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） 私先ほども最初の質問にもありましたようにですね、こういった耕作放棄地とか休耕田の解消に向けて、やはりここにはこういった土地がある、ここにはこういった土地があるというのを理解する、また分かってもうらためにですね、一本化したら、こうやってみんなで理解しながら、この土地を今回はこの土地を造成基盤整備に取り入れていこうとか、そういったメリットも出てくると思うんですよ。今後はですね、笠利地区においてもやはりサトウキビの増産と畜産の振興に土地が今足りない状況であります。土地が足りなくて四苦八苦しているのが農家であります。そういった意味で今後規模の拡大、増頭拡大に向けて、この耕作放棄地、休耕田の解消に向けて、一日も早くですね、農家が規模拡大ができるような基盤体制の耕作放棄地が解消できるように取り組んでいただきたいと思えます。3支所合同で、3支所合同ですね、市の職員共々ですね、これに向けて話し合いを詰めていただき、農家の意見が反映されるように取り計らっていただきたいと思えます。

次に移りたいと思えます。次にですね、果樹選果場計画についてであります。この件についても午前中の同僚議員の橋口議員のほうからも質問がありました。私のほうは果樹農家の意欲について、また奄美市その他町村農家の動向はどうか、また共販体制は奄美市その他の町村の果樹農家の姿勢はどうかを伺いたいと思えます。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

産業振興部長（赤近善治君） 果樹選果場につきましては、午前中橋口議員へも御質問で答弁をいたしたところでございます。農家の意欲という御質問でありますけれども、選果場建設におきましては農産物の振興を図るとともに、農業共販体制の充実に向けて、生産農家及び関係機関一体となり、産地戦略を構築し、タンカンを主体としてスモモ、パッション、マンゴー、それにカボチャ等の周年出荷体制を整え、共販拡大による産地銘柄を確立しなければならないというふうに考えているところでございます。議員御指摘のように農家の意識は大事なことだというふうに考えておるところでございます。これまでのタンカンの共販出荷につきましては農家が一番不便を感じていたことだと思っております。生産者の方々からも永年熱望していた選果場の建設でありますので、これまで以上に生産部会活動の強化や共販体制について、農家の皆様方と連携を図らなければならないというふうに考えているところでございます。

17番（奥 輝人君） 果樹選果場についてはですね、元議員の住用の元井議員からも平成18年度にそういった選果場の早期建設に向けての質問がありました。それから約一年半ぐらいうち過ぎてしまして

ですね、何らかの形が見えていなかった、それで今回こうやって取り上げてきたんですけど、新聞紙上等におきましてはこの果樹選果場の建設に向けてＪＡあまみさんが事業主体となり取り組んでいかなければならないというような記事が、見出しがありました。そういった意味で農家の皆さんはこの前私、産業経済委員会はＪＡあまみさんに足を出向いてですね、タンカンの選果場やら、今後の方針等、いろいろ説明を受けたんですけど、その中ではやはりＪＡあまみさんもこの選果場に対しては莫大な予算がかかるということと、今まで農家の皆さん、農家の皆さんの意欲はあったんですけど、ＪＡあまみさんの落ち度で、ＪＡあまみさんはそれに意欲はなかったという話をしていました。しかしながらこれからはですね、ＪＡあまみさんもこのまま果樹選果場建設に向けては、もう積極的に取り組んでいくということでありました。そういった意味でその選果場を建設していくわけでありますけれども、奄振事業が来年の３月には期限切れとなりますけれども、奄振事業を活用してほしいというのが農家の皆さんの意見、声でありました。それはなぜかと言いますと、やはり補助事業が高いということと、自己負担の分が軽減されるという、そういったメリットを考えて奄振事業への対応をしてくれという意見だったようであります。今後ですね、来年３月まで期限が迫ってきていますけれども、今年の平成２０年度にこういった建設計画を立てなければですね、奄振事業がもし延長になった場合ですね、平成２１年度に建設が実現できるような取組、計画を立案をしていかなければいけないと思うんですけど、今その奄振事業の取組方についてＪＡあまみさん、あと農家の皆さん、そして行政と一体となって、取り組んでいるのか、また今どのような方向で協議を進めているのかを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 午前中もお答えいたしましたけれども、現在ＪＡあまみさんがリーダーシップになりまして、本島の５市町村ですね、奄美市、龍郷町、瀬戸内町、大和村、宇検村、そのメンバーの方々、それから生産者の果樹の関係の方々で、選果場の施設整備推進協議会というのを立ち上げて、その中で選果場を、どのような選果場がいいのかということを議論をしております、ほぼ選果場そのものにつきましての合意はできているようでございます。例えば糖度を計るための機械センサーがほしいねと、後は色とか形、傷ですね、を発見するようなカラーグレーダー、これもほしいよねというようなことで、検討はしているということです。ただ一番肝心な用地、土地をどこに置くかと、建設をどこにするのかということがまだはっきりしておりませんので、それがはっきりしないと事務契約等もできないわけございまして、そういったことで具体的にどの事業になるか分かりませんが、正式な事業申請というふうな、その前の段階の計画づくりもまだやっていない段階でございます。まずは建設場所の確保、それが今ネックになっているということでございます。

１７番（奥 輝人君） 果樹農家さんはこの果樹選果場を早期に建設してほしいという声があまりにも大きいものでありますので、三者一体となってですね、早期に実現できるように取り組んでほしいと思います。

それでは次にいきたいと思っております。４番目の認定漁家や後継者育成についてであります。これは認定漁家というのは、聞いてみたらこの奄美市や鹿児島県には認定されるようなそういった制度仕組みはないようでありますので、この認定は削除していただきたいと思っております。それで漁家や後継者育成についてであります。今の取組状況について、漁家の育成や後継者の育成について、情報交換会やらまた勉強会など、指導体制が図られているのかを伺いたいと思っております。

産業振興部長（赤近善治君） 漁業の農家や後継者の育成についてでありますけれども、水産業における後継者の育成の事業といたしましては、まず県の事業ですが漁業士育成対策事業という制度がございます。この制度は地域において意欲的に漁業等に取り組む、中核的な活動をしている青年を青年漁業士として認定し、青年漁業士による地域農業等、地域漁業等の担い手に対する指導、援助を支援する制度でございます。その具体的な事業内容といたしましては、青年漁業士の研究会、研修会の開催や、先進地視察等の調査活動の促進など、地域の漁業者のリーダーを育成する内容となっております。融資面につ

きましては沿岸漁業改善資金という青年漁業者等の要請確保に必要な資金を、県が無利子で貸付けを行なう制度がございます。また青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための新技術の導入、付加価値の向上や販路開拓などの取組を行う漁業者のグループに対しまして、施設整備等の補助制度や沿岸漁業改善資金の貸付対象の拡大などの支援を行う中核的漁業者共同体という制度がございます。漁業従事者の高齢化が進行している中で、後継者を育成していくことは、議員御指摘のとおり水産業における大きな課題の一つであると認識をいたしておりますが、厳しい財政状況であることを考えますと、本市としてはこのような国・県の事業、制度を活用して後継者の育成を図ってまいりたいというふうに考えておりますので御理解を願いたいというふうに思います。

17番（奥 輝人君） 漁家の皆さんもですね、第一次産業ということで、農業も第一次産業、これからこの漁家を育成する意味でですね、今産振部長が言われるように青年漁業士とか指導漁業士さんも育成、認定されていくものと思います。そういった意味でやはり漁業者への支援が物足りないような声を聞きますので、その内容的にはですね、先ほど部長からも説明がありましたけれども、漁家への支援ですね、支援が若干薄いというのが感じられます。なぜならば、漁家の皆さんはですね、支援事業で補助事業の導入がかなり厳しいと、船舶を購入する時は旧笠利町の場合は2分の1の補助がありましたけれども、今回からは合併と同時にですね、その新船舶を購入する、導入するときのその事業等も廃止されたということもあります。またいろいろな魚介類の収穫するときの資材や備品などにおいても結構経費がかかっているのにといった意見も聞かれます。そういった意味では漁家への支援、補助事業等の導入等もやはり必要ではないかなと思います。そういった意味では漁家への支援、特典等があるような補助事業の策定ですね、ほかの町村でもそういった漁家への支援は薄いというのが現状でありますけれども、これからの第一次産業を発展させるためにも漁家への支援は必要と思っています。そこらあたり、今後の認定漁家を支援するために、認定漁家という、認定制度を設けたりして、まだまだそれを活性化させる、漁家を活性化させていく方策等はないのか、そこあたりをちょっと伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほど議員からも御案内がありましたけれども、旧笠利町のほうでは補助制度がありまして、1回につき50万円以内というふうに伺っておるところであります。先ほど答弁の中でもお答えいたしましたけれども、青年漁業者等要請確保資金というのがございます。これは例えば沿岸漁業で船を買う場合ですね、10トン未満でしたら貸付限度額が2,000万円というようなのがありますので、こういったいろんな国・県の事業がありますので、その付近を利用されてですね、この沿岸の漁業、あるいは漁家の生産を上げていただけたらというふうに思うところでございます。

17番（奥 輝人君） 是非漁家が支援できるような体制づくりをですね、またそういった勉強会等も開いてですね、こういった制度があるとか、漁家の皆さんに説明していくような体制をとっていただきたいと思います。

それから魚介類や海産物の販路拡大やPR活動についてでありますけれども、海鮮類、魚介類、モズクなどの販路拡大対策はどのように図られているのかを伺いたいと思います。

産業振興部長（赤近善治君） 販路拡大の答弁の前に、ちょっと答弁を漏らしておりました。漁業者同士の情報交換というお尋ねがありましたけど、このことにつきましては、奄美群島の漁業協同組合の青年部で構成されております奄美群島水産青年協議会という団体があり、お魚まつりの開催や藻場造成などの活動を通して、親睦と情報交換を行っているところでございます。さらに昨年の8月には奄美大島のモズク生産者らで組織いたします、任意団体ですが、奄美群島モズク生産流通協議会が発足しております。養殖技術の改善や経営の合理化などについて情報交換の場が設けられております。

先の販路拡大とPR活動についてでございますけれども、モズクなどの奄美の水産物の品質のよさや、その料理法の島外へのPRと販路拡大の取組につきましては、離島漁業再生支援交付金事業を活用した

漁業者のグループによります大消費地における物産展への参加や、食品食材の売り手企業と買い手企業がインターネット上で取引します市場への参加による販路拡大の取組を行っているところでございます。また平成19年度からの3か年事業であります奄美の健康な暮らしに根ざしたビジネスモデル構築事業、いわゆるICTという事業ですが、におきまして奄美の水産物やその料理方法をインターネットを利用して島外へ健康をキーワードにPRするとともに、島外の消費者のニーズを発掘し、島外の消費者が求める商品開発を進める仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。議員御指摘のとおり、水産業の振興には一次産品を生産するだけじゃなくて、漁家の所得の向上を図るために島外に島のいいものを売り出していくことが重要であると認識いたしておりますので、これらの取組を漁業者と一緒に一体となって行ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

17番(奥 輝人君) 是非漁家の支援ができるように取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、もう最後になりますけれども、消防、奄美市消防についてであります。奄美市消防団出初式の式典からであります。服装についてでありますけど、合併をしまして今年と去年、2回名瀬の伊津部小学校校庭です、出初式を開催したわけです。そういった中ですね、ここの中に服装についてと書いてますけど、笠利、住用において服装が統一されてるんですけども、名瀬のほうにはまだ服装の統一化がされていないと、合併したんだからやっぱりこの服装の統一化、団員同士ですね、そこらあたり、統一化が図られないものか、また今後どのような服装で対応していくのか、一応お聞きしたいと思ひます。

総務部参事(林 康雄君) 服装の統一化についてお答えをさせていただきます。このことにつきまして、市町村合併協議会の幹事会の中で消防団員等被服等貸与についてということで協議が進められたところでございます。その方針としましては、消防団員等の冬服につきましては3市町村で支給している階級が異なりますので、合併時までに統一をするということになりましたが、御承知のとおり厳しい財政状況下でございまして、現在統一が図れない状況でございまして。しかし統一を図るということになっていることから、市関係当局とですね、今後調整を図りまして年次的に支給をしまひたいと思ひます。また特定の者に対しての制服の着用とかいうお話もございましたけれども、このことにつきまして奄美市全体ですね、消防団員の幹部会等というのがございまして、その中で改善を図ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

17番(奥 輝人君) 私からの提案なんですけど、消防出初式の午前中に行われまひ訓練ですね、訓練のときは名瀬のほうもですね、活動服をつけて、青い服ですよ、あれをつけて一応訓練をしています。その活動服を同じ笠利市民は活動服でやっているんですよ、訓練も。そしてまた昼になれば名瀬の場合は活動服を変えて、今度は制服に変えていくと、そういった今、去年と今年やっているように、やっているんですよ。そこらあたり、活動服が名瀬もあるんであれば、その活動服で来年度は統一していけば、見栄えもよくなるのではないかなと思ひます。制服を取り揃えるというのもいいことであろうかと思ひますけど、何せ厳しい財政の中ですね、笠利・住用のためにまたまた制服を揃えていくというのも大きな予算を伴いますので、現在持っている服装ですよ、やっていただきたいと思ひます。なぜならば笠利の分団長さんは、名瀬の団員さんと同じような制服で出ています。笠利の分団長さんが名瀬のほうに行ったら、同じ笠利の分団、引き立ちませんので、笠利の分団長はもう名瀬のほうに行ったら同じ名瀬の団員と一緒に格好になりますので、そこらあたりを私はちょっと気になったもんだから、来年度に向けてはですね、持っているものを着用していくような方法で統一化していただきたいと思ひます。これはもう提案しておきますのでよろしくお願ひします。

それとですね、隊列についてとなっていますけど、これもですね、旧笠利地区の出初式を見られた方は分かると思うんですけど、ああいった隊形、本部席に向かって縦列横隊ですね、そういった隊形をつ

くっていけばですね、今はコの字隊形で若干前のほうが余裕があり過ぎて、遠すぎて、何かこちらの笠利のほうと名瀬と特別分団のほうの調整が、なかなか図られてないような気がしますので、そこあたりどうにか消防分団の中で話し合ってますね、このコの字形じゃなくて何かほかのいい隊形があれば、そこらへんも検討して来年度の消防出初式に見栄えのいいような隊形ができるような形の隊形ができるようにしてほしいと思うんですけど、そこあたり何か検討とかされていないのか伺いたいと思います。

総務部参事（林 康雄君） 隊列隊形の変更についての検討なんですけども、これも先ほど申し上げましたとおり、奄美市消防団のですね、大きな行事、例えばこの消防出初式とかですね、あるいは消防団員の親睦運動会とか、そういった行事を計画をするときには必ず幹部会等を開きまして、その中で協議検討を一応進めているわけですが、その中で一応出初式についても開催日時とか、あるいは実施要領とかが決定をされているところがございます。またその各方面隊ごとにいろいろ実施をする訓練等につきましては、放水訓練、規律訓練等などはその方面隊の幹部会等で一応協議をされ決定をされて、後ほど方面隊長のほうから団長に報告をされるというような流れになっておるわけですけれども、この平成20年の奄美市の消防出初式につきましても、平成19年12月1日に各方面隊の隊長、それと副隊長の幹部の方々が集まりまして、その開催日時とか実施要領とかを協議をして決定をして日程を決めたところでございます。そういうことで出初式も盛大に挙行されたという状況ですが、また今年の消防出初式についての反省会と申しますか、終了後にまた奄美市のその団の幹部の方々に集まっていただいて、今年の出初式の反省を踏まえて、また次年に生かそうということで検討会なども実施をしております。この隊列につきましては、現在議員がおっしゃるとおり2列横隊、コの字形でちょっとこう幅を取りすぎているような状況でありますけれども、これを側面縦隊、これは規律訓練の用語で申し上げますけども、4列の横隊にして側面縦隊であれば可能は、対応は可能だろうというふうに考えておりますので、私もこの隊列については次回のまた出初式の打ち合せのときに提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。以上です。

17番（奥 輝人君） 消防団も一応ボランティアで安全・安心をモットーにですね、各地区地区で消防団活躍しています。是非そういった1年1回の出初式等でですね、消防団が報われるような、またそういった式典が盛大に行われるように、また見栄えがイけるような、また市民や住民が消防団を見て、また納得いくようなそういった体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後3時45分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします（午後4時00分）

引き続き一般質問を行います。

奄美興成会 世門 光君の発言を許可いたします。

22番（世門 光君） お疲れ様です。奄美興成会の世門でございます。本日最後の質問となりましたが、しばらくお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして質問をいたします。

税収見込みと赤字地方債についてでございます。本年度の税収の見込みについて、今年1月中旬地元新聞で政府は地方自治体の税の減収分補てんする。赤字地方債の発行を認めると報じられております。赤字地方債は公共施設の建設事業費や公営企業の事業経費などを調達する普通の地方債と異なり、自治体の財源不足を補うため、地方財政法に基づいて発行する特例的な地方債で個人住民税に伴う減税補てん債や2001年度から導入された臨時財政対策債など、減債補てん債の償還は4分の3が地方交付税

で充当されるとあります。この奄美市のみでなく、他の市町村においても、他の市町村においても財政運営は大変だろうと思われま。今年度の予算において市税は39億円前後計上されておりますが、もちろん努力は必要であります。最終見込みの確保はできるのか。また全国でも言われているように景気の減速といった影響など、どのように受け止めているのかをまずお伺いします。

後は発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

総務部長（福山敏裕君） 今年度の税収見込みということでのお尋ねでございました。19年度の当初予算で市税、市税が39億242万3,000円を計上しました。その後の増額補正によりまして総額39億2,635万5,000円を計上しているところでございます。この見込みにつきましては、歳入の確保がさらに図られるよう、今後とも一層の徴収努力を続けてまいりたいと考えております。

続きまして減収補てん債につきましては、御案内のとおり2月14日に地方財政法及び関係省令等の一部改正が行われております。

減収補てん債について御説明しますと、これは昭和50年度に創設された制度でございまして、普通交付税の算定方法と関係がございまして。普通交付税はその年の基準財政需要額から基準財政収入額、市税等を差し引いた額が交付基準額となりますが、この基準財政収入額は確定した市税等の収入額ではなくて、標準的な収入見込額を推計して差し引きを行います。市税のうち市民税、法人税、法人税割、個人所得割及び利子割交付金につきましては、普通交付税の算定で計算した収入見込よりも実績が少なくなる場合に、特例的にこの額に応じて発行することができる起債が減収補てん債ということでございます。

22番（世門 光君） それではお伺いしますが、19年度の奄美市予算も7億余りの財源不足がありますけれども、この減収補てん債を発行するのかどうか、まずこれをお伺いいたします。

総務部長（福山敏裕君） この減収補てん債の発行予定はないのかというお尋ねでございまして、本市としましては今年度は、今年度につきましては発行をしない予定でございまして。その理由を申し上げますと、減収補てん債を発行いたしますと、当年度の新たな歳入が確保できるため、財源不足の解消が図られる反面、減収補てん債の元利償還には75パーセントの交付税措置がありますが、残り25パーセントの利子に相当する分は新たな負担となります。減収補てん債を発行した場合には、その翌年度以降3年間で精算をする形で、交付税が減額されるという3点がありますので、発行しないということでございます。市としましてはこれらの財政に及ぼすメリットやデメリットを踏まえた上で、各年度の歳入の見込みなどの状況や、その他の起債発行予定など、後年度へ与える影響を総合的に検討しまして、年度ごとに減収補てん債を発行するかしないかの判断をしているところでございまして、御理解を賜りたいと思っております。

19年度の財源不足対策につきましては、当初予算で7億7,692万円の財源不足が3月補正で、補正予算で約5億円まで解消してきております。今年度の全額解消はなかなか厳しい状況ではございますが、今後とも財政健全化計画や事業実施計画を着実に実行していくこととあわせまして、歳入の確保にも努め、計画的な財源不足の解消を図ってまいりたいと考えております。

22番（世門 光君） 今年は発行しないということですので、それはそれなりに行政としてもしっかりやっていると。それから7億円のが3月時点で5億円財源不足とありましたが、これからも努力をして進めていきたいとこのように思っております。

ふるさと納税制度についてお伺いします。

来年度も税制改革において、県や市町村への寄附金に対する個人住民税の軽減制度が実施されます。このふるさと納税は与党の2008年度の税制改正大綱に盛り込まれました制度で、ふるさとや応援し

たい自治体に寄附した金額に応じて住民税などを軽減する。対象となる寄附金金額は5,000円以上、居住している地域に納入すべき住民税の1割を上限に、寄附金のうち5,000円を除いた分が税額から差し引かれるとあります。大都市への税源偏在や正や地方の活性化が目的であります。改めて言うまでもありませんが、関東地区、関西地区には奄美出身者の方々がいらっしゃいます。その方々の奄美に対する思い入れは、他の地域のどこにも負けないものと思われております。納税制度の受け皿づくりをどのように考えているのか。またこのPR活動をどのように進めていこうと考えているのかをお伺いいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 世門議員のふるさと納税制度についてでございますが、質問いただきましたふるさと納税制度についてでございますが、現在国会で審議中ということで、また多くのことがまだ確定されていないようでございます。先ほども答弁しましたように、大系的には世界遺産登録へ向けての寄附金条例というのを制定しようということでございますが、中身というか、細かい点では同じ性格のものづくりになるんじゃないかと、このように思っております。従いまして、世界遺産、事業目的がですね、遺産登録へ向けたものということと、一般に名瀬市の財政展望で、単独事業で賄いきれないものを賄うていこうというためのふるさと納税制度とを分けて考える必要があるのではないかとというのが私の考え方で、先ほど申し上げましたように、世界自然遺産登録へ向けての寄附金については、何と云っても奄美群島の人だけで負担するということは大変厳しいものがあるでしょうから、多くの皆さんに参加をいただいて、対応していただくということが肝心なことであろうと思って、そしてこのふるさと納税制度については、これは奄美市の、失礼しました、今名瀬市と申し上げた点は奄美市にかえていただきたいと思えます。奄美市民のために利用させていただきたいという限定された寄附金条例にしたほうが、より効果的だし、また寄附をされる方が理解しやすいんじゃないかと、このように考えるところです。そういった点ではそのふるさと納税制度については、議員が指摘のとおり、出身者を中心にした寄附金のお願いをするということになるのではないかなとこう思っているところでもあります。また法的にも定かでないところが多くございますので、推移を見ながら奄美市としても、このふるさと納税制度については取り組みたいということだけを申し添えておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

22番（世門 光君） ちょっとあれですけど、こちらにありましたけど、このふるさと納税のこの制度についてはですね、これはまた目的をということで、先ほどの世界遺産寄附条例、これに全国から寄附金をやりたいということと、先ほどこのふるさと納税のこの条例は奄美市民のために使うというようなこと、二つとも目的があると思えます。ですからこのふるさと納税資金については、鳥取県ですかね、教育問題とかいろんな面で目的があります。それは私はまた世界遺産となりますと、世界遺産のみにしか使えないと、ふるさと納税は私たちふるさとの教育なら教育、いろんな面で使いたいと、この違いがはっきりしなかったのです。でも先ほどの午前中からの大迫議員やら、市長の答弁を聞いて、大体違いが分かってきたんですけど、この寄附金条例、これはほかの地区では動いてます、既に。前後しますが北九州市などでは北九州市出身者はもちろんのこと、また関係ない方々にも北九州市を知ってもらうために、魅力がアピールできればというようなことで、その5,000円ですが、この特産品を贈呈しようというような動きもあります。

私たち今奄美市において国の施策がこれから決まっていくかどうかどうなるか分からないと言うんですけど、今のうちのまたこれも動かないと、その制度ができてから動いてもおかしくなるんじゃないかなと、遅くなるんじゃないかなというふうに思います。私はここで伺いたいのは、この例えば上限として10万円といたします、寄附金が。そしたらこの寄附金の10万円納めたら、5,000円だったら5,000円は別にまた払わなきゃならない、その寄附者が。住民のその、5,000円を多く払うために農産物をアピールしようということをやっていますが、そのような寄附金の使い道などの面については、

これからと思うけど、一応考えているか考えてないのか、それだけお伺いしたいんですけど、どのように考えるんですか。

企画部長（塩崎博成君） 北九州市において5万円以上の高額寄附者に対し、5,000円相当の特産品を贈呈をし、PRを図っていくということで検討をしておられるということにつきましては、大変興味深い事項でもあります。現在寄附金条例制定に向け取り組みを始められたところでもありますし、先ほど市長の答弁の中でもございましたように、現在国会のほうで議論中ということでもありますので、これからいろいろ検討していくわけですが、寄附金の使い道について具体的なあれに、これから取組をしていくという部分と、なおまた併せて寄附者に対する謝礼の表し方の一つとして、特産品の贈呈についても貴重な御意見として今後検討していく中で参考にさせていただきたいと思っております。

22番（世門 光君） じゃ、そのまず先ほど午前中の流れですけど、世界遺産の寄附金条例はいつごろ提案するんですか。それとこのふるさと納税のまた寄附金条例は、これは国の合意か、その事前の動きだろうというふうに理解いたしますが、この二ついつごろ上程するのかということだけ、お伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 寄附金条例につきましては、あるいはまたふるさと納税の件につきましても、これからということになりますけれども、早い段階で検討を加えながら、次回の議会に上程できるような形で検討を加えていきたいと考えております。

22番（世門 光君） 全国的にも国の定まらないうちに動いているところがあるだろうと思っておりますけど、北九州などもやっぱり1,000万円予算組みながら動いてますから、やはり私たちの財政が厳しい奄美市においても、やはりこういうものを利用しなきゃいけないだろうと、そしてまた利用させてもらうというような気持ちもお互いにそのふるさと世界遺産、自然遺産、いずれにしてもふるさと納税条例にしても、やはり早急に検討していただければありがたいなと、このように思っております。

果樹選果場でございます。

今年もまた黄金色をしたタンカンの収穫が始まりました。これからは奄美の亜熱帯気候を生かした果物の収穫の喜びと、農家の繁忙期の時期となりました。しかしその反面農家の方々は選果のことで苦労をしなきゃならないとぐちをこぼしております。改めて先ほどの答弁でわかりましたが、お伺いしますが、選果場の必要性はだれでも認めることですが、改めて当局としてどのようにお考えなのかをお伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 果樹選果場の件につきましては、午前中橋口議員、先ほど奥議員にも答弁いたしております。これまでの各地区の選果場におきましては、敷地面積や機械設備の面で農家の皆さん方へ不便を来しております。これからの厳しい産地間の競争に打ち勝つには必要不可欠な施設であると認識しているところでございます。

22番（世門 光君） 農産物の付加価値向上と流通強化を図る近代的な選果場整備に向け、関係機関等の連携にリーダーシップを発揮するとともに、施政方針にうたわれております。農家の方は大変喜んでおります。この選果場に対しても先ほどもありましたが、奄振もありましたが、この関係機関とはJAだろうと思っておりますが、どこなのか。それとまたどのような事業を導入したいと考えているのかを改めてお伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 奄美農協が中心となりまして、選果場の施設整備推進協議会というものを設立しまして、協議を重ねてまいっております。その組織の内容ですけれども、奄美農協の大島事業本

部の本部長さん、それから大島支庁の農林水産部農政課の次長さん、それから奄美市農林振興課長、笠利総合支所の産業振興課長、それから住用総合支所の産業建設課長、それから大和村の産業振興課長、龍郷町、瀬戸内町、宇検村、それぞれの関係課長が参加しております。また果樹部会の生産者側から果樹部会の代表、それから柑橘クラブの会長さんの参加をいただいております。

2 2 番（世門 光君） それじゃ、先ほどもありましたように、この選果場をということは必要だと認めてありますが、これは次期奄振という話もありました。それじゃ奄振として、ほかの事業として導入するとした場合に、場所をどのような方向に考えているのか、またどれぐらいのもので、どれぐらいのやつを造るということは、どのようにお考えですか。

産業振興部長（赤近善治君） 私のほうで奄振事業でという話はした記憶はないんですけども、すみませんが、大体規模的にはですね、先ほど機械設備につきましては光センサーを配置すると、あとカラーグレーダーをするという、すばらしい機械を導入するという構想、それから敷地規模につきましては、約400坪、1,100から1,200程度は必要だというようなことでの意見集約ができております。それから建設場所につきましては、先ほどもお答えしましたが、これがまだはっきり決まってないということでございます。それからその、もし仮に選果場を造るとなりますとどのような事業かということですが、農林水産省の事業で強い農業づくり交付金というのがございます。これが事業名は二つですが、経営構造対策事業というのがございます。もう一つは果樹生産総合対策事業、これはいずれも国費が2分の1の事業でございます。これが農水省関係の補助事業でございます。それともう一つの選択肢としましては、議員が御提言の奄振事業の非公共事業、これも選択肢の一つというふうになっております。

2 2 番（世門 光君） 光センサー、カラーグレーダーと、これはもう必要不可欠だろうとこのように思っております。それで本当に農家の方々は待ち望んでいるこの選果場でございますが、場所はまだ決まらないということなんですけど、じゃ最後にこれだけは教えてください。この進ちょく状況と言いますか、どのような過程でいつごろということが見えないのか。今現在話し合いしながらやっていますが、大体何年度ごろにこれが目鼻がついて、どの事業を導入して、どこにするということが大体の目鼻がつくつかないかと、これだけをまたもう一度教えてください。

産業振興部長（赤近善治君） 先ほどからお答えしてはいますが、まずはどこに建築しますよということが一番大事ですので、これをJAさん、関係市町村、市町村ですね、関係市町村の方々と詰めていきたいというふうに思っております。その上で計画の概要、あるいは例えば非公共事業でしたら21年度の採択目指して今年度中早めにですね、しなくちゃなりませんので、私どもとしましては21年度に申請できるように、失礼しました、例えば非公共事業でしたらもう5月では遅いんですかね、早めに申請しなくちゃなりませんし、農林水産省の事業でも早めにですね、いろんな問題を片付けて、申請してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

2 2 番（世門 光君） 今農家の方々が本当に忙しい時期、これからまた次々来ますが、選果場というのは本当にジブシーのように毎年あっち行き、こっち行き、一度は鳩浜のほうであり、今は長浜のほうであり、いうことで場所を借りてやっています。本当に望んで今いるわけですから、早めにと言うより、先ほど言われたようにいろんな事業を導入しながら、場所を決めて早急にまた取り組んでいただければありがたいと、このように思っております。

次は消防についてでございます。

消防団は市民の生命や財産を守るため訓練に励み、またときには家族との約束に反して緊急出動し、住居地域の皆さんが安心して安全で生活できるように頑張っております。奄美市合併時の調整項目で、どのようなことがあったのかお伺いしますが、先ほどこれもありましたが、総務部長、消防長、何かあり

ましたらお願いします。

総務部参事（林 康雄君） お尋ねの合併調整項目事項の件なのですが、消防団関係分の合併調整項目としまして全部で26項目ございました。まず消防団施設及び車両などの合併前後にかかわりなく、現行のとおり運用をしなければいけないということで調整をした項目が4項目、消防団員報酬など合併までに調整をすとした項目が7項目、消防団の組織など合併後に調整をすとした項目が15項目ございました。現行のとおりとして調整をした各項目と合併までに調整をすとした各項目につきましては、平成17年の4月から平成17年の12月までに総務専門部会の中の交通、消防、防災分科会において協議をされ、さらに幹事会に報告をされ承認をされております。また合併後に調整をすとした15項目につきましても、平成18年11月16日までにすべて調整を終了しております。

22番（世門 光君） 先ほどとちょっと変わるような意見ですけど、制服についてです。消防団の制服が消防団制服規定により帽子や服の色、階級書の高さや形、材質などが厳しく決められております。普段の訓練、出勤は当たり前ですが、消防出初式のときは消防団の正月だと思い、新たな気持ちで制服を着用して指導に出ております。消防団制服についてはどのようなお考えなのか、改めてお伺いします。

総務部参事（林 康雄君） 消防団の制服につきましては、先ほどの奥議員と重複をすする点もございませけれども、先ほども答弁しましたとおり、合併調整協議会の中で統一を図る、合併までに統一をすすということで承認をいただいております。そのようなことで支給につきましては関係当局と調整を図りながら、年次的に整備ができればなと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

22番（世門 光君） 今、合併までに統一するということがありましたけど、また財政管理がいろいろと難しいだろうと私もその財政の、難しいんですが、財政課にお尋ねします。どのような見解なのかをお伺いします。

財政課長（則 敏光君） 消防団員の活動服、いわゆる作業服と違ひまして、制服につきましては出初式等その他儀式のとき、年に1、2度というようなこともございませ。団員の皆さん方の士気を高めると、制服を着けることによって士気が高まる、そういうことであれば非常に大切なことだと考えております。だからと言って、今制服がない旧住用・旧笠利の団員に士気がないかと言えば、到底そうは思ひませせん。しかしこれは合併調整項目でございませるので、合併調整は最大限尊重いたしたいというふうな認識は持っております。しかし合併後も財源不足、続いております。20年度も4億2,800万円、当初予算で財源不足を呈してあります。このような中でやはり消防、非常備消防に関しましては、特に消防用のホース、酸素ボンベ、備品、資機材ですね、各種の資機材、その他のポンプ式積載車、CD-1とか、これは住民の生命財産に直接かかわる経費でございませるので、今の十分とは言ひませせん。財源不足の状況でございませるので、そのへんは人命第一の経費を今のところ優先させていただひているという状況でございませるので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

22番（世門 光君） すみませせん、市長にお伺ひします。出初式に私たち消防団はまず市長さん、議長さんらの特別点検を受けて、その後、市長から式辞をいただひます。そのとき私たち団員は、今年も無事故で市民の生命財産を守るため頑張ろうという気持ちが出ます。また市民の方々が安全で安心して暮らせるよう、新たな気持ちを持ちます。そこが私たち消防団の正月だと。これからまた1年間頑張ろうというふうに思ひています。そのときに閲覧拜謁をし、それから訓示をしているときに式辞をしているときに、その目の前にいる団員の制服と、また作業服を見て、市長はどのような感想をお持ちなのか、改めてお伺ひします。

市長（平田隆義君） 制服に、いわゆる統一した服装に包まれて、同じ考えで同じ行動を取っていかうというのは、やはり人間の本性かなと思っております。そういった点では制服が揃っていることにこしたことはない、こういう思いをします。今申し上げたようにいろんな財政的な問題もあるしということからの始まりでございますので、いつじゃそれを満足するように持って行くかということについては、現時点では何とも申し上げられないなどこのように思っております。ただ申し上げたいことは、団員が出初式に議員がおっしゃったように心を引き締めて、目を輝かせて式に参列している、その姿、そして年に1回統一した規律で活動を展開している姿、これは本当に敬服の至りという感じです。この気持ちを忘れずに1年間頑張っていたきたいと心から願っております。どうかひとつ幹部の皆さんをはじめ、消防団、いつも申し上げているように、24時間体制で御家族の皆さんも大変でしょうが、協力していただいて、市民のために頑張ろうという気持ちを常に忘れないでいただきたいと、このように願っております。服装のことにつきましては今後の課題にさせていただきたいと思っております。

22番（世門 光君） ここで余計か分かりませんが、議員の皆さん、若い議員の皆さん、消防団も不足していますので、皆さんも消防団に入って、そして地域の奉仕のために頑張っていたければありがたいなど、このように思っております。

最後になりますが、中学生の頭髪問題でございます。この問題は先日も地元紙でも取り上げられておりました。また旧名瀬市議会でも幾度となく論議されてまいりました。所感を述べさせてもらおうと、丸刈りの問題については賛否もまだあるかと思っております。ルールの中で生きるとはときには息苦しいことでございます。その中において私はらしく、らしさという言葉が大好きです。中学生らしく、そしてまた小学生らしく、この賛否の中においてもそのらしさというのは私は大事だと思っております。これから先、社会でいくためにも納得のいかないルールや厳しいルールがあります。そういうものを教えるのも学校ではないでしょうか。また廃止させるにも生徒自身の努力で成し遂げることが必要じゃないかと思っております。みんなで力を合わせれば変わるんだということも教えの一つだと、このように思っています。先ほどの新聞でも、与論のほうにもということがありました。ここで伺いますが、教育委員会として、丸刈りの校則をどのようにとらえ、今後の方向性をどのように考えているのかをお伺いします。

教育長（徳永昭雄君） まず丸刈りの、中学生の丸刈り校則についてどう考えているかと、今後どのように対応していくかという御質問でございます。

現在奄美市内の12の中学校で校則や生徒心得に丸刈りと規定している、これは10校あります。他の2校については1校は短髪、短い髪、もう1校は中学生らしい髪型とする。剃り込みなどはしないと規定されておりますが、今までの流れから丸刈りにしている現状であります。校則や生徒心得につきましては、最終的には各学校の校長が判断をし、決定をしていくものであり、その過程で学校長が生徒、保護者、地域の方々から幅広く意見を収集して検討していかなければならないということは、議員も御理解いただいていると思っております。そして議員が御案内のとおり、数年前から中学生男子丸刈り校則については、議会でも質問が取り上げられ、教育委員会といたしましても各中学校で生徒や保護者の意見、地域の実情等を把握し、検討していくように指導をしており、併せて頭髪の自由化になった県内外の中学校の実態や状況等についても情報提供をしております。

最近まで奄美市内の中学校の場合、頭髪自由化の運動が盛り上がったことがありますが、継続しての保護者からの希望や要望がほとんどなく、各学校においても頭髪自由化に踏み切る環境ではないと考えているようです。しかしながら生徒、保護者、地域の方々からの要望が出てくるのであれば、時代の流れを見極めながら検討を進めて、地ならしをしていかなければならないと考えます。昨年各中学校に聞き取り調査、意向調査を行いました。すべての中学校において具体的な要望があれば校則見直しの検討、対応をしていく予定であるとの回答を得ております。また一方保護者の間で丸刈りも中学生にふさわしい髪型の一つであるとの認識が強いという状況があることも、また事実であります。

このことにつきましては、最初で申し上げましたように、教育委員会が各学校に丸刈り校則廃止の指導をするものでなく、各学校の校長が学校経営職務の一環として最終的に判断をし、決定をしていくのです。教育委員会としましては引き続き、あらゆる機会を通じまして学校と地域及び保護者が連携を図りながら議論がなされるよう指導してまいりたいと考えております。御理解をお願いします。

2 2 番（世門 光君） この問題はある程度方向性を出さないと、いつまでも出てくるだろうと思います。そして先ほども申し上げましたように、同じような、新聞でも取り上げられたように和泊町にも行きました。この新聞に載っております。名瀬市議会でも論議されております。これは学校の校長に定められているということで決まりまして、またその地域からの要望がなければできない、地元から出てくればということであり、今の形でいい、要望がまた長髪にせよ、自由にせよということであるということ、校長の判断というふうに答弁がありました。非常に難しい判断じゃないかなと、このように思っております。ある程度の結論を出すには、何かの会でもつくって、組織委員会でもつくって、それでそこでもみながら、ある程度のことをしなければ、この問題はいつまでも出てくると思うんですよ、これまで出てきてるわけですから。そういうことを考えたときに、この時間の繰り返し、子どもたちの先ほど言ったように、子どもたちから出てきてやれというぐあいにして出てくるのが一番いいだろうと思うんです。けど、父兄が動いてやっています。そしていろんな方がやっています。また一方では賛成もあれば反対もあります。そのようなことがあえて、教育委員会としてはそこらへんをどのように踏まえてるのか、このまま置いといたらまた出てくると思いますので、そこらへんまでお願いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 先ほど申し上げましたように、教育委員会からやりなさいということができないというのがこの現状でございます。ということで情報提供は常にしております。各校長会の中でも話しております。なかなか踏み切れないのは、地域の声とか、そういうのを聞いてやらなければならない、そのへんの問題があるのだと思います。

2 2 番（世門 光君） 教育委員会としてやりなさいというものができなければ、やはり教育委員会として検討委員会でもつくって、それでその中でもんで、そしてこれはこうこうだというような結論を出すべきじゃないかなと、この時期には出すべきじゃないかなと思うんですよ。教育委員会が独自じゃできない。じゃ学校長が定めるもんだと、そのようなことで学校長一人じゃできない。地域からはこれは意見の堂々巡りですよ。それならその検討委員会とか、そういうのを教育委員会としてはつくれるのか。そしてまた方向性を出せないのか。改めてお伺いしますが、すみませんが、そこらへんまでお願いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 先ほども申し上げましたが、教育委員会としては職務にないということで御理解を賜りたいと思います。

2 2 番（世門 光君） 終わります。しかしその前に一つだけ、これで終わりますが、こうなった場合に、この問題はまた出てきますよ。来年度も再来年度も。奄美だけでしょう、奄美で、この丸刈りは。ですからここで教育委員会が指導でもしとって、検討委員会をつくって、今後このような方向でいきますよというものをつくらないと、堂々巡りですよ、これは。校長は校長先生は校長先生で、自分たちの与えられたと思うんでなく、やはり私も先ほど言ったように、らしさというのは必要です、子どもたちは子どもらしく。新聞にもありますように夜間外出補導したときに、伸びていたら高校生か分からない。しかし丸刈りでしたら中学生と分かる。そんな利点も欠点もあります。でもこの問題が私たちが今奄美市議会でも今回でも新聞に出てきてますから、方向性をつくっていただきたいというのが今回のあれなんです。市長はどう思いますか。教育委員会と市長とあれならあれですけど。それぐらい主導権を握って指導していただかないと、いつまでたっても堂々巡りと思うんですよ。あればお聞かせください。な

ければこれで終わります。

議長（伊東隆吉君） 答弁がありますか。

市長（平田隆義君） 先般この丸刈りをしないようにという校則の改正をという陳情が市長部局にもまいりました。話をお伺いしまして、トップダウンで決めろということだなということを聞きましたらそうですということでしたので、これこそトップダウンになじまないことだろうと。私から言えることは、やはりこの際、校長先生に役目があるのであれば、早めに話し合って方向を定めてもらいたいということだけはお伝えしましょうということでしたのですが、さてと思うところがございます。校長先生もですね、大変失礼なんです、勤務年限が3年しかないということで、今まで大きな課題としてきたのも、この問題を校長先生の判断で決めろというのも大変酷ではないのかなという思いはいたしております。

22番（世門 光君） 一言だけ言わせてください。検討委員会でもつくってやっていただければ、お互いがみんな楽になるんじゃないかなということだけ申し上げて終わります。どうもありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 以上で奄美興政会 世門 光君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後4時43分）

3月5日(5日目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	畠 嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里 秀和君
13番	泉 伸之君	14番	関 誠之君
15番	三島 照君	16番	崎田信正君
17番	奥 輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡 京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄 勝正君	22番	世門 光君
23番	平 敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与 勝広君	26番	叶 幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平田隆義君	副市長	朝山 毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町 地域自治区長	森 米勝君	笠利町 地域自治区長	朝山 三千丸君
総務部長	福山敏裕君	総務課長	川口智範君
財政課長	則 敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画調整課長	瀬木孝弘君	企画調整課参事	圓 順次君
市民福祉部長	伊東鉄郎君	市民課長(名瀬)	幸 廣光君
環境対策課長	高野匡雄君	市民課長(住用)	浦口一弘君
市民課長(笠利)	朝 郁夫君	いきいき健康課長	川畑幸治君
福祉事務所長	大井進良君	福祉政策課長	桜田秀勝君
産業振興部長	赤近善治君	紬観光課長	日高達明君

農林振興課長	小 浜 忠 弘 君	農林振興課参事	熊 本 三 夫 君
産業建設課長	澤 修 平 君	建設部長	平 豊 和 君
土木課長	東 正 英 君	下水道課長	盛 正 弘 君
水環境課長	川 上 一 弥 君	会計管理者	田 畑 米 利 君
教育部長	重 田 茂 之 君	教委総務課長	安 田 義 文 君
生涯学習課長	里 中 一 彦 君	文化課長	重 久 春 光 君
地域教育課長 (住用)	松 下 啓 徳 君	農業委員会 事務局 会長	勢 田 哲 央 君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松 田 秀 樹 君	次 長 兼 調査係長事務取	山 崎 實 忠 君
主幹兼議事係長	上 原 公 也 君	議 事 係 主 査	森 尚 宣 君
議事係主事	重 田 俊 彦 君		

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は、一般質問であります。
日程に入ります。
通告に従い、順次質問を許可いたします。
最初に、市民クラブ竹田光一君の発言を許可いたします。

20番（竹田光一君） おはようございます。市民クラブの竹田光一でございます。

平成20年第1回定例会にあたり、一般質問を行います。

さて、基幹作物であるサトウキビ、最近特に収穫高があがっております。タンカンの収穫期に入り、生産農家の皆さんは厳しい寒さのなか、雨天の日も毎日収穫に励んでおられます。特にサトウキビについては、昨年からの気候に恵まれ、近年まれに見る豊作ということでもあります。生産者の所得向上が見込まれ大変喜ばしい期待となっております。しかしながら台風常襲地であり、気象条件に左右されることもあり、他の農産物生産も含めまだまだ安定的な農家の皆さんの収入に、増収につながる見込みというのは厳しい面があるという思いから、農業振興施策の必要性を新たにするとところであります。

さて、奄美市誕生、その平田市政がスタートして2年が過ぎようとしております。着実に奄美市としての一体感、そして合併効果を感じておりますが、同時に合併によつての効果はプラス効果だけではないとも実感しており、それが改革であるという思いも肌身に感じているところでございます。厳しい財政状況の中で、市民サービスを低下させない施策の推進、更に行政改革において、財政健全計画化を実行し、健全化に向け努力されている市長はじめ全職員を高く評価するものであります。しかし重要政策課題が多い中、人口の減少及び少子化対策として、安心して生み育てられる支援、または、超高齢化社会において高齢者団体が地域で果たす役割が見直されている現在、老人クラブ等への支援対策など、さらには奄美市としての一体感の醸成を含め、改革はまだまだ道半ばであり、計画の実現に向けてなお一層の努力を期待するものであります。

さて、20年度当初予算が発表され、19年度当初予算と比較して3.2パーセント、9億2,110万9,000円の緊縮型予算となっております。市長が施政方針で示された住民福祉の向上、生活基盤の整備、産業振興等の実現への取組が大変厳しい状況下にあると考えられますが、まずは見解を伺います。次から発言席で行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） おはようございます。竹田議員の奄美市の20年度の当初予算についての市長の思いをという御質問でございますが、御指摘のように大変厳しい財政状況の中で、合併を成し得て3年の予算ということなので、何とか合併を通じて市民が合併してよかったなと思われるような、数値的な予算の確保が明示できればと、このように思いながらでございますが、一方においてはやはり思い切つて行財政改革、財政の健全化を図っていかないといけないだろうということで、大変苦慮いたしております。議員の指摘のとおり、3.2パーセントの総枠としての減、金額にして9億2,000万円余ということになったわけですが、まだ4億2,000万円余の財源一般財源不足ということが、そこに確実にあるわけでありまして、この一般財源の4億2,000万円をどのようにして回収していくか、解消していくかということにつきるだろうと、こういう思いをいたしております。そういう中で一方においては、公債費がやはり高くなっておりますから、公債費の抑制ということからすると、起債による一般単独事業を推進するというこも、限界があるなということなどをつくづく感じておるところです。そういう中で20年度の予算案については、何とかして重点的にまた効率よくということを念頭におい

て、配分していかなきゃなんないだろうと、こういう思いであります。それをどういう形で、何に基準をおいてということになるかと思うんですが、これは先般発表させていただいた事業実施の計画、それから財政健全化計画、これに照らし合わせて対応していくということが大変重要なことだと、こういう認識を持っております。そういった点では財政化の方の感想というか考え、結果の感想と云えばいいんでしょうかね、あるんですが、この事業実施計画と財政の健全化計画がかなりこうマッチしてきたということがあるということを知りまして、なお一層その努力をしていかなければいけないだろうなと思うところなんです。そういう中で、重点配分ということであるわけですが、多くの皆さんの御協力と御理解を得ないといけないということに尽きるんじゃないかと思うように思います。

具体的には施政方針でも示したように、住民福祉の向上ということでは、妊婦健康診査の公費負担を拡充していこうと、それから延長保育や一時保育、障害児保育の受入れ態勢の整備を充実させようということなども取り組んだところであります。高齢者の福祉については、先般来申し上げておりますように、国に定められた基準をちゃんと受けとめてやっていくというのが、財政的にはもう精一杯の状況ではないのかなと、こう思っております。国が定めた最低限のと申し上げていいかどうか分かりませんが、高齢者対策は進めていきたいとこう思っているところです。

それと生活基盤の整備ということになるわけですが、このことについてはやはり、ライフラインといわれる公共下水道、集落排水事業による水処理の問題と、上水いわゆる簡易水道や浄水場の整備をしていこうということが基本的に含まれています。若干の生活道路としての道路の整備等も従来進めていることを、1日も早く完成させようということなどで取り組んだところでございます。公営住宅の整備等についても先般申し上げましたように、旧名瀬市においての住宅マスタープランも終わりに近づいて、西仲勝で終わりでございますが、笠利地区においては笠利地区等に公営住宅を整備していこうということで予算化をさせていただきました。産業の振興という点では、やはり昨日から議論になっております一次産業であります農業、漁業、これを基盤としてしっかりとした形を組み立てたいとこう思っております。同時に観光産業ということが大きく取り上げられてまいりましたので、このことを重点課題ということで取り組んでまいりたいと、このように思います。こういった形の中でこれまで外貨を稼ぐ産業をしようということが大きく取り上げられてきたわけですが、そのことも大事であります。一方において地産地消と言われるようにもう少し食料の自給率を高める必要があるんじゃないかと、この食料関係の財の流れを見ますとどうしてもこれも本土に依存している状況が高いと、率が高いということで、このことの自給率を高めることの解決を図ることによって地域の生活の安定度、底力というのが確率できるんじゃないかと思うところであります。そういった方向の目線でも農業、水産業の取組をしてみたいとこう思っているところです。いずれにしましても、各分野において選択と集中ということで事業実施をしていこうということで進めているわけですが、その基本的な理念と申しますかこの考え方については、市民の自立性への拡大を図らなきゃいけない、そのことを支援していこうということで取り組まさせていただきますとこのように思います。

大変厳しい状況で、目に見えるものがないじゃないかという御指摘があるかも知れませんが、一步一步着実に施策の展開を進めていくということで、予算執行を図ることによって市民の幸せを一步一步前進させたいと、このように考えているところでございます。

少し長くなりましたが、議会、皆さん及び市民の皆さんの力強い御支援を賜りたいとこのように願っております。

20番（竹田光一君） 今の市長の御答弁でよく理解をしておりました、できました。しかしながらその行財政改革を進めていく、あるいはその中で財政健全化計画を推進していくということになると、改革という名のもとでは、まずは歳出の抑制が先行するというようであります。これもいたしかたないことではあります。バランスを取るために収支のバランスをとりに、まずは歳出の削減ということがあると、思いますけれども、やはり入りを図り出づるを制するという言葉がありますように、それと歳出の抑制、それ以上にやはり歳入対策というのが必要ではないかなと、むしろことによっては入りを図るの

を先行するべきではないかなという考えも私はするわけでありましてけれども、あまりにも歳出の抑制が先行しすぎますと、たとえ制度改革、その改革が実現できたとしてもその間に、数年間の間に市民らの皆さんの元気がなくなる、あるいはまちが疲弊するという可能性もあるのではなからうかなという心配もしているところあります。財政健全化計画だけを見ても、この歳出の抑制対策に対して歳入の図る対策が少し弱いのではないかなという思いがありますが、先ほど市長もおっしゃられましたけれども、改めてですね、歳入増につながる自主財源確保対策というものがありましたらです、お伺いします。

市長（平田隆義君） 御指摘のように財源を確保する、拡大させていく、これがもうやっぱり第一のことでございます。そういう中でありますが、企業誘致とかいろんな形がありますが、やはり地域の産業を興すということだろうということだろうと私は認識しております。そういった点では地元の企業の振興、活力を生むということには最大限の努力を払って行かなければならないんじゃないかなと、このように思っております。もう一方においては、厳しい市民生活の中ではありますが、やはり定められた税金、使用料、こういったものの徴収がなかなか進まないということもあるわけで、このことも十分に考えていかなきゃなんない問題ではないのかなと、こう思っております。滞納整理班ということを設置して取り組んでおるわけですが、まだまだ思うような成果が得られないという状況でございます。こういった点などを考え合わせるときにはやはり地域の経済を活性化していくということとあいまってこの問題が解決するんじゃないかなと、こう思っております。

公的な国や県の財政委議ということについては、今後若干の改善を図られるかなという思いもしますが、県の担当者等にいろいろ話を聞くと、そうはなかなかいかないよと、むしろ厳しくなるという覚悟でやらないといけないだろうということなどがどうしても出てまいりますので、今後の大きなこの歳入の確保という点では努力をしなければいけないわけですが、大変厳しい難しい問題だなと今思っているところがございます。いろいろと御指導賜りながら対応していきたいとこのように思いますので、よろしくお願ひします。

20番（竹田光一君） 歳入の確保の徴収率を上げると、これはもうもちろんです。今の時代の経済動向、景気状況などを見てですね、単年度分は別としても過年度分の徴収率を上げるとたいした効果があるものではないんじゃないかなと、これはもちろん期待してですね、皆さんに頑張ってもらって徴収率を上げるというのも当然のことですけれども、それほど期待できるものではないのではないかなと、ならば今市長がおっしゃられたように、地場産業の活性化、そして地産地消を推進して自給率高めて地域力を高めるということになってくるかと思うわけです。それと私はこれから超高齢化時代ということで、確実に来ると言われていますが、その超高齢化時代にあった地場産業、一次産業含めてです、その対策を早急に立てていかなければいけない時ではないかなとも思うわけでありまして。企業誘致ということで、本土からの企業誘致ということになると、外界離島というハンデの中、いわゆる様々なコスト計算しますと大変厳しいものがありますから、そうなればなお一層地場産業の振興対策が必要ではないかなと、このように考えているところであります。厳しい財政状況の中では、私どもがいろいろ申してあげてもです、難しい面があるかと思ひますけれども先ほど市長がおっしゃられたように、地場産業の活性化ということのを第一に挙げておられます。その中でですね、財政健全化計画を見ても、地場産業と一次産業の柱になる農林水産機器、これはもうハード事業分野だけに限って申し上げますけれども、柱になる農林水産、あるいは商工費などが年々減額になっており、特に商工費についてはですね、平成22年から激減、そして24年度が0円になっているということは、そのハード事業部分やハード事業というのをどんな位置付けされてこのようになっているのかですね、財政健全化計画の根拠をお伺いしたいと思ひます。

企画部長（塩崎博成君） 財政健全化計画でお示しをしております農林水産業費、商工費のハード事業につきましては、農林水産業費の畑地帯総合整備事業などは、地域住民の同意が必要となる事業が多いわ

けてございます。それから平成20年度事業の計画同意が見込まれているものについては計上いたしております。

また、商工費につきましては、風力発電建設事業費や、あやまる観光公園整備事業などの観光関連施設整備は、奄振事業との絡みもありますが、事業の熟度が高いもののみを計上いたしているところでございます。

一方、ソフト事業の民生費、衛生費を除くその他の事業のうち約4割の年額4億6,000万円程度は、産業振興関連予算となっており、産業振興費は予算額において、高い位置を示しております。

今後も、予算の重点化・効率化を図りながら計画的な事業の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

20番（竹田光一君） 計画だけを見てですね、この商工費についてはですね、背景が分からない人はどうしてかなという疑問を感じるんですよね。と申しますのはその例えば名瀬地区において、末広・港の区画整理、これはその目的の大きな柱の一つに商店街の活性化ともうたわれておりますし、あるいは住居地区、笠利地区においても商工業というのがありますのでですね、その今は歯止めは必要でないかも分からない。しかし数年経って必要であるかも分からないというような中でですね、少し理解をしにくい面がありましたのでお伺いしました。厳しい財政状況の中でありますから、今、部長がおっしゃられたようにですね、これからは予算の配分、あるいは事業の内容の優先順位というものが非常に重要になってくるかと思えます。今、特に限界集落という言葉も初めて問題になっておりますけれども、この予算の配分によってはですね、とても小さなことですが各集落の自治会、集落会等もあります。これがいろんな面で全体の負担というのが増えております。ゆわゆる電気料とかですね、そういった小さな問題かも分かりませんが、それと先ほど申し上げましたように、お年寄りの皆さんの活動の中でもというようなこともありますから、そういったことも、やはりまずは先ほど市長がおっしゃられたように、自給率を高めていって地域力をつけるだけではなくですね、こういった心の問題での元気もつくり上げていかなければいけない、これが第一じゃないかなという思いがいたしております。

では次に、土木行政についてお伺いをいたします。

国道、県道改良によって歩道も併設し、見通しの良い道路環境を確保し、児童・生徒の登校下校時の安全、そしてまた地域でお住まいの住民の皆さん、高齢者の皆さんの安全と安心をかなえるための道路改良整備計画ということでお伺いしますが、笠利地区の県道601号線、県道佐仁・万屋・赤木名線の内の城間集落、そして宇宿集落内の道路改良、それから県道602号線、屋仁・川上・赤木名の三鳥屋集落間、あるいは国道58号線の喜瀬1区、2区、3区集落内の道路についてであります。これは以前からそれぞれの地区から要望も出ているようでありますので、道路改良整備計画の見通しをお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 道路整備計画の見通しについてお答えをいたします。

まず、県道佐仁・万屋・赤木名線の城間集落から宇宿集落内までの道路整備についてでございますが、当路線は佐仁と赤木名を結ぶ生活道路であり、また県道龍郷奄美空港線及び国道58号を連結した主要な幹線道路と認識しております。県がこの地域の道路整備事業を導入するためには、地籍の確定が前提条件でございます。このため市では平成17年度から地籍調査を進めてきておりますが、調査を20年度までには完了したいと考えております。

次に、県道佐仁・赤木名線の屋仁集落から赤木名集落までの間と国道58号の喜瀬1・2・3区集落内の未整備区間についてでございますが、大島支庁に確認をいたしましたところ新規の道路整備事業につきましては、現在笠利総合支所の管内で整備中の、県道改築事業赤木名工区と須野工区の2路線の進ちょく状況を見ながら、限られた予算の範囲内で費用・効果・緊急性等を考慮し整備を検討することとでございます。また、事業が導入されるまでの間において緊急を要する危険箇所等の整備につきましては、県単事業を導入して歩行者の安全を図っているとのこととでございます。今後とも未整備地区の事

業が早急に採択できるよう県に強く要望してまいりたいと考えております。

20番（竹田光一君） まず県道601号線ですね城間集落、宇宿集落内道路改良ですが、についてですけれども、これは話を聞くところによりますと過去にですね、その計画が上がりながら集落、当該集落の皆さんの合意形成がうまくいかなかったということで、推進できなかったということを聞いておりますけれども、その事情を把握されておりましたらお聞かせください。

建設部長（平 豊和君） 平成9年度以前に用地調査の段階で、一部地権者の同意が得られなかったことや、埋蔵文化財調査の必要な箇所が存在するなど、用地買収について困難な事情がありまして、当時は事業が導入できなかったと伺っております。

20番（竹田光一君） そういった、その県においてですね、事業計画されたところが、そういった今の事情をですね、そのような事情で推進できなかったという計画についてはですね、聞くところによりますと大変、再度あるいは復活することが大変厳しいということを知っておりますけれども、いかがですか。

建設部長（平 豊和君） 先ほども答弁を申し上げましたとおり、事業導入にあたりましては地籍調査が前提条件でございます。現在は地権者の同意も得られておりますので、地籍調査の早期完了に努めながら、強く県に要望してまいりたいと考えております。

20番（竹田光一君） 安心しましたが、そういったことを聞いておりましたですね、せっかく計画したのにできなかったじゃないのと、同意できなかったのということになると二度と厳しいというお話も実際聞くわけですから、そういうことはないということで安心しましたが、鹿児島県もその当時計画されたときにはいろんな角度から調査もし、検討してこれ必要であるということで計画されたと思います。そういうことを考えますと、今現在はその当時より交通量も多くなってありますし、危険性というものは増していると判断されるわけですから、強くですね、これは、これも財政問題に関わってくるわけですから、強いの状況の中ですね奄美市としては強く要望し続けるということが大事じゃないかな、重要じゃないかなと思うわけでありまして。この件については、城間・宇宿集落から平成9年、平成10年、15年、16年と要望書も出されております。そして実際人身事故も発生している路線でもありますし、児童・生徒の通学路ということでですね、児童・生徒の事故はまだ大きい事故は起きておりませんが、いつでも重大事故が起こる状態ということだけはぜひ認識していただきたいとこのように思います。狭い道路で、例えば大型車、普通車が離合するときは大変歩行者については危険度があるということでありまして。

それから国道58号線の喜瀬地区の道路整備についてであります。これも平成11年7月、あるいは平成16年3月にですね、1区、2区、3区ともに当該地権者、関係者の同意を添えて要望されております。これも同じく地域の住民の皆さん、あるいは児童・生徒の登校下校時に重大な事故発生の恐れがあるということでありまして。これまでお伺いします。

建設部長（平 豊和君） 県におきましては地区からの要望を受けておりまして、危険箇所の安全対策を図るため、県単事業で部分的な回収工事を進めているところでございますが、一体的な道路改修事業の導入につきましては、今後も引き続き県に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

20番（竹田光一君） ここにもう数十回事故も発生しております。これも国道ということで、西回りの幹線であります。大変交通量も増えてありますし、今も農繁期となると大型車両が行き交う、生活道路でもありますし、いわゆる産業道路ということにもなっております。そういった形で大変

危険性がはらんだ路線ということでありますので、よろしく願いをいたします。

それから県道602号線のうち、屋仁集落・川上集落・三鳥屋集落までの約3キロメートルですね、歩道の併設等による道路拡幅改良に関する要望書ということも形で屋仁校区村づくり推進協議会会長以下各代表、団体の代表さん、PTA会という形で出ております。この路線についてもですね、過去に人身事故、死亡事故も起きているわけでありまして、この三つの路線合わせてですね、こういった要望書が出てくるといことは、地区民においては切実な願い、お願いということでもありますので、先ほども申し上げましたように強く要望していくことが重要ではないかなと思いますし、この602号線の今の状況をお伺いします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

建設部長（平 豊和君） この602号線の先ほど答弁を申し上げましたが、佐仁・赤木名線の赤木名集落までの間でございますが、これにつきましても現在整備を進めておりますが、県におきましては私もがいま赤木名の集落の役場前のもについていろいろと要望は通じておりますけれども、見直しの中、見直し作業の中で厳しいということも伺っております。県の財政状況などもあると思っておりますが、先ほどから御指摘を受けております地区の強い要望ということ、私ども十分そういったことが過去にあるということは承知しておりますので、県のほうにこれから強く要望をしまいたいというふうに考えております。

20番（竹田光一君） 県道・国道のことありますから、奄美市としてはお願いしていくということしかならないかも分かりませんが、私が質問しっぱなし、そして当局はお願いしっぱなしじゃどうもならないわけありますから、そしてまた県当局もですね、その年々によってその考え方、言い方が変わってるんですね、実際ですね。これも財政が厳しいからでしょうけれども、そういった状況の中で強く先ほどから私は繰り返し申し上げているとおり、強く奄美市としては要望し続けるということをお願いをしたいと思っております。

最後になります。笠利地区戦没者の招魂碑場所の移設についてをお伺いしたいと思っております。笠利地区の戦没者慰霊祭招魂祭（招魂祭）も今年で103回を数えることになりました。毎年10月16日ということで103回を数えますが、その中で遺族会の皆様方も大変高齢者が多く、またそのほかの事情もあります。大変市長も慰霊祭に出席されて御存じのとおりであります。場所的に大変高齢者においては無理な面があるということも考えまして、移設も必要があるのではないかなという思いでございます。市長の見解をお願いいたします。

市長（平田隆義君） 招魂祭に参加させていただいて感じたことが、地形的と言いますか、学校の裏になってしまったんだという思いを強く印象に持っております。泉があったりしていい場所ではあったんですが、現状からするとちょっと厳しい状況になってしまったかなと思っておりますので、地域の皆さんが移転をという発想には私は当然ではないのかなと、こう思っております。地域の皆さんの総意ということであれば何らかの対応はしていかなきゃいけないのではないかと、こう思っております。現地のほうでももう少しこの公園化というそういう形をという思いもしたんですが、そこに導入する道路と申しますか、これのほうもなかなか大変だということでもありますので、移転ということがそれなりの理由とどうか説得力あるじゃないかと受け止めております。

議長（伊東隆吉君） ほかに答弁ありますか。よろしいですか。

20番（竹田光一君） よく分かりました。私がこだわっているのは、遺族会の皆さん、あるいは式典の利便性とか場所とかそういったことだけではなくてですね市長、もう戦後62年経ちました。この中で

戦争の体験といいますかそういった戦地に召集で行く、そして戦死の知らせを受けたとかいう記憶がはつきりしているのは、市長ぐらいしかいないと思うんですよ。それだけ年数も経っている、戦争を知らない世代がもうほとんどでという中ですね、もう時代とともにそのこの不幸な悲惨な戦争という事実が風化しつつあると、今国難に準じてですね、10代、20代の尊い命がなくなったという思いですね。その数多くの御霊を祀り慰霊するのは、今現在我々の義務だという思いからなんです。そしてそういう思いからですね、その後世に残していくという形、そして広くそのためには広く市民の皆さんが集う場所、体育祭、いろんな行事等々で市民の皆さんがたくさん集まる、そういったところに移設をすると、その中で児童・生徒の皆さんの戦争を知らない世代にも、そういった機会、そういった場所で語り継いでいけるんじゃないかなという思いがするわけです。これも今62年過ぎようとしておりますけれども、50年、100年、200年、300年というところはもう貴重な歴史の史跡と、そして戦争という歴史事実というものを知るため、歴史のあとということに記しということになるかと思います。そういった意味でぜひですね、できれば戦没者の名誉をですね石碑に碑銘として刻んで残して語り継いでいくということも必要ではないかなという思いもあります。そういったことでですね、これは笠利地区ではなくて、住用地区、名瀬地区にも戦没者もいらっしゃいますし、その慰霊碑もあるかと思いますが、どうかその住用、名瀬地区においてもですね、改善するべき点がありましたら前向きに改善していかねばいけないというような思いがいたしております。

この件については、今年の1月に笠利の遺族会の方からも要望書が出ているようでありますから、どうか前向きに検討していただきたいと同時にですね、今ずっと10月16日祭りはしております。それにあわせてのその大会はもう時代にあった形でしましようという形で、その10月16日前後の一番近い日曜日を利用して相撲大会はしておりますけれども、この祭りだけは10月16日と、これはもう話聞きますと戦前、戦中、戦後ずっと10月16日ということでありまして、なんで10月16日ということとは定かではないわけでありまして、どうかその、例えばですね、その相撲場が太陽ヶ丘公園であります。その付近にですね近くに移設してもらって、そして遺族会の皆さんとも話し合いのなか理解をしてもらって一番人が集まりやすい祭り、今現在その遺族会とその来賓という形での幾分の人たちが集まっておりませんから、そういった例えば日曜日を利用する相撲大会にあわせたその日に祭りをするという形など、考えてですね、遺族会、これはもちろん遺族会の方とも話し合って理解を得えなくちゃいけないことではしょうけれども、これから残していくためにはどうあるべきかということなどもよく考えていただいております。どうか前向きに検討していただきたいと、このように思いますが、何かありましたら。

議長（伊東隆吉君） 答弁ございますか。

福祉事務所長（大井進良君） この笠利のほうの招魂碑でございますが、10月16日というのはこの笠利のほうで調べていただいたんですが、招魂碑が二つございまして、一番古いやつが明治39年10月16日に建てられたと、これが103年目を今回迎えるということになります。それからもう一つが昭和33年10月16日にもう一つできてるということで、そのできた日にちがその記念日になっているのではないかなというふうに思っております。先ほど市長も言われましたけれども、103回を迎える、それに、そこに移設をしたその時の経緯とかいろいろ調べまして、できるだけ要望にお答えしたいと思うんですが、今後検討してさせていただきたいというふうに思っております。

市長（平田隆義君） この招魂碑は各集落にございます。議員が指摘されたように、これはやっぱりこれからの平和を願っていくんだと、このことを平和を守っていくというシンボルだという概念を持たないとなかなか難しい点があるんじゃないのかなと思います。そういった点では多くの人たちが自由にそこに入り出ることができるような、そういう配慮っていうかをやることによって解決できるものではないだろうかという思いをいたしておりますので、少し検討させていただきたいと思っております。

20番（竹田光一君） 是非前向きに、できれば早くですね、実現できるようにお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、今は大変厳しい行財政、その中での施政運営であります改革というものは是非必要であります。私は先ほどその健全化計画、財政健全化計画の中でもいろいろ話しましたが、徹底して無駄はなくしてですね、大胆な改革が必要と、これは推進していかねばいけなないと、その反面やはり改革ということで協力に推進していく、進めていくのも大事、しかしながらそこに心という、住民市民、人の心というものを大切にしていかなければ、たとえ数字的には健全化、あるいは改革になっても心が伴わないものは後々請訓にはならないだろうという思いがいたしておりますので、どうかその点もよく考えていただいて、健全施政の推進に努めていただきたいと思いますと強く要望して私の質問を終わります。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ竹田光一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時20分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時35分）

引き続き一般質問を行います。

次に、市民クラブ 渡 京一郎君の発言を許可いたします。

19番（渡 京一郎君） 議場の皆さん、市民の皆さん、こんにちは。市民クラブの渡 京一郎でございます。平成20年第一回定例会において一般質問を行います。

質問に入る前に少々時間をいただき最近の各種行事に出席をして、感じたことを少し触れたいと思います。私は2月10日文化センターホールにおいて行われました、いきいき奄美っ子活動発表大会大島地区子ども大会に出席をいたしました。また2月24日に住用公民館ホールにおいて、住用町青少年健全育成推進大会が実施され、住用町青少年健全育成会町民会議会長森 米勝区長のあいさつのあと、事例発表や分科会の報告等がありました。ここでは社会教育関係団体、関係者が一堂に会し今後の青少年健全育成推進において新たな方向性を見出す場にするのが目的で、実施されましたが両大会においては小規模校であります住用町の市小中学校の子どもたちが頑張っているところが大変目につきました。また、同じ24日の午後には文化センターホールでは名瀬、住用地区の生涯学習講座閉校式並びに発表会もございました。3月3日の大島北高校の卒業式に出席をさせていただきましたが、ここでも大変素晴らしい卒業式でございました。このように奄美市の子どもたちが元気で頑張っているのも、地域はもちろん教育委員会の職員の皆さんが毎週のように行われる各種会合、行事等に昼夜を問わず休み返上で頑張っている結果だと思えました。高く評価したいと思います。どうか今後とも21世紀の奄美市を担う、感情豊かな青少年育成のために取り組んでいただきたいと思います。

では質問に入ります。

まず、最初に、1、奄美市高校再編整備についてであります。

平成19年8月28日奄美文化センターにおいて、奄美市内の高校の状況等に関する説明会があり、鹿児島県から高校教育課長と参事2名が出席をしたことを聞いておりますが、この度、奄美市は奄美市高等学校振興協議会を設立し、今年の1月22日に第1回の協議会が開かれ、役員も徹底して動き出したところでございますが、県が示す鹿児島活力ある高校づくり計画の実施期間が、平成の16年度から22年度までの7年間となっており、残すところ21年22年の2か年しかございません。もし奄美市の高校で再編整備において発展的統合の計画があれば、早めに県のほうに公表をしていただき、新構想に時間をかけるべきではないかと思っておりますが、次の4点について質問をいたします。

まず の県が示す整理統合基準はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次からは発言席でいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

教育部長（重田茂之君） 先ほどの御質問の前に、いろいろと教育委員会の諸行事につきまして、職員が頑張っていることに対してのご評価をいただきまして、ありがとうございます。

高校再編整備につきまして御質問がありましたので、お答えいたします。高校再編整備につきましては、平成15年10月に鹿児島県教育委員会が策定をしました、鹿児島活力ある高校づくり計画基本計画に整理統合基準が示されております。それによりますと、三つございます。まず一つ目、学級数が全学年で3学級以下の状態の場合、二つ目、学級数が全学年で4～5学級の状態が2年間続いた場合、三つ目、学級数が全学年で6学級以下の学校で毎年度の5月1日現在における全学年の在籍者が、募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合、これらの基準に抵触した場合は翌年度の生徒募集を停止し、2年後には学校を廃止するというものでございます。

19番（渡 京一郎君） 整理基準に当てはまるかと同じ質問になるわけですが、では大島工業高校と大島北高は現在適正規模を充たしているのかお伺いをしたいと思います。

教育部長（重田茂之君） 大島工業高校と大島北高は適正規模を充たしているかとの御質問でございます。

大島工業高校につきましては、現在電気科、電子機械科、建設工学科が各学年に設置をされ、全学年で9学級でありますので、現時点では整理統合の基準には該当はしておりません。しかし御承知のとおり、電気科につきましては19年度の入学者が定員の40名に対し10名、今年の応募者が14名であります。このようなことから近い将来学級減になるということを非常に危ぐをしておりまして、全学年で6学級になったときには募集定員の3分の2をクリアできるかということになり、再編整備になりかねないのではないかとということで大変心配をしております。大島北高校につきましては、平成17、18年度と2年間に渡り募集定員の3分の2を下回り、学校の存続が大変心配されましたが、大島北高校教育振興協議会を中心とした存続への取組や合併効果等も功を奏したんじゃないかと思っておりますが、そういったことで何とか現状を保っているという状況でございます。

19番（渡 京一郎君） では次に入ります。将来本島内の中学校卒業予定者の動向はどのようになっているのかお伺いいたします。

教育部長（重田茂之君） 平成15年度が中学卒業生が950名でした。16年度が894名、17年度が854名となっております。古仁屋高校を含めた大島本島内5つの高校の募集定員が840名ということで、これまでは募集定員を卒業予定者が上まっていた状況にありました。平成18年度は821名、19年度は797名、それが20年度は807名と予測をしております。平成25年度が最小の数値で711名、その後少し増加傾向になり平成28年度が766名と予測をしております。

19番（渡 京一郎君） 了解ですが、ただいま部長が申し上げられた数字を見ても、生徒の卒業生の増加は見込まれないのではないかという感じを受けたわけですが、将来もこのように生徒の子どもたちの増加が見込まれない場合、発展的統合により敵正規模化を図る必要が出てくるのではないかと思われるわけですが、現時点で部長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

教育部長（重田茂之君） この点が非常に難しい問題と申しましようか、慎重を要する問題だと思えます。

発展的統合につきまして、鹿児島県当局から御提案されることも予想されますが、現時点では四つの高校の活性化について、先般設置をされました奄美市高校振興対策協議会を中心にして、県との情報交換をし、ある程度の信頼関係を築きながら今後県からどのようなことが示されるのか、注視をしながら地元としてしっかりと対応してまいりたいとこのように考えております。

19番(渡 京一郎君) 先ほども申し上げましたけれども、奄美市も奄美新高等学校振興協議会を立ち上げて、まだ第1回目の会合を持ったところでございますけれども、私が先走りをした理由といたしましては、先日始良地域の高校再編について調査視察をやってまいりましたけれども、奄美市と始良町の地域の高校再編の条件が私の調査上であまりにも似通ったところがございますもので、行ってまいりました。

県がですね、この度、統廃合をした再編整備をした学校が7か所ございまして、この7か所の資料を本土を集めて参ったところですけども、県のほうが提示をして内示をして決定というところまで、非常に短い時間で来ているわけでございます。またこの度、湧水町の栗野庁舎で一日いろいろと最初からの資料を見させていただきまして、調査をしてみいましたけれども、その資料を見たところによると、新設校が7か所できたところのうち徳之島だけが地域と地元と県が合意をしておりますが、あとの6か所については見切り発車なんですよ。その見切り発車もですね、各首長さんが談話を出されているわけですが、長島町の町長さんは残念だこちら側からいくら要望しても聞かないと、検討もしない県の教育委員会のトップタウンのやり方は理解できないと怒りを感じるのかですね、阿久根PTAの会長さんがそう一方的に注目されても了解しましたとは言えないと、見切り発車は何といっても駄目でございますという談話で、それから西之表の市長さんも学科設置など協議会で検討したいと思っていた矢先に決定は残念であるという談話を発表しております。川内、薩摩川内の市長も地元の意向が受け入れられずに誠に残念であると、県の教育長から電話連絡を受けたけれども、具体的な理由説明も全くないということでございまして、県が学校に説明に来る時点で県はすでにありきで来ていると、決めてきているのが今回の再編整備のやり方だという指摘を、湧水町の教育委員会はしてありましたので、奄美市も県の教育課長が来られた時はすでに決まっているんじゃないかというお話でございましたので、竹田議員と二人で県のほうに outward しまして、いろいろと話を伺ってきたところでございますけれども、この度の、その栗野高校と牧園高校の再編問題でいろいろと時間がかかり、問題点が指摘されまして牧園高と栗野工業高校が県の内示を出して、最終的な地元からの提案を出したところで協議不十分で結末をして1年間の据え置きということで、19年開校が1年遅れでこの4月に開校をするわけですが、これもですね内示から決定まで1週間くらいの時間しかみてないんですよ。ほとんどの学校見てもですね、長いところで定時から内示まで2か月、内示から決定まで3日とか2日とかですね、そのように時間をかけないで走っているというのが実情であるということでありまして。そして栗野町の場合は、栗野町と牧園町と協議会が当然別々でしたので、すごい争いにもなっていたようですが、最終的には栗野工業高校の跡地に県知事が、伊藤県知事が来られて優良企業を誘致をするという条件で旧栗野町民に納得をさせてこの度の新設校の開校となったということでございます。そういうことで、私はここで考えるのは県は16年度から22年度までの7年間と謳っておるわけですが、22年以降の再編整備も考えられるのか、それとも現状でどうにか大島北高校と工業高校はどうにか突っ張っていけそうなのかその辺をちょっと現時点でお伺いしたいと思っております。あとこの2年間ですね、22年までとなって、一応県は謳っているんですけど、その22年以降もあり得るのか、その辺を現時点でお伺いいたします。

教育部長(重田茂之君) この件は非常に難しい御質問でございまして、的確な答弁にはなりません、現状を認識をしてしっかりと対応をしてみたいと、22年度以降の件につきましては、また国の動向とか県の方針とかいろいろあるかと思っておりますので、こちらをよく見極めて対応せざるを得ないと、いまこの程度の答弁しかできません。大変申し訳ありませんがよろしく願います。

19番(渡 京一郎君) この問題については大変難しい問題でもありますし、笠利地域工業高校の地域PTA関係の方々と同じような思いを持っていらっしゃると思っておりますので、非常に難しい問題と思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように県の進め方が非常に早いということを考えていただきまして、早期早期に取り組んでいただきたいと思っております。またそれについては協議会のほうで申し上げらせて頂

きたいと思いますので、また今後ともこの問題については御配慮をまたよろしくお願いしておきます。

次に進めたいと思います。2番目の住用地区の小中学校体育館についてでございます。住用中学校一小中学校の体育館は、昭和の41年に建設しており老朽化が進み危険な場所も出てきております。東城の中学校の体育館等は地盤の沈下が非常にひどくて、床が凸凹になっておりそちらのほうで数名のけが人も出ておりますが、今後の計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

市長（平田隆義君） 渡議員の住用地区の小中学校の体育館の整備でございますが、屋内運動場については原則大規模改修をして延命を図ろうという考えていま事業を進めておるところです。その中で、20年度におきましては住用小学校の体育館を改修していこうということで予算を計上させているところです。かなり老朽化が進んでおるようでありますが、これまでの大規模改修の体育館を見ますと予算内でやっていただいたわけですが、かなりいい環境の整備ができていこうと思っておりますので、改修で十分に対応できるのではないかとこのように思っております。一方ですね、東城小学校体育館と東城中学校体育館が非常に隣接というか併設に近い形で設置されているんですが、議員が指摘しましたように中学校の体育館が地盤が悪くて厳しい状況にあるということも承知しております。そういった点では東城中学校の体育館は改築しないといけないのではないのかなというのが現時点での判断をしております。そういうことであれば、体育館を小中学校一対で造ったほうがいいのではないのかという思いがいたしております。そういった点で今後地域の皆さんの意見もお聞きしなきゃなりません、東城中学校の体育館、東城小中学校で一つという形で多くの住民、市民にですね、開放して使っていただけるというような形の内容の物を作ることが求められているんじゃないだろうかと、こう考えておるところでございます。この件はこれからの課題でございますので、地域の皆さんと十分話し合いをしながら検討をしていきたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。

19番（渡 京一郎君） ただいま市長が答弁さなされたとうり、私も東城校については今市長が言われたとおり小中学校を一本化にして地盤のしっかりしたところでですね、考えなければ、あの一帯は木工センターもそうなんですが、地盤の沈下が非常にひどいために、階段の下も非常に凸凹になって非常に危険な状況になっているのを皆さんも御存じだと思いますが、東城の場合は改修ではおいつかないと思うんですね。もう完全に基礎のほうが浮いているわけですし、水道管も全部裸の状態で浮き上がっている状況でございますので、小学校と中学校を一本化にして小学校の体育館の跡地に改築という方向で考えるべきではないかと思っておりますので、是非とも中学校の体育館が屋根と本体との間の壁も吹き飛ばされてないために、うち雨がひどくてですね、とにかくバレー大会も地元でやっているんですけども、一人二人のけが人も出ておりますので、是非来年度の予算化に努めていただきたいとせつに要望をお願いしておきます。

それで市小学校なんですが、建設したのは市小学校と住用小学校の体育館が同時に昭和41年の3月に改校しているんですが、もう41年経つわけですけども、市の小学校もなかなか原因不明で見つからないんですが、雨のひどい日に舞台下の倉庫が10センチほどの水が溜まるもんですから、そちらのほうにブロックを敷いて、その上に角材をしいて、その上にものを載せるということを現在もやっているわけですが、職員の皆さんと総合支所の職員の皆さんが非常に苦勞をしているわけでございますので、このへんもどうか早めの改修をお願いできればと思います。是非この辺も確認をされて厳しい財政ですけれども、できるだけ早めに手をつけていただきたいと思っております。住用小学校は今回予算化されているわけですが、非常に地元の方も期待をしております。サッシが窓枠が現在のサッシも入っていないわけですので、子どもたちが安全で安心して施設を待っておりますので、できるだけ早めに発注をされて早めに完成をさせていただくように要望をして終わります。

次に、3番目の中山間事業についてでございます。平成19年度の第一回定例会でも私は一般質問で住用町青久集落までの市道青久線の道路整備について質問をいたしましたが、前、川上部長より、道路が未整備のため台風や豪雨のために道路や路面が洗い出され通行に支障をきたしていることについては

十分認識をしておられると、奄美市においては実施計画の中で、平成23年度から位置づけをし、今後補助事業等に導入ができないか引き続き点検等をしてまいりたいという答弁をいただいておりますが、今回奄美市の住用地区に投入される中山間事業の計画に入っているのか、また入っていないかこの計画に入れることはできないのかお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） まず中山間地域総合整備事業についてお答えします。

本事業につきましては農業における重要な役割を担っているにも関わらず、地理的社会的制約の中で生産性の向上が不利な状況にあるため、それぞれの立地条件にあった農業展開をさぐり、生産生活環境整備を総合的にあわせて実施する事業でございます。住用町での採択は24年度を目標にしているところでございます。そのため19年度、本年度より県の調査事業を入れまして住用町全体を事業区域としまして、各集落での説明会を行っております。すでに終了しております。

今後は地域住民にも参加していただきまして、集落点検と並行してアンケート調査も実施しまして、平成20年から21年度にかけては整備内容を取りまとめる予定となっております。22年度には実施計画書の作成、23年度に事業申請を行う手順になっているところでございます。

お尋ねの青久集落までの市道舗装につきましては、大島支庁の所管課にも相談し問い合わせをいたしましたけれども、未舗装分が3キロメートルを超えるという長い距離で、また議員御案内のとおり青久地区の受益戸数、それから農地面積等を考慮しますと事業の投資効果との面で非常に厳しい状況であるというような考えでございました。今後農地面積や受益戸数が増大するのであれば計画に入れこめるであろうということでありまして、現実的にはこの本事業での道路整備というふうにつきましては厳しい状況であるということでお伺いしたいというふうに思います。

19番（渡 京一郎君） 今の部長の答弁によりまして、中山間事業では非常に厳しいようでございますけれども、一応奄美市の計画については23年度に計画をしているということですが、ほかの事業等も考えられるのか、考えていらっしゃるのか、現在もその23年度の計画に入っているのか確認の意味でお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 市道青久線につきましては、先ほど産業振興部長のほうでこれから計画をしております中山間地域総合整備事業の中では難しいという答弁がございましたが、これが私ども、私が所管する建設部の中で過去に検討をされてきた経緯がございます。これまで道路交通局所管の補助事業が導入できないかということで、検討してまいりましたが議員御承知のとおり、この青久線につきましては費用対効果、そういったことを考えますと、非常にこの補助事業の導入は難しいと考えております。23年度という先ほどの質問でありましたが、現在23年度にそれが補助事業が導入できるというめどは、ございません。あくまでもこれをやる場合には、単独ということになりますが、この単独、市単独でやるとなりますと先ほどから申し上げておりますように、費用対効果で非常にこの難しい面があるうえに他路線の整備も考えて、いわゆるその十分そういった路線と比較をしたうえで整備をするということになります。今後とも台風や梅雨時など通行に支障が出てきた場合には、これまでどおり迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

19番（渡 京一郎君） 了解しましたが、非常に経費がかかるし人口が、住民が老夫婦が二人だけですので、これ以上要望も難しいかとも思いますけれども、その原因がですね全く排水がないのが原因でありまして、その何か所か谷間に排水をヒューム管等でも排水をびしゃっと下のほうに落とせば、上からのこの水が下まで流れないために洗い出せないと、道路はそう少々の雨では悪くならないというわけでございますので、何箇所かに排水路を設けてどうか良くする前にこれ以上悪くならないような処置だけでもしていただきたいと思っております。舗装が難しいのであれば、せめて緊急車両がいつでも出動できる程度の管理をお願いしたいと思います。その辺部長どうでしょうかね。

建設部長（平 豊和君） 道路排水の件でございますが、この道路はかなり傾斜もきつく、そして何箇所か、2か所くらいだと思いますが、方向転換も2度か3度切り替えないと難しいという箇所もございます。全面的なそういった道路の対応というのは難しいわけでございますが、部分的にでもそういった先ほど議員が御指摘の箇所があるようでございますので、現地を調査しましてどういったふうに行けるのかですね、先ほどの答弁でもありましたが、そういった大雨の対応ということで仮に支障があるというふうになれば、災害対策とかそういったことでも対応できるものもできましようし、その通常の交通ということになりますと、また別途考えなければいけません、それがどういったふうに行けるのかは現地を調査したうえで、費用などの面もありますので検討課題にさせていただきたいと考えております。

19番（渡 京一郎君） よろしく願いをしておきたいと思っております。では4番目の質問に移ります。

住用町市集落のブランド認定場所についてでございます。今回認定を受けましたターバマ（高浜）私たちはターバマと言っているわけですが、ターバマの場所は非常に子どもからお年寄りまで1日を楽しめる最高の場所でございますけれども、取り付け道路がないために、満潮時に行き来ができなく、遠くから来られている方も現地に渡れずに帰っているのが現状でございますが、丸太材を使って、若しくは石でも使って遊歩道の建設はできないのかお伺いをいたします。

企画部長（塩崎博成君） 一集落1ブランドに設定をされておりますターバマまでの遊歩道整備ができないかとの御質問でございますが、御承知のとおり、一集落1ブランドは地域に潜在する集落の宝を活用し、体験型観光の推進や集落が主体となった事業展開による交流人口の拡大、または伝統文化の継承などを通して地域の活性化を図ることを目的としております。この事業は認定を受けてからも地域の取組がもっとも重要であると認識をいたしております。今後認定を受けました各集落等におきましては、集落ブランド活用推進委員会を組織をし、集落における推進体制の構築を図るとともに、今年度中にブランドの活用に向けた事業計画の策定を行っていただくこととなっております。まずはその中で地域活性化を図るためには集落において、ブランドをどのように活用し、また課題となるものは何なのかを議論をしていただきたいと思います。本市といたしましても認定を受けた集落の方々と、連携を密にしながら積極的な活用が図られるよう集落担当職員を配置をしており、地域活性化が集落の主体的な取組によって推進できるよう支援をしております。またその中で遊歩道の建設につきましても、検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員の御指導御協力をよろしくお願い申し上げます。

19番（渡 京一郎君） 了解いたしました。ここはですね、とにかく海を渡らないことには渡れないわけですので、集落の皆さんもこのような考え方を持っていらっしゃるわけですが、遊歩道がもしできれば有料でもいいと、そして近くには自家用車やバスの駐車場もございますので、渡るのに50円とか100円を払って、そして駐車場で200円とか300円をいただければ、結構観光客も遠足等も来るのではないかと集落の思いがございます。せっかく来ても先ほど言いましたように潮にあわなければ帰らなければいけないということになるわけですので、集落のほうからもこういう要望が今後とも出て来ると思いますが、今部長が言われたように今後を見守っていきたいと思っております。

では次の5番目の質問に移ります。住用地区の漁港、舟だまりについてでございますが、住用地区には数十億円をかけた漁港や舟だまりができておりますが、港には水銀灯が1か所も設置されておられません。和瀬漁港と市港は今回事業に入っておるわけですが、この事業の中に水銀灯が入っているのか、またこの度入っていないとすればですね、市長の施政方針でも今年度から漁村再生交付金事業を活用し、各漁港の密接な維持管理を努め、漁業者にとって安心して利用できる環境の整備に努めるとなっておりますが、この事業で各集落の漁港、舟だまりに水銀灯を取り付けることはできないのか、計画はないのかお伺いをいたします。

建設部長（平 豊和君） 住用地区には和瀬漁港と山間港の2港があります。このうち山間港の山間地区と戸玉地区につきましては、すでに整備が完了しております。山間港の市地区につきましては、平成18年度から港湾改修工事に着手しており、和瀬漁港につきましては平成20年度から漁村再生交付金事業を導入して整備する計画でございます。

漁港、舟だまりに水銀灯は設置できないかという御質問でございますが、現在住用地区の漁港や港湾施設には水銀灯の設置はなされておられません。整備中の山間港の市地区と20年度から整備予定の和瀬漁港につきましては、国と協議のうえ、これから整備するなかで水銀灯の設置に努めてまいりたいと考えております。すでに整備は完了しました山間港の山間地区と戸玉地区につきましては、補助事業での水銀灯の設置はできませんので、今後市の単独予算の中で維持管理を含め検討してまいりたいと考えております。

19番（渡 京一郎君） 非常に難しい答弁でございますけれども、市長これはですね、一昨年住用の市のほうで実際に事故があったんですけれども、市の漁業をされている方が船から、船に乗る時に落ちたのか、それは確認されていないわけですが、市港にとまっているはずの和瀬港に船だけ入ってきたということで、人間が落ちていないということで一晩市の職員等も消防、警察そして住民と一晩和瀬一帯を調査したわけですが、遺体が揚がらなかったということで、翌日に市の港のほうに私たちも集まって各船に配置をして船に乗ろうとした矢先に、この船が流れてきた船がとまっていた場所にこの本人が浮いてたんですよ。それで棧橋も年寄りですから潮が引いているときは当然1メートルから2メートルの段差がつくわけですので、その港から船に降りるために普通懐中電灯を持っていくわけですが、翌日ここに浮いているということは船に乗るときに、ロープを解いて船に乗るときに人間は落ちて船だけ流れていったちゅうことも考えられるわけですが、水銀灯があればこういう事故も防げるし、もし落ちたにしても探すことも可能だったんですけれども、翌日の朝にここに集まった人間が見つけたというところですけども、この水銀灯については私は笠利から知名瀬方面までほとんどの港を調査してきたわけですが、どこの港を見てもびしゃっとした水銀灯が立っておるわけでございます。住用の場合は合併以前に2か所もつけてなかったということもあるわけですけども、山間港一つとっても住用村時代に山間舟だまりを設置し、その以前に当局から集落に説明会がございまして、半分は舟だまりだと、半分は単独で埋立をして、多目的広場をして造って、トイレも造って、集落の告别式もその場所で墓がすぐ前にあるもんですから、告别式ができるような多目的広場を造るので了解をしてほしいという図面まで書いた説明を得て、集落も賛同したわけですが、その間に合併になりまして、この辺の話は全く出てこなくなったわけですが、その時点では当然多目的広場ですので、トイレも街灯もできるもんだと地域の皆さんは思っていたわけですが、これが形は全くできてない、できてこないためにいろんな問題も生じているのが現状でございます。舟だまりはできて実際に山間港の場合はこれももう限度いっぱい入っているわけですが、電気がないために修理もできない溶接もできない、そして実際に現在もタイやらいろんな魚が釣れているわけですが、ほとんどの皆さんが夜中に出かけて朝方暗いうちに帰ってきて、それからそれぞれの仕事場に行くと、昼間は活動しなくても夜、夜間の船出が結構多いためにこの灯りに対しては、非常に不便を感じているのが実情でございます。先ほど言われたように笠利、旧笠利、旧名瀬の港を見ますと水銀灯がちゃんと付けられているし、明るいです。知瀬の港にもこの度新しい立派な公園ができたわけですが、水銀灯が海岸のほうに水銀灯が4本立ってますし、公園の中には7本の水銀灯が立って、1か所の漁港ですけども7、11本の水銀灯が立っているのが実情なんですよ。そういうふうにはやはり設備が整っている場所に対しては、集落の皆さんも漁業者の皆さんも安心して作業ができると思いますけれども、住用の場合はどこに行っても懐中電灯を手になければ港に行けないのが実情でございますので、単独でも是非山間、戸玉の港には早急に水銀灯をつけていただきたいと思いますが、市長どうにかできないのか答弁をお願いします。

市長（平田隆義君） 公共施設内での安全の確保ということは、これは大変重要なことでございますので、

限られた予算の中ではありますが何らかの形で対応していくということで御理解を賜りたいと思います。

19番(渡 京一郎君) 市長がいまおっしゃったように非常に厳しいですけれども、また非常に大事な問題でもありますし、また次の事故が起きてからでは遅いわけですので、漁民の皆さんも非常に首を長くして待っております。山間の場合には配線がすぐ取り付けられるように配線用のパイプも入っているんですけれども、確かな支柱が立っていないということですね、ちょっとした修理をするためにもリース会社から発電機をリースで借りないとできないということで、非常に不便を感じておりますので早急をお願いをして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長(伊東隆吉君) 以上で、市民クラブ 渡 京一郎君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。(午前11時29分)

議長(伊東隆吉君) 再開いたします。(午後1時30分)
午前に引き続き一般質問を行います。
奄美興政会 里 秀和君の発言を許可いたします。

12番(里 秀和君) 皆さんこんにちは。奄美興政会の里 秀和でございます。

奄美市は過疎、少子化、高齢化、財政状況の悪化のもと市民経済は疲弊し、合併後の厳しい課題が山積いたしております。この合併が市民にとって夢と希望が持てる奄美市、奄美市に暮らしてよかったとするために議員の諸兄、職員、市民の皆様の経験と知恵を結集して元気だせ名瀬市の気概を持ってまいしんしてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして質問いたします。

住用村、笠利町、名瀬市が合併いたしまして奄美市になりまもなく3年目を迎えますが、多くの市民が期待と不安のもと、種々の政策を行っております。合併の成果についてお尋ねいたします。

次問からは発言席において行います。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

市長(平田隆義君) 里議員の合併した成果の、という質問でございますが、合併をするのに段階において多くの事務事業の統合が同意を得ることができましたが、それでもまだ多くの懸案事項を残したままの合併でありました。その間、この2年間においてほとんどの事務事業が3市町村の合意を踏まえて調整に進んできたところです。合併の事務事業の作業は、あらかた終わったかなという感じはします。これからもっともその合併を生かした地域の奄美市のよさを発揮してできるような、そういう取組になってくるものだとこのように思っております。

この間ですね、地域社会のインフラ整備においては各市町村でもっておりました総合計画を合体した形での総合計画を踏襲したわけですが、その中でもかなりの絞り込みをしながら、これまでやっていた仕事の、継続した仕事を完成させるということと、その中からいくつかの事業を優先的に選んで投資的経緯を確保しているということでございます。そういった点ではそのことがですね、合併前の計画どおりではないということに評価されるのか、合併したからこうこういう仕事ができただということとして受け止めていただけるのか、なかなか回答が出にくいところであろうかと思っております。

そういう中でですね、笠利地区ではよくやれてるんですが、佐仁小学校の改築ができたことなど、それから大笠利の高潮対策事業がですね、前倒しの形でできたんじゃないかというような思いもいたしております。

そしてもう一つは、北高への通学、旧名瀬市街地からの通学のことなんですけど、奄美市内の高校という認識もあったことだと思いますが、名瀬からの通学の補助をすることによって生徒の確保ができた

ということなどは広がりによるメリットではなかったのかなと、このように受け止めております。住用地区においては、これまでどおりの山間港の改修事業や和瀬漁業の環境整備事業などが取り込んで行こうということになりましたし、簡易水道事業の統合等が順調に進んでおると受け止めております。一方で城の地区の字図混乱地域の解消に向けては、私は合併することによって再度この改善に取り組もうということができたことは大きく評価できるのではなからうかと、このように期待をしているところです。その他の地域の農地の再整備ということがいま持ち上がっております。中山間事業等を導入して、再度字図の混乱を整備したいと、そして農業を振興していきたいということで取り組んでおります。これなども合併することによって対応ができたのではなからうかなとこのように思っております。それと今年度午前中も議論がございましたように、小中学校の屋内体育施設の改善、これなども7件を一挙にやろうということなどができたことなどはいいのではないのかなと、このように思っております。そして今後合併によってできた合併まちづくり基金のですね活用等が今後の集落の公民館の整備やその他のブランドの、各集落のブランドの育成ということなどで、大きくその力を発揮するのではなからうかとこのように思います。それやこれやであるわけですが、やっぱり交付税の算定外の処置と、それから合併特例債の活用、こういった点がですね、合併することによって確保できたということが私は大きな成果ではないかなと、こう思っております。今後3地区のそれぞれの特徴を生かすような財政の運用をしていくことによって、それぞれの地域が特徴を出すということにおいて、奄美市としての一体感が醸成できれば、合併してよかったと言われるときがくるのではないのかなと、このように思っています。まだ合併については事務事業においてはほとんど終わったかなという感じでございますが、本当の意味でも合併の良さを生み出すには道半ばであるということに理解をいたしております。今後も鋭意努力して3地区で本当によかったと言われるように頑張ってもらいたいと、このように思いますので、議会の皆さんの御理解と御指導を賜りたいと心から願っているところです。

- 12番(里 秀和君) 旧市町村での計画を継承して具体的な各施策を実施、または合併特例債の活用による地域インフラと生活環境の向上が図られているとのことですが、財政状況が厳しいもと、奄美行政改革大綱の改訂プランまた財政健全化に対する特別委員会報告の提言、提案等にのっとり重点期間内に健全財政化が確立が図られますよう、夢と希望が持てる奄美市づくりに努力されますよう要望しております。

次は、龍郷町を含めた本島内他町村への今後の対応についてお尋ねをいたします。

企画部長(塩崎博成君) それでは龍郷町を含めた本島内他町村への今後の対応については、新たな市町村合併についてとの御質問等賜りました。奄美市発足の足がかりとなりました今回の合併は、地方分権の推進という大きな変化とうねりの中で、国の三位一体の改革や権限委譲に対応できる行政体制の整備が図られ、持続可能な行財政構造の構築に向け、新しい自治時代に対応できる基礎体力を強化できうるものと確信をいたしております。特に合併特例法に基づく国・県の厚い財政支援は財政力の弱い本市にとりましては、行財政改革を進めながら地域活性化を図らなければならないという難しい自治体運営を考えますと、合併後も引き続き主要事業が実施できておりますし、またゆるやかな一体感の醸成を図るうえからも合併効果が如実に現れているものと認識をいたしております。

ところで平成21年度末を期限とする新合併特例法下での新たな市町村合併の件につきましては、県の構想では3点ございますが、まず1点目が旧合併特例法のもとでの合併をした市町村一体性の確率をまず優先をしますと、2点目に奄美離島地域は1島1自治体の実現を目指す。3点目は大島本島内の町村の規模、能力の強化を図りつつ、奄美市の一体性の確立に配慮し、1島1自治体を目指すことが望ましいとの見解が示されております。このような中で本島内、他町村との新たな合併につきましては検討、現段階では検討は行っていない状況でございます。施政方針でも申し上げましたように、合併後3年目を迎え新市の骨格づくりにまい進をしている最中であり、事業実施計画、これは市町村建設計画に基づく事業実施計画や財政健全化計画等の確実な実施により、基礎体力を備えた新しい自治体の確立に向け、

市民との共生，協働による地域づくりを進めることがまず求められているものと理解，意識をいたしております。御理解をお願いいたします。

12番（里 秀和君） 現在のところは合併は考えていないという認識でよろしいのですね。

次にまいります。昨日来，将来ビジョンについてお答えが出ておりますが，再度お尋ねいたします。過疎，少子高齢化から抜け出せずにいる現在，子孫に受け継いでいく奄美市像をいかに描くか，夢を描くだけに終わるのではなく，内容を担保することが必要であると存じます。個別の政策や事業は分野ごとの計画や毎年の予算編成に盛り込むこと，また検証する過程は必要になると存じますが，どういう形で行うか御見解をお伺いいたします。

企画部長（塩崎博成君） 業務計画実施計画の件についてお答えをさせていただきます。

本市はこれまで合併時に策定をされました奄美市市町村建設計画にのっとり，各施策を展開してまいりました。そのような中往復の合併調整項目についても制度の統一，統合が図られ，奄美市としての骨格を組み立てる段階を迎えたということは施政方針でも申し上げたとおりでございます。来年度策定を予定をいたしております将来ビジョンにつきましては，奄美市の将来を方向づける重要な基本構想となりますので，福祉やまちづくり，産業振興等の各分野において分科会を設置するなど，多くの市民の御意見を反映することができる体制のもと，作業を進めていく予定にいたしております。新規事業や現在の計画に変更が発生した場合には，昨年12月に策定をしました財政健全化計画と連動した市町村建設計画に基づいた事業実施計画は将来ビジョンとの整合性を図る必要がありますので，策定の段階で再度見直すことも予想いたしております。

12番（里 秀和君） 先ほどの市町村合併の成果にあわせまして，この将来ビジョンの中で住民サービスの向上が図られるように窓口サービスのスピード化や，役場が支所になってサービスが低下したと言われないように公平公正を保ち，税，料金など不公平感など持たれないように中心と周辺部がなきように，また過疎化が早まり寂れたと言われないような計画を策定していただきたいと思っております。

続きまして，農業問題に，農政，農業振興について。

地球の温暖化で降水量と気温が変わり，地球規模の食糧の減産傾向が続いております。農薬，食品添加物，義装飾品など食糧による健康被害が深刻な状況にあります。

また，カロリーベースで39パーセント自給率と言われている現在，国富の源である，また外交の武器，安全保障であると言ってもよい食糧の生産が深刻な中で最低の今，国・県・市の農業計画を見直すべき地球存亡のときであると存じます。国のほうもこれからの食糧逼迫度を考えますと，政策の大変換がでて来るものと考えられますが，市の方は現在の農政にのっかって努めていると存じます。08年度の継承作物は何か，また共販，共販の数量といたしますか，金額といたしますかお尋ねいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お答えいたします。まず2008年度の推奨作物についてでありますけれども，基幹産業でありますサトウキビ及び肉用牛の他，園芸の品目としましてはカボチャ，ニガウリ，パレイショ，トマト，タンカン，パッションフルーツ，スモモ，マンゴーなどを奄美市の重点品目と位置づけて推進をしてまいりたいというふう考えております。

これらの重点品目の共販量でございますけれども，18年度の実績でカボチャが87.7トン，金額にしまして2,366万9,000円，タンカンが122.7トン，金額で3,782万5,000円，パッションフルーツが1.4トン，金額で153万2,000円，スモモが15.1トンで554万6,000円の生産額というふうになっております。

12番（里 秀和君） 昨日の橋口議員の質問にありまして，タンカンが1億円販売額にならないと共販体制に入っていくかないという認識でお聞きしましたが。

産業振興部長（赤近善治君） 橋口議員にお答えいたしましたのは、県のブランドということで、よろしいですか。

12番（里 秀和君） 続きまして、病虫害の駆除、防除対策についてお尋ねいたします。中国産の毒入り餃子、言葉は悪いですが、餃子事件、東串良町のピーマンの農薬、熊毛のスナップエンドウの農薬等、昨今問題が多々出ております。ただいま産振部長からお答えがありました推奨品目の中に1点でもこういうのが出てきますと、地域ブランドはおろか一品も買い上げができない、全滅という状態になるかと存じますが、その防除、駆除対策を含めてお尋ねをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 病虫害の駆除、防除対策ですけれども、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーンング病につきましては、国の定める植物防疫法によりまして、発生地域からの移動を禁止されている有害病虫害に指定され、最重点課題として対策が行われており、これらの特殊病虫害対策を奄振事業にて実施しているところであります。

12番（里 秀和君） 次に、園芸作物保冷輸送施策と通告をいたしました。市はかつて台風対策備蓄用に保冷倉庫を、コンテナですか、多分あったと存じますが、その活用等を含めてお答えをお願いします。

産業振興部長（赤近善治君） 御指摘のとおり、保存コンテナこれは3個ですが、平成6年に導入しております。それ以降市から奄美農協に貸付られて貸付をしておりますけれども、これまで奄美農協におきましては、本土向けの切花や野菜等の鮮度保持のために利用してございましたけれども、4、5年前から利用されていない状況が続いております。コンテナの有効利用を図るために、奄美農協と協議していかねばならないと考えておりますけれども、私どもとしましては今後新選果場の建設の整備に伴い、スモモの本土出荷用に活用が考えられると考えております。スモモは5月が出荷期でありますので、鮮度を保持しなければなりませんので御指摘の保冷コンテナを利用した本土輸送には最適な作物の一つではないかと考えておりますし、そのように活用してまいりたいというふうに考えております。

12番（里 秀和君） 次に卸市場へのコンビニの参入の件に関しましては、割愛させていただきます。大川地区農道整備事業についても下させていただきます。

財団法人農業研究センターと笠利町にあります営農支援センター、二つセンターの名前が付いた組織がありますが、これの基本的運営方法、また昨日の奥議員の質問にもありましたが、両地区、住用地区も含めて整合性を図りつつ一体化ができないものかお尋ねをいたします。

産業振興部長（赤近善治君） お尋ねの名瀬地区の財団法人奄美市農業研修センターと笠利地区の笠利営農支援センターの研修制度の違いでございますけれども、まず研修期間が相違しております。名瀬地区が1年間、笠利地区が2年間となっております。それから研修費用でありますけれども、名瀬地区が一部を省きまして全額研修生の負担、笠利地区につきましては全額市が負担となっております。それから研修の助成金につきましては、名瀬地区は支給していませんが、笠利地区につきましては研修生一人当たり日額4,500円を研修生に支給いたしております。さらに生産物の売上げ収入でありますけれども、この生産物の研修生が育てた生産物の売上げ収入につきましては、名瀬地区はすべて研修生の収入になりますが、笠利地区はすべて市の収入になるという違いがございます。また卒業後の体制ですけれども、名瀬地区ではサポート事業にて2年間ハウスの無償貸付などを実施しておりますけれども、笠利地区ではこの制度はございません。以上のような相違がございます。

12番(里 秀和君) 続きまして、にっぽんe物産市についてでございますが、新聞切り抜きでまことに恐縮ですが、インターネット上の仮想商店街、仮称にっぽんe物産市を08年度に立ち上げる、民間の仮想商店街の出展料を負担できない地方の農家など、小規模生産者を集めることで販路拡大を助け、地場活性化につなげるのが狙い。という記事で載ってますが、もし市でこの記事に対して計画などがございましたらお答えください。

産業振興部長(赤近善治君) ただいま議員がにっぽんe物産市についての概略の説明がございまして、重複するかもしれませんがこのにっぽんe物産市につきましては、経済産業省がインターネット上の仮想商店街にっぽんe物産市を平成20年度から立ち上げ、民間商店街の出店料を負担できない地方の農家など、小規模生産者を集めることで販路拡大を図り、地域活性化につなげることが狙いとなっております。このことにつきまして若干詳細を申し上げますと、経済産業省が公募で各地の物産品を紹介販売する地域サイトを30持てるということになっております。そのサイト運営者が生産者をFAXし、全国各地の消費者や外食産業、小売店などに情報を提供するもので、購入希望者は生産者と直接契約をして決済するという仕組みになっております。例えば野菜の無人販売所、販売店等が販路拡大を図ることからこの制度を利用いたしますと、民間の商店街などでは出店場が年間、場所によって違いますけれども、数十万ほどかかるということになりますと、このe物産展では1万円程度で抑えられるという地合いがございまして。この制度につきましては、昭和20年度経済産業省予算案として提案されたものであり、今後制度導入にあたっては各関係機関とも協議しながら小規模生産者の販路拡大に繋がる妥当性についても検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

12番(里 秀和君) 次に、大川地区の農業用水についてお尋ねをいたします。この農業用水は敷設から何十年か経過しているものと存じますが、建設からの年数、材質、耐用年数とそれから過去に断水のデータがありましたらそれまでお教え願います。

産業振興部長(赤近善治君) 大川地区の農業用水につきましては、昭和46年度から昭和55年度にかけまして県営畑地帯総合土地改良事業により整備をされまして、昭和56年に供用を開始されております。

近年、施設の老朽化が進み大川地区のいたるところで管路が破損しまして、その修理費も年々増加してきており、その対策に苦慮しているところでございます。農業用水管が破損しますと、その修理に本管で14日から30日、枝管で2日から7日の日数を要することになります。その間、農業用水が使用できないことから農家の皆さん方にもご迷惑をかけるところでございます。平成18年には、塩化ビニール管、これは口径は500ミリメートルですが、これがこの本管破裂、破損しまして、その修理のため7月ですが8日間利用しております。また今年度4月ですけども、これも同じく塩化ビニール管の500ミリメートルが破損いたしまして、その修理に30日間を利用したことがございます。農業用水経営施設に使用されております管路の耐用年数等でありまして、これは塩化ビニール管は耐用年数は40年、それから鑄鉄管は60年というふうになっております。昭和56年の供用開始から現在27年の経過でありまして、耐用年数を考えるとおかしなことかもしれませんが、実はこの管の埋設の場合は埋設の深さが当初1.5メートル程度の埋設でありましたけれども、その後事業等を導入いたしまして、管が4メートルから5メートル下ということになっておりまして、そういった土圧の、土圧の影響も考えられるということから現在は改修の時期にきていると考えております。そのために大川地区の農業用水につきましては、19年度今年度より県営基幹水利ストックマネジメント事業におきまして、管の布設替えあるいは新設との調査を行いまして平成20年度から一部改修工事に入る予定となっております。

12番(里 秀和君) 世界遺産登録について、世界遺産登録候補地に関する検討会で、知床、小笠原、奄美琉球諸島の3地区が可能性の高い地域と選定されまして久しいのですが、しかし奄美琉球諸島は絶

滅危ぐ種の生息地など十分に保護されていないなど、指摘されております。奄美群島自然共生プランに基づき、国立公園化に向けて保護区の設定、希少固有生物の保護、豊かな自然環境の保全、自然再生の検討、環境や景観に配慮した公共工事の実施など、現在までの取り組みをお伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 国立公園区域の指定状況についてでございますが、昨年度県が本市に対しまして一次案を示したところでございます。本市といたしましては、行政の立場から意見を提出したところでございます。現在各市町村の意見を踏まえまして、県において二次案を作成中であります。来年度には市町村との意見交換等を実施する予定であると同っております。最終的には住民の方々からも広く意見を伺い、決定していくことになるものと思っておりますが、境界の設定など細かな作業になるものと思われるので、今しばらく時間がかかるのではないかと考えております。

次に、希少種保護の取組といたしましては奄美市希少野生動植物保護条例に基づきます独自の指定種選定につきましてですが、昨年来検討を行っているところでございます。これまで環境保全審議会での議論を重ねておりますが、所有権なども配慮する必要がありますので、今後とも慎重かつ十分な議論を行いまして、希少種保護に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、豊かな自然環境の保全、自然再生につきましてでございますが、まずサンゴ礁の保全対策につきましては、奄振事業を活用いたしましてサンゴの天敵でございますオニヒトデの駆除に努めるとともに、サンゴ礁の状況やオニヒトデの発生状況を調査するモニタリング調査も定期的を実施をいたしております。またサンゴ礁の再生に伴います、再生に向けました試験研究についても今年度から着手をいたしたところでありまして、将来的には移植を行うなど人工的な再生についても取り組んでまいりたいと考えております。

それから、公共事業の実施におきましては大きく申し上げますと赤土防止対策や公共下水道農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備促進がございまして、道路改良修工事等におきましても在来種の種子吹きつけによるのり面の保護、緑化また河川整備工事では石積み、魚道、魚道の確保など自然環境や景観に配慮した工事を関係各課で行っておりますので、よろしくお伺いいたします。

12番（里 秀和君） ただいまお答えの中で県のほうも進めておるとのことですが、保護区の設定指定について再度お尋ねをいたします。

この保護区に目されている場所に民間の企業があります。民間企業との話し合いが持たれ決定、保護区についての話し合いが持たれて民間企業がOKを出さなければ、この世界遺産登録は100年間生を待つがごとく実現不可能な話になってきます。いかが進めておられますか、お尋ねをいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 確かにこの保護区には民間の私有地がたくさんございますので、その民間の方の島内駐在等とですね話は進めておりますが、今後環境保全審議会等を開きまして御意見を伺いながら十分に対策を講じて実施してまいりたいと思っております。なお、今しばらく時間がかかりましたのでよろしくお伺いいたします。

12番（里 秀和君） しばらく時間がかかるとお答えですが、見通しは立っているのでしょうか。また、審議会におかれまして現在の種以外の希少固有種の数が少なくなっている種がございまして。そういうものもございまして、早々と審議会に諮られまして、その種の増やす段取りをお願いしたいと思っております。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ただ今種のことを申されましたけれども、いま環境保全審議会にて約40種の種の保護の審議を行っております。3月中に一度この保全審議会を開きまして、新年度にできるだけ早い時期にですね種の決定をする準備を進めております。

その民間企業のほうにつきましてもですね一度市長がお話伺いしましたので、協力を得られるものといま判断をしております。

12番(里 秀和君) 一部もれ伝え聞きますところによりますと、大和村で大幅な伐採チップ計画が聞こえてまいりますが、一度切られた山は戻るのに50年かかります。いかに対策をとっていくか早急な問題だと思います。要望しておきます。

それから、昨年のクロウサギの大量死を踏まえた対策、野犬、野良猫、答弁にもありましたが、サンゴ礁、オニヒトデの観念での保護対策、このサンゴ礁に関しましては、沖縄が先進県だと伺っておりますが、連携をして進めていかれるように希望してこの質問を終わります。

次に、ごみ減量、温暖化防止について。地球環境は温暖化等激変しており、劣悪な環境に置かれています。大変厳しい認識をもって対処していかなければならないと存じますが、大気、水質など地域環境の保全や、廃棄物の排出抑制、リサイクル適正処理でストップ温暖化に向けて循環型社会の形成に努めていかなければなりません。4月から新設したし尿処理場が稼動いたしますが、旧ごみ焼却場、し尿処理場跡地の利用計画がありましたらお示してください。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 長浜にございますごみ焼却場跡地、またし尿処理場につきましてでございますが、今後の見通しについてお答えいたします。

昭和50年6月に閉鎖をいたしましたごみ焼却場跡地は、現在ヤスデ対策の現場詰所といたしまして、それと薬剤倉庫のほか、車両駐車場、蚊・ハエ駆除の薬剤散布機の保管庫として利用しているところでございます。

し尿処理場につきましては、平成20年4月1日から有良汚泥再生処理センターが本格稼働いたしますので、3月31日をもちましてし尿及び浄化槽汚泥の受入れを終了いたします。

終了後につきましては、閉鎖に向けての後処理を行うこととなりますけれども、4月から6月末にかけて、施設内に残っている汚泥及び残渣処理等の衛生対策と、立ち入れ防止等の安全対策を行って、段階的に閉鎖をする予定となっております。

ごみ処理場及びし尿処理場の今後の跡地利用に関しましては、現時点では白紙の状態でございますが、解体撤去となりますと多額の費用を要することから今後跡地利用計画が定められた段階で検討することになると考えられております。大変厳しい本市の財政状況でございますので、御理解方をよろしく願います。

12番(里 秀和君) 資源ごみリサイクル推進は、ごみ分別資源ごみ回収など、市民一体となって進められておりますが、現在の焼却場の耐用年数をさらに延ばす意味におきましても、さらなる分別、資源ごみ回収等の方策として市民型ストックヤードの設置など、地域づくりを含めてお尋ねをいたします。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 続きまして、その資源ごみのリサイクルの推進のための方策としまして市民型ストックヤードなどの地域づくりの件でございますが、議員御提案の市民型ストックヤードなどの地域づくりにつきましては、ごみ減量リサイクル推進意識を向上させさらに活かしていくうえで、大変重要な施設だと考えております。当市といたしましても、今年度資源ごみリサイクル推進事業を活用しまして、いつでも出せる資源ごみ収集拠点づくりを目指しまして、モデル地域選定を進めてまいりました。この結果名瀬地区に有良町内会と平田中央自治会の2地域と市役所敷地内の1か所の合計3か所を選定いたしまして、近隣各地域町内会自治会とも運営等について協議を進めているところでございます。また、小宿の中央広場の旧野菜集積場におきましては、ここにも集積場所がございまして、これもあわせまして名瀬地区4か所の資源ごみ収集箇所利用が可能となります。

御存じのとおり、平成17年より古紙類のリサイクルも開始をいたしておりまして、ごみ減量にも結びついてきておりますけれども、循環型社会の構築と世界自然遺産登録の実現を目指す本市にとりまして、地域自治会、町内会やボランティア団体との連携など、市民協働の体制づくりに引き続きまい進していくことが求められていると再認識をいたしております。

以上のことから、今後資源ごみのリサイクルについて市民への周知を徹底し、是非とも本年4月から名瀬地区4か所の資源ごみ収集箇所を積極的に利用していただきまして、更なる資源ごみのリサイクル推進とごみ減量を図ってまいりたいと考えております。

12番(里 秀和君) ただいまお答えにありました有良、平田この2地区は、なにか建物を設置するものですか。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) これはですね、建物ではなくてコンテナを購入しまして、大型のコンテナを設置をしまして、その中にいつでもごみが出せるように駐所体制を整えていく予定です。

12番(里 秀和君) コンテナの設置でありますれば、市内各地域地主さんと相談をすれば順次毎年何箇所かずつ増やして行って、町内ごとに何箇所かストックヤードができるという体制づくりを求めまして、質問を終わります。

議長(伊東隆吉君) 以上で、奄美興政会里秀和君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。(午後2時20分)

議長(伊東隆吉君) 再開いたします。(午後2時45分)
当局より発言の申し出がございました。これを許可いたします。

環境対策課長(高野匡雄君) 先ほどの里議員の国立公園の指定区域の見通しと、希少種保護のことについて質問がありまして、市民福祉部長から答弁がありましたけれども、補足させていただきたいと思えます。

国立公園指定に向けましては、県のほうで進めておりますので議員がおっしゃられたような兼ね合いもありますし、部長の答弁の中で一次提案を市町村の県から一次案が出まして市町村の意見を吸い上げるいま二次案をやっているところで、来年度に向けてその二次案での指定の区域をまた市町村との話し合いが持たれることになっております。市町村としましては県に対して地域住民への説明等も要望しておりますけれども、その流れの中で市町村と話を得たあとで、国への申請ということになりますので、部長がなんか早く進みそうなような答弁をいたしましたけれども、ただいまそういう国立公園の指定についてはそういう段階であります。

さらに奄美市のその希少種の保護につきましても、環境保全審議会で意見を種の選定を練っておりますけれども、関係するところがいろいろありますので、いま慎重に関係先とも話し合いを進めているところであります。

_____ そういうところであります。よろしく願いいたします。

議長(伊東隆吉君) ただいま環境対策課長より補足の答弁がございましたので、この旨御了解をお願いいたします。

_____ それでは、一般質問に移ります。

無所属 朝木一昭君の発言を許可いたします。

9番(朝木一昭君) 皆様こんにちは。無所属の朝木一昭と申します。沿道の避寒桜も葉桜に変わりました。春はすぐそこでございます。春眠暁を覚えず、気の緩みがちな季節でありましょう。3月1日より、春の火災予防週間が始まりました。去る3月2日の早朝、私どもの住む井根上町自治会で消防職員、団員、総勢200名あまりが参加した大掛かりな火災防御訓練が実施されました。この自治会では婦人防火クラブも結成されており、また昭和36年より各戸持ち回りで拍子木を打ち、長年火の用心に心掛け

たという功績により、去る平成16年市より表彰を受けたところでもあります。しかし何しろ高台にあり、道が狭く家屋が密集し、一旦火が出れば周辺一帯は類焼を免れない不安のある地域でもあります。今回は消防活動に不安のある消防困難地域での訓練という取組でありました。暗いうちから多くの地域住民が参加し、水圧などの心配をしながら団員の送水ホースの操作や放水状況など、実践しながらのきびきびした訓練を見守りました。特に水圧等にも問題はないということで、地域住民も胸をなでおろしたところでございます。防火服を着用した団員ほかものものしいほどの訓練ではありましたが、住民にはおおいに防火意識を高めたものでございました。団体訓練のあとは、消火器の操法訓練や天ぷら鍋の消化方法などの訓練もあり、大変意義のあるものでございました。この訓練は高層ビルの火災訓練とあわせ、春、秋二度4回実施しているそうですが、市民の大事な生命、財産を守る大切な消防活動でございます。今後とも職員、団員のご奮闘を祈るものであります。

それでは質問に移ります。島尾記念室の充実についてであります。

昭和61年11月12日島尾先生は鹿児島県の宇宿町のご自宅でお亡くなりになり、はや21年が過ぎました。そしてこの3月昨年お亡くなりになりました島尾ミホさんの命日を迎えようとしております。来年4月には県立奄美図書館が開館する予定で、現在建設がちゃくちゃくと進められております。その際の大きな目玉はなんとと言っても1階に予定されております島尾敏雄記念室でございます。私はその記念室の充実こそが奄美市の発展に繋がると、この議会で何度か訴えてまいりました。ミホさんは宇宿町で島尾敏雄を7回忌まで住まわされました。その後、息子のいる東京に移ろうか、島に帰ろうか迷ったでありましてミホさんは島に帰る決心をしてくださいました。平成4年7月のことです。900箱とも言われております書籍や資料、書簡類なども一緒であります。そのうち300箱ほどは週刊誌や雑誌類などですでに破棄処分されたといいました。残りの半分ほどは書架に並べられ、まだ半分ほどは開けていられないようであります。これらのものは島尾記念室を充実させるにふさわしいまたとない至玉の数々でありましょう。それらを大切に守ってこられたミホさんも昨年3月25日天に召されたのです。その訃報は全国に大きく報道されました。その取り込み中のさなかにもある大学から貴重な書簡類の譲渡についての話がありまして、福島県小高町の埴谷雄高・島尾敏雄記念文学資料館や神奈川の近代文学間などからも引き合いの電話があったそうでございます。これらの貴重な物が散逸しないよう、記念室の充実に取り組んでもらいたいと、私の質問に市は県と連携して取り組んでいきたいとの答弁がございました。現在どのような状況でありましょうか。また今後の見通しはどうか伺います。

次の質問からは発言席より行います。

議長（伊東隆吉君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 奄美、県立奄美図書館の建築の推移についての質問と承ります。御承知のように、県立奄美図書館の建設位置が奄美高校の隣接として建設されるというところまでも大きな議論を重ねてきたところです。その当時から建設への関わりを持ってまいったわけではありますが、県立図書館奄美分館の方の説明によりますと、今後の見通しとしては現在展示設営計画のレイアウトも固まったようでございまして、島尾関係資料をはじめ郷土資料の収集、整理、保存に継続して努めているとのことでございます。完成いたしますと大島地区12市町村の図書館活動を支援する拠点図書館として、または郷土の文化の発展や生涯学習を振興する拠点施設ともなるような構想を進めているということです。その中で議員の指摘しました島尾先生を記念顕彰するものとして、1階のほうに島尾敏雄記念室を私設するということになっております。また生涯学習にかかわるものとして放送大学の拠点等も設置する予定であると伺っております。島尾敏雄記念室の合わせて県立奄美分館が昨年未までに収集された島尾関係資料は、総数で1,181点、内訳としましては島尾敏雄氏の著書が529冊、書籍以外の資料が240点、原稿類また書簡類、写真類等もあるようでございます。その他日用品類、書画の類、映画関係の点のフィルムでありましょう、あるようでございます。その他著作者が島尾氏について書いた評論やエッセーなどが412点揃えておるといということで、かなりのボリュームがあり中身も整っておるといことで評価

できるということでありませす。以上でありませす。

9番(朝木一昭君) これまで多くのところからいろんな資料集を欲しいというお話がございませす。島尾敏雄さんについて、どれほど世界的に評価を受けているかということをし述べてみたいと思いませすけれども、作品数小品を含めて千数百点、単行本に所蔵されている作品論や映画、作家論はおよそ150点、雑誌新聞などに掲載された書評類や人物論1,000点以上でございませす。外国語に翻訳されているものは約40点、そして作品の名前に奄美を関した作品は40点近くございませす。劇や映画なども上映されておいませすし、その功績によりまして昭和38年ですが、アメリカの国務省より通訳までつけて2か月間アメリカやプエルトリコ、ハワイの旅行などが招待されておいませす。文学賞の数々ももちろんこの地元の南海文化賞、第1回の南海文化賞をはじめ、芸術員賞、日本芸術員賞、もう数え上げたらきりがなほだ賞をいただいておりますし、今回調べて分かりましたが昭和21年島を別れてすぐ最初に同人を組まれたのは三島由紀夫などと一緒でございませす。主だっただけでも拾い上げますと、三島由紀夫、野間裕史、武田泰淳、椎名麟三、吉行淳之介、三浦しおん、遠藤周作、安岡章太郎、佐藤春夫、井上光晴、安部公房、吉本隆明、吉本隆明さんの子どもさんは吉本ばななさんで家族ぐるみの厚意をいりけてるところでございませすが、萩原朔太郎、椋鳩十、そういう方々の幅広い交流があり、その島尾氏とのゆかりを少しでもあればということでそれぞれの地域自治体などはまちおこしに取り組んでいるところなのでございませす。福島県の小高町は島尾敏雄さんの御両親の出身でございませす。島尾さんは横浜で生まれませしたのでせすね、そしてそこでも2000年埴谷雄高・島尾敏雄文学資料館などがきておいませすし、神奈川近代文学館からも引き合いがきておいませす。そして、1年になりませしょうか、神戸に文学館ができました。これは神戸の情報誌1月号でございませすけれども、大々的に島尾敏雄の特別展がおよそ3か月でせしょうか、開催されると、その中に奄美大島も盛り込まれているわけでございませす。これほだ高い評価を受けている島尾さんのいろんな貴重な資料類が、浦上の島尾邸の中にすっかり所蔵されているわけでございませす。そういうことを踏まえまして、次の質問に移りたいと思いませす。

島尾邸の保存についてでありませす。もちろん中身も踏まえたと捉えていただければ幸いです。平成8年11月の12日浦上の島尾邸が落成いたしませす。土地約235坪建物約65坪でございませす。新生奄美市が誕生する前、旧名瀬市時代でございませすけれども、鹿児島市の事務所跡地が売却されませす。約6億円だっただと思いませすけれども、その時市長は今後はそのお金は市民の貴重な財産を購入する際に使わせてもらいたいと、別枠できちんとして残しておきたいという発言だっただと思いませす。その基金は今どようになっているのでせしょうか、お伺いいたしませす。

財政課長(則 敏光君) 旧名瀬市時代の最後の議会におきまして、旧名瀬市地域振興基金ということであるいろいろの基金をひとつの基金にまとめたという経緯がございませす。退職手当準備基金、あるいは消防組合から精算金とか地域福祉基金、その中に旧鹿児島市事務所跡地6億2,180万円も入っております。総額で14億8,000万円ほだの基金を造成いたしませす。それを奄美市に引き継いだというわけでございませすが、その後18年度19年度御存じのとほりの財源不足に対処いたしませして、18年度で6億円、19年度でまた5億円程度の財源不足という状況でございませすので、この基金の中から一旦繰り入れをさせていただいているという状況にございませして、全体の基金がいまのところ19年度末で5億6,700万円ほだになっておいませす。それでいきますと、この旧鹿児島市の土地を売り払い分はかなり目減りいたしておいませして、3億7,200万円ほだしか残っていないということになります。これは今後3年間の繰上げ償還の財源、あるいは20年度21年度の財源不足実施計画、健全化計画によれば財源不足が見込まれておいませすので、一旦はそこからこの基金から主に補てんいたしませして、いつまでもまたゼロにしておくとほうわけにはいきませすので、財政状況が好転し次第また戻していくという手法をとらせていただいておりますので、よろしく御理解をお願いいたしませす。

9番(朝木一昭君) 売却後のお金もその基金に積み立てられて、もう一般財源としても使用していると

ということでしょうか。

議長（伊東隆吉君） 議員これ通告外にそこなるんですけど。

9番（朝木一昭君） それでですね、私はこの市民の貴重な文化的な財産でありますその土地建物、できれば中身までしっかり購入することが、どうしても正しい判断ではないだろうかと思ってならないでございます。来年の4月開館予定の県立図書館、まだ御遺族に対しての具体的な話もなされていない状況が伺えます。貴重なあの資料その他のものが備わって初めて記念室の充実になるものと思われるのでありますし、またほかの箇所、この奄美市のお隣からも組長さん自ら御遺族とお会いしてですね、是非とも欲しいという話がなされているはずでございます。そういうのを見聞きするにつけですね、充実させるためにはまず奄美市が動いて、必要であれば新しい年に寄託をして、県の予算がつけば順次お譲りしていくという方法もあるのではないかと思ひ、このまま散逸していくのが非常に残念な思いでこの質問をしているところでございますが、そのことに対して御見解なにかございませんでしょうか。

市長（平田隆義君） 鹿児島県の土地の売却代金の話まで出ましたが、この鹿児島県です、市の土地は最初は後で追加して買い足した経緯もございまして、最初は名瀬市の年計画事業を進めるにおいて、電電公社との換地というのがあって鹿児島県でその土地を取得したというのが始まりのようです。そういう意味において、私はこの土地を売却する時にはそれまでに携わってきた市のOBの皆さんの意向まで聞きまして、今度名瀬市で中心市街地の再整備をしていきたいと、これについてはかなりの資金が必要とするということで、鹿児島県の土地を売却してその足しにしたいというのがこの売却の始まりだということをして是非理解してもらいたいと思ひます。鹿児島県においてある土地は駐車場として、それはそれなりに歳入の確保ございまして、やっぱり名瀬市民がじかに活用できるような施設というかインフラの投資ということに向けさせていただきたいということで売却を決断させていただいておりますので、そのような方向で使わせていただくというのが原則ではないかこう思っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

それから島尾邸の購入の件でございますが、多くの人の皆さんの意見も聞きましてですね、これは島尾ミホさんが取得された土地家屋だということで、先生がそこにお住まいになったということはないようございまして、その点で議員と取り方がかなり違っているような気がいたします。それから内容につきましてはですね、議員が指摘されるとおりこれはもう大変貴重な資料であるかこう思っております。そういう意味においては、このことについてかねて瀬戸内町の町長さんが島尾さん、ミホさんと連絡を取りながらできるだけ瀬戸内町に対応、譲っていただきたいという話を進めているというのは仄聞しております。そういうこともございまして先般ですね、去る1月18日にですね瀬戸内町長、今の町長さんで房町長さんと教育長、それから図書館長が同行でお見えになりました。島尾ミホさんのところにありました残された蔵書関係については全部一切瀬戸内町で引き受けたいので協力をしていただきたいという申し出がございました。私といたしましては、瀬戸内町がそれなりに準備をしているということも教育委員会を通じて聞いておりましたので、島外に資料が散逸しないということであれば島尾ミホさんの出身地の瀬戸内町でこれを預かるということは大変意義のあることだろうということで、これ以上の意見を申し上げる立場ではないということで申し上げてあります。ただ一つ、今後名瀬地区に島尾先生のファンも多ございますから、皆さんがなにかいろいろ催しをしたりイベントをするというときに、島尾先生の資料が必要だというときには是非貸していただきたい、無条件で名瀬の市民にも公開できるような対応をしていただきたいと、これだけが私の条件じゃないですが、お願いを申し上げる点ですということで先方も了解しましたということでございましたので、私としては島民の共通の財産と、預かっているのは瀬戸内町であるということの理解でよろしいんじゃないかかこう考えたところです。

9番（朝木一昭君） そういうお話もなされたわけですが、それに対して市長はそういう方向でもいいだ

ろうかという判断はされたわけですか。ほかの地区は、ほかの地区からはどうしても欲しいということで電話があって、まだその件は結論は出てないかもしれませんが、本来ならですね県がしっかり充実、記念室を充実してもらいたいです。今回を見てますとですね、平成7年にいまの浦上邸ができましたが、平成9年にはですね東京の大手出版社、職員を4名連れてでしょうか、確か島尾さんの日記があるはずだと、900箱を外に出して、何日かがりだったでしょうかね地元の人も協力を得て、その日記を探してそれがまたこくなりました別紙、いまでも島尾敏雄さんに関する本は毎年のように出版されている方々が、方であります。その島尾さんの墓は福島県にあります。遠いところからうれしいことにはですね、やはりどうしてもゆかりの地にと言うことでありましょう、島尾敏雄さんとミホさんとマヤさんと分骨して、今度見えるそうでございます。しかしそれも瀬戸内町でございます。私はどうして市長が是非とも手をあげて御遺族と話したんかできなかったものだろうかと悔しい思いでございました。これまで、自然文化を大切にしていきたいという市長の発言は心の中でいつもエールを送っていたんですけども、いよいよこういうことを考えますとですね、なにか空々しく聞こえる、他人事かなという思いがしてならないのであります。後世に過言を残すことがないようにですね、後世に名を残すような決断をして、もし叶うことであれば御遺族ともお会いしたり話をお聞きするだけでもいいんじゃないでしょうか。そういうことができればと強く念じて次の。

市長（平田隆義君） 自負じゃございませんが、県立奄美図書館の建設のときに、島尾先生を顕彰する施設を是非造ってくださいと申し上げたのは私でございます。そしてこの度のことも伸三さんが瀬戸内の町長さんに瀬戸内に預かってもらうのがベストだとおっしゃったということです。御理解賜りたいと思います。

9番（朝木一昭君） 確かに県の新年度の予算7,000万円ほどだったでしょうか、それは設備その他の充実で充てるものでございました。中身はどうか、まだ要として分からないのが本音でございます。充実させることをですね多くの方が訪れることは奄美市が潤うことでございますので、是非充実に向けて取り組んでいただければと思います。あわせてこれまでそういう島尾さんに多く触れましたですが、せっかくこれほど奄美を表に出してくださった方でございます。奄美文学賞かですね、島尾文学賞などが創設できないものか伺います。

市長（平田隆義君） 島尾文学賞の創設はできないかということで、以前平成8年から9年ごろにかけて検討をいたした経緯がございます。島尾先生との親交のあった大学教授や出版会の方々、マスコミ関係者など専門家にも相談をいたしました。その結果指摘されたことが、旧名瀬市が文学賞を創設して継続していけるだろうかという疑問がまず呈されたようです。そしてそのことは大変難しいことだろうと皆さんが判断したということです。それから、と申しますのは文学賞には審査員の先生方の顔ぶれ、受賞作品の発表などの確保も大変重要なこととなります。そして賞金の金額も問題になるだろうということなどです。こういったことなどを検討した結果、継続していく場合は相当の経緯、相当な金額が必要だろうということで途中で賞を中止するようなことになってはかえって島尾先生の名誉を傷つけることになりかねないということでこれは大変厳しかろうという判断のもとに見送ったということでもあります。このことは私は当時の助役から報告を受けてこれも良とするということで結論を出したということでもあります。

9番（朝木一昭君） それでは次の質問に移ります。童虎山房についてでございます。これまで何度からその重要性については述べさせていただきましたが、先日文教委員会のメンバーと有志の議員で童虎山房の整理状況を見せていただきました。貴重な書籍群に皆様方も圧倒されたこととございましょう。今後、一冊一冊ラベルを貼ったりの作業だけでも膨大な作業量と感じました。また博物館開館20周年記念事業はどのように予定されているのでしょうか。現在の整理状況と今後の取組についてお伺いいたします。

ます。

教育長（徳永昭雄君） 原口虎雄文庫「童虎山房」の整理状況と今後の取組についてお答えいたします。原口家からご寄贈いただきました書籍・史料類は段ボール箱570箱にも及びました。これらの書籍等をダンボール箱から取り出しながら、1点ずつパソコンに入力していく登録作業が先月末でほぼ完了したところでございます。さらに登録書籍を分野別、例を申し上げますが、地域別、歴史、民族、自治体誌、雑誌、古文書等に並び替える作業も終了しまして、奄美・沖縄関係と鹿児島関係の書籍につきましては、パソコン検索が可能となっております。今月の23日に開館20周年記念の講演会を奄美博物館において原口家の関係者、専門家をお招きして童虎山房の内容や価値、今後の活用方法について講演会を開催する準備を進めております。

来年以降の取組としましては約2万冊におよぶ書籍類のデータベース検索等の検討や、詳細な分類作業と登録作業を継続して取り組んでいくようにしております。

9番（朝木一昭君） 多くの学者、研究者などがですねまだ見ることができないかといっているような貴重な文献でございます。是非貴重な利用法が進めばと思っております。

文化財保護について質問いたします。小湊フワガネク遺跡と赤木名グスクの国指定へ向けての現況と今後の活用構想は、ということでこれまで小湊クワガネクは年度内2月ごろには文化庁に出せるだろうということを知ったことがございますけれども、づるづると延びてきているようでございますが、なんかその人手が不足しているのだろうかとか気にしたりしているところですが、現況と今後の活用構想をお願いしたいと思います。

教育長（徳永昭雄君） 小湊クワガネク遺跡群と赤木名グスクの国史跡指定をめぐる作業の状況と活用構想についてお答えします。

この二つの遺跡の国史跡指定については、昨年12月に鹿児島県教育委員会と本年2月には文化庁の協議をそれぞれ行ってきまして、2件を一緒に指定する方がよいとの判断が示されました。そして新たに今年度中で赤木名グスクの追加地点の発掘調査を実施するように指導を受けて、申請時期を平成20年度の7月申請に変更することといたしました。

そのようなことで現在、赤木名グスクは追加の発掘調査を行っておりまして、まだ小湊のクワガネクにつきましては地権者の同意に向けた作業を順次進めております。

国史跡指定後の活用構想といたしましては、遺跡単独でなく今後の文化的景観保護推進事業、これは赤木名地区でございます。それから一集落1ブランド事業小湊地区でございます。両方の連携を図りながら集落のシンボル、まちづくり一環として捉えながら計画段階から地域の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

9番（朝木一昭君） 先日も文教委員会ほかで赤木名グスクも見させていただきまして、そのときの鹿大の教授だったのでしょうか、ご一緒に奄美の遺跡群は中世を解明するのに非常に貴重なものだということで、その存在をまた新たにした価値を新たにされたわけでございます。そのときにですね法政大学からそういう考古学関係の研究グループ一行もここでの研究発表というんでしょうか、がなされて喜界島のグスクの調査なども行われました。そのときのヨーゼフクライナー氏先生はなんと奄美研究、日本研究家でございますが、ウィーンでお生まれになり、昭和36年のころには奄美と加計呂摩をずっと調査された方でございます。そういう方々もこれからずっと大事にしてくれる奄美の貴重な遺跡群でございます。これからもよろしくお願いしたいと思います。

それでは世界自然遺産登録に向けまして、今回は啓発活動のことについてちょっと触れてみたいと思います。いま国も県も積極的に奄美の自然が希少で重要であると頻繁に広報活動に取り組んできております。林野庁も奄美の森林生態系保護地域を制定し、動植物の保護や遺伝資源の保護にも取り組んでい

ますし、県も先日奄美ヘルスツーリズムと銘打ち、奄美の自然や食文化に触れてもらおうとモニターツアーなどを実施いたしております。世界自然遺産に向けては市民がどれだけ自然を大切に生活しているか、遺産の価値の保護、管理にどれだけ活動しているかなどが大きな要素になると思います。市民への啓発活動の現状と学校現場での取組、どのようになっているでしょうか。お伺いいたします。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 市民への啓発活動の現状及び学校現場での取組状況でございますが、世界自然遺産登録に向けました啓発活動の現状がこれまで鹿児島県や奄美群島広域事務組合と連携をして取組を行っているところでございます。具体的な取組といたしましては、奄美の自然に関する公開講座の開催、啓発用パンフレット5,000部ですが、市内の全高校生への配布、啓発用のぼり旗を活用いたしましたイベント時における機運醸成等に努めております。

また、来月には、県と広域事務組合が合同で作成をいたしました奄美の自然を紹介をしたパンフレットを全戸に配布する予定にいたしておりますので、多くの方々に奄美の自然の素晴らしさを知っていただくことができるものと考えております。

学校現場での取組といたしましては、県が作成をいたしました学習教材生命あふれる島や市内小学3,4年生全員に配布をいたしております社会科の副読本のびゆく奄美市に、世界自然遺産や奄美の希少種について掲載をしておりますので、これらを活用した取組や、総合的な学習の時間などでの取組がなされているところでございます。

本市が毎年実施いたしております児童・生徒を対象にいたしました住みよい環境を守る標語ポスター展におきましては、今年は世界自然遺産をテーマにしました作品が出品されております。徐々にではございますが、世界自然遺産に向けました意識が子どもたちにも浸透をしているのではないかと考えているところでございます。

9番（朝木一昭君） 次の質問はですね啓発活動の一環として、下敷きなどが作成できないでしょうかということでございます。立派なリーフレットができましてもですね一度見てしまうともうよっぽど興味がなくてですね再度引き出して何度か見るといことはなかなか難しいと思います。児童・生徒が毎日使う下敷きでこの地球上で奄美にしか生息、生育してない動植物、言葉は難しい名前もありませんけれども、少しずつでも覚えて、そして私の古里は地球上でここしかないいろんな植物も生殖生育しているんだということですね、啓発活動ではもちろんでございますが、大きな自信をつける教育にも繋がると思います。以前に調べていただきましたお値段はたかだかしてございました。ああこういうお値段でできるんだという全児童配った、児童・生徒配っても奄美市の全戸数2万戸に配ってもですね100万円、150万円ぐらいではできるはずでございます。あるいはこの動植物、貴重な動植物はですね奄美市に限らずほかの市町村にも、ほかの自治体にも生息、生育しているわけでございますので、県のほうにはこのように素晴らしい資料はもうすでにでき上がっているわけです。貴重な写真とかですね。そういうことをですね、一つの方法として県と協力してでもですね群島全体の児童・生徒などに配る方法も合わせて検討していただければと思いますながら、この下敷きの件、もし御意見がございましたらお聞かせください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） 今、議員がお示されました下敷きの件でございますが、以前野生生物保護センターが事務局をしております、奄美自然体験活動推進協議会、ここで奄美で見られる蝶を紹介した下敷きを作成して群島内全小学校に配布したことがございます。今後、奄美市独自で作成配布をしていくこととなりますと、予算措置も伴う問題でございますので、児童・生徒への啓発用として下敷きが一番効果的かどうか、ほかの方法はないのかどうか等につきましても、教育現場における先生方の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

また、実施をする場合におきましても補助事業ではできないか、奄美群島自然体験活動推進協議会で再度実施できないかなども含めまして検討してまいりたいと思いますので、御理解方をよろしく願ひ

いたします。

9番(朝木一昭君) その検討する時期、ことがございましたらですね今度でき上がったパンフレットでございますけれども、名前だけは書いてあります。やっぱり児童・生徒はどういう鳥なんだろうと、どういう植物なんだろうというのは知りたいのではないのでしょうか。ですから、もし今後検討されるのでございましたらですね、奄美にしかない、例えばカンアオイはこういうものと、しっかり児童・生徒が分かるようなもの、そしてこれは天然記念物ですと、そういう表示もこのパンフレットになされてないんですね。そういうことが分かるようなものをですね作成していただければと思っております。

次、マンガースの対策と現状の課題はということで質問をさせていただきます。

去る2月23日でございますが、野生生物保護センターのセミナーがありました。東京大学の大学院生の研究発表もあり、マンガースバスターの懸命な努力にもかかわらず、なかなか根絶できない様子などが報告されておりました。なかでも、野犬の食害はショックでございました。食べた全体の約7割を占めているのが奄美のクロウサギ、テナガネズミ、アマミトゲネズミ、いずれも三つの天然記念物でございました。非常に、そしてマンガースが多分放置された地域、特に金作原周辺でございますけれども、一番美しいと言われているイシガワガエルとかの生息がもう全く見れないという報告などがなされて、非常にショックを受けたのでございますけれども、今のマンガース対策に対しての現状と課題が今どうなっているか、お伺いいたします。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) マンガース対策でございますが、平成15年度まで有害鳥獣捕獲といたしまして市でも取り組んでまいりましたが、現在では環境省奄美野生生物保護センターが中心となりまして、奄美マンガースバスターズを組織するため防除事業を行っている状況であります。国が中心となって実施することになりまして、予算規模も年間1億4,000万円程度と大規模に取り組んでいただくことができ、多くの地域でマンガースの生息密度の低下が認められている状況でございます。

本市といたしましても、マンガースバスターズの駐車場確保や、住宅の紹介、活動拠点としまして旧和瀬分校校舎を無償対応するなど、側面から活動支援を行っているところでございます。今後の課題といたしましては生息密度の低下によりまして、捕獲効率の悪化が懸念されますことから根絶に向けたマンガース探索犬の導入等について野生生物保護センター等において、検討を行っている状況でございます。本市といたしましても野生生物保護センターの取組は円滑に実施できますよう地元自治体としてできるだけ協力をしてまいりたいと考えております。

9番(朝木一昭君) 大学院生の調査方法などお聞きしてですね頭が下がる思いがいたしましたのは、藪の中に入って10メートル単位でしょうか、その生息する投射物までくわしく調べて、一人はか弱い女性のほうでございましたが、その貴重な体験報告ではありましたが、寂しかったのはですね参加された方の約8割の方は地元外でございました。周知のあり方もあったのかもしれませんが、もっと多くの方にですね、聞いていただければと思った次第でございます。

次の質問に移ります。

奄美の元気についてでございます。皆既日食につきましてこの件につきましては先の議会で同僚議員が質問し、同僚議員が積極的に取り組んでいるところですが、私は仮称、連絡協議会のことについて質問したいと思います。来年の7月22日の皆既日食に向け、いよいよ機運が高まりつつあります。いったいどのぐらいの人が訪れることでしょうか。空港や港の混雑、観測、観察地の混雑、道路の混雑、宿泊場所の問題、けが人や病人が出た場合の対応、などなど多くの協力体制が必要になってくると思われませんが、取組状況はどうなっていますでしょうか。また今回皆既日食につきましての観察ポイントなども御説明いただければありがたいのですが。

企画部長(塩崎博成君) 皆既日食についてのお尋ねでございますが、御承知のとおり平成21年7月2

2日に十島村の悪石島付近を中心に、北限を屋久島の北部と種子島の南端、南限を奄美市名瀬付近とする地域で、持続時間が今世紀最長と言われている皆既日食を観測することができます。国内陸地で観測できるのが46年ぶり、今回は26年後ということで、国内外から多くの観測者が訪れることが予想されることから、交通や宿泊、環境、治安、救急体制などさまざまな分野での課題に対応が必要となります。今後市役所の関係各課行政機関、民間の各団体等との連絡協議会を設置をし、その中で情報の共有や個々の課題への対応策を協議してまいりたいと考えております。奄美市といたしましては、皆既日食に向けて今年度にあやまる岬のトイレの改修を行っており、20年度にもう1か所のトイレの改修及び多目的グラウンドの整備と笠利崎の侵食された部分の整備を計画いたしております。さらに本市のホームページにも2009回帰日食IN奄美として掲載をし、情報の提供に努めております。

また、今年8月にシベリア、モンゴルなどで観測できる皆既日食を現地からブロードバンド通信で中継できないか、鹿児島大学学術情報基盤センターと協議を進めているところでもございます。

ちなみに平成21年皆既日食の各地の日食時間でございますが、皆既帯の中心に最も近い悪石島で6分20秒、本市の笠利崎で3分40秒、あやまる岬で3分20秒、市役所本庁舎で約1分程度となっております。

連絡協議会につきましては、先ほど申しましたように市役所の関係各課、行政機関、民間の関係団体との協議会を今年度中に立ち上げたいということで、今現在進めているところでございます。

9番（朝木一昭君） この件はですね奄美市に限らずお隣の龍郷町もですねずっと交えての大きな受入れ態勢が必要ではないかと思われるところでございます。是非とも成功、仮に雨が降っても喜んで帰れるようなですねものの受入れができればと思っております。

ねんりんピックについてでございます。奄美の自然文化等を発信する好機として取り組むことができないかと、今年の10月ですね鹿児島で開催されるねんりんピックには全国から延べ50万人が参加すると言われております。県も現在保健福祉部のほうに大掛かりな実行員をたちあげ、準備をすすめているところでございます。この奄美でも実行員民謡大会が予定されております。私は鹿児島にそれだけ多くの方が集まっていられる、奄美をそこで足が止まるのではなくですね、せめて奄美の自然文化、そういうものがですねその場を借りてでもいいですから、特産品なども紹介して次回はあるいはついでに是非奄美まで足を延ばせることができないだろうか、そういう取組を広域的にでもですね取り組んでいけないものかと思っております。個人的にも八月踊りをですね何とかやってみようと思っております。是非そのへんのお考えをお聞かせがあればお聞かせ願いたいと思います。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ねんりんピックのことについてお尋ねですが、実は私も宣伝をしようと思っ

ていっぱい準備をしたんですが時間が足りませんので、少なめに答弁させていただきます。御承知のとおり60歳以上の高齢者を中心としたスポーツ、文化、芸術活動、福祉などの幅広いイベントを通じて、あらゆる世代の人が楽しめる総合的な祭典として毎年開催されております。今年の鹿児島大会は第21回ということで、ねんりんピックは正式には全国健康福祉祭というふうに申しますが、今年の10月25日から28日まで4日間鹿児島県内の13市と町で開催をされます。本市も民謡大会のほうを開催する予定ですが、10月26日の日曜日になります。これが本大会です。昨年の10月にリハーサル大会、選手選考大会をやっております。それから県が主催をしましたプレイメント大会などでも本市から関係職員を派遣してPRを行っております。市の本番大会のほうでは奄美の自然、食文化、特産物をはじめ来年4月22日に奄美で観測できる皆既日食や世界自然遺産登録などを全国より来島する人たちへPRできればと考えているところでございます。

また鹿児島市内で総合開会式が行われますが、開催地13市町のPRコーナーというものを設置する予定ということをお県のねんりんピック実行委員会より確認をしております。御指摘のようにねんりんピックが奄美を全国へ発信する絶好の機会であることを踏まえまして、県本土へ来場される数十万人の人た

ちへも関係部署と協議をして、物産展等PRを展開したいと考えております。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 朝木一昭君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時39分）

議長（伊東隆吉君） それでは、再開いたします。（午後3時55分）
引き続き、一般質問を行います。
社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん議場の皆さんこんにちは。私は社会民主党の関 誠之でございます。平成20年度平田市政の施政方針等に関していくつか質問をさせていただきます。

平田市長におかれましては平成6年11月20日に執行されました名瀬市長選挙で当選されて以来13年余の月日が過ぎ、また奄美市長に就任をして平成20年度は3年目にあたり奄美市長として折り返しの期間に入ることになります。この間平田市政としてスポーツ合宿の誘致、タラソ奄美の竜宮の建設、コールセンターの誘致、クルーズ船の誘致や奄美ミュージアム構想、長寿子宝プロジェクト、一集落1ブランド事業などに一定の方向性をつけてきたことは、高く評価をいたします。

しかし、この施策により、奄美市の景気が良くなり、定住人口が増加をし、市民の所得が向上したとはとても思われません。それは平田市政に市民の所得を上げるための核となる施策がなくそれぞれの事業が単発的で核となる施策にしっかりとリンクしていないのではないかと思います。例えば、観光による島おこしというのであれば、農林業の振興におけるサトウキビの増産はもとより、焼酎の原料である含みつ糖をどう確保し、より高級なスピリッツラム酒などの開発や果樹園芸のポンカン、タンカン、スモモ、パッションフルーツ、マンゴー、島バナナ等、一年を通じて亜熱帯の果樹が食べられる奄美市にするとか、まちづくりも市民が憩える環境づくりを基本理念に公共事業を集中させ、おがみ山バイパストンネル案に税金を投入することなく、新川や永田川の両岸を親水性のある緑陰道路化し、湧き水や地下水を利用して流水を確保する。渇水期には水を循環させる装置をつけ、いつも水が流れている美しい河川にするために税金を投入するとか、おがみ山、らんかん山などを景観に配慮し、お年寄りや障害者も登れて楽しめる公園にするとか、奄美の顔として名瀬港は亜熱帯の緑があふれ、観光、産業、住居、レクリエーション機能を持ったマリントウンとしてしっかりと整備をするとか、遅れている広域観光道路である太平洋バイパス、崎原～戸口間の早期整備を図るなど、ハード面に加え大島紬、郷土の文化、芸能、料理などに合わせて地域資源を活用するなかで、奄美ブランドの確立や特に福祉関係の施策とのリンクなど、今日まで実行されたすべての施策が観光による島おこしに結びつくような予算の配分、重点配分が必要だと考えます。

次に、施政方針について意見を述べさせていただきます。

今回は、奄美市長として3回目の施政方針になりますが、いまだに総合計画が策定されていない状況が生じております。施政方針の基本を市町村建設計画に依存しているため、市政の市政運営の基本方針や重点目標が具体的に見えず、主要施策の大綱やその事業の展開に終始しており、自画自賛的な美辞麗句で飾られ、市長自らが力強いリーダーシップによって市民参画の自治を築き、自立への行動を起こすような政治姿勢がどこにも感じられません。

また、今後の自治体を経営していくための重要な、重要で身近な問題である地方分権改革推進法や新型交付税と財政健全化法に対する市長の考え方を示していないようでは、せっかく策定した奄美市型の事業実施計画や財政健全化計画が絵に描いた餅になるのではと危惧するところであります。同様に、来年度期限切れになる奄美群島振興開発特別措置法の延長問題も、取組にあたっての基本姿勢、基本方針や県の奄振総合調査に対する考え方など述べる必要があったのではないかと思います。むすびで市長が大変感銘を受けた、ピンチの裏には必ずチャンスがある、については私もそう思いますが、そのチャンスを実に確保するためには、日頃から職員に研修、研さんの場を与えていることが重要であり、チャンス

が到来した時には待ちの姿勢ではなく、市長自らが先頭に立ち、日頃から研修、研さんをしている職員の英知を最大限活かして、そのチャンスをもぎ取る気迫を持って職員と一丸となり努力していただくことをお願い申し上げ、通告に従って順次質問をいたします。

その前に施政方針について、の項目である奄美市の経済状況についての市長の現状を、のところで奄美市の経済状況について今後の対策と訂正をさせていただきたいと思います。

また、4の福祉の充実についてと、5の教育についての順序を入れ替えをお願いをいたしたいと思えますので、議長のほうでお取扱いをよろしくをお願いを申し上げます。

議長（伊東隆吉君） はい、了解です。

14番（関 誠之君） それでは、御質問をいたします。

市長の政治姿勢については、昨年決断と実行と言われましたが、どのようなことを決断し実行したのか、平成20年度の決断と実行はなんなのか、また奄美市の形とはどんな街であり、市長自身はどのような行政経営を目指したいのか、このことについてまずお答えください。

次回の質問からは、発言席にてさせていただきます。

市長（平田隆義君） 関議員の質問である市長の政治姿勢の中の決断と実行と、何を決断して何を実行したかということについての答弁をいたします。毎日毎日が決断と実行の連続だったとこのようにまず申し上げます。議員も指摘されましたように事業執行にあたって、総合計画が3市町村のこれまでの総合計画をまとめて一つにしたという状況の中で、本格的に実施事業は何が大事かということをもとらえなきゃならない、そのためには実施事業の評価のあり方などが大変多くの人の希望と申しますか、要求と申しますか、中から優先的に事業を抽出して実施しなきゃならないと、そのことの裏づけとしての財政の健全化ということでは、これをどのような形で対応させていくかということなどが大きな課題であったらうとこのように思っております。それらの中で毎日多くのことで副市長、部長、課長という皆さんが決断をして実際に仕事をしておられるわけですが、その中でやはりかなり多くのことで市長決裁までということ意見が求められて指示をしなければならぬというの連続であったのではないのかなとこのように思えてなりません。先般も申し上げましたように、判断を誤らないでどのような決断するか、支持をするかということの厳しさを痛感しておる1年であったと、このように思っております。このことは今年も引き続いて続くであろうということで、身の引き締まる思いで議会に施政方針、予算書を提出させていただいたということでもありますので、御理解を賜りたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 奄美市の形とはどのような形であり、どのような行政経営を目指すのか、との御質問についてでございますけれども、本市は奄美群島の中心を担う都市機能と、伝統、文化が深く根づき、手つかずの自然、景観が残されている多くの農村集落を有しております。地方の個性が求められる時代に向けて、このことは本市の持つ魅力の拡大という合併によるスケールメリットであると考えるところです。また現在、農村集落における生活や仕事そのものが、観光資源としての大きな価値として注目され、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど、体験型観光の推進が必要となってまいります。今後は議員御指摘のとおり、都市機能のさらなる充実と農村集落の活性化により、住民の生活環境向上と活発な地域活動を図り、本市の多様な魅力の発信に勤めてまいりたいと存じます。

そのような観点からも奄美市は旧名瀬市の都市機能と、旧住用村・笠利町の文化、自然など特徴を持つ農村集落を含めた新しい街の姿が生まれたこととなります。このことが新しい街としての奄美市の形ということでもあります。そのための行政経営については農村集落の個性と魅力を発信する一集落1ブランド事業の推進をはじめ、活発な地域活動に向けての支援を行うことが必要であると存じます。また生活環境や住民の利便性向上など必要な分野については、選択と集中による事業実施を行うとともに、市民ニーズが複雑多様化する社会保障分野等においても、市民の自立性への支援に努めるなど、柔軟に

対応できる体制の維持が慣用であると存じております。

14番（関 誠之君） 市長にお尋ねをした決断と実行とは、その毎日がそういうことでありましょけれども、私が問うておるのは例えばこの間韓国のほうで大統領に就任をした大統領がおりますけれども、イミョンパクですか、彼がミョンドン、東京で言えば銀座のようなところに本当にきれいな川をですね再生をしたと、そういうような政治的なスタンスで決断と実行をしたのは、お解りかというふうにお聞きをしたつもりですが、それはそれとして受け止めておきたいと思えます。

次に、予算の次の質問に移りたいと思えます。予算の編成において予算配分を大げさにした事業があれば三つをあげていただきたいと思えます。その優先順位をつけた理由、また市民との共生協働ということを助成する事業はどの事業で、予算は幾らになるのかお答えをいただきたいと思えます。

企画部長（塩崎博成君） それではお答えをさせていただきたいと思えます。予算配分と優先順位についてでございますが、厳しい財政状況においても計画年度での実施が望まれる事業について、住民要望や緊急性、必要性、あるいは公益性、事業熟度を勘案した上で予算配分されております。加えて合併において、都市部と農村部の均衡ある発展という観点も考慮をされたところでございます。そのために今回掲示をいたしておりますすべての事業について緊急性が高く、それらに優先順位をつけることはできないものと理解をいたしております。

次に、共生協働の事業についての御質問でございますけれども、共生協働の形態はパターンとして6つに分類できると考えられております。行政主導の領域として、協働型委託、政策、企画、立案への参画、NPOや集落等と行政の対等の領域として、共催、事業協力、NPOや集落と主導の領域として補助、後援とさまざまあり、この中から事業目的を達成するために、もっとも効果的で成果のあがる共生協働の形態を検討選定することになります。議員御質問の共生協働の形態はその中の一つの行政主導の領域、協働型委託として位置づけられますが、現在指定管理者による施設管理等を含め数多くの事務事業を委託をしているところです。またNPOや集落等が抱える問題に対応できる国や財団等の補助事業は多くあります。これら事業につきましては集落の積極的かつ自発的な提案により導入に向けた支援等を行っているところでございます。今後は共生協働の形態をステップアップをさせ、よりNPO主導の領域へ事業展開できるよう住用・笠利総合支所、本庁各部に配置した市民協働担当職員とも連携を深めながら、協働になじむ事業の掘り起こしや選定作業に取り組んでまいりたいと存じます。

14番（関 誠之君） 優先順位はつけられないと、どれもということではありますが、であれば選択と集中というような言葉を使って事業を展開をするということでありましたが、選択と集中の中ですべてがそういう事業になるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

企画部長（塩崎博成君） 優先順位につきましては事業の実施計画の段階におきまして、A、B、Cというランク付けで事業の分類をいたしております。そのなかのAランクについては単年度で実施しなければいけない事業ということで、さらにまたBランクであれば2ないし4年後年度へのずれ込みが可能な事業であるとか、Cランクであれば5年以上ずらしても可能ですよというような分類をいたしております。Aランクという部分で選択をしておりますので、Aランクの中での順位がつけられないということでございます。そしてまた予算上に位置づけされている事業は、すべての事業についてAランクの事業であるということ御理解をいただきたいと思えます。

14番（関 誠之君） 言っていることは理解をしますけれども、私が質問をする趣旨はですね、大変財政再建と産業を振興させるという、また市民生活の安定を図るというこの命題を両立をさせながらやっていかなければいけないという大変難しい課題がありますけれども、その中でもやはり市民の生活、所得向上にどのような予算の付け方をしたのかというのがこの趣旨ですから、そのようなことで理解

をしていただきたいというふうに思います。

次に、質問をさせていただきます。奄美市の経済状況について市長はどのような認識をなされておられるのか、また景気を浮揚させるための事業予算はどういったものであるのかお示しをしてください。

企画部長（塩崎博成君） お答えをさせていただきます。協働のまちづくり懇談会や村づくり座談会をはじめ、各種会合に出席をした際に、多くの方から厳しい状況であるとお話を伺います。また屋仁川の客が減ってきたとの話も聞きます。飲食店街の活力はその町の経済のバロメーターとも言われるだけに、何とか景気浮揚を図らなければと感じているところでございます。ただ、一方では中心商店街の皆さんがホームページや独自のイベントの実施、あるいはちょいフラ親父なるチームを結成し、頑張ろうという活動をはじめ、夏祭りやカンモレ市場の開催などで元気を取り戻しているということはいずれも動きであります。都市のひとり勝ち、地方の低迷と、全国の地方での悩みでもあります。この状況をどう打開していくのか、これを公だけでなく協力して考えなければならないことと考えているところでもあります。先ほど来申し上げております自助、互助、公助の精神でもあり感じております。新年度は林道大儀野線の整備事業や畜産基盤総合整備事業などの大型の公共事業の終了が、投資的経費の縮減の要因のひとつとなりましたものの、今後はこれらを活用した産業振興にも努めてまいりたいと存じます。

投資的経費の縮減による市民経済への影響が危ぐされる中こそ、市民生活の視点に立った事業の展開が必要であろうかと考えております。そのため市民福祉関連経費の確保を図るとともに、産業振興分野におけるソフト部門の予算を配分をいたしたところでございます。また、投資的経費につきましても重ねて申し上げておりますとおり、厳しい予算編成ではありますが、市民経済への波及を考え特別会計を含め、38億円という起債枠を設定し、持続可能な財政構造の構築を図ってまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） 具体的なお答えがないのが残念でありますけれども、景気を浮揚させるための事業予算はということでお尋ねをしたわけです。少し視点を変えて市長にお尋ねをしますが、市長の奄美市のいま経済状況はどのように認識をされておられるのか、また今後の非常に厳しい屋仁川の状況もということではありますが、私もそう思っております。そのへんを含めて市長が屋仁川に何度通っているか分かりませんが月に、そういった感覚も含めて少し御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

市長（平田隆義君） どうしても数字に頼らざるを得ないと思うんですが、商店街の皆さんとお会いすると売上げが本当に半分しかないですよというような言葉もよく耳にします。しかし、今度は市の全体の市民総生産という点から見ますと数字的には上がってきているということが、どこに起因するのかわかみかねているところです。したがって財の移転という点での対応の仕方も十分に検討していかなくちゃならないんじゃないのかなとこのように思います。産業振興部管轄の予算については、いま言うように地域の経済を浮揚を図ることが第一の目的ですし、雇用を増大させるということになるかとこのように思います。ただ先般来申し上げますように、福祉関係、医療関係の予算については、国が定めた基準をしっかりと受け止めていこうということをいたしますと、そこに裏負担としての一般財源が非常に多くのしかかってまいります。これはもう現実の状況でございます。そういった点では福祉、医療関係における予算執行というものは地域の雇用の下支えにもなっていると、私はこのように理解をしているところです。したがってそちらをしっかりとやると、他に一般財源がなかなかまわせないという中での予算の編成ということで苦慮しているということを御理解賜りたいと思っております。

14番（関 誠之君） 市長の言われたことについては理解をいたしますが、所得にしても平成15年の奄美市3市の平均で109万2,000円なんですよ。名瀬地区が199万2,000円、それで住用が150万5,000円、笠利が146万6,000円、非常にまだ低いんですよ。上がってはいるけれども、そういう実情も数字でと言いましたんで数字でいまお返しをしましたが、これが奄美の

実態なんですから、こういうことをよく認識をして、先ほど言った医療福祉、十分に経済波及効果のある事業を選択と集中をしてやっていただきたいというふうに思います。

次に、財政の健全化について御質問をいたします。2番目の主題である財政の健全化について、29日の本会議での財政健全化に対する特別委員会報告書にありましたとおり、副市長を1名として特別職の退職金の削減をと自治区長制度の廃止を、また権限を持った職員の配置についてということで報告ありましたらこの2点について市長の見解を伺いたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） お答えをさせていただきます。先日の29日には市議会財政健全化に対する特別委員会の報告があり、副市長を1名とし特別職の退職金の削減を自治区長制度を廃止し、権限を持った職員の配置についての提言がなされたところでございます。まず、副市長を1名とし特別職の退職金の削減についてでありますけれども、御承知のとおり副市長制の創設の趣旨としましては、市町村の所管する行政分野や財政規模の拡大により市町村が自ら判断しうる分野が拡大し、市長の事務量の増大に対応するため、市長権限の一部を副市長に事務委任し、自らの権限と責任において事務処理をあたることができるとなりました。地方自治法の改正に基づき設置できるとするものであります。本市の副市長の二人体制につきましては、市長の奄美群島の組長としてのリーダーシップの発揮、各種団体の長としての活動、国・県、関連団体員など多くの職責を担っておりますので、市長を支えるトップマネジメント機能の強化を図ることにより、合併による事務量の増大や行政区の拡大、さらに職務内容、職務量及び権限に対応するためには、副市長の責任を一段と大きくなりましたことから二人体制は必要であると判断し、設置したものであります。また本市の特別職の退職金手当てについては、県下45市町村が加入する鹿児島県市町村総合事務組合に加入をいたしております。構成員である奄美市の特別職の退職金手当削減は、他の構成市町村の退職手当負担率へ影響を与えかねないことから困難ではないかと考えております。

次に、地域自治区長制度を廃止し、権限を持った職員に配置に、職員の配置についてでございますが、地域自治区長の配置につきましては、合併により地域住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないのかとする住民の不安解消や、地域課題をその地域で解決できるようにするために一体感の醸成を進めていく必要性があることから、合併協議会での協議を踏まえ配置したものであります。

地域自治区長の役割については、自治区内の住民の意見等を地域住民の代表として取りまとめ、必要に応じて説明や調整等の役割を担い、総合支所長としての事務を掌理するとともに総合支所内の行政事務や職員を指揮監督する要職を担っており、また自治区内の問題や行政課題に積極的に取り組んでいただいているほか、各種大会やイベントへ市長の代理として関わっていただいております。その職責を十分果たしているものと認識をいたしております。このようなことから本市における副市長制の二人体制及び地域自治区長の配置は住民の不安を解消し、一体感の醸成にも十分役割を果たしており施政の推進及び地域振興上、必要な制度であるものと認識をしております。今後国においては2010年までにさらなる地方分権の推進策が検討されており、この体制にも十分答えられるものでございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

14番（関 誠之君） いまの答弁を聞きますと継続をしてやりたいというように聞こえますが、市長の議会の全員の総意で報告書を出したわけでありますから、そのことに対しては重く受け止めてはおりませぬ。ちょっと市長の見解をお願いいたします。

市長（平田隆義君） この報告書に対して議会で議決をしてないんじゃないかと、私は受け止めております。

14番（関 誠之君） 議決という意味が、ある意味は分かりますけれども、議会の特別委員会を設置して住民の税金を使ってですね、これは公的な立場でやっているわけですから、そのことについて重く

受け止めていただけますねということではありますが、もう一度見解を。

市長（平田隆義君） いま言う委員会の意見書として出てきたことに対しては、十分に重く受け止めるということはなんの違いはないとこのように思っております。

14番（関 誠之君） 次に、自主財源の確保について、質問をいたします。

今日、自治体の財政難が表面化し、その一端に税金、住宅使用料、保育料等の未納滞納のが増えているといわれています。奄美市においても経済低迷等により、払いたくても払えない人と、払えないわけではないのに払わない人、厳密に分けて真面目に払っている人に不公平感が広がらないよう、払えないわけではないのに払わない人に対しては徹底して徴収をしなければならないと考えます。

そこで、税金、住宅使用料、保育料等、市全体の滞納金の額は幾らで、不納欠損処分等の方法はどうか、合わせて昨年の不納欠損処分の総額は幾らであるのか、また全庁的に収納率向上対策はどのように行われているかお答えください。

総務部長（福山敏裕君） それでは4点につきまして順次お答えさせていただきます。

18年度の決算の収入未済額は、一般会計分が4億8,690万円となっております。その主な内訳は、市税が2億7,501万円、住宅使用料が1億5,373万円、保育料が1,738万円、その他雑入が4,076万円となっております。また、特別会計分は8億6,360万円となっております。その内訳は、国民健康保険事業会計が7億6,612万円、介護保険事業会計が6,490万円、ふるさと創生人材育成資金会計が1,271万円、公共下水道事業会計が1,696万円、簡易水道事業会計が255万円、農業集落事業会計が21万円となっております。

また、これとは別に水道事業会計が3,159万円となっております。一般会計、特別会計及び水道事業会計の総額は13億8,196万円でございます。

2点目の不納欠損の額につきましては、一般会計2,887万7,141円、特別会計5,379万1,425円、水道事業会計52万4,529円でございます。

3会計をあわせました総額では、8,319万3,095円となっております。不納欠損処分などの方法としましては、本庁におけます債権保全等管理委員会を年2回を基本にしておりますが随時開催し、収納対策課におきまして個別、具体的な指導のもと、笠利・住用、両支所に設置しております収納率向上対策委員会とも連携を図りながら、市税や国民健康保険税はもとより、債権全般に渡りまして不納欠損の処理、滞納処分、時効中断などの具体的な手段や事例を十分に協議しながら、債権及び不納欠損の処理にあたっているところでございます。

全庁的な収納率向上対策への取組でございますが、合併時に旧名瀬市の滞納整理室を発展的に収納対策課として新たに課を設けてございます。その収納対策課におましては債権を保有する庁内全関係各課と調整会議を開催しまして、情報の共有化を図るとともに、個別案件を毎に債権の収納及び保全の方法を協議して、滞納債権の減少に努力をしているところでございます。

また、それ以外にも、税務関係の研修会や3支所において債権保全に関する勉強会などを開催するなど、適正な債権保全に努めているところでございます。

14番（関 誠之君） 全体で13億円の滞納金があるということですか、やっぱり地域の経済がこれからそんなによくなるとは思いませんが、そういった滞納未納が増えてくるんじゃないかと推測をされますので、是非その辺の人員の配置も含めて、ひとつ今後皆さんに要望しておきたいと思えます。

論語の孔子の言葉でありますけれども、少なきを憂えずして等しからずを憂えよと、いわゆる少ない貧乏は我慢できるけれども、同じようにやって公平に扱われないときに、やはりこのことが一番の問題ではないかというふうな言葉ではないかと思えますが、そういったことでひとつ払えるのに払えないという人たちがおるやに聞いておりますから、そのへんのところは十分に皆さんのお力で頑張っていた

だきたいというふうに思います。

3番目の主題であります市町村，その前に未利用公有財産の処分の現状と今後の見込みと，新たな財源創出について調査研究がなされておられればお答えをいただきたいとします。

総務部長（福山敏裕君）現在の未利用となっております公有財産の処分の現状でございますが，合併後，名瀬地区で8件，住用地区で4件，笠利地区で3件，計15件で2億910万円で売却処分をしてございます。現在管理しております主な未利用地につきましては宅地分が約6,000坪，雑種地が7万2,000坪となっております。これを地区別で見ますと，名瀬地区で10か所822坪，住用地区で同じく8か所の5,766坪，笠利町286か所で7万3,485坪で計304か所でございます。総面積では8万46坪を現在所有しております。

次に今後の処分や活用見込みでございますが，これは売却処分を含めまして，一時使用貸付また企業誘致のための主要な土地の加工など，それぞれの地域の実情に応じて売却または貸付などの処分検討を行い，未利用地の有効活用を図りながら財源の確保にも努めてまいりたいと考えております。

新たな財源の創出の調査研究についてでございますが，本年度から広報誌やホームページ，公共施設等への企業広告掲載等の有料広告収入について取組を進めているところでございます。また新年度に向けましては，これは従来の取組を継続するとともに，施政方針でも述べましたようにネーミングライツ事業の導入への取組を推進してまいりたいと考えております。今後も新たな財源確保策につきましては，本市においてどのような取組が可能であるか，他自治体の取組状況なども勘案しながら幅広く検討してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君）3番目の主題であります，市町村計画と相互計画について御質問をいたします。いまの市町村建設計画は平成17年3月に市町村の合併特例に関する法律に基づき制定されたもので，3市町村の総合基本計画の寄せ集めであり，合併を推進する意図で作られており，新市の進むべき方向についてより詳細で具体的な内容にはなっていないと考えております。また計画における基本である推計人口，財政などは早くも現実とかなり乖離をしております。なぜ，市町村建設計画における財政計画を策定する段階で財政不足ということは予想されなかったのか，また投資的経費が5の計画では60億3,300万円を10年間投入できるというふうに期待感を持たせて，結果として20年度の予算では35億6,500万円と，41パーセントの激減をさせたことになっております。このことに対して市長はどのように考えているのか，御見解をお聞かせください。

企画部長（塩崎博成君）それではお答えをさせていただきますが，奄美大島地区合併協議会で策定し，承認された市町村建設計画及び財政計画は奄美市を構成することとなりました。旧名瀬市，住用村及び笠利町の総合計画や，財政計画をもとに新市での行政運営の指針とするため作成をしたものであります。あわせて住民の皆様にも合併後の新市の姿をより御理解いただくため，平成17年1月に全戸配布を行ったものであります。

御質問の財政計画は平成15年度の3市町村の決算額を元に，経済情勢，人口推移等を勘案し，普通会計ベースで推計したものでございまして，合併特例期間の平成18年度から平成27年度までの10年間の財政シミュレーションを示したものであります。特に投資的経費に関しましては，新市になりましたから事業の見直しや，新市での新規事業を詳細に見込むということよりも，ある程度の事業費枠を示すとの観点から，合併後の年度別事業費や平成18年度の63億3,300万円で推移をすると仮定をして策定されたものでございます。また財政計画策定時の基本的な考え方でも触れておりますように，投資的経費は3市町村の現在の事業や市町村建設計画に伴う事業を見込んでいる上で，合併後は社会情勢の変化や奄美市で策定することとなる，総合計画等に対応した見直しを行い，効率的，効果的な行政運営と健全な財政基盤の確保に努めるとの方針も合わせて示したところでございます。また繰越金につきましては，合併の平成18年度から平成25年度までの8年間は見込めず，実質収支がプラスに転換

するのは平成26年度と示しておりまして、その後の平成17年3月の第16回合併協議会では、財源不足についてより具体的に基金の取り崩しで対応していくことを示し、公表をいたしたところでございます。なお、合併協議中であった当事、新型交付税導入の概念は承知をしておりましたが、総務省が制度の骨格を示したのが平成18年9月であり、策定時の設定条件に盛り込むことは無理がありました。ところで、合併初年度の本市の平成18年度は、当初予算は約14億7,000万円の財源不足で編成せざるを得ませんでした。決算額では約6億200万円に縮減が計られたところであります。また平成19年度は、約7億7,000万円の当初予算段階で財源不足が見込まれたこともあり、事業実施計画と整合性を保ちうる財政健全化計画の策定が急務となっており、昨年10月に公表に至ったところでございます。

本市をとりまく行財政環境を凝視したより密度の高い、実現可能な内容に努めたところであります。なお、今般の財政健全計画では平成24年度までは財源不足を生じることを示しており、実質収支がプラスに転じるのは、平成25年度以降からと予測をいたしております。確かに平成15年度の決算額をベースにした合併協議会策定の財政計画と、合併後策定した今般の財政健全化計画で示した平成20年度の投資的経緯には隔たりはあります。このことは決算額の基礎数値に3年間の隔たりがあることに加え、行政改革大綱や実施計画との整合性を図り、合併後の事業の見直し、財源見直し、見通し、起債制限枠の設定など多くの要因を加味する必要があり、生じたものであります。市長が施政方針で申し上げましたように、事業実施計画と連動をした今般の財政健全化計画の確立により、この厳しい財政状況への具体的な道筋をつけることができるものと考えております。御理解をお願いいたします。

14番（関 誠之君） 3市町村の事業の持ち寄りであれば、それを精査したというのであればその持ち寄ったものが大きいわけですね。その精査数が少なくなるわけですね。だからそういうようなその計画段階でそれが少なくなったのにも関わらずですね、こういう財源不足が出ているというのが、非常にその時のいわゆる合併をするためにこの60億3,300万円ですか、それを使えるんだよというように思えてならないわけですよ。いまおっしゃったことは三位一体の改革というのは2004年平成の16年の初年度の予算に出ているわけですよ。これが要するに財源の移譲で4,700万円やりますよと、これは国庫補助金の減額で1兆3,000億円、地方交付税の削減で2兆8,000億円、マイナス12パーセントやるんですよと、この計画を作る段階でもうこの三位一体の計画というのは分かっているわけですね。そういうのが全く加味をされずにその投資的経費、いわゆる建設的な費用はこれだけ使えるよと、ばら色の夢を見せて結果今のような状況になっているというのが非常にこの財政運営のあり方として考えなければいけないことではないかというふうに言わせていただいて、次に入りたいと思います。

総合計画については、前の里議員のほうで少し議論をしましたんで、私はこの市長が昨年の施政方針で最初の総合計画を作る年だというふうに言ってましたけれども、昨年できなかった理由だけ教えていただければ。

企画部長（塩崎博成君） 施政方針の中では確かにやっぱりそういうようなことで位置づけをしてあった部分は承知をいたしております。しかしその19年度が進んでいくなかにおきまして、まず18年度19年度と2年間経過をするなかで、まず3市町村の一体化の取組がまず先だろうと、そういうような思いの中で総合計画の策定がずれたという部分は御理解をいただきたいと思います。まず一体化に向けての取組を優先をしたということでございます。

14番（関 誠之君） 一体化であれば2年も経てば計画をつくるというのが私も行政におりましたから、障害者福祉の計画もそうでした。1年目はなかなか難しい、しかしながら2年目にはそれはやっぱり作っていく中で一体化が図れるものだというふうに思っておりますが、回答はいいません。そういうふうには私は思います。それと一つだけ要望しておきますが、計画策定をするにあたって部会を設置するという

ことでしたから、そのことだけは強く要望しておきたいと思いますので、是非職員英知を結集をして、また住民参画をきちっと図ってこの総合計画を作っていただきたいと、せつかく2年間大事に抱きかかえてきたプランニングもあるでしょうから、十分に活かしていただきたいと思います。次に教育の問題について若干質疑をさせていただきます。

いわゆる中学男子の頭髪自由化についてでありますけれども、九州各県すべてにおいて丸刈りの強制の校則はないようですけれども、奄美市の中学校だけが取り残されている原因はなんだと考えますか、教育長答弁をお願いします。

教育長（徳永昭雄君） まず学校での規則、いわゆる校則が強制という言葉で表現されることは議員とは意見の分かれるところです。規則ということばを辞書で引きますと、その団体、組織などで秩序を守るために皆が従うべき決まりごとと書かれています。そのようなことを踏まえて申し上げますが、規則はまた民主主義の時代においてその時代背景、あるいはその時期に即して、各界、各層多くの意見を聞き、より良いものに見直しが行われることは必要なことだとも認識しております。議員が奄美市の中学校だけが取り残されているとおっしゃいましたが、現在丸刈り校則は奄美群島地域内の多くの学校でいまだ残っております。ちなみに奄美群島では龍郷町が3校中1校、瀬戸内町が15校中8校、徳之島町が6校中1校の計10校で丸刈り校則の廃止が行われております。

さて、この群島内で丸刈り校則が残っている原因についての見解を求められましたが、一言で申し上げますと、地域で子どもたちをより良い方向に見守るといった奄美の地域性が重要な部分を占めているのではないかと判断します。さらに申し上げますと、従来はこの地域の衛生面や経済面、そしてあるいは年配の方々のノスタルジー、またある時期においては生徒指導困難校の増加など複数の要因が校則見直しを踏みとどまらせているものと考えております。

14番（関 誠之君） その困難な原因を取り除くとすればどのような方法が考えられるか、教育長の見解をお願いいたします。

教育長（徳永昭雄君） 現在丸刈り校則は奄美地区においてのみ残っております。昨年の議会において教育長への質問がありましたので、以後考え方を整理してみました。そしていつの時代から頭髪自由化の方向になったのかを自分なりに検証してみました。ある時期までは全国において、丸刈り肯定の意見が大部分を占めていたと思っております。先月の2月26日の夜にNHKハイビジョンで親父の小言さらば丸刈り、と題しての放映がありました。平成17年度にディレクターの思い入れで作られた作品のようですが、丸刈りの賛否について多くの考え方が紹介されており、非常に興味深く拝聴しました。この中でもっとも印象に残ったものは、子どもたちが望まない理由のない縛りという言葉でした。髪型自由化の風潮は、集団行動重視から固定尊重への時代の変化、男女雇用機会均等法の成立以後の女性の職場進出の拡大など、種々の要因が重なった要するに時代の変化ではないかと思えます。そして最大の転換点は平成6年4月22日に批准された児童の権利に関する条約と、それを踏まえての児童・生徒の発達段階に応じ、児童・生徒等の実態を十分把握し、一層きめ細かな適切な教育指導に留意することという、文部次官通達が引き金になったように思います。それと平成12年5月に交付されました児童虐待の防止等に関する法律も追い風になったのじゃないかと考えます。平成18年には熊本県のすべての中学校で丸刈り校則が廃止になり、残っているのは議員御案内のとおり、奄美群島内の中学校だけとなりました。現在の子どもに対する親の考え方は甘やかしの構図ではないかと批判もありますが、子どもが望まないことはしないさせないという世の中になってきていると思います。そして丸刈りは先ほど申し上げましたが、子どもたちが望まない理由のない縛りではとも指摘されております。学校現場において生徒指導に夜遅くまで走り回っている先生の負担を少しでも軽減したいという強い思いもありますが、街頭から酒類の自動販売機が無くなり、自動販売機でタバコ購入がタスポという身分証明書を必要とするように進められるなど、生徒指導の環境も整備されてきております。その上で昨日の世門議員の質問にお

答えましたように、教育委員会内において校則の見直しのための検討委員会を作ってからトップダウンで指示することは制度上できないことと、校則は各学校の校長が学校経営職務の一環として最終的に判断をして決定するものであるということを理解していただきたいと思います。そして髪型の自由化については、地域、保護者、生徒会の意見を傾聴して、丸刈り法則見直しのための校則検討委員会を各中学校において立ち上げていただきたいと申し上げているわけでございます。各中学校においてはこれらの趣旨を踏まえると同時に、生徒会においても中学生にふさわしい髪型を考える機会を作り、髪型自由化が実施されたときに、それ見たことかと言われないような自主的な活動を強く望みます。そしていつの時代においても自由と責任について、また権利と義務についてしっかりと学習するように望むものであります。

14番(関 誠之君) いろいろありがとうございました。教育長是非ですね子どもが望まないことは強制をしないということは当然校長先生方もお分かりだと思いますけれども、そのようなことで校長会等があれば、いま言ったことを含めてですね校長会でお話を教育長の思いをお話をいただければというふうに思います。

時間がございませんので、あとなぎさ園の問題についてはまた委員会のほうで確認をさせていただきたいと思います。

中国残留邦人等に対する新たな支援策、これが昨年の臨時国会で国民年金の満額支給など、支援充実を盛り込んだ改正中国残留邦人支援法が成立しておりますので、異端のないようにひとつ事務手続きを行っていただきたいことを申し上げて、私の質問にさせていただきます。

議長(伊東隆吉君) 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後4時56分)

3月6日(6日目)

出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	蘇 嘉 瑞 人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	朝 山 毅 君
副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君	教 育 長	徳 永 昭 雄 君
住 用 町 長	森 米 勝 君	笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君
地 域 自 治 区 長			
総 務 部 長	福 山 敏 裕 君	総 務 課 長	川 口 智 範 君
財 政 課 長	則 敏 光 君	企 画 部 長	塩 崎 博 成 君
企 画 調 整 課 長	瀬 木 孝 弘 君	市 民 福 祉 部 長	伊 東 鉄 郎 君
環 境 対 策 課 長	高 野 匡 雄 君	介 護 保 険 課 長	重 野 照 明 君
健 康 増 進 課 長	大 迫 博 史 君	保 険 福 祉 課 長	満 田 英 和 君
市 民 課 長(笠利)	朝 郁 夫 君	福 祉 事 務 所 長	大 井 進 良 君
福 祉 政 策 課 長	桜 田 秀 勝 君	産 業 振 興 部 長	赤 近 善 治 君
商 工 水 産 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	紬 観 光 課 長	日 高 達 明 君
農 林 振 興 課 長	小 浜 忠 弘 君	産 業 建 設 課 長	澤 修 平 君

産業振興課長	吉卓男君	建設部長	平豊和君
都市整備課長	田中晃晶君	土木課長	東正英君
建築住宅課長	徳田照久君	下水道課長	盛正弘君
会計管理者	田畑米利君	教育部長	重田茂之君
教委総務課長	安田義文君	生涯学習課参事	山名純二君
地域教育課長 (住用)	松下啓徳君	地域教育課長 (笠利)	福和久君
代表監査委員	久野勝彌君		

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼 調査係長事務取	山崎實忠君
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は一般質問であります。
日程に入ります。
通告に従い順次質問を許可いたします。
最初に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島 照です。平成20年第1回定例会一般質問を行います。

市長は施政方針で、初代奄美市長の重責を担ってから2年間、子どもたちが健やかに育つ、お年寄りが生き生きと輝くと、若者が夢を持つ、そのような奄美市づくりを基本姿勢に据え、奄美市の形を職員と一丸となって築いていくと述べています。そうして事業評価と財政評価システムに基づいて、奄美市型の事業実施計画及び財政健全化計画を策定をし、その確立に向けて具体的な道筋をつけたと言っています。しかし財政状況が一気に好転するわけではない、また地方と都市の格差は広がるばかりで、地方の疲弊の度は深まりつつあるとも言われています。私も同感であります。こういう市政が実現できれば、本当に合併してよかったと、市民が思うということを感じています。市長、末広町では今月二つの店がシャッターを降ろしました。そして屋仁川へ行けば議員たちが職員の給料を下げることばかり言うので、最近職員が飲みに来ない、週1軒ぐらいの単位で閉店したり開店したりしている。何とか島の景気をよくしてくれと、よく言われます。

そこで今日は議場の皆さんや市民の皆さんに是非聞いてほしいと思うことがあって、私は一つの冊子をコピーしてきました。この冊子のコピーの発言者は去年の3月、東京の代々木公園で全国の貧困と格差をなくす全国集会に参加した奄美の青年の発言です。

憎み合わなくてもいい社会へ、私は20年前の17歳の秋に奄美大島から上京してきました。島内で唯一の進学校に入学したものの、金銭的事情や両親との確執、学問に対する失望から中途退学して上京しました。持って行ったのはボストンバック、数枚の着替え、中学生のころに実習でつくったラジオ、愛用のベースギター。当時はバブル景気の真ただ中で、仕事にあぶれることはありませんでしたが、しかしそれから4年ほど続いたある日、突如バブル経済が弾けたのです。その中で日給月給なので休みが多い日はろくな仕事ももらえず、生活ができなくなる。そこからいつ終わるともしれないアルバイト生活が始まったんです。

そしてそれに追い打ちをかけるように、体に異変が起こり、常に腰に激痛が走り、右足がしびれて棒のようになり、いすに座ると腰が抜けてくる。椎間板ヘルニアでした。国保が払えない、病院で治療することもできない。しかし現場での作業中に立ち上がることができなくなり、治療のため実家に帰る決意をしたのです。実家で治療し、完治したら上京して働こう、そう考えたのです。ところがそれもうまくいきません。突然の父親の死、葬式を終わって墓を建てたら母親は父の死をショックで精神的に異常をきたし、親子喧嘩が始まりました。しかし遊んで暮らすしかない。働きたくても島には仕事がない。職安へ行ってもいくら行っても、仕事はなかなか見つからない。ヘルニアが完治せぬまま上京した。それでも働き続けなければ生きていくことはできない。その中から働く中でどんなに頑張っても月14,5万円の収入、そこから母親に2,3万円の仕送り、生活は苦しくなる。結局アパートを追い出され、ホームレス生活が始まった。

そういう生活が3年目を迎えた年の瀬、家賃を払ったあと、財布に3,000円しか残っていない。年越しの生活費が友だちと二人で3,000円しかなかった。母親に電話してせめて5,000円送ってほしい、貸してほしい。雨の日も雪の日も、風邪をひいても働き続けた結果がそういう生活です。しかし島の親はそうはいきません。結局あんたは遊んでばかりいるから金がないんだ。頑張っても働けばそ

んなことにはならない。その言葉を聞いたとき、母親への愛情は砕け散ってしまいました。世間の一般的な認識を思い知らされたのです。貧乏なのは遊んでいるから、頑張っていないから、そう思った瞬間いてもたってもいられなくなり、生活はできない、路上生活は続ける、うつ病の始まりだった。

私自身が今まで何も見ず、何も聞かず、だれも助けようとしなかったということに。無責任な政治家や官僚、自分の利益しか考えない資本家たち、彼らの目には利益しか見えず、彼らの耳には、もうけ話しか聞こえず、彼らの口は詭弁と自己責任の追求しか発しない。自分が同質であると気づいたときに、心に誓いました。今はまだ何の力もないけど、力のない病人だけど、必ず病気を治し、社会に復帰しよう。この人の最後の訴えです。

だから皆さん、隣にいる人を見てあげてください。自分の幸せを願うのと同じように隣の人の幸せを願ってください。それが最初の一步になると思います。憎み合わなくても、ねたみ合わなくても、奪い合わなくてもいい社会、それが私の理想です。

恐らくこの子は今37、8歳になっていると思います。市長、私は今読んだこの青年は、本当は島で働きたかったんです。たった一人の母親と一緒に生活をして、そして一緒に暮らしたかった。しかし今、ほとんどの青年が毎年何人もそういう思いで帰ってきます。しかし今青年どころか、40代、50代の人が入るところはありません。そういう実態をもっと市の職員の皆さんを動員してでも、自分の目と足と体で、もっと見てほしい。実態を知ってほしい。市長の施政方針や20年度の一般会計から、私は今度の施政方針の20年度予算の中で、ほとんどそういうことが読み取れません。確かにさっき読みましたように文書はきれいに並んでいます。しかし予算を見ますと商工や産業、いわゆる基盤整備を、市民の所得を引き上げなければならない本来の施策が見えてきません。市長は施政の13ページの中でも、引き続き特別職の給料を継続して減額すると同時に、職員の給料も引き続き削減することにしています。ほかの施策の中で市民所得を高める施策が認められない中で、本当に今の状況が続いていいのか。そこで質問いたします。

平成20年度一般会計予算マイナス3.2パーセント、投資的経費は21.8パーセントが市民経済に与える影響、市長はどう見ているのか御答弁ください。

次からは発言席へ戻ります。

市長（平田隆義君） おはようございます。三島議員の質問にお答えをいたします。

予算の総額において3.2パーセントの減、投資的経費マイナスが21.8という予算編成になりました。そのことが市民経済に及ぼす影響はということでございますが、奄美市の財政出動と申しますか、歳出が地域経済に及ぼす影響は大変大きなものがあります。昨日も申し上げましたように、今は医療、福祉の予算、これが地域の雇用やそして弱い人たちへの配慮という点では大きな影響があるだろうと思います。その中で投資的経費についてであります。試算して公共事業が地域経済に及ぼす影響は170パーセントという試算も出ておるようでございますから、これは政策的に行政が対応できる部分の大きなものの一つだろうと、このように受け止めております。そういった点では公共事業のもたらす雇用の誘発効果、地域経済へ及ぼす影響というものは大変大きなものがございます。そういう認識を持ちながら、現在本市の投資的経費の削減がどうしても削減をしなければならぬ状況にあるということでもあります。投資的経費が地域経済の下支えをしているという表現で今日までできておるわけでございますが、財政の健全化という大きな課題も抱えております。市長就任以来、このことの狭間におかれて予算編成をしてきたわけですが、いつのときも大きな決意というか、決断を迫られているという経験をしてきております。

そういう中で、今年度の投資的経費の大きな縮減の要素は、末広・港地区の予算が前年度比大幅に減っているということでこういう数字になっております。これから事業を選別していかなければならないということで、総合計画の中の投資的経費にかかわる事業実施計画を精査しまして、優先順位と申しますか、これをある程度ランク別に定めて、事業を検討をしたところです。併せて4億2,000万円という財源不足、一般財源が不足しておりますから、これらをどういう形で財政の健全化と整合性をもたら

すかということ突き合わせて財政の健全化計画を策定したところでは、そういう中で、単年度ごとに財政に大きな負担がかからないように、年間を通じて、また数年間をスパンとして見ながら、投資的経費の確保をしていきたいと、このように思っております。

しかしながら一方において財政構造の中で、公債費比率がどうしても高いという状況になっております。この公債比を削減していく経常収支比率の改善を図っていかねばならないということで検討したのが起債枠を38億円に設定しようということになったわけであり、38億円で数年間頑張れば、経常収支比率の中の公債費比率は18パーセント以下になるだろうという計算をしているところです。こういうことを踏まえながら、今後公共事業を枠を確保するという事になると、起債枠の起債発行の少ない補助事業があれば、それを選択して導入していくということなどで公共投資枠を増やせるんじゃないかということで、そういう配慮もしていけないだろうかと、このように思っております。幸いにして合併効果の中でもあります、過疎債、辺地債、合併特例債という有利な起債もございますので、これらを有効に活用して、事業を展開していこうということで取り組んでおるところであります。

市民経済の活性化と財政の健全化、この相反することをいかに解決するか、これが今私たちに課せられた大変難しい大きな課題であろうと、このように思っております。公共投資に限って申し上げますと、そういうことではございますが、常に公共工事の出勤と、資金の出勤という以外に、民間の経済活力をいかに生むことができるかということで、担当課のほうで国の補助事業などを入れて、現在いろんな形での分析を進めているところですが、幾つかの可能性もあるんじゃないかと、このようにも思って今受け止めているところです。これからの地域の経済、奄美市の経済状況、島の経済状況、これをみんなで力を合わせて活性化していかなきゃいかん、活力のあるものにしていかなきゃならないと、このように取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいとおもいます。

15番(三島 照君) 市長は私が言わんとすることを全然分かってもらってない。そのために私は初めて先日資料を市長にお渡ししたところです。今答弁された中身は9月5日の私の一般質問のときと同じ答弁です。私が言いたいのはですね、今までのような、ここにもありますよ、さっきも言われましたように、その起債枠のかかった補助事業やとか、公共事業とか、投資的経費を単に増やせと云うてるんじゃないんです。今の市長の答弁を聞いたら、何か私がそういうことを言うてるように聞こえてるけど、もうそれ、削除せんあかんわ。私が今言いたいのは、いろんな奄振事業やいろんなことを通じて事業がやってこられました。ものすごい景気よかったときもあります。しかし市長は昨日の答弁でもこの使用料やらの徴収が滞納整理が進んでいない。こういう状況を考えた上で地域の経済が活性化していくことにあいて、この問題が解決すると思う。人ごとやんか、こんなもん。そいじゃこの予算の中で、どこに地域の経済活性化の予算が並んでます。それは私が言うてるのは今日明日どうせじゃなくて、5年10年先の奄美の経済を活性化させなければ、このままでは駄目やということを言うてるんです。この資料見てもらいました。目を通してもらいました。目を通した感想を聞かせてください。

市長(平田隆義君) 日ごろ考えているとおりの資料です。

15番(三島 照君) ええかげんにしてよ、何を言うてるの。あのね、今まで公共工事、市長はいつも言われてますように公共工事が経済に与える大きな下支えをしてきていると。それでここで雇用の拡大も含めて進んできた。だから引き続きさっきの答弁では何ができるのか、借金しやすい借金からやっといこうと。借金し過ぎたから今赤字になってんのやんか。4億円しか、4億円も金が足らんようになってんの、何言うてはんの、そんなもん。

この資料で見れば例えばですね、介護保険料の滞納、もう理由は言いません。滞納している職種のベスト5は、そのベスト5の中にすべてサービス業、卸小売業、建設業が入ってるんです。国民保険料の滞納もサービス業、建設業、卸小売業、保育料の滞納もそういうサービス業、建設業、卸小売業で働い

ている若い人たち、個人市民税もサービス業、建設業、卸小売業、固定資産税の滞納もサービス業、建設業、卸小売業、軽自動車の税金までがサービス業、建設業、卸小売業、これを見て、何も感じない。その姿勢が私は今の奄美をつくっているということは、市長が言われたように公共事業やそういうもんが進んでいけば、本来のいつも言うてる言い方でいけばですね、市民の暮らしも経済も雇用も拡大できると、だから建設業を中心にした土木事業やと、公共事業やと言うてきましたやんか。けど、すべての滞納者リストのベスト5に、そのうちのほとんどがベスト3、ベスト4に入ってるんですよ。それを上回ってるのは年金受給者と無職者ですよ。無職の人ですよ。これが今の島の経済なんです。2年前の選挙の得票がなぜああいう得票になったか。10月の市議会議員選挙で子どもたちにつけを回さない言うて看板掲げた皆さんが、全員が何で当選できたか。そういう市民の意識ですよ。それが読み取れなかった。だから今の予算も同じような予算編成になってくるんですよ。やっぱり地場産業、1次産業をどう高めるか、農業から紬から生産工業ね、どう高めていくか、商工。そこにほとんど予算が使われないことのほうが私問題なんだと前回も言いました。産業振興部の予算が一気に4億円減らされた、何でやと、タラソが完成したから。完成したらその分ほかの単独事業つくったらいいんですよ、そんなもん。そこんとどう思いますか。

市長（平田隆義君） まず大変失礼ですが、認識の違いというのか、怖いもんだなと思います。公共事業は地域のインフラ整備のための投資なんですよ。ただ投資が地域経済に直接関係して、その年度年度に経済を下支えしているよという表現はそういう意味なんです。財産を残すんですよ、後世に。だから起債分は後世の人たちの負担分ですよと、これ何回も申し上げていると思います。私はそういう考えでまちづくり、島おこしをやっています。農業だって見ててください。今、昨日から笠利のね、キビの増産の話が出ました。台風が来なかったという指摘でした。それも大きな要素ですが、私はやっぱり須野ダム completion というのは大きいと思うんですよ。公共投資ですよ。一昨年、雨が降らないということで大騒動した。農家がサトウキビにかん水するという考えが根づいたんですよ、逆に。まさにピンチがチャンスだったんですよ。それでここ2、3年、笠利見てください、夏、スプリンクラーが回ってますよ。クーラーがないところは何とかして車をチャーターして水を持ってきて農家は苦勞してますから。そこが公共事業なんですよ。それを取り違えて話をされますとね、いつまでたっても三島さんと二人は意見が一致しないのかなと、寂しい思いにもなってきますし、いいですか。

15番（三島 照君） 何を考えてるの、ええかげんにしなさい、そんなもんは。私はそういうね、必要な公共事業やめるとは何も言っていない。必要な事業、そういう本当に必要な事業は借金してでもやったらいいんです。それで農業言うてますけど、もっともっと具体的な市単独の農業施策何があります。徳之島や永良部の農家の年間所得は3分の1やんか、そんなもん。そんなことで何を威張ってるの、一つやったぐらいで。私はここで、もういつまで言うてたってしかたないからやめます。

私は今そういう点から市長には是非今の奄美市の実態を、実態調査してほしい。例えば紬関連産業の実態調査、農家の実態調査、商店街含めた事業所の実態調査。東大阪市やら60万都市で全職員を配置して、1軒1軒全部アンケート用紙持って回ったんです。その中から中小企業が集まって、人工衛星の部品づくりをやったんですよ。その実態も何も知らずして、何が単独事業や市民の暮らしを守る政策がつかれるのか。それだけ約束してください。すぐでなくてもいい、実態調査をすることを検討するかどうか。

市長（平田隆義君） アンケートを取っていることはございませんが、私たちは各校区ごとの語る会をもって、地域の人たちの要望、困っていることなども、ちゃんと聞きながら予算編成をしているということだけは御理解賜りたいと思います。

15番（三島 照君） 駄目です。そんなことをやったって、何も来る人は限られてるのに、何をおっしゃ

いますか、そんなもん。だから是非私は実態調査をさっき言ったいろんな項目でやっていただくことを要望しておきます。

次に、もう簡単でいいですから、奄美市型の事業計画及び財政健全化計画とは何なのか。昨日のような、昨日の答弁はもう聞いていますからいりません。変わったことがあれば一言でもどうぞ、時間ないし。

企画部長（塩崎博成君） それじゃお答えをさせていただきます。奄美市型ということでの御質問ですけども、他の自治体における事業実施計画の取組を見ますと、一般に基準年度から3年間の事業計画を作成をした後、毎年度財政状況と併せて事業の峻別を行うというのが通常一般的な在り方でございます。一方本市における特徴を申し上げますと、向こう10年間の市町村建設計画に基づく事業実施計画を策定をした上で、財政課健全化計画を連動をさせていくと、そういうところが奄美市型ということで、他の自治体との取組と違っている点ということでございます。

15番（三島 照君） 昨日と変わらんや、そんなこんな言って。

それじゃ次にいきます。もう聞いてても仕方ありません。市長は施政方針で一つは交流人口の拡大と地域力の増進等を図っていくと書いてます。具体的に何をどう考えているのか。

もう一点、産・学・官連携の地場産業の活性化とは、どういう取組を具体的に考えてるのか。

続けていきます。子育てに夢の持てる環境整備とは具体的に何をどう考えてるのか。

そして農林水産業、商工業の各分野での自給率を高めるために具体的に何をどうするのかお答えください。

企画部長（塩崎博成君） それじゃ、交流人口の拡大、地域力の増進についてでございます。

まずは農村集落における空き家の実態調査を実施をしております。その調査の中で日常的にはだれも住んでいない、いわゆる空き家であっても、本土からの来客の際に利用する場合や、墓参りに行く際には必ず立ち寄っている場合などがあるほか、本土からの移住者に対して貸し付けることに不安を感じての方がおられるなど、一概に空き家をすぐに活用できる段階ではない状況が把握をされました。しかしながらこの一部の空き家について、所有者との合意を図ることができる場合には、活用が可能な場合もございます。そのために新年度におきまして農村集落の空き家を活用した定住者の受入事業を実施したいと考えてるところでございます。具体的には定住促進、空き家再生事業という補助事業の導入を予定をいたしております。これは現在申請段階でございます。補正予算で計上を予定をいたしております。空き家を一定機関民間から借入をし、公共住宅として提供する方法がまず一つございます。

次に2点目には民間や公的機関の既設宿舍の購入でございます。新規建設には事業費の問題等があったりするわけですが、既設宿舍ですと低価格で購入ができます。そのようなことから当初予算に計上いたしておりますけれども、笠利地区で公務員官舎の4棟5戸の購入を予定しております。そのようなことで定住促進に向けての取組もいたしているということでございます。

それから産・学・官での取組ということでございますけれども、現在取り組んでいる事例でございますけれども、焼酎かすから化粧品を開発する事業とたい肥に利用する事業、海藻から農薬の代替防除剤開発と医療の消毒剤などを開発する事業、奄美の食資源に科学的な付加価値を持たせ商品化にする事業、また民間企業と大学の研究者、国の担当者とのネットワークを形成をし、新たな商品開発に取り組める事業などが現在ではこのような取組をいたしているところでございます。

福祉事務所長（大井進良君） 子育てに夢の持てる環境整備ということでございますが、我々のほうでは名瀬、笠利、住用地区で子どもいきいきプランというのを作成してまして、これは17年にできたものですが、これに基づいて環境整備を具体的に図っていくということでございます。いろいろ項目がありますけれども、福祉政策課の関連、それから健康増進課の関連、教育委員会それから土木課の関連、

いろいろ関連する場所がありまして、地域における子育て支援をしていこうと。それから母性と乳幼児の健康の確保と増進を図りましょうと、そういったことを7項目くらい掲げてございますが、これを子どもいきいきプランの中で具体的にしていこうということでございます。

産業振興部長（赤近善治君） 自給率を高めるために具体的に何をどうするかというお尋ねですけれども、本市の地方卸売市場での地場産の農産物の占める割合は、近年を平均しますと約5割弱で推移しておりまして、それ以外は本土からの移入品であります。農林業を振興し、地場産の率を高めるためには、今後さまざまな施策を加えてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。具体的には野菜、果樹の重点品目につきましては、奄美農業創出支援事業等による生産拡大、担い手育成協議会によります経営改善支援、地産地消推進協議会による産地表示と地産地消活動の推進、高齢者農家生きがい対策事業によります野菜苗の助成等を継続して実施してまいりたいというふうにご考えております。併せまして富国製糖のバガスや、焼酎かすを活用しましたたい肥製造等、農工連携し、環境に配慮した循環型の産業の確立を目指して、関係機関一体となって取り組んでまいりたいというふうにご考えております。また取り組んでもおります。

次に、水産業における自給率を高めるための具体的な取組でありますけれども、商品の偽装や改ざん等の消費者の食に対する不信感が高まっている現状において、水産業についてはモズク等の養殖業の生産拡大に努めるとともに、引き続き離島漁業再生支援交付金事業によりまして藻場の造成、いかしばの設置、サメの駆除等を実施してまいりたいというふうにご考えております。地産地消の仕組みづくりとして生産者である漁業者が直に奄美産の水産物を消費者に提示することが、消費者の求める新鮮な水産物を安心して購入できるようになりまして、域内の自給率を高めることにはなれないかというふうにご考えておるところでございます。さらに商店街をはじめ、各分野と連携した直販事業や学校給食への地元水産物を使ったメニューの導入などに取り組んでいきたいというふうにご考えているところでございます。

15番（三島 照君） いろいろ言われてます。市長ね、最後に市長に、例えば奄美市の人口は毎年減り続けてるんですよ。2月発表でも746人、これは毎年減っていったんですよ、700人強。10年経ったら7,000人減るんですよ。合併した人口が全部なくなるんですよ、10年経ったら。それが1件。

それで事業所もさっき言ったように減り続けている。奄美市は9.0パーセント減っている。そしてその上に普通交付税も減ってきている。入ってくる金も低い。かろうじて高いのは出生率控除で何か評価されて2億3,000万円のこの市配分が入ってきた。そういう中で奄美の生活保護率は43.9パーセント、全国平均の約6倍、恐らく年内に7倍になっていくでしょう。これが今のある面で、生活面での実態なんです。この実態を国の国勢調査や県の事業所調査みたいに5年に1回やってるんじゃないで、私はもっとそれを奄美市独自で事業所調査やいろんなことをやって、みんなの頭に入れてほしい。その中でいろんな施策を考えていただきたい。さっきそれぞれ部長が言われた答えは、みんな補助事業の目当てやんか、ね。末広・港の区画整理事業を凍結して見直してね、98億円の1割をその地場産業、一次産業活性化のために単独事業として使えば、その経済効果は倍、3倍、4倍になって、20億、30億円の経済効果を発揮すると私は思ってるんです。そのくらいのことを考えてほしいんです、私は。

もう一点、私はこの間、少子化対策、このままでは後退していくと思ってます。何年、何回も言い続けてきたことは、さっき言われましたように教育委員会や福祉政策、市民課、いろんな立場から少子化計画は、対策は考えなければなりません。さっき言われましたように、そういったもんをまとめて、一括して本当に政策づくりから真剣にいろんな制度を研究しですね、施策をつくっていける担当課づくりは必要だと思うんです。私はこの前も見ました。これ見てますよね。自治省が各市町村自治体に少子化対策の重点戦略として、担当部署をつくらうというのが出てますけど、これは1点、どう受け止めてるか。そういったもんがやられる前から全国では子ども未来課やとか、少子化対策を図るために転入して

きた若い人たちには転入費用として60万円を出してあげるとかいう制度が、今全国で次から次、やられてるんです。少子化対策で言えば、乳幼児医療の無料化にするとかね、小学校卒業するまで医療費を無料にしてるとかいうところ、出てきていっぱいあるんです。そういう点で再度そういったもんを踏まえて、実態調査、本当にできないのか。そういう専門の少子化対策、この前は機構改革の中で検討すると言われました。しかしそれは森区長の総務部長のときにすでに検討すると、あれからもう3年経とうとしてるんです。いつ検討するの、それ。その二つ聞かせてください。

企画部長（塩崎博成君） それじゃ、私のほうからは少子化対策室等に向けての取組等についてお答えをさせていただきますけれども、大迫議員にもお答えをいたしたように、平成20年度に組織機構の見直し作業に着手をする予定であります。その中で検討を進めてまいりたいと考えております。それから合併調整の中でも組織機構の件については、いろいろ話し合いがなされたわけですが、3ないし4年間は混乱期ということもございまして、それぞれの市町村の組織の体制というのを、まず基本的に保ちながらという部分もございました。そのようなことを踏まえてですね、平成20年度に組織機構の見直し作業に着手をしたいということでございますのでよろしくお願いたします。

15番（三島 照君） 何が混乱期か、さっきもう一つ何か言いよったな。

もう1件さっきの、さっき言ったのを含めて、全体を踏まえて市長がどう認識してるか、もう1回、実態調査を。

議長（伊東隆吉君） 実態調査の件ですか。

毎年実態調査を行うかということですか。

（「毎年じゃなくて、今の段階でやるべきではないかと、もう一度やるかどうか、私はやってほしいということですから。できるやんか、そんなもん、すぐに」と呼ぶ者あり）

市長（平田隆義君） そのアンケートといった形の実態調査ないしは記録的に1軒1軒当たるといふことの必要性については、これから判断させていただきたいと思いますが、しかし我々職員はすべての窓口が住民と接している窓口でございますから、そこから今住民が何を望んでるのかということ、十分に汲み取っていかなくちゃならない。汲み取るだけの素養を持っていかなくちゃならないというのが私の考えてありますから、職員にもそのことを強く求めているところです。それが協働の社会づくりですよということを行っているのは、そういうことなんです。条例や法令にないからそれは駄目ですよじゃなくて、訪れた住民が、市民が何を求めているのかをちゃんと受け止めて、その問題の解決にあたっていただきたい。そしてそれから今後どうすればいいかということは、おのずから生まれてくるだろうと、こういう期待をしているところです。

15番（三島 照君） 市長がなかなかうん言いたくなさそうですけど、是非それは私は今の状況でみんな受け止められているとは思ってませんので、是非検討してください。

次に入ります。この間、末広・港区画整理事業については、いろんな質問もされ、答弁をされてきました。最初の日うちの崎田議員の答弁の中で、未来のまちづくりは区画整理事業はやるけど、活性化のためのシミュレーションはないと、何も考えてないと、行政としては。道づくりをするだけしか考えてませんと、簡単に言うたら私はそういうことだったと思ってます。そういう中でですね、私がお聞きしたのは、この間、計画されてもう10何年、いよいよ先行取得は始まりました。そういう中でこの事業が進めば進むほど、私はこれからますます大変なことになっていくと思ってます。それはですね、やっぱりこの間、新聞でも報道されましたようにね、この事業に対して皆さんはこの前の答弁でも商店街連合会などと議論してるという答弁をされてますけど、この事業についていわゆる98年奄美大島商工会

議所は、商業活性化研究委員会を立ち上げて、中心市街地の再開発事業への政府予算導入を目指す市が、その前提となる中心市街地活性化基本計画策定作業の一環で働きかけた。組織内での足並みは乱れた。商工会議所からは我々が活性化策を見出す前に、市の計画づくりが先行した。その結果、今の状況はここでも新聞でも報道されましたように、その周辺商店街の人の心は四つに分かれている。いわゆる賛成派、反対派ね、何も考えてない人、言いたくても言えない。道歩いてても言えない。いまだにそういう状況が進んでいるんです。例えばこの前お会いした人は、市長もなんべんもお会いして話していると思いますけど、もうはよう出たい。出んならんとってある場所を借りて店を出した。しかし土木の関係者と話していると、いつ決まるか分らん。はよう買い取ってほしい。見積もりを出してほしい。その店を閉まって、次もう借りてるから、両方で家賃も払わんならん。奄美市は自分の事業を潰す気かというふうに言っています。そういうところで、今この前からの資料で見ますと、事業ベースでまだ50パーセントとかね、件数で約42パーセント、事業費ベースで約26パーセント、面積ベースで22パーセント、これは私は進んでいけばいくほど、いろんな問題が出てくると感じてますけど、そこんところはどこう感じてんのか、まず一点聞かしてください。

建設部長（平 豊和君） 先行取得の点だと思いますが、私どもは平成18年度から予算化をしまして、現在19年度にいたりまして、用地先行取得を続けているわけでありまして、用地先行取得につきましては、計画どおりと言いますか、順調に進んでいるものと考えておりまして、先ほどの御質問の中で、今件数ベースで42パーセント、事業費ベースで26パーセント、面積ベースでは22パーセントということではありますが、現時点では件数ベースで26か所のうち14か所で54パーセント、事業費ベースでは46パーセント、面積ベースで35パーセントということに進ちよくをしております。この件につきましては用地先行取得につきましては20年度の上半期で終了をしたいと、完了したいというふうに考えております。

15番（三島 照君） 年度内にはという、この前からそういう意見でしたし、新年度上半期中には達成できると、例えば言っています。しかしですね、もう一点はですね、この事業に対してはいまだに当事者の商店街連合会やそういったところ、関係者が何をどうしたいと行政が思ってるのかというのが見えてきてない。ただ見えてるのは反対か賛成かだけね。それで併せて区画整理事業、土地区画整理事業というのと、都市計画事業というのを区別すら分かってない人が多い。私も昨日もこれ終わってから商店街回ってみました。ほとんどが立ち退き料を払ってくれると思っている。さっき私が言ったあのお店の人でも一緒です。この前も直接担当者には言うとききましたけど、一緒なんです。だからはよう立ち退き料をくれと、出て行きますからという受け止めにしかなってないんです。それはなぜか、行政の説明が足りないんです。この前いただきましたこのまちづくり提案書、どういう議論されてますか、これ。産振と土木でどういう議論しているか、聞かせてください、これに対してどういう対応をしたか。

産業振興部長（赤近善治君） 昨日の崎田議員さんのほうにはシミュレーションはないということで私のほうが答弁をいたしてあります。ただ別途ですね、今中心商店街のほうは、区画整理事業で98億という事業が進められておりますけども、この一部はまちづくり交付金を使ってあります。産業振興部の商工水産課のほうでもこのまちづくり交付金を活用しまして、いわゆる中心商店街及び市街地の活性化策の準備を進めております。これは19年度から5年間で第1期というような方向で進めております。まず内容ですが、これが地域創造支援事業等事業活性化事業、それからまちづくり活動推進事業ということでトータル1,000万円の事業でやっております。

そういった中で、A i A i広場の。

（「これをどういうふうに受け止めて、議論したかだけ聞かせてください」と呼ぶ者あり）

ですから、こういった中ですね、先ほど議員が商工の方とも全然話をしていないとおっしゃいましたが、この中心市街地の活性化計画の策定の検討ということで、庁内でも勉強会を持ち、商工会議所の方々とも意見交換などもしております。この事業は経済産業省の直接の補助をいただいて勉強会をしております。そういったことを19年から5年間やりまして、5年目に中心市街地の活性化計画を立てたいというふうな考えでございます。そのシミュレーションにつきましては、若干遅れましたけれども19年度から私どもはこのまちづくり交付金を使って中心市街地の活性化計画の作成に向けて、今準備を進めている段階でございます、19年度がスタートしたということで御理解をよろしくお願いいたします。

建設部長（平 豊和君） 私どもといたしましては、ハード面を整備をし、そのハード面を整備を受けて、中心商店街の方々がソフト面の自分たちの考え方でもって、商店街を活性化させるということをお私どもとしては考えておまして、このまちづくり交付金事業というのが区画整理事業の中で予算化されているわけですが、平成19年度から都市再生整備計画に基づいてまちづくり活動支援、こういったことへの移行するというので、こういうことを実施しております。いわゆるハード面を整備をするということが、建設部の役割だというふうに考えております。

15番（三島 照君） 市長はこれをもらってますよね。市長が受け取ってるんやから、写真に写ってるんやから。これを見てどういう支持をおろしましたか、これ。何か言いたいことがあれば。

市長（平田隆義君） その報告を受けまして、都市整備課と商工水産課で共同でまちづくりについて話し合いをするようには、ちゃんと支持してあります。委員会もできたと伺っております。

15番（三島 照君） また一つ遅れてしまった。この点で皆さんはいろいろ好き勝手、都合のいいように言うてますけど、これ出して、当局に出したら、私はこの中で結構ね、採用しやすい、そうかと、活性化に向けた計画が載ってるんですよ、あるんですよ、いろいろと。しかしこれを出したら、これのこれを最後まで仕上げる、いわゆる区画整理事業、終わった後のまちづくりを仕上げる担当責任者、執行責任者はだれですかと言われて、結局持ち帰されてるんですよ、これは。何考えてんやと、そんなもん。せっかく地元が活性化あるまちづくりをしようと思って計画書つくってきたら、もっと骨身割ってでも、親身になって相談に乗るべきやんか。そういうこともできない今の末広・港区画整理事業はほとんどの人の同意は得られていません。

（「時間です」と呼ぶ者あり）

だからこれは凍結して、凍結して見直して、市民の合意を得る努力をするべきだと思いますから、凍結することを要望して私は終わります。ごめんなさい。

議長（伊東隆吉君） 時間が一応決まっておりますので、守っていただきたいと思っております。

以上で日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時32分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

25番（与 勝広君） 皆さん、こんにちは。公明党の与 勝広でございます。

早いもので一昨年の3月20日に合併をしまして、この20日が来ますとちょうど2年目になります。また本日は昨年の奄美市議会議員選挙後、私にとりましては最初の一般質問の登壇となりますので、こ

の場を借りまして市民の皆様にご挨拶を申し上げます。昨年の奄美市議会議員選挙におきましては、市民の皆様方の多大なる御支援をいただき、三度議会へ送り出させていただきました。日々新たなりという初心の気持ちに返って、議員という職責を全うするため、全力で頑張っておりますので何とぞよろしくお願い申し上げます。またこの3月末日をもって定年退職をされます市職員の皆様、長い間本当に御苦労様でした。いよいよ皆様方の本領を発揮する 때가やってきたと思っております。これまで長い間行政で培った知恵と知識を、これからは地域に帰って市民のために存分に使っていただきたいと切望しております。

通告にしたがって質問させていただく前に、我が国の第16代天皇仁徳天皇のお話をさせていただきます。天皇がある日の夕暮れ時に、小高い丘の上にあがって、村を眺めていたそうでございます。すると村の家々のかまどから煙が出ていなかったそうでございます。天皇はそれを見て、この村の住人は食事にも事欠くほど大変困っているのかと、それから租税を、いわゆる税金をしばらく取らなかったそうでございます。またしばらくして天皇はその高いところに上って村を眺めていますと、村の家々のかまどから煙が出ていた。それを見て天皇が安心したという話でございますが、私たちの暮らし、生活というのは、市民からいただいている税金によって賄われているのは、皆様も御存知のとおりでございます。市民がどのように大変な思いをして生活をし、暮らしをしているのかということに、また市民からいただいている、納税していただいている税金を感謝の気持ちで無駄なく効率的に使っていくのかということに肝に命じながら行政運営をしていかなければいけないと、このように思っております。吉川英治の小説の一説の中に、波際は世の常である。波に任せて雑魚は上手に歌い踊る。されど百尺下の水の心を、水の深さをだれが知ろうかという一説があります。まさに市民の暮らしや生活はどれほど大変な思いでやってるのかということ、私たちが肌で感じて行政運営、議会運営をしていかなきゃいけないと、このように思っております。

さて1番目の施政方針についてでございますけれども、の行財政改革について質問させていただきます。平成19年度の施政方針で、市長は改革元年と位置付けて行革に取り組んでまいりますという力強い決意のもと、19年度は始まっておりますが、その成果と課題について御答弁をお願い申し上げます。

次からは発言席より行きます。よろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） それではお答えをさせていただきます。

平成19年度の施政方針で申したとおり、平成19年度を改革元年と位置付け、行財政改革を全庁的に取り組んでいるところでございます。その成果と課題を総括する作業についても並行して進めているところでございます。現在策定しました奄美市行政改革実施計画、集中改革プランにおける117項目の取組状況について、同プランの実施年度である平成18年度、19年度の2か年分の取組と、振興管理に現在努めているところでございます。引き続き実施している項目や数値等での効果は、表記のできない項目もあり、一くくりに表現するという事はなかなか難しい面もございます。今月末までには民間員で構成をされております行政改革推進委員会へ報告をし、協議していただく予定でございます。また一連の作業を終えましたら、市民の皆様へもホームページ等を通じ、平成20年度の早い段階に公表をする予定でございますので、御了承いただければと思います。

25番（与 勝広君） 先ほど三島議員が自ら、自分が掻き乱すから次は鎮めてくれと言われましたが、皆さんの顔を見てみると、まだ掻き乱されたような顔をしてませんので、私のほうは平常心をもって質問をしたいと思います。

行政改革というのは、私は特効薬はないと思っております。こつこつ地道に日々努力を重ねて、緊張感を持ってたゆむことなく効率的にかつ無駄なく税金が使われているのか、最前の注意を払いながら進めていく以外にないと思っております。昨日も同僚議員の質問で、収入未済額や自主財源の確保、収納

率向上アップうんぬんの話がありました。少しずつではありますが、努力の形跡が私なりにはあると思っております。収納率向上対策について言いますと、合併した当初は3地域の収納に対する温度差はかなりありました。これはもう事実であります。合併時に滞納整理班を発展的解消して、収納対策課を設置し、債権を保有する関係各課と調整会議を通して情報を共有できたこと。これも大きいことだと思います。3支所において自主財源の確保を含めて、収納率向上の意識が出てきた。これも大きいことだと思っております。しかしながらそうは言ってもまだ一部の担当部署の職員であり、市役所改革とはまさに全職員にその意識を徹底していく以外にないと思います。その方策についてどう考えるのか、御答弁をお願いいたします。

総務部長（福山敏裕君） 市役所の改革についてお答え申し上げます。

先ほどありました集中改革プランの中で、現在市役所の改革ということで取り組んでいるところでございます。取組としましては、新たな行政課題や多様化、高度化します市民ニーズを見極めながら、限られた財源の中で市民の皆様へよりよいサービスを提供していくためには、職員一人ひとりのさらなる意識改革を含めまして、意識改革が求められておるわけでございますが、行政改革の、今議員がおっしゃったように行革の成功するか否かは、職員の意識改革にあるとも言われておりますので、職員が常に改善改革する気持ちを持って仕事に取り組めるような職場、庁内環境づくりに取り組んで、庁内環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

25番（与 勝広君） 毎年予算等を編成するわけですが、例えば今年度予算は歳入歳出275億6,946万2,000円と、各部署で例えば議会費が幾ら、総務費が幾らと、そういうふうに各部署で計上して、予算も成立するわけですが、私はやっぱり市役所改革という本当の意味で言うならば、もっとやっぱり職員が我が部署では年間どれぐらいのお金が使われ、それがまた効率的に使われているのか、無駄がないのか。そういった部分で、職員からきちっと1年間を総括して提言ができるような形であるのが望ましいんじゃないかと思えます。このような思いで今の質問をさせていただきました。

ちょっと市長に質問させていただきますけども、2009年までの行政改革と行革実施計画での大綱、市役所改革と、あと市民サービスの改革、市民と行政の共生・協働力の3点からなっておりますが、昨年のちょうど今ごろの時期だと思いますが、地元紙に市長は財政状況は極めて厳しい。合併してよかったと言える奄美市を実現するため、聖域なき行革を断行し、持続力のある行財政基盤を構築することが急務であると、このように新聞に掲載されておりました。よく聖域なき行革という言葉が使われますが、市長にとってこの聖域なき行革の断行というのは何なのかお尋ねいたします。

市長（平田隆義君） 一般的には各部門、行政部門ですね、にわたるという意味であります。福祉、産業、それから教育、全般にわたって対応しなきゃならないということの意味だと思います。しかしながらやはり優先順位というのをどう決するかというのがそこには必ずついて回るということだけは、また御理解賜りたいと思えます。

25番（与 勝広君） 私は国のほうではこの聖域なき行革、特会を見直したりとか、いろんな形の今まで公表されなかった部分が、中身をやっとと言いますか、国民の前に情報として少しずつではありますが、小出しとして出てきていると。しかし先ほど私が冒頭申し上げたように、地方はやはりこつこつと地道に自主財源をどう高めるのか、そして収納率をどうアップするのかと、こういった部分をしっかりとやっていただきたいと思っております。

行革の一環として指定管理者制度というのがありますが、基本的なことだと思いますが、この指定管理者制度とはなんぞやと、それ、ちょっと答えていただきたいと思えます。

企画部長（塩崎博成君） 指定管理者鮮度の導入意義でございますけれども、施設運営面等でのサービス

向上や民間の発想が生かされることによる利用者の利便性の向上、管理運営経費の削減が挙げられます。利便性の向上について申しますと、公民館における図書貸出期間の延長や、1回当たりの貸出冊数を増加、また独自企画事業やイベントの実施による入館者数が増加した例が挙げられます。また管理運営条例等の改正により、木工工芸センターにおける土曜日・日曜日の営業、よろしいですか。

25番(与 勝広君) 中身については承知しているつもりですので、指定管理者制度というのは、多様化するニーズに対して、より効率的に効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を目的としていると、これが定義だと私は思いますが、私は少し言葉が悪いかもしれませんが、この単なる行政がそのニーズに答えることができない、困難であるから民間に丸投げをしているというような気がするところもあるわけです。というのは、例えば笠利町の有機農業支援センターも今議会において、その指定管理者移行という議案も出ておりますが、私から見るとこれまでこの有機農業支援センターは本当に自助努力をしてきたのか。例えばここで作られているたい肥の販売は、農家にとっては土日や時間外に利用したいと、しかし職員は土日休みのため、販売ができない状況もあると。農家のニーズに答えることができないなど、よく新聞で耳にします、目にしますけども、与論島にたい肥センターがあります。そこで作られている有機たい肥の販売が好調で、島内外から注文が殺到していると。人気の要因は品質の良さにもあると、このように新聞等で報じられております。この自主財源の確保を行革でやっていきたいと言いながら、行革のこの重要課題であるこの自主財源を確保するためにはどうするかという、この部分も含めて、この自助努力をもっともっとすれば、この財源の確保にもつながるのではないかと考えられるにもかかわらず、丸投げをして指定管理者制度の導入をすると、そのようなケースもよく精査をしてみればあるのではないかなと思います。このようなことなどもしっかりと指定管理者、これからいろんな形で民間に任せるものは民間にというふうな形にもなってくるかと思えます。しっかりそのへんのこともしっかり精査をしていただきたいと思えます。

続いて、2番目の一集落1ブランド事業の成果について質問をさせていただきます。

奄美市62集落、内訳が名瀬地区が19、住用地区が14、笠利地区が29、現在17ブランドが認定されております。この事業はまだ始まったばかりと言えればそれまででございますが、あと40以上の集落がブランド化されておられません。この事業の趣旨をそれぞれの集落があまり理解できていないのか、行政の説明が不十分なのかは分かりませんが、各集落においてブランド化が困難な理由と言いますか、ブランド化の認定率の状況について、どう考えているのかお示しをいただきたいと思えます。

企画部長(塩崎博成君) 議員御承知のように、奄美の各地域には有形無形にかかわらず、さまざまな形で存在をする地域の宝が豊富に存在をしております。一集落1ブランド事業はこれら地域の宝を活用し、体験型観光の推進や集落が主体となった事業展開による交流人口の拡大、または伝統文化の継承等を通して、地域活性化を図ることを目的としております。今後の集落活性化を考える上で、この事業の果たす役割は大変大きなものがあるものと考えております。今年度につきましては15集落1地区1団体から申請をいただき、13集落1地区1団体の17件を集落ブランドとして認定をいたしました。この件につきましては平成18年度から広く周知広報に努めた結果でもございます。しかし議員御指摘のようにまだブランド申請をしていない集落等が多数ございますので、そのへんは広報紙であるとか、ホームページ、さらにはまた駐在員会、囑託員会等を通してですね、次の申請に向けての周知を図りながら広報にも努めていきたいと考えております。

25番(与 勝広君) ブランドの認定を受けた集落、これからどういう形でこれを存続し、広めていくかというのも大きな課題でありますけれども、やはり今問題になっております限界集落、準限界集落、これなどもこのブランド化はしたものの、これから継続をしていこうという状況の中で大きな問題となっていると思えますけれども、10年後20年後を考えると認定されたブランドを継続していくのが困難な

状況になります。集落の自助努力だけで到底できないと思います。当局として認定はしたものの、ブランドを継続させていく方法について、当然考えていると思いますが、御見解をお願いいたします。

企画部長（塩崎博成君） これは集落だけじゃできない部分もあるかと思います。その中におきまして行政としまして、職員を、担当職員をですね、配置をし、やはり行政と集落が一体化となった形で、この認定を受けたブランドをどういう形で情報発進をし、付加価値を高めていくかと、そういう取組については行政も積極的に参加をしながら、その集落の活性化に向けての取組に協力をしてまいる考えであります。

25番（与 勝広君） 分かりました。集落からブランドが申請されますと、そのブランドが適正なものであるかなどなど、さまざまな角度から審査し、認定するまでの間、集落ブランド化に向けての推進委員会が持たれますが、行政から部長以上九人、地域から三人、民間から二人という構成になっております。もう少し民間を増やして、幅広く意見も吸い上げたほうがいいのではないかと思いますがいかがですか。

企画部長（塩崎博成君） 今回の申請が最初であったわけでございます。第1回ということもございまして、議員御指摘のような形の構成メンバーであったわけでございますので、そのへんの結果を踏まえまして、今後新たに追加し、協力いただくような形の取組が必要であるとすれば、そのへんはまたこれからの参考とさせていただきたいと思っております。

25番（与 勝広君） はい、分かりました。

それでは2番目の奄振延長問題について質問をさせていただきます。

、 、 をまとめて質問させていただきます。2009年3月末に期限切れする奄振延長問題についてお尋ねをいたします。首長、議長などによる陳情も順調に終わり、県の実施した総合調査も3月めにまとまるようですが、1の今回の奄振延長の見通しと課題について、またの県の総合調査を受けて、今後のスケジュール、そしての市町村原案作成についてどのようになっているのかお示しをいただきたいと思っております。

市長（平田隆義君） 与議員の奄振法の延長の問題についての質問でございしますが、延長の見通しはどうかということについてでございますが、奄美群島の住民、それから関係する出身者の皆さんと申しますか、いう皆さんへのアンケートの調査結果では、80パーセント近い人たちがなお奄振法を延長して、奄美の振興を図るべきだという御意見のようございまして、それを踏まえてこの平成20年度末で切れる法の延長を勝ち取りたいと、このように今準備を進めているところです。現在県の企画部で奄美群島振興開発総合調査を実施しまして、その結果を踏まえながら延長の概要を奄振法の概要を作成しているところでございます。これまでの自立度評価ということですね、各島々の御意見などを聞いておきまして、これからそれを踏まえながら国・県に要望をするということでもあります。地元で解決が図られる分等についての役割分担ということが問われるのではないのかなと、このように思っております。地元の意見集約がこれから始まりますが、県の離島振興課を中心に意見の集約をしておるところでございます。これまでも奄振事業が今の現の奄振法の事業においては奄振事業計画案は県が定めるということに変わりましたので、県を中心としてこの問題の継続を訴えていこうということになるかと思っております。

多くの人たちの意見を聞いて感じることは、自立化ということは何であるかということが問われるのではないかということなんですが、これまではどちらかということと経済的な自立ということに少し趣があったんではないかなという感じもしますんですが、これからは地域の自然とか文化だとか、そういうものを大事にしていこうという地域の人たちの心構えというか、考え方というか、そういうものが高いということは自立化に向けての意識が高いということになるのではないかということなどが言われておりま

す。そういった点では自然遺産登録へ向けての国立公園化に食い込むわけですが、しっかりとした地域に人たちの考え方が反映されるようにということから始めていく必要があるのではないかと、このように思っております。

25番(与 勝広君) 私は今回の奄振延長については、前回は大変な苦勞をされましたけれども、今回はそんなにハードルは高くないんじゃないかなと思っております。油断は許しませんけれども、ただ今度延長された5年、トータルして今度10年、もし仮に延長されればになりますが、この10年という一区切り、これがもう私たちにとっては最大の山になるんじゃないかと。そしてまた本当に奄美の地域が自立というこの文言どおりになっているのか、そしてまた奄美群島の市町村が、自治体が、住民が何を望んで、どういった事業をしたいのかと、こういったものが問われるものだと思っております。

もうちょっと視点を変えて、今国会でガソリン高騰に伴い道路特定財源の暫定税率廃止うんぬんあります、佳境に今きておりますが、このガソリン価格の是正ということでちょっと質問させていただきます。お隣の沖縄県では沖振法によって揮発油税が軽減され、さらに県の石油価格調整税条例により軽減分を課税し、その税収を県内離島への石油製品の輸送補助を実施しているため、我が奄美と比べて本土並みの価格であるということです。沖縄県がこのような形で実現できるわけですけども、今後奄振事業で取り込めるように奄美大島の群都として、群都の長として提言していただきたいと思いますが、御見解をお願いいたします。

企画部長(塩崎博成君) じゃ、お答えをさせていただきます。

依然として本土との所得格差がある奄美群島において、原油価格の高騰は住民生活農林水産業等への影響が大きく、本土との格差をさらに広げる重大な曲面にあると認識をいたしております。議員御指摘のとおり、奄振法において沖縄県と同様な制度や事業が創設されることにより、本土との格差の是正が図られ、自立化につながるものと考えておりますので、今回の奄振法延長の中で国や県に対し引き続き現状を訴えてまいりたいと存じます。

25番(与 勝広君) これは本当に私たち奄美の群民にとっては、本当に深刻な悩みであり課題であると、このことなどもしっかり踏まえて言い続けていただきたいと思っております。

この議会で果樹選果場についていろいろ質問もありました。過日、産業経済委員会のメンバーでJAの選果場の視察を行ってまいりました。現在使っている施設を見て、改めて作業の効率化を図り、かつ消費者のニーズに答えるためには選果場建設は必要不可欠でないかと思われました。選果場の建設を奄振事業で実現できないかという気運も高まっているようですけれども、産振部長は奄振事業どうのこうのとはまだ言っていませんけれども、今回この奄振事業にのっかることができなければ、恐らくこの選果場の建設も本当に厳しいんじゃないかと思っております。しかしながらただ奄振の事業を使って、奄美市だけがその選果場をその事業を導入するというのも、例えば龍郷や瀬戸内、宇検、大和などは、そういう施設もありますので、選果場プラスその複合施設を含めたものを奄振の事業にのっけていけるような形にするほうが、公平性と言いますか、他の自治体から見ても不平等さを感じないんじゃないかというふうに思っておりますが、そこらへんの見解はどうですか。

産業振興部長(赤近善治君) 今回の定例会にて数名の議員各位に答弁をいたしておりますけれども、選果場建設に伴います補助事業の導入につきましては、いくつかの補助事業が考えられますので、より効率な事業を導入しまして地元の負担額の軽減を図らなければならないというふうに考えております。このようなことから関係機関、関係町村とも協議しながら導入を検討してまいりたいというふうに考えておりますし、また御提案のそういった複合施設というのも視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから一点、先ほど答弁する機会がありませんでしたので、情報として一点だけお願いしたいこと

がありますが、笠利町の有機農業支援センターの関係で、たい肥の点がございました。確かに与論のたい肥が2007年にすばらしいたい肥であるよということでの新聞も持っておりますが、私どもの笠利町有機農業支援センターにつきましても、平成18年に県知事賞に「ゆうのう1号」ということで選定されておりますので、優秀なたい肥であると思っておりますので、情報としてよろしくお願いたします。

25番(与 勝広君) それについて私のほうも発言の内容が伝わりにくかったと思いますが、私が言いたかったのはその劣ってるという、そういう次元の話じゃなくて、やっぱりこう自助努力をもっとして、農家の人たちのニーズにどう答えていくかということが怠っておったんじゃないかという、そういう観点から言いました。そしてまたちょっと、もう少し付け加えさせていただくならば、役所の皆さんは8時半に出勤して5時15分で仕事は終了いたします。しかし市民のニーズに答えるという意味においては、そういう受け持ち8時間みたいな、そういう勤務体制じゃなくて、市長も施政方針の中でいろいろあります、行革の中でもあります。時差式の出勤体制、日曜祝日休みを返上して市民のニーズに答えるためにはどうするかという、そういう視点をもって取り組んでいただきたという趣旨で質問させていただきました。御理解を。

産業振興部長(赤近善治君) 与議員の思い、よく分かりました。そういったことで農家へのサービスを徹底するというので、土日、祭日もたい肥を販売するような体制を取るためにも、指定管理のほうに移行させていただきたいというふうに考えております。御提言どうもありがとうございます。

25番(与 勝広君) はい、分かりました。鋭意取り組んでいただきたいと思います。

口実を与えたら駄目だなど、しっかりやはり民間になっても、一番大事なのは市民のニーズにどう答えるかということですので。

続いてですね、世界自然遺産登録に向けての取組ということで質問させていただきます。最近新聞の見出しで世界自然遺産登録という文言をよく目にいたします。本年1月29日県庁で調査報告書の原案が示され、その内容は前回03年とほぼ同じであったようですが、新たに人と自然が共生する地域づくりに世界自然遺産登録を視野に入れたという文言が加えられました。世界自然遺産を視野に入れ、今後どのような取組をしていかなければいけないのか。世界自然遺産登録までの道のりは、またその登録をされるとどのようなメリット、デメリットがあって、また官民が一体となって取り組んでいくためには等、いろいろな問題があります。本気で実現しようとしているものなのか、前回と同じようにただかけ声だけで終わってしまうのかということをお聞きします。お尋ねいたします。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 世界自然遺産登録に向けての取組についてでございますが、人と自然が共生する地域づくりを目指しまして登録を視野に入れた取組といたしましては、世界自然遺産登録が実現した場合には、観光客の大幅な増加が予想されますとともに、無秩序な自然環境への流入によります環境負荷の増大が懸念されますので、自然環境の保全と活用の在り方、自然環境に負荷をかけないエコツアーの在り方など、そのルールづくりに取り組まなければならないものと考えております。また受入体制をどのようにしていくかなどにつきましても、今後観光受入協議会や各種団体等との連携体制を構築していく必要があるものと考えております。登録までの道のりにつきましては、平成15年の世界自然遺産候補地検討会におきまして、奄美・琉球諸島は絶滅危ぐ種の生息地など、重要地域の一部が十分に保護されていないことが指摘されたことから、現在国立公園指定に向けた取組を第一としてとらえまして、取組を進めております。国立公園指定後の流れといたしましては、政府によります暫定リストの世界遺産委員会への提出、ユネスコ遺産センターへの推薦書提出、IUCN国際自然保護連合による現地調査の実施の後、世界遺産委員会の審査を経まして、世界自然遺産リストへの登録という手続きが予定をされております。暫定リスト及び推薦書の提出、また登録の可否につきましては、政府及び国際機関の判断に委ねられておりますので、現在年次的なスケジュールとか登録の可否等については不透明でござ

ざいます。

それと登録された場合のメリットについてでございますが、屋久島の事例を見てまいりますと、観光客の増加による地域経済の活性化、Uターン・Iターンによります人口流入、環境学習や環境保全に関連する行事の増加などが挙げられております。デメリットといたしましては、先ほども述べましたが観光客の増加による自然環境への負荷、ガイド数の増加によりましてルールやマナーの不徹底によるトラブルなどが考えられるところでございます。

世界自然遺産に向けました取組につきましては、政府、学識者によります検討会において、候補地として取り上げられたことがきっかけであったことから、これまで官主導で進められてきておりまして、区市町村間及び地域住民との間に温度差が生じている点においては否めないのが現状でございます。しかしながら世界自然遺産登録の実現は、奄美の自然が世界に認められることであり、経済効果等も期待できますので、奄美群島が自立自興していく上での大きなチャンスになるものと考えております。さまざまな課題がございますが、今後とも群島民が奄美の自然は世界の宝という思いを一つにできますよう、さらなる機運醸成に努めるとともに、大きな目標の実現に向けまして官民一体で実現に努力してまいります。

25番(与 勝広君) マニュアルに添った答弁ありがとうございます。私が聞きたいのはそういう大まかなことは大体ですね、分かるんですよ。奄美のどこを、どの場所をどういう形にして、どういうような方向でと、そういった部分を今から具体的にやっておかないと、かけ声だけで終わってしまうんじゃないかなと、こういうことです。この世界自然遺産登録の推進協議会構成を見ますとですね、メンバーを、地元の県議を含め、各首長、各種団体の責任者等で構成されております。形だけのこの推進協議会メンバーではないかなと私は思いますけれども、そのほかに奄美市環境保全審議会という組織もありますが、一つの組織の連携をはじめ、この構成メンバーは本当にこれでいいのかと。もう少し現場を知っているメンバーの構成も考え、実行性が伴うほうがいいのかと思われませんが、御答弁をお願いいたします。

市民福祉部長(伊東鉄郎君) 世界自然遺産登録推進協議会の構成メンバーと市が設置しています環境保全審議会の件についてのお尋ねでございましたが、まずこの世界自然遺産登録推進協議会のメンバーの件でございます。この設立の目的につきましては、世界自然遺産登録の前提とも言えます国立公園指定に向けました政府及び関係機関への要請活動であると認識をいたしております。そのために群島民総意としての要望であることを示す必要性がありますことから、現在の構成メンバーになっております。また来年度から協議会の下部組織としまして行政や関係団体の担当レベルによる幹事会、ガイド業者、観光協会等を含めましたエコツーリズム推進の専門部会を設置する予定にしておりますので、推進体制の強化が図られるものと考えております。

また奄美市環境保全審議会につきましては、環境保全に関する基本的事項を調査する諮問機関であることから、協議会の活動とは若干趣旨が違う組織であるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。しかしながら現場を熟知しました方々の世界自然遺産へ向けた御意見は大変貴重なものと認識しておりますので、必要に応じて情報交換の場が設定できないか検討してまいりたいと思っております。この環境保全審議会につきましてはですね、今市のほうで希少種保護の条例を制定しておりますが、3月にもこの希少種保護の40種類保護について再度審議をする予定にしております。ですから先ほど述べました世界自然遺産登録推進協議会とは全く別の組織でありますので、御理解方を申し上げます。

25番(与 勝広君) ちょっと質問した趣旨と答弁の趣旨とちょっと違ったような気もしますけれども、私はもうその推進協議会のメンバーはこれでいいのか、この推進協議会のメンバー構成の説明とか、そういう内容を求めているんじゃないかと、やっぱりこの推進協議会という会があります。しかし、何回どういう形で行われ、どういう審議がされたのかと。世界自然遺産登録に向けてどういう提言がなされた

のかと、意見が交わされたのか。そこらへんが一番大事なことで、本当にこれが実行性が伴うものなのかという、これでいいのかなという質問をしましたが、これについてはまたやりたいと思います。

それでは3番目の市民生活についての質問に移らせていただきます。

番被災者生活支援法の改正に伴い、本市の対応状況はどうなるかということですが、昨年12月14日から施行されましたこれまでの被災者支援法は、食料や仮設住宅などの現物支給が中心でありました。この法律は生活再建支援へと内容を拡充する画期的なものになりました。今回の改正で住宅再建に利用できるなど、さらに利用しやすい制度に改善されました。法改正により被災者への対応は今後変化がありますか。

福祉事務所長（大井進良君） 御質問の被災者生活再建支援法でございますが、これは当初平成7年に発生しました阪神淡路大震災、これを契機にして平成10年に制定をされております。制度の対象となりますのが、自然災害により奄美市内で住家の全壊世帯が10世帯以上、若しくは県内で100世帯以上の住家が全壊した場合に適用されるということになっております。この法律につきましては、平成16年にも改正されておまして、その際の制度の内容が使い勝手が悪いとか、支給要件が複雑であるとかということが指摘されておまして、昨年の法改正で支援金を需給できる世帯の年収、それから年齢要件というのが撤廃をされております。支援金を需給できる世帯の拡充が図られたところでございます。ただし、その支援金の内容でございますが、これまでの用途を限定をした実費精算支給、これから用途を限定しない定額渡し切り方式というふうになっておまして、全壊世帯で100万円、大規模半壊世帯で50万円が一律に支給をされます。さらに新たな追加支給としまして住宅を建設・購入する場合に200万円、住宅を補修する場合は100万円、住宅を賃貸をする場合には50万円が支給されるということになっておまして、これまで以上に被災世帯の支援の拡充が図られている内容でございます。奄美市においてはまだこの法に合う災害が発生しておりませんが、災害が発生した場合にはこの法律を活用いたしまして、現在できている奄美市地域防災計画、これをもとに関係機関の協力を得ながら、市全体として被災者の支援に取り組んでまいりたいと考えています。

25番（与 勝広君） はい、分かりました。その対応も含めて市民の広報等もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いて、災害が発生したときの対応についてお尋ねいたします。災害時に自力で避難できない高齢者や身障者など、災害時要支援者に対する支援体制はどうなっているのかお尋ねをいたします。

総務部長（福山敏裕君） 災害時要援護者に対します支援体制についてお答えいたします。

現在奄美市では災害時において障害者や高齢者など、支援が必要な方々が多数居住されております。町内会や自主防災組織など、地域ぐるみでの支援が必要不可欠だと考えております。このことを推進するためにも町内会や自主防災組織の発足が急務であると認識しまして、地域での説明会や広報紙などを活用して、組織づくりに向けた住民周知を行っているところです。今後とも地域と行政が協働することでの地域を守ることでできる環境整備を図ってまいりたいと考えております。要援護者への支援に対する支援体制は、20年度内に整備体制をする予定で現在計画を立てているところでございます。

25番（与 勝広君） 20年度内にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。この災害時の要援護者を地域の自治体や自治会、町内会、自主防災組織でサポートできるように、しっかり、これは起きてからじゃなくて、もう常日ごろからそういう危機管理意識というのは大事だと思います。

例えばこの災害発生時、地震とか台風の際、先ほどの三島議員の質問で答弁ありましたその廃屋でちょっと尋ねてみたいと思いますけれども、この廃屋というのが二次災害の大きな原因になると思います。奄美市内、住用地区、笠利地区等において、先ほど農村集落の廃屋の実態ありましたけれども、特にこの奄美市内等についての廃屋の実態状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

総務部長（福山敏裕君） 現在市で把握しています廃屋は約163件でございます。内訳としましては名瀬地区119件、住用地区19件、笠利地区25件となっております。

25番（与 勝広君） やはりこの廃屋、そのままの状態にしておいて、朽ち果て、大きな台風や地震等によって屋根が飛んでいったりとか、そういうような状況も、この163件の中では、もう本当に今しっかりやっとなかぬと危ないという状況もあると思います。そこらへんはしっかり地権者あるいはその持ち主等がいる、しかし住んでないという状況の中ですので、そこらへんも含めてしっかりまたそこら辺のパトロールもですね、やっていただきたいと思います。

防災無線の災害等や、いろんな形で防災無線等を流しておりますけれども、場所や風とか、そういう、大きさなどによっても音が聞こえ辛いところも結構あるんですね。そういった防災無線もしっかりと点検していただいて、市長の施政方針の中でもFM放送と連携して、そういったきちっと行政情報、防災対策の行政情報をしっかり流していくということでしたので、そこらへんの取組もしっかりしていただきたいと思っております。

平成18年の3月にですね、政府の中央防災会議で災害時要援護者の避難支援ガイドラインというのが示されましたけれども、これに対して具体的な避難支援計画、そういうなどの策定などはされておりますか。

総務部長（福山敏裕君） 先ほど申しましたように、それらのことも含めまして、この20年度内に制定をさせていただきたいということでございますので、よろしく申し上げます。

25番（与 勝広君） はい、分かりました。

それでは2番目の妊産婦健診の医療費の軽減について質問させていただきます。

妊産婦健診については、同僚の大迫議員からも質問があり、詳しくはお聞きませんが、平成20年度当初予算で942万1,000円の増額となったということ。また年2回の公費負担を20年度から年5回に増やすということで、前向きな答弁をいただいております。しかしこの増額分の942万1,000円の根拠をお示しいただきたいと思っております。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） この件につきましては、3月4日の大迫議員の質問にも答えまして942万1,000円の増ということでございますが、これは従来は年2回の公費負担助成でございまして、今回3回増の合計5回を予算計上をいたしております。この内容につきましてはですね、まず1回目2回目が昨年と同じような形で行いますが、今回の場合は5回行いますので、その5回分の費用の増加で942万1,000円。これにつきましては大迫議員の質問にも答えましたように超音波エコー診査とかですね、そういった基本健診の方面に力を入れていることで942万の増額となっております。

25番（与 勝広君） 5回増やしたから増えたということは分かりますけれども、この、財政課長にお尋ねしますけれども、地域再生対策費というのが平成20年度から国の財政措置として、地方交付税特別枠として創設されておりますけれども、奄美市としての試算額が1億7,400万円です。算定方法については市町村、人口、耕地、林野面積等で測定され、人口5万人規模で約1億3,000万円ということになってますけれども間違いありませんか。

財政課長（則 敏光君） 20年度から地域再生対策費ということで、交付税の基準財政需要の中に1費目が追加されまして加算されます。試算によりますと1億7,400万円という形で交付税の増額要因になって入ってくる予定になっております。

25番(与 勝広君) 本来は交付税措置ですので、交付税は自治体が何に使ってもいいというふうにされております。しかしこの地域再生対策費というのは、妊産婦健診費用の助成、あるいは子ども農山漁村交流プロジェクト等々の子育て支援等にも充てられるような財政措置としてされていると私は認識しております。ですのでこのような質問をさせていただきました。財源がないのにこの少子化対策や福祉の事業に回しなさいと言っているのではなくて、補助金と間違っただけで交付税措置であるので、自治体の裁量によって使えるということをご承知してこの質問ですので、しっかりとまた少子化対策にも使っていただきたいと思っております。

最後に奄美市住宅整備計画について質問させていただきますが、この住宅の問題に関しましてはですね、入居待ち者が後を断たない、もう本当に5年6年当たり前という、そういう待ち状況の中でございますが、私が言いたいのは、もう答弁要りませんけども、この住宅建設をして、入居者を増やすような形にしても、数の上では知れておるわけですね。それよりは民間やそういったものを借入れして、例えばNTTの社宅とかですね、そういったのを市が借り上げて、そこに入居待ち者を住ますような形にしたほうが待機待ちの数を解消していくのには、そのほうが早いんじゃないかと思っております。建設計画については5年計画というのがありますので、それについては5年ごとにしっかりとその計画を立てていくということですが、やっぱり私たちの市民相談の中にも、住宅になぜ入れないのかと、なぜこんなに待たなきゃいけないのかというのが、もう本当に毎日のようにあります。しっかりとそこらへんも待機者をいかにして解消するのかというのも、しっかりと行政のほうで対策を立てて取り組んでいっていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終結いたします。

議長(伊東隆吉君) 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前11時45分)

議長(伊東隆吉君) それでは再開いたします。(午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 平川久嘉君の発言を許可いたします。

18番(平川久嘉君) 議場の皆様、奄美市民の皆様、こんにちは。市民クラブの平川久嘉です。

平成20年第1回定例議会の一般質問、最終日午後1番の睡魔の襲う時間帯ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。先ほどはいろいろ雑談と言いますが、少し気を和らいでくれるようなお話もありまして、ちょっと私のほうもかえって緊張したような感じですね。

その前に昨年10月に行われました市議会議員選挙後、初めての一般質問です。先の選挙では多くの市民の方々の温かい御支援、御指示をいただき、再びこのように登壇できますことを、心からお礼申し上げます。新生奄美市の基礎固め、骨格づくりに議会議員として参加できることに、身の引き締まる思いと同時に、議員活動に誠心誠意取り組み、責務を果たしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は4点の質問を通告しております。既に同様の質問に対して回答がなされ、内容を理解している部分も多くありますが、違う視点から、あるいは関係の深い事項の質問として行いたいと思っております。早く終われば皆さん大変喜ばれるというお話もありますけれども、重複する内容については簡潔で結構でありますので、さらに理解を深めていただく内容について御答弁をいただきたいと思っております。

質問に先立ち感じていることを少し述べたいと思っております。今年は予想をはるかに超える基幹作物のサトウキビの増収が見込まれ、農家や製糖関係者はもちろん、地域全体が一段と活気に満ちています。大島本島唯一の富国製糖工場は、当初の見積りより1万トンもの増収の3万7,000トンが見込まれ、操業も4月の13日まで延長するそうです。基幹作物の豊作は身近な喜びであり、地域住民に元気を与えてくれます。

二つ目は中国からの輸入ギョウザ事案です。加工され冷凍食品として輸入された中国産ギョウザに薬物が混入されていて、それを食した人が中毒症状を起こし5人が重傷になったという事案です。原因はまだ究明中ですが、健康食品、食の安全、国内食料品の自給率の低下、貿易経済の自由化、地域や国境を超えた経済社会のグローバル化と言われる現在の社会の弱点を露呈した事案であると思います。高度に発達した情報化社会において、マスコミの取り上げるニュースは瞬く間に広がり、外界離島の奄美にも遅れることなく同時に伝達されます。安全・安心な食品を求める反面、現実にはコストダウンを追求する企業や、安い商品を望む消費者の姿が浮かびます。激動する社会経済にあって、何が重要で本当に大切なものは何か、多くの示唆に富む事案であると思ってニュースを聞いております。

最初に施政方針について伺います。奄美市が誕生して2年が経ち3年目に入ります。平田市長は厳しい財政の中、飛び地合併というハンディを持ちながら、新しい奄美市の進むべき方向、自然・人・文化がともにつくるきよらの郷（しま）を目指し奄美市丸のかじを取りながら航海をして来られました。必ずしも順風満帆とは言えないとは思いますが、財政危機などと言われるような波乱もなく、無事の航海を続けているものと思います。奄美の形を確かなものにするため、平成20年度を施政の骨格を組み立てる段階ととらえる平田市長の市政に取り組む基本姿勢についてです。行政を担う平田市長の決意のほどをこの機会、この機会に市民に是非理解してもらいたい内容、要約して御答弁いただきたいと思っております。

まず、市民の共生、協働の芽を大樹に育てる市政の現状認識と将来ビジョンを伺います。将来ビジョンについては今年中に作成すると、回答既に出ていますが、どのような構想かお持ちであればお聞かせ願いたいと思っております。

次からの質問は発言席から行います。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 平川議員の質問に答弁いたします。

議員も申しあげましたように、この合併に至るまで特に笠利町の皆さんにおいて飛び地という、あまり例のない形での合併を成し遂げることができたということに、笠利町の皆さんに新たな敬意を表したいと、こう思っております。それぞれのお立場もおありだと思いはいたしますが、これから先、広域の自治体として方向を定めていかなければならない時代がくるだろうという、その先見の明というものは大変大きなエネルギーではないのかなと、こう思っております。そういうことを受けて、合併を成し遂げたという思いをいたしておりますので、今振り返ってみても感慨深いものを持っております。

さて、合併してそれぞれの自治体が荷物をしょいながら合併したわけでございますから、合併後の道のりというのは容易でないだろうということを察することは普通の状況ではなかったかなと、こう思います。そういう中で何とかして、やはり合併を成功させたいという思いです。成功させるということは最終的には合併してよかったと、地域住民が感じとることだと、こういうことに尽きるのではないのかなと、このように思います。そういった点では議会の在任特例、それから自治区の区長制度等なども取り入れたりしまして、何とか一体感を醸し出すような状況づくりをしていきたいということにも努力を重ねたつもりであります。しかし一方財政のほうは、これは大変厳しい状況になるだろうという思いもしながらでした。その中で合併することによる交付税の措置やら、合併特例債のことやら、等々も考えながら何とかこれで合併をクリアしていきたいと、こういう願いを持っているわけです。おかげさまで多くの皆さんの御協力と御理解をいただいて、今日まで大きな混乱がない状況で今日を迎えているということについてもありがたいことだなど、こう思っております。

そういう中で、これからの奄美市のありようというものを考えたときには、各地域それぞれの住民がやっぱり何らかの機会をとらえて、話し合いを持つ機会を多くしたいと。そして多くの皆さんが顔見知りになってもらいたいと、こういう願いを持っておりますし、行政においても人事異動等を通じて職員が共通の認識を持てるように、早くしていかなきゃならないだろうということで対応をさせていただ

ているところです。そういう意味で、これからのまちづくりの方向としては、市民に共生と協働のまちづくりということの概念を理解してもらいたいということで、今取り組まさせているところです。この共生・協働の精神を打ち立てることによって、奄美市行政改革大綱、行革普請が唱えております市役所の改革、市民サービス等の改革、市民と行政の共生・協働による改革、こういった三つの改革がスムーズに実行できるんじゃないかと、このように考えているところです。19年度においては実施事業の計画やら、財政改善の計画が作成できましたし、これらをもとにしてなお一層の共生・協働の精神をもって奄美市の進むべき方向をつくりあげていきたいと、このように思うところであります。こういうことを一つ一つ重ねることによって、奄美市の市民であるという意識がそれぞれの市民の心というか、頭んとか、定着していけば、すばらしい力を発揮するのではなかろうかと、このように期待しているところです。こういうことを申し上げながらですが、そこに辿り着くまでにはなかなか大変だろうと、こういう思いもしながらです。町内会とか自治会とかボランティア団体、こういう民間のNPO法人とかいう団体の皆さんが、やはり旧住用地区、旧笠利地区、旧名瀬地区ということをお問はずに、フルに回転、活躍が展開できるようにと、このように思うわけです。大きな目標としては地域社会が共生・協働のこの概念と申しますか、意識をしっかりと持っていただくということが大変重要なことだろうと、こう思っています今年度の施政方針にも取り入れさせていただいたところでありますので御理解を賜りたいと思っております。

18番（平川久嘉君） ただいまの御答弁で協働・共生、これを強調されておられますけれども、そのこれまでの御答弁で自助・互助・共助・公助というお話をされておられます。その中で今までは公助のほうに頼りすぎているところがあったと、これからは共助、あるいは互助のほうに考え方を持っていて、まちづくりとかあるいはその行政においてそういう方向でやっていきたいと。あるいは皆さんもその理解をしてほしいというような思いは、この表現の中に入っているととらえてよろしいかどうか。

それから先ほどちょっと申し上げましたけれども、ビジョンと言いますが、目標、あるいは夢があればですね、活気があります、あるいは力があります。そのへんのところをもう1回、先ほど話されておられないんでお願いいたします。

市長（平田隆義君） 合併を進めて今日になるわけでございますが、行政のほうとしては新奄美市の姿というか、これを思い浮かべるのは、まあまあ予算等とか、こういういろんな形である程度は理解しやすいんですが、一般の市民においてはなかなかこれが浸透してないんじゃないかなという思いがいたします。そういった点ではおっしゃるように今後大きな夢を持てるような形をとということなんです、一昨日来御質問も受けておりますように、地域経済がなかなか肌身に感じてよくなったという、合併によってよくなったという、そういうことが感じ取れてないということも理解をしているつもりです。ですからそういうことからすれば経済の活性化という点がですね、大きな課題として残されているように受け止めております。ただ地域文化を大事にしていこうとか、自然を大事にしていこうとかということについては、かなり共通の認識でそれぞれの思いがあるのではないのかなと、このようにも思います。これまでどうだったということではございませんが、例えば笠利の海岸に旧名瀬の市民が行ってですね、利用するということなどがですね、今まではこれは笠利のものだったかなという感じもあったかも分かんないが、これはみんなと一緒に、もう市民のものだよという気持ちで利活用してもらいたいということをお私も冗談めかして市民に語りかけるわけですが、そういったことで地域のそういう点においてはかなり改善されてきたんじゃないかなと、こう受け止めております。このことを大事にして経済の浮揚策を探っていくことにしたいと。そういうことによって合併に対する期待、夢ということをお語ったにしても、市民が納得するのではないのかなと、こういう思いで今いるところです。

18番（平川久嘉君） 今笠利の海岸とか、あるいは住用の川とかいうお話になろうかと思っておりますけれども、みんな一緒になって、一体感とか、これまでのお話ずっと聞きますと、当面の夢というか、一緒に

仲良く一体化してまちづくりをしようというのが大きな願いだと思いますけれども、そのへんのところで既に将来ビジョンと、私、質問のほうがちよっとつかみどころがなかったかもしれませんけれども、既に昨年、一昨年もそれぞれ施政方針でしっかり示しておられます。5項目の実現、これはあります。その中でどれをというような年度年度当初計画する事業に対して、これは優先をという話ではできませんけれども、あえて申し上げれば長くこの島に住んでおられて、あるいはたまに帰って来られて、考えるところは将来は島は何で立たなくちゃいけないのかなと、成立しなくちゃいけないのかなと、何ができるかなというのは常に考えておられるというように思います。よく言われております自然、あるいは伝統文化、あるいはその中の人をいかせると、それと連動した観光じゃないかというような話に詰まっていくのではないかなというふうに思っております。大木に育てるというお考えはそのへんからしっかりなっていこうかと思えます。また合併によって今まで旧名瀬市だけでありましたけれども、もっと広げたと。笠利、あるいは住用地区の三本の柱をしっかり組めば、どんな地域でもしっかりたたずむことができ、将来に向けての基盤と言いますか、できるのではないかというふうに考えております。

次の質問に似たような内容になってしまったんですけども、群都であり奄美市の中心となる名瀬地区の都市機能の整備、あるいは充実、合併による広域化で地方となった住用、笠利地区との均衡ある発展の基礎固めがどのようになされたか。骨格となる地域の特性を生かした重視施策、これも何度もお話されておると思いますが、今一度皆さんに知ってもらいたい内容を、もう一度お願いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 施政方針でも申し上げましたとおり、合併から丸2年を迎え、合併調整項目の多くの分野において制度の統一・統合が図られ、平成20年度から統一的な制度、住民サービスのもと、奄美市の骨格を組み立てる段階を迎えます。骨格を組む重要な年となる今年度の施政方針においては、各分野において重点的に取り組む施策を申し述べたところでございます。また、本市では平成18年度から24年度までに総額23億円の財源不足が予想されており、これをどのように解消させていくのかということに対して、住民とともに取り組んでいかなければならないと存じます。そのため合併後、都市部と農村部のそれぞれの魅力を発揮する事業の展開に積極的に取り組んでいるところであります。

合併により旧名瀬市の都市部と旧住用村、笠利町の農村部が一体となり、本市は多様な魅力を有するまちとなりました。伝統文化を大事にする社会を構築してきた農村集落の活性化が、本市にとって最も重要なことであると認識をいたしております。そのため、合併まちづくり基金の益金2,260万円を農村集落活性化に対して優先的に運用し、自助・互助・共助の精神の醸成に努め、地域の活性化に向けて重点的に取り組んでいるところでございます。また特に、農村部の少子高齢化が進む中、子どもたちの元気な声が地域に大きな元気を与えるものと考えております。今年度改築いたしました佐仁小学校校舎に続き、新年度には市内7校の屋内運動場の改修を実施し、子どもたちが健やかに育つ地域環境と、奄美の将来を担う子どもたちの教育環境向上を図ってまいります。さらに名瀬地区における中心市街地の活性化を図り、都市機能のさらなる充実を図るため、都市計画マスタープランに基づく施策の展開に努め、都市部と農村部の均衡ある発展に努めることが肝要であると存じます。本市の厳しい財政状況の中ではありますが、住用西中間・役勝簡易水道統合整備事業や、笠利西部地区簡易水道再編推進事業の推進、合併特例債を活用した臨時河川整備事業、大笠利地区高潮対策事業、農業集落排水事業の計画的な推進等を図るとともに、赤木名・笠利線の県代行事業を奄美市において継続して実施するなど、旧市町村の財政状況の厳しさから、住民からの高い要望を受けながらも事業実施が困難であった事業についても、必要性や優先度を考慮し、事業推進に努めているところでございます。また合併によるメリットは事業推進のみではございません。新年度住用地区の土地家屋台帳の整理のためのプロジェクトチームを編成いたしますが、これは合併による全庁的な組織体制で取り組むスケールメリットであると認識をいたしております。

以上、主要な合併による効果事業を申し述べましたが、本市全体における計画的かつ重点的な事業導入により、生活基盤等における格差は正が図られているものと存じます。合併3年目を迎え、今後はさ

らなる一体感の醸成と地域の個性を生かしたまちづくりが必要であります。そのため集落単位では一集落1ブランド事業のさらなる推進による自発的かつ自律的な活性化の取組を推進するとともに、より効果的に地域の特性を発揮する事業のしゅん別や、新たな立案を進めてまいり所存でございます。

18番（平川久嘉君） 合併の効果というかスケールメリット、行政の範囲が広がったとか、あるいは活動の場が広がったということで、その効果を踏まえながら着実に事業推進しておられるということを理解をしました。その中でいろいろありますけれども、一次産業、私のほうで申し上げたいのは、何もなくても食べればいけると、これはまあ端的な話になりますけれども、これはつくって生活力を補うと、あるいは足を地につけて仕事をするというのは一次産業ではないかというふうに思います。そこでいろいろ教育とかあるいは文化、医療福祉の充実、これは当然ありますけれども、その中で一次産業について今少し掘り下げて伺いたいと思います。

地域の特性を生かした農業、林業、水産業の振興をいかに推進しますかと伺いますということで、多くの方が聞かれておりますので、それは省略をしたいと、了解をしたということで、それを今出ました市長が当初から熱心に、合併して間もなくから進めておられる一集落1ブランド、これについて少し掘り下げて質問させていただきたいと思います。これについても既に何人かの質問があつて聞かれておりますけれども、回答されておりますけれども、その事業の進め方も、例えば集落担当者を定めて実施をしますとか、17品目を認定をしましたとか、いろいろ話されて承知をしておりますが、それに含めてですね、一集落1ブランドの推進の中で、一次産品を取り扱っているのはどのぐらいかということと、付加価値を付けた1.5産業としての取組は図られていますかと、伺います。

産業振興部長（赤近善治君） お答え申し上げます。

農村の振興につきましては、先般17の集落から17のブランドが認定がなされまして、その中で一次産業を取り扱ったものは二つのブランドでございます。田イモとパパイアでございます。この食に関する二つのブランドにつきましては、今後集落担当職員を橋渡し役として、集落と行政が連携して活用方法や販路対策等、ブランドとして確立するための方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

付加価値をつけた1.5次産業の取組は、各地区にあります農林産物直売所を拠点として、集落や奄美市生活研究グループによる取組がなされており、それぞれの地域の農林産物を活用したさまざまな特産品、加工品が開発されており、売り上げが伸びているようでございます。本市としましても今後新たな特産品等が開発されるよう、支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

水産業に関する一集落1ブランドにつきましては、申請はございませんでしたけれども、加工品の取組につきましては平成17年度から住用地区の漁業者の婦人部でサワラの加工品の開発に取り組んでおります。これまでに試作品の朝市での試食や、学校給食への提供など行われているところです。また平成20年度から25年の事業計画ですけれども、漁村の再生交付金事業というのがございまして、和瀬集落に水産加工販売施設を建設するという計画を立てております。これは20年から25年の年度のうち22年度を目標にしております。またこういった加工施設ができますと、こういった1.5次産業等の加工品の開発が期待されるところでございます。

18番（平川久嘉君） 住用では水産品の加工品をブランド化するというところで動いておられるということとありますけれども、ここでブランド化ということ自体が、一集落1ブランドというののきっかけを、あるいは本当申し上げますとこの質問の中に奄美ブランドという表現があつたと思いますけれども、1億円以上の収入、あるいは収益がないと認定はどうかのこのお話もありましたけれども、今進めておられる地域の古来からある特産品とか、あるいは文化とか、そのへんの住民が、自分たちが誇れるものとか、自分たちでもっと拡大していきたいとかいうような思いのあるこの1ブランドを、市長自ら先頭に立って推進されていると、これは起爆剤になるんじゃないかという気持ちで見えております。一

次産業の振興，そのためにはブランド化がなされないといつまでたっても移入品と言いますか，逆にこの加工品など，長期保存の効く，あるいは安定して供給できるような製品を何かしら育ててほしいという気持ちがあるもので，今申し上げているところです。そのためには今言った特産品をつくるとか，とにかく特色ある農水産物を原料とする特産品の開発とともに，戦略的なマーケティングが必要だというふうに思います。販路の開拓と加工ですね，これの根子に参加するといつか，住民がやりたいという気持ちを大きく育てていけばできるのではないかと。今それぞれの17品目と，質問の中では集落62，それぞれまだ出てないところもあるということもありますけれども，そういう地域はあまりにも規模が小さくて，特産品とか，あるいはそのブランド化できない。であれば，そういう人たちに話を持ちかけて，私が思うには，タンカンなどすぐできるのではないかというような思いがあるんです。そのへんのところをこれを機に進めていってもらいたいというのですが，そのへんのところいかがですか。

また，先ほど来，言われております選果場なども，その商品を安定供給したり，あるいは宣伝を，普及を，あるいは信用を，品質管理をしっかりとすれば，すぐできる話ではないかと，そういう選果場などで安定して選別をして，間違いのない保証のできる奄美ブランド品ができればいいんじゃないかと思っておりますけれども，そのへんのところいかがでしょうか。お伺いします。

産業振興部長（赤近善治君） 平川議員御指摘のとおり，先ほどは1億円という共販量のブランドにつきましては，鹿児島県の例えば橋口議員からお尋ねがありました屋久島ブランドというような県の基準でございます。ただし県の基準のブランドということと別に，私ども奄美の農家の方々が，これは自分たちの奄美のすばらしい果実だというようなブランドの意識を持つということが大事じゃないかというふうに考えております。これも平川議員が御指摘のとおりでございます。やはりブランドとして成り立つためには，やはり毎年きちんと定期的に供給するというシステム。それとおいしいものを供給すると，安定して供給するという体制が必要ではないかと。そのためには当然品質を管理するといいますが，選別する光センサーとかカラーグレーダーの整った選果場の施設も大事だと思っています。そして当然，屋久島にタンカン奄美から出しても売れるわけじゃありませんので，例えば東北に出荷，東北に出すとかですね，そういった，これも平川議員がおっしゃったとおりマーケティングでちゃんと調査をすると，そういったのも必要だというふうに考えているところでございます。私どももJAさん，あるいは関係課の方々と協議しながら，そういった販路拡大に向けて研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

企画部長（塩崎博成君） 先ほども与議員にもお答えをさせていただきましたけれども，今年度は15集落1地区1団体から申請をいただき，13集落1地区1団体の17件を集落ブランドとして認定をいたしました。本市には62の集落，地区があり，その約3分の1の集落から申請が上げられたこととなります。申請が出されなかった集落におきましては，本事業の推移を見てからの申請を検討している地区や，集落の宝を探し続けている集落もあるなど，今後の申請に期待をしているところであります。今後は認定をされた集落の活動をモデルケースとして，具体的な情報提供を図り，未申請の集落にはさらなる申請につながるように広報啓発に努めてまいりたいと考えております。

18番（平川久嘉君） まだこれから2次審査とか，あるいは新製品の開発にも計画をなされておられるということで，喜ばしいことだと思っております。私が1.5次産業と申し上げておりますのは，先ほど加工品とか選果場とか，それもつながると思いますが，小さいところが，あるいは個別のお年寄りが多くなると思いますが，作った製品が，商品が，農作物が，そのまま持って行ったら現金に換えてもらえるとか，小遣い銭が稼げるとかいう体制をつくってほしいという気持ちがどっかにかあるわけです。と言いますのは，これから高齢化社会になるし，どこにいてもここでは申し上げようと思ったのは，インターネットの販売もできる。でもそれはちょっと面倒だと。向うに持って行けばもう全部お金の換えられるとかいうような体制をつくれば，この奄美も捨てたもんじゃないかと，農業

も台風が来たらもう全部不良品で加工品もならん、やらんとなったら、お隣にあげるとかで終わってしまうんで、それではいけないなと思って、そういうのをありがたいですけども見ています。そういうのを是非この専門部会とか、それぞれのグループ、あるいは養成をするとか言ってますけども、そのへんも含めて是非検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、高等学校の維持、充実についてであります。今ちょうど高校は入試でもうあれですかね、受験生、頭を抱えているところだと思いますけれども、是非頑張ってもらいたいなと思っておるところです。奄美市には高校4校ありますけれども、その維持、充実については今年1月に立ち上げました高等学校振興対策協議会があります。これと連携してその活性化と充実に向けて協議を進めていくということでもありますけれども、その協議会の設置の経緯と協議会の目的、現在の活動状況について伺います。

教育部長（重田茂之君） 協議会の設置の経緯と目的、現在の活動状況でございますが、設置の経緯につきましては、かねがね県教委から協議会を設置してもらいたいというお話がございました。それと私どもとして、地元としても北高の問題だけじゃなくて、四つの高校のありようについて、いろいろと四つの高校の関係者間で受け取り方の違いと申しましょかね、相違が相当あるんじゃないかと、共通の問題として共通認識で取り組む必要があるということをかねてから感じておりましたんで、今回の協議会の設置ということになりました。もう少し詳しく申し上げますと、鹿児島県のほうは伊藤県政の前の県知事のマニフェストの中に、高校再編問題など、市町村と県との間の重要課題については、基礎自治体である市町村の立ち場を尊重しつつ、率直かつ十分な協議を行いながら解決を目指すというのが伊藤県政のマニフェストでありますので、県教委としてもこれに添って地元での協議会設置ということかと思えます。そういうことで、その目的としましては、協議会の会則の中に明記をされておりますが、結論を申し上げますと、奄美市の高校再編問題については、県当局と市地元協議会がお互いの立ち場を尊重しつつ十分な協議を重ね、解決を目指したいというのが、私どもの願いであります。

現在の活動状況であります。情報収集というのが今のところの私のやっていることでありまして、今後昨日のニュースですと、県教育長がまた副知事ということでその後任、それから県の高校再編の担当課長が17、18、19年度と1年で変わっているという状況等もございます。そういったこと等も踏まえながら、今後協議会としてどのように対応していくか、慎重に対応してまいりたいというのが今の状況でございます。

18番（平川久嘉君） 奄美においては高校が最高学部と言いますか、専門学校、看護専門学校もありますけれども、高校が最高学部になります。通信教育とは別にしましてですね、大学。これもほとんど今回の受験についても100パーセントと言いますか、受験生については合格するような体制ではありますけれども、その高校が現在のところ今合格できるもの、もし県の思惑どおり再編をされて、1校減る2校減るということになれば、現在の状況では地元からの通学とかはできなくなると、厳しい状況になると。年200万なながしかの年収しかない厳しい家庭において、一人いや三人、高校生を出すということは大変なことであります。その高校のありようについては、是非真剣にお考えになっていただきたいと、そういう意味合いもあって今回この振興協議会、高校、奄美のですね、立ち上げられたと思えます。

教育そのものはいろいろ事業もありますけれども、大きな財産というか、将来に向かっての極めて大事な仕事であるというふうに思います。その最終である高校を少なくするとか、あるいは再編すると、真剣に考えていきたい。県の行動について、この活力ある高校づくりという大きなプロジェクトで進めておる計画は、先ほど、さっき渡 京一郎議員から調べてこられた内容について質問とありましたとおり、大きな計画に基づいて、地方の協議を先ほどされるというふうに伺いましたけれども、なかなか意のままならないままに県の進めるとおりに提言をされた、あるいは提案をされた後は進められているということを聞いております。その前に提言をされて、いろいろ協議会で検討する前に、どうあるべきかというのを是非この協議会では広く協議していただきたい。またここにおられる議員の方にもです

ね、どういう状況にあるかというのをよく理解をされて、県を提言できるようにしていただきたいというふうに思っております。

そこで大島北高でありますけれども、私の持論もあるんですけれども、奄美市になって奄美には高校が三つあり、名瀬地区には三つありますけれども、笠利地区には、あるいは龍郷笠利地区にはないという状況だけにはつくりたくない、バランスのある配置というのを是非やりたい。これはありきではありませんけれども、そのへんのところを考えていただきたいというのを言っております。そこで質問でありますけれども、小規模校で県教育委員会の推進する高校再編の対象高にあたる大島北高は、学校、PTA、同窓会、地域住民が一致協力し、活性化、魅力化に努め、北部大島地域にはなくてはならない高校として存在しています。県教育委員会からの小規模高の再編計画の打診や指針、情報収集をされておられると言いますけれども、何らかの形で打診等ございませんか。伺います。

教育部長（重田茂之君） 大島北高校の活性化に向けた大島北高等学校振興協議会は、平成7年に設置をされまして、学校や地域の方々と連携をして、小規模校として学校活性化に向けてさまざまな取組をされています。今回も同窓会の会長であります平川議員さん等、会長さんをはじめ、旧名瀬市内、龍郷町、笠利のそれぞれの中学校を訪問して北高への入学の勧誘などされておまして、心から敬意を表すところでございます。御質問の県教育委員会からの小規模校の再編計画についての指針とかいうものは現時点ではございません。

18番（平川久嘉君） 提言があつてからでは遅いというお話をちょっとしましたけれども、まだそういう情報はありませんというお話でありますけれども、この学校については小規模校の優位性と言いますかですね、そういうこともこれはありますけれども、飛び地合併を実現した新生奄美市の特殊事情を踏まえた意見として、県教育委員会に是非残したいと、小規模校であってもです。逆にその小規模校とかいろいろ示しているのがですね、整備統合基準ありますけれども、その基準の留意事項というのがありまして、その基準にはすでにいろいろ先の渡議員への回答にもありましたけれども、その中にはですね、学校を廃止する場合や離島における1島1校の場合、離島にあってそれぞれに準じて特に考慮する必要のある学校については排除するというような項目もあります。また、学校を廃止する場合に学校敷地の設備について、その立地条件や施設の現況等を勘案して、地域の振興に役立つよう積極的にその活用を図るというのも明記されております。また、先ほどありましたように、整理統合の具体的な実施計画の策定にあたっては、関連措置の検討も含めて関係部局や地元関係者と十分協議をされると言われております。このへんのところで協議した結果、是非これも大きくとらえてって申し上げますけれども、大島本島の南には古仁屋高校、この北部大島には大島北高と、もちろん再編などされた場合には名前が変わるかもしれませんが、是非教育体制を整えると、環境を整備するということをやってみたいということでもあります。今言ったような内容で、十分に検討されていただきいと、このへんのところをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

教育部長（重田茂之君） このへんのところは県の教育委員会のほうが答弁をしなければならないようなところですので、ただいまの御意見につきましては、これから協議会の中でいろいろと検討、協議をしてまいってほしいと、このように思います。

18番（平川久嘉君） よろしくお願いをしたいと、あるいは要望をいたします。今年の大島北高へ対する、北高教育振興協議会、それから通学とかクラブ活動等の補助に今回の予算計上を見ますと1,143万円、昨年より大幅に増額になっております。大島北高に対する思い入れは大きなものがあるというふうに認識をしております。昨年、一昨年では施政方針でも市長は明確に極めて重要な問題であるということで計上しておりますが、今年度の施政方針ではこの高校振興協議会に委ねるといふような、その項目しか入っておりませんが、そのへんのところ、今までの考えとお変わらないと思うんですが、お伺い

いたします。

市長（平田隆義君） 協議会ができましたので、協議会を通じてということはごく普通のことでございまして、私個人としても北高校の存続という形で、何とかこの状況をくぐり抜けることができないかということの主眼に対応していきたいと、こう思っております。ただ、県のほうも要綱を制定しておりまして、要綱1本通しでくる可能性というのは十分に考えられますので、そのことをしっかりと受け止めながら対応していきたいと、このように思います。入学試験等を済ませて、各学校の入学状況が分かった時点で第2回目の会合を開こうということで予定になっておりますので、その状況などを見ながら判断していきたいと、こう思っております。

18番（平川久嘉君） はい、分かりました。よろしく願いをいたします。

次に移りたいと思います。地域情報化の推進についてであります。外界離島にあって情報技術の発展と共有は、格差のない市民生活に大きな影響を与えます。

日本のテレビ放送は平成23年、20011年7月までに、現在のアナログ放送からデジタル放送に変わります。それまでにテレビをデジタル放送受信できるテレビに買い換えなければいけません。またデジタル放送受信できるチューナーの取り付けが必要となります。テレビが生活の一部となっていること、それから災害緊急時の情報収集には欠かせない存在であります。そこで質問ですが、地上テレビ放送のデジタル化に備えた市の取組の現状、あるいは今後について伺います。

産業振興部長（赤近善治君） お答えいたします。奄美市におけます地上デジタル放送への移行につきましては、本年度に総務省の地域情報基盤整備推進交付金事業の活用を図り、民間放送局の基幹中継局であります中之島、名瀬中継局の整備工事に着手いたしているところでございます。また、NHK名瀬基地局のデジタル化整備につきましては、当初は個別に計画が示されておりましたが、民間テレビ中継局に共用する形で整備が進んでいるところでございます。事業主体であります放送事業者によりまして、現時点での工事完了は本年平成20年4月上旬を予定しております。電波状況の確認や器具等の調整を行った上で8月から本放送の開始を予定をしておるところでございます。このことにつきましては本日の地元の新聞紙でも報道されているとおりでございます。また、受信エリアにつきましては、奄美市名瀬地区を中心としました77.3パーセント、これは世帯のパーセントです。約80パーセントが放送区域とみなすと示されておるところでございます。

本市の今後の取組といたしましては、開局後早急にエリアカバー状況を調査及び地域住民への説明会を国、放送事業者と連携を図り実施する予定といたしております。また、本市では地理的状况から集落が山間部や山すそに点在しているため、名瀬地区、笠利地区、住用地区において8中継局、これは通称ミニサテライト局と言いますが、設置されており、アナログ中継局エリア外に設置されている辺地共聴施設が13か所ございますが、この施設のデジタル化につきましても、先ほど説明しました先行する基幹中継局のエリアカバー状況や、順次整備される中継局のエリア状況を踏まえまして、2011年7月の全面移行に遅れることなくデジタル中継局整備支援事業や、辺地共聴施設整備事業等の活用を図り、難視聴地域への対応を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

御指摘がありましたチューナーとか、場合によってはアンテナの購入買い換えも必要となりますが、この制度につきましては、このアンテナチューナーにつきましては、自己負担となっているところでございます。しかしながら、国ではいわゆるアナログにつけますチューナー、このチューナーにつきましては5,000円程度で購入できるような器材ができないかということで、メーカーのほうに一応依頼もしておるところでございますし、また、低所得者対策といたしましても何か検討をしているというようなことを聞いておりますので、今後国の動向を見ながら、この補助のことについては検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。現在はチューナー関係につきましては自己負担となっております。

18番（平川久嘉君） 国・県の施策で推進されているということを承知をいたしました。それから私はもっと聞きたかったのは、生活の一部になっているということで、独居暮らしと言いますか、テレビを楽しみにしているとか、一人で行動できるような方、奄美市には4,126人おられます。そういう人たちがその楽しみが奪われないように、是非あれの補助とか、もし国のほうでそういう施策が仕向けられるのであれば、是非手配をしていただきたいと、そういう事業なども導入していただきたいというふうに思っております。

関連しましてですね、奄美FM放送の活用状況、これNPO法人でやっていますので、活用と申し上げていいのかどうか、その利用と言いますか、状況と今後の計画、どのようになっていますかということと、ラジオということで難視聴があります。3番目の（3）でありますけれども、テレビの難視聴地域の状況はどのようになっていますかという質問がありますけれども、いずれもテレビ時代・情報化時代において、その恩恵に等しく恩恵を受けることのできる、この離島にあってもですね、是非その整備については極めて大事であると、関心を持って取り組んでいただきたい事業の一つだというふうに思います。

2番目のFM放送の活用ということでもありますけれども、車の中でよく放送を聞いておりますので、奄美の市政だよりの放送とか、あるいは地域のコミュニケーションとしてワキャシマ（私の島）の話とか、民謡とか、本当に電波に乗った放送が身近にコミュニティとして流されております。是非利用していただきたいというふうに思います。ここで一つだけ、そのFM放送を利用、笠利町の場合は親子ラジオとかって利用してるんですけども、聞こえない地域があります。これに対してFMのNPOのほうでは鉄塔を立てると全部網羅できると。それには500万、500万、住用と笠利のほうにというお話もあります。そのへんの提携というか支援というか援助と言いますか、できればなという気持ちもあります。いかかですか。終わります。是非やっていただきたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で市民クラブ 平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時31分）

議長（伊東隆吉君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 戸内恭次君の発言を許可いたします。

5番（戸内恭次君） 皆さん、こんにちは。無所属の戸内恭次でございます。議員になって2回目の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、最近感じたことですが、要望ということも含めて申し上げます。最近私はある集会に出席をいたしました。これは丸刈り問題についての議論をする場であったんですが、その中で小学5年生の男の子が自分は丸刈りは望まないと、そういうことを堂々と述べていました。大人の議論の中でこういうふうに自分の意志をはっきりと述べて、大人たちと議論できる子どもさんを感じいたしましたし、頼もしく感じました。先日も丸刈り問題の議論がなされましたけれども、私はこの子どもさんに対して何もやれることはございませんが、この議場で是非各学校の校長先生が理解をしてくださって、丸刈りの強制ではなく、子どもたちの自由な気持ちを汲み取っていただきたいとお願いをしたいということと、この丸刈り問題について早く決着をつけて、本当に子どもたちが伸びるには、私たちの宝であります子どもたちが生き生きと輝く目で学校生活が送れるように、早急な解決が望まれると思います。自由な子どもの気持ちを大切にできる地域であり、教育であってほしいと思います。

次に、私が特にこの議会に入りましてから訴え続けております末広・港土地区画整理事業、国道58号おがみ山ルートについての件について述べさせていただきます。私はこの議場に来るまでに、住民運動として運動してまいりましたが、傍聴席からこの議場を見て、必ずそのうちに是非言っておかないけれ

ばならないと思ったことがございます。これは行政の皆さん、特に平田市長は私たちに反対のための反対であると、このようなことを言われておりましたので、私はそうではないということをお場で申し上げたいと思っておりましたし、最近私も考えておりました今のまちを工夫して使うことによって、現在市が進めている区画整理事業よりも優れたまちづくりができるんだということをお、こういった日本型まちづくりの転換という本がありまして、青木 仁さんという方、東京電力株式会社技術開発研究所主席研究員。1976年東京大学工学部建築学科卒業、1978年東京大学工学部大学院修士課程終了、建設省、世界銀行を経ておられる方でございますが、こういった出版物がございまして。是非平田市長にも読んでいただきたいと思っておりますので奄美市に寄付をさせていただきます。選挙違反ですか、失礼いたしました。まだ寄付をするという意思表示はいたしました。まだ渡しておりませんので、この件に関しては訂正をさせていただいて、参考に見ていただきたいという希望のみにしておきます。

まず、この前書きを読んでみます。私、非常にこれが気に入ったものですからしばらくお時間をください。「私がかねてから日本型まちづくりを提唱している。その目指すところは昨今の東京都都心を賑わす都市再生大型プロジェクトとは対極をなすものである。本論で述べるように、それは道路は狭くてよい、敷地やその上に建つ個別の建物は小さくてよいという基本理念に立っている。道が狭いと車の走行には不向きなので、歩行者中心のヒューマンスケールな空間が生まれる。小さな敷地と建物の集合によって構成される街は、各々の建物所有者の顔と個性の見える多様性に富んだ賑わいのある街になる。さらにこのような小さな単位の集積によって構成されている街は、小さな単位ごとの小さな投資によって維持管理が可能であり、また仮に不具合が生じてもピンポイント的な修復更新措置によって不具合の改善が可能となるという持続性の高さを具備している。

お気付きのようにこれは伝統的な日本の街、都市生活者の多くが暮らす日本の普通の街、そのものの姿である。外国からの旅行者が称賛する路地とその沿道に並ぶ町家に代表される街につながるものである。

しかし我が国の都市計画論理の主流的な考えは、全く逆のものを志向している。広い道路と大きな敷地、その上に建つ大きな建物をよいものとみなし、日本型の街は悪いものとみなしている。したがって狭い道は拡幅して広げ、小さな建物は取り壊してより大きな建物に建て替えることが善とされ、政策的な後押しも受けて推進されてきたのである。それは国家開発から高度経済成長へと続く20世紀の100年には必要なものであったかもしれない。

しかし地球規模での機構変動の兆しが現実のものとなり、人類社会全体の持続性に対する危機感が高まりつつある21世紀の日本、そして世界は、あくなき成長拡大の世紀であった20世紀とははっきりと異なったまちづくり原理をもたらさなければならないはずである。

にもかかわらず脱高度成長、親持続型のまちづくりシナリオを描くべきときに、最近の中国やインド等の後発国の高度経済成長と対抗して、過去の高度成長の再来を望むかのような議論がいまだに絶えないのは残念なことである。平成不動産バブルで煮え湯を飲まされたにもかかわらず、不動産投資ファンドというカンフル剤を得て、再びバブルに浮かれているように思えるのも残念なことである。

目先の利益のことだけを見ていると、物事の本質は見えてこない。10年、20年、50年の単位で将来を見据えなければ、未来の方向性を誤るのである。社会全体が人口規模においてであれ、CO2排出においてであれ、長期の下降ライン、あるいはたどるべきときに当面の成長上昇ラインの実現にこだわれば、その先に待っているのは急降下とクラッシュである。逆に長期の下降ラインに逆らわず、それに沿ってなだらかな軌道修正を実現することができれば、21世紀の日本社会はクラッシュなしに軟着陸できる。

私たちが向かうべき一歩進めて向かわなければならない方向は、ほぼその姿を現してきている。それは持続性の獲得への道以外にはない。

20世紀後半の日本はどんな無駄であろうが、どんな誤りであろうが、経済成長の果実がすべてを帳消しにしてくれる時代であった。まちづくりの分野でも、道路でも、ニュータウンでも、再開発ビルでも、箱物公共施設でも、どんどん造れ、どんどん立派にしると、皆が声を合わせて叫んでいた。高揚し

た気分は人々の目を日の当たる部分に集中させ、その裏側にある影の部分は忘れ去られてしまった。

21世紀初頭の今、実際の需要を見誤った過大な投資のつけは、財政赤字や不良債権となって次代の子どもたちの肩に大きくのしかかっている。飲酒運転やアスベスト建材等、影の部分のほころびも、もはや看過できない状態となっている。これからは潜在するリスクや不都合な事実に向け、その解決を図るという姿勢が重要になる。さらなる成長拡大ではなく、既存システムの安定持続へ向けての軌道修正が必要となる。

そしてその新たなまちづくりの担い手は従来のような公的な主体や大手の不動産開発事業者のみではあり得ない。親持続型のまちづくりにあっては、都市に暮らし、都市で働き、みずからの住宅やビルの投資するすべての個人や企業、さらには近年その存在感を増してきているNPO等が、主人公として主体的に取り組んでいく必要がある。

また、従来まちづくりを担ってきた公的な主体や大小にかかわらず、不動産開発、建設事業、建設設計、その他の建築まちづくりビジネスを展開する関連企業や、そこに働く専門家もこの新たなまちづくりの動きを対立的なものとしてとらえるのではなく、むしろ積極的にこの動きを支え、応援する役割を担っていくことが期待される。

このような多主体の協働的な活動の積み上げによって、日本の街を真に持続的な環境へと、少しずつ近づけていく努力が求められているのであるし、またそうすることによって、近い将来必ずや持続型のまちづくりの成果を実感できるようになると信じる。

本書は私たちの暮らしの場としての街・住まい・生活環境を見つめ直すことを通じて、そこに残されたリスクを発見し、それに対処するための最適な方法が従来考えられてきたような都市計画論理ではなく、その対極にある日本型まちづくりシステムであることを明らかにするための試みである。私が多くをしゃべるよりもむしろこうした本に書いてあることを読み上げるほうが皆さんに御理解いただけるのではないかということをおもいました。

もう一つ、中心市街地の成功方程式、この本はこれは読み上げることはいたしません、細野助博さんとおっしゃいます。中央大学総合政策学部兼大学院総合政策研究科教授、1973年慶応義塾大学院経済学研究科修士課程終了ということで、さまざまな本を作っておられる方ですが、こういったこの本にはですね、いわゆる総務省が、総務省が失敗をした、まちづくりを失敗したと、これをデータとしてきちっと述べてあります。総務省がまちづくりとして大きな道路を造って、それでまちづくりを、活力あるまちづくりをしようとしたことは失敗であったということのデータを出してある本でございます。これを参考に見ていただきたいと思います。

そこで私は質問でございます。このまちづくりの問題について、昨年12月7日に奄美観光ホテルである方、清水さんとおっしゃる方が観光まちづくり事業体をつくるべきだと、こういう事業体をつくって、活性化ある、あるいは観光に向けたまちづくりということをお研究してはどうでしょうかという提案がありました。我らとして、平田市長も御出席でございましたので、私はこの方がおっしゃられているのは手作りの観光とおっしゃる、いわゆるどこにでもおられるような高齢者の皆さんが作ったような料理が、観光客のためにも、また私たちの生活そのものが観光資源なんですよということで、今の中心商店街のようなまちが、この方のおっしゃるまちづくりではないのかなと思ったんですが、平田市長におかれましてはそうではないということをおっしゃられたような気がいたしましたので、この観光まちづくり事業体をつくって、この計画を見直されると、あるいはお考えを12月7日に述べられたことについて、お考えはお変わりないのか。まずその点をお聞きしたいと思っております。

後1、2、3といっぱい質問書、書いてございますが、3番2番1番というふうに述べさせていただきますので、次の質問からは発言席から述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（伊東隆吉君） 確認しますけど、今の通告ありますか。

5番（戸内恭次君） 関連のことです。私は。

議長（伊東隆吉君） 1のほうを読み上げて、そして質疑、そして発言席に行かれてください。

5番（戸内恭次君） そうですか。平田市長の個人的な見解ということで、後ほどじゃ、お伺いすることといたしまして、それでは3番目の道路特定問題についてでございます。

議長（伊東隆吉君） 3からですか。

5番（戸内恭次君） 3から、すみません。3，2，1と。

議長（伊東隆吉君） 字句の訂正を先にしっかりやってください。勝手に進まないでくださいね。

5番（戸内恭次君） 失礼をいたしました。順番を3，2，1と入れ替えてやります。

通告をしてありますこの奄振と道路特定財源問題について、質問させていただきます。よろしく願いします。

議長（伊東隆吉君） これは3の質疑、進まなくていいんですか。そのままいいんですか。この3の主題の奄振における位置付けだけで、これ言わなくていいんですか。今字句の訂正で止まっていますけど。

5番（戸内恭次君） そうですか。私は3，2，1，としてくださいというふうに申し上げたつもりでございますので、そのようにひとつお願いいたします。3番を、逆にしますということでございます。

議長（伊東隆吉君） それに対しての質問の内容が言ってないですよ。

3番の字句の訂正から始まるんであったら、3を1でよろしいですので、その中の、奄振における位置付けを一つ質問をしてください。そして発言席に戻ってやり直してください。

5番（戸内恭次君） 失礼いたしました。質問主題のですね、1，2，3とありますけれども、順番を3を1に、そして持ってくるということで、3，2，1というふうに変えていきますので、まず最初は道路特定財源問題について、2番目がですね、国道58号おがみ山ルートについてと、3番目に末広・港土地区画整理事業についてというふうに訂正をさせていただきます。よろしいでしょうか。

それで最初の質問でございますが、道路特定財源問題についての奄振における位置付けということでございます。その質問についてお答えをお願いしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） この中身はないんですか。ただ位置付けとだけの質問ですか。

5番（戸内恭次君） それについては、当局からのお答えをいただいて、それを、というのは県の工事末広まちづくり、こういった奄振で取得される計画がですね、道路特定財源のどれぐらいの割合になっているかということについて、是非お答えください。

議長（伊東隆吉君） 通告済みということで理解いたします。

ちょっとお待ちください。傍聴席の方に少しお願い申し上げます。先ほど携帯電話が鳴っておりますが、携帯の持ち込みは規則上禁止になっております。それとその入り口のほうに帽子の着帽も禁止となっております。それから飲み物の持ち込みも禁止となっておりますので、ニット帽子の方が身受けられますけれども、大変恐れ入りますが規則でございますので、よろしく脱帽されてください。

それでは当局の答弁を求めます。

企画部長（塩崎博成君） それでは奄振における位置付けの中で、暫定税率が廃止をされた場合、奄振に影響があるのかという部分について、まずお答えをさせていただきたいと思います。

今年3月末で期限切れとなる揮発油税など、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合は、国の道路財源が減少し、道路整備にかかる補助金が減額されることとなり、幹線道路や生活道路、農林業振興に必要な農林道など、すべての道路整備計画の推進に影響を与え、関連する他公共事業への影響も発生するものと想定をされます。奄振事業計画に照らしましても、大幅な計画の見直しが余儀なくされ、奄美群島のみならず、国・県や全国の地方自治体にとってもみぞうの影響が出始め、新規の道路建設は全くできなくなるとさえ言われております。また、暫定税率が廃止され、基本税率に戻ると道路財源が半分の金額となり、地方税の減収にも大きな影響が出るものと予想をいたしているところでございます。

5番（戸内恭次君） 道路特定財源が切られると非常に難しくなるとおっしゃられましたが、私がかねがねですね、これは大きな間違いだと、道路特定財源だから切られるんじゃないで、一般財源化にしてもですね、一般財源化で道路事業が必要であればやればいだけの話で、よく国会でも問題にされてますが、道路特定財源が減ったから道路が造れなくなるということをですね、言ってますので、これは大きな間違いであろうと。必要であれば一般財源から造れますよということであろうと思います。それを道路特定財源という形でなければならないというふうにですね、今国民を、私たち市民をですね、どうも方向違いに導いているんじゃないかというふうに思っておりますが、その点についていかがですか。

企画部長（塩崎博成君） これは道路特定財源というのは、道路を整備をするためにつくられた税金というふうに理解をいたしておりますし、その中で暫定税率のかさ上げをして、幅広く道路の整備を進めていこうという観点のもとでつくられたものと理解と認識をいたしているところでございます。

5番（戸内恭次君） 私の質問に答えていただけていないように思うんですが、その問題は飛ばします。それで奄振なんですが、奄振事業のですね、その歩留りということがよく言われますが、地元にとどれだけ歩留りがあるのかと。400億円から最近では350億円ですかね、減ってはおりますが、その減り方がですね、1割、1割ぐらいですね、おおよそ減っているのが。にもかかわらず、地元の土建業者の皆さんは、極端な疲弊感を持っているというか、減少感を持っているというか。その付近があるものですか、その歩留りというものをですね、私たちの先輩である吉田市議員は30パーセントではないかと、また鹿児島県の皆村先生は20パーセントではないかと。ところが地元業者に言わせるといや10パーセントじゃないかと言われるぐらいですね、この奄振の歩留りということについて議論があるんですが、お分りであれば教えてください。

企画部長（塩崎博成君） 議員が仰せのその歩留りという率については、今資料を持っておりませんので、この場でどの程度というふうについてはお答えしかねるところでございます。

5番（戸内恭次君） 先ほど申し上げました吉田前市議員とか、鹿児島大学の皆村先生の歩留りのことについては、お聞き及びですかということですが、いかがですか。

企画部長（塩崎博成君） 私はその歩留りの率については、今日議員の仰せの中で初めて承知をした部分でございます。

5番（戸内恭次君） 私の個人的な意見でございますが、この奄振事業は400億円から確かに減ってきておまして、1割ぐらいしか減ってないのに、何でそんなに、いわゆる一般の中小の業者が疲弊感を持っているかと言いますと、私はこの予算配分の在り方がですね、そうとう影響してるんじゃないかと

思っております、このことについてもまた委員会等でまた御質疑させてください。

次、2番目ですね、国道58号おがみ山ルートについてでございます。お尋ねします。末広・港土地区画整理事業とですね、この国道58号おがみ山トンネル問題のそのルートについてですが、整合性があるのかないのか、どういう立場でございますか。お答えください。

建設部長（平 豊和君） 国道58号の道路事業や、末広・港土地区画整理事業などの中心市街地における整備計画については、平成8年度に構想として立ち上げ、平成9年度の都市計画マスタープランにおいて、まちの将来像や実情に応じたまちづくりの方針を定めたものであります。その中で、将来の交通体系や土地利用及び市街地整備の方針などを踏まえ、名瀬まち全体の総合的な都市整備方針を定め、その方針に基づき必要な事業をそれぞれ国の認可を受け、事業化したものであります。御質問の国道58号の道路計画につきましても、まちの骨格をなす幹線道路として、市街地における交通の円滑化、災害時における代替機能の確保、市民生活の利便性の向上などを図る目的から、是非とも必要な事業であります。また、この国道58号おがみ山ルートと街中に計画する末広・港線は、市街地の道路網として当然連結されるものであり、そうすることによって商店街への利便性や商業環境の向上も図られ、賑やかな魅力ある中心市街地の形成にも寄与するものと考えております。

5番（戸内恭次君） イエスカノーかでお答えください。整合性があると、それともそうでないということですか。もう一度お願いします。

建設部長（平 豊和君） 整合性はあると思っております。

5番（戸内恭次君） 実は、このことについてお尋ねしたのはですね、鹿児島県知事が奄美のまちづくり在り方検討委員会で、委員会である委員がですね、整合性がある話をしましたら、そうではないという当局の方のお話があったもんですから、そこでですね、お話で確認をさせてもらったわけでございます。整合性があるということで今後認識をして議論をしてみたいと思います。この新聞等にもそういうふうに市民もまたマスコミも、また関係者も整合性があるということですね、当然あるものと思っていたわけですが、それがなかなか認められていなかったということで、今後のこの事業についてですね、大きなきっかけというか、ターニングポイントになると思っております、この整合性があるのかないのかということですね、お聞きしました。

それとですね、このおがみ山ルートでですね、特にこの計画がどんどん進んでおまして、歯が抜けたような形で現在事業を進めておりますが、この中でどうしても立ち退きができない。したくても動けないという人たちが出てきているわけですが、そういった人たちに対してですね、どういうふうな対応がされるものかなということで、御意見をお聞かせいただければと思います。

建設部長（平 豊和君） この事業につきましては、県が主体となる事業でございます、ただいまの質問については県のほうでお答えするのが筋かと思っております。

5番（戸内恭次君） 県のほうの事業ではありますが、同じ市民が影響を受けるわけでございますので、奄美市としてできる範囲のことについてのお答えをいただければと思います。

建設部長（平 豊和君） 奄美市といたしましては、県の事業がスムーズに遂行できるように、大島支庁のほうから依頼がありましたら、その件については協力をしてまいりたいと思っております。

5番（戸内恭次君） 分かりました。次、まいります。

この県知事がですね、県知事が言ってます、そのいびつな計画ということで、在り方検討委員会を立

ち上げて検討してきたわけですが、このいびつな計画ということについては、今回4案ということでルートが変更になりまして、そのいびつな計画ということについて、解決されたかのように思うわけですが、私はこのいびつな計画はそのまま続いているということで、2、3点述べてみたいと思います。

この図で見れば、お示しをいたしますが、トンネルのところですね、ずっとこう湾曲をいたしております、こういう在り方委員会の4案というものが採択されているわけですが、この平田町からですね、平田町の名瀬中学校から中心街に向かって左側にコースを外れていきます。そしてこの湾曲した道路はどこに行くかと言いますと、また永田橋通り100メートルしか離れていません。ここにまた舞い戻ってくるわけですね。この道路は古見本通りが混雑をするので、その混雑を避けるためにということでバイパスを造ったんですけれども、行き着く先はワンポイントです。そういうふうですね、それこそがまさにいびつな計画でなかろうかと思えます。ですからこの古見本通りを混雑させるということでの理屈はならない。ただ混雑の場所を変えたと。そうしますと今度は永田橋通りで大きな混雑をまた起こす。混雑をただ移動させただけ、しかも平田町から中心商店街に近いところにまた混雑を移動させたということになるわけで、これこそまたいびつな計画の延長であると。

それと世界遺産の問題をかねて、今回ルートが変わったわけですが、この世界遺産の問題からしますと、おがみ山トンネルにですね、おがみ山にトンネルを造るということ自体がですね、世界遺産というまちづくりからすれば、これこそまたいびつなまちづくりになっていないのかなというようなことを感じるものですから、この県知事の言ういびつな計画というのは、まだ解消されていない。ルートを変更を含めたこの見直しというのが必要であろうと思いますが、市長の見解をお聞かせいただければと思います。

市長（平田隆義君） いびつなという表現については、あくまでも知事の表現でございますので、私からコメントすることはないと思っています。

5番（戸内恭次君） それでは、いびつな表現は県知事の表現であるということだとおっしゃるわけですから、それはそうなんですが、市長としてですね、このまちづくり、整合性があると先ほど言っておりましたので、それはもう全体的なものとしてですね、とらえていただかないと、これはいけないわけで、いや向こうは県だ、ここは市だというような話でもありませんし、これは県知事の意見ということではなくて、整合性のあるまちづくりとして、市長の見解をお願いします。

市長（平田隆義君） 整合性という言葉の意味がよくとらえきれないでおるんですが、この計画はいわゆる国道58号線ですね、改良事業を入れるということで、起点は浦上から終点が真名津町の名瀬中学校の間と、こういうことになって、永田橋交差点を越えて、今予定しております元たから屋さんのあるその交差点から南に折れてトンネルで結ぶという方法が示されたわけですね。そういう中で私たちは中心市街地をどのような形で活性化させようかということ議論してまいりました。その中で国道が、そのたから屋さんのところへ誘導されるということであれば、それと連動した街路の設置というのは、大変意義のあることではないか、有意義なことではないかという発想もございまして、検討した結果、末広・港町の事業が導入が決まったと、このように理解しております。

5番（戸内恭次君） いみじくも市長がお認めになりましたけれども、今回の区画整理事業はこのトンネルから混雑する車を抜けさせるための道路なんだということをはっきりおっしゃいました。16メートル道路は活力あふれる、そのまちづくりとか、そういうことではなくて、正にそういう目的が大きくクローズアップされた今の御発言だと思います。ですから私たちは今回のまちづくりの問題について考えるときに、この問題を、道路の在り方の問題をしっかりと見極めていかなければならないと思います。それと行幸広場ですとか、あるいはいろいろな記念碑のあるおがみ山の下にですね、トンネルを造るという

ことは、どう見ても市民感情としても受け入れられない。これは避けれるものであれば避けてもらいたい。方向を変えていただきたい。そういう市民の、多くの市民の声もありますので、是非何かの機会に、市長もそういう市民の声があるということを知っていただきたい、お伝えいただきたいと思います。

それでは質問を末広・港土地区画整理事業について移します。用地の先行取得が進んでいるようでございます。この先行用地取得をした土地はですね、1割減歩と言われておりますけれども、この1割減歩に、1割減歩をされるのかされないのか、まずこの点から教えてください。

建設部長（平 豊和君） 質問の趣旨がちょっと分かりにくいんですが、地権者の皆様方、地区内の地権者の皆様方の減歩率は、宅地の減歩率は10パーセントでございます。これは平均して10パーセントということでございます。

5番（戸内恭次君） 質問がですね、全く食い違って、私の質問と答えが違っておりまして、減歩率10パーセントは、もう前も議会、もう皆さんもお分かりなんですね。ただこの3.3ヘクタールの中の区画整理事業用地はですね、10パーセント減歩をした上で16メートル道路ができるんですよというふうな区画整理なんですね。その10パーセント減歩をしないものなのか、減歩をしてやるもの、取得するものなのかと。これはなぜかと言いますと、先行取得をされる場所は10パーセントカットされないのに、残される土地は10パーセントカットされる。金額で申しましょう。100坪の土地を持っておられる方が10パーセントカットされると10坪ですね、10坪、市が評価していれば100万くらいですから1,000万円ですね、1,000万円を市に寄付する人と、1,000万円を市からもらう人との差が出てくるんですね。田中課長、お分かりですよ。そういうふうな、いわゆる不平等感がありますが、こういう取得の仕方についてですね、どうなのかというのはありますけれども、今現状はどういうふうな取得の仕方をしていきますかと。例えば100坪の土地を購入するのにですね、その市は100坪だけを買うのか、それとも90坪を買うのかということです。10坪は寄付するために残すのかということですね。金額が大きいもんですから、中心商店街というのは単価が高いですから、ちょっと教えてください。

都市整備課長（田中晃晶君） 先行取得に応じていただける地権者につきましては減歩についてはございません。

5番（戸内恭次君） 先行取得用地は減歩はないということでございますので、ならば、ならば先行取得をしていただきたいと。この土地を手放そうと思う人はですね。そういうふうなことで我先にとということで先行取得をしてくれという申込みが相当あったと思いますが、その付近を購入された数、あるいはされてない数、申込みがあった数、お分かりでしたら教えてください。

建設部長（平 豊和君） この用地先行取得につきましては、事前に意向調査等を行いまして、事業において土地の提供に協力できるという方々を基本に選定しております。

5番（戸内恭次君） 事前にという話でございますが、皆さん、協力するという意味で先行取得してほしいということで、申入れをするわけなんです、これは受付順なんですか、先着順なんですか、それとも協力するというのはみんな一緒なんですね。ただ、それで、そこを、その差をどういうふうにして付けたんですか。

建設部長（平 豊和君） これまでの既に先行取得は始まっておりますが、これまでに私どもが先ほど10パーセントの減歩ですということを申し上げましたが、その10パーセントの減歩で済むというのは、減価補償金額、減価補償でそれが、減価補償ということで10パーセントで済むわけでございます、

その範囲内で我々は取得をするということでございます。したがってこれまで間に、その計画に対しまして、取得する面積に対しまして意向調査などを行い、その分を取得すれば足りるということでもありますので、それ以後の取得の申込みについては今のところすべて取得が予定どおり行われましたら、その分については取得する必要がないものというふうに考えております。

5 番（戸内恭次君） 質問に全く答えておりません。私は先行取得をする土地を、例えば20人のところから先行取得をする必要があると市が認めた場合ですね、30人の人が申し込んだ、20人の方も残り10人の分30人みんなが協力をしましょうということで、先行取得申込みをしているわけです。そこで先行取得をどういうふうにして差を付けて、この人は買う買わないというものをやったのかと。その差というのは10パーセント買ってもらえるのか、あるいは市にただで取られるのか、その差は大きいわけですよ。取られる人ともらえる人と差は全然こう違って来るものですから、そこらあたりをね、やり方について公平にできているのかどうか、お伺いしたいということで聞いているわけです。

建設部長（平 豊和君） 議員お尋ねの現在用地先行取得を進めている中で、我々は26か所を予定しておりますが、26か所以外にも市に売却を希望している方が確かにあります。この用地先行取得は先ほども説明いたしましたが、現事業計画において定めた減価補償金に基づき、公共施設充当用地として事業地区内の約2割の宅地を買収するというのが目的でございます。現時点で選定している26か所の買収が完了することになれば、用地先行取得の要求を満たすことになりますので、現時点では追加して購入する必要はないと考えております。

5 番（戸内恭次君） 分かりました。ただ理解をしていただけてないのがですね、その差でございます。申込みをした人の中の先に買った人、その選考基準はどうかということ、前回お聞きしたときに、庁内ですね、その順位を決めたとか、話がございました。それは理解はしておりますが、その庁内で決めた基準はいったい何なのかということなんです。

都市整備課長（田中晃晶君） 先般来から申し上げておりますが、用地先行取得の選考基準につきましては、過去2回の関係権利者へのアンケート調査を行って、協力していただいている方を抽出しております。今回その中から1番目はですね、さら地です。そして次に木造、非木造というふうになります。2番目にと申しますか、次には我々が今年度20年度に換地計画を予定しております。その換地計画や移転計画などで、事業推進に有効な土地を総合的に判定をして選定をしていくものであります。

5 番（戸内恭次君） その先行取得された所というものについての公表はできますか。いったいどのどういう土地を買っているんだらうと、今後どのような所に問題があるのかなということですね、議員としても把握してみたいと思っておりますので公表できますか。

建設部長（平 豊和君） 現段階では公表はできないものと判断しております。

5 番（戸内恭次君） ということは、この議会においても公表できないということですか。それとも取引の状況によって、隣近所には教えないでという話はよくあるんですが、それは当然そうであるかもしれませんが、この議場においても公表できないということですか。

建設部長（平 豊和君） この事業、用地先行取得が終了した時点であれば公表できるものと、公表できないもの等もあると思いますが、個人情報に関するものでありますので、事業が用地先行取得が終了した時点では公表できるものと思っております。

5 番（戸内恭次君） 15 億円を今年、昨年から繰越で 15 億円使います。そしてまた今年 5 億円を借入をして、20 億円という大金をですね、今回この事業に使うわけですね。20 億円のお金を使うとういうことになってますので、これをですね、公表できないというのがよく理解できないんですが、できないんですけども、その条文的な、その法的な根拠はいったいどこにあるんですか。

建設部長（平 豊和君） 個人情報ですので、これは個人情報を今、個人情報については法律でも勝手にいろいろと出すことはできないということは法律でも定められておることです。これは我々が公表をできない、今現在公表できないという理由はですね、今先行取得の最中でございます。交渉をやっている中で、いろいろと個人的な情報が入りますと、用地先行取得に支障を来たす恐れがあるということからであります。

5 番（戸内恭次君） 私がですね、なぜこういうあれかと言いますと、どうもその先ほどから申込みをした人がたくさんいるんだけれども、いわゆる聞き入れて購入できる人、できない人、そういったですね、分け方について、どうも疑問があるからであります。というのは 10 パーセントカットされて、この区画整理事業に協力する人と、あるいは 10 パーセントカットされずに思うがままにこの事業に協力する人との差がですね、できてくるのではないかと、そういうことで、本当に平等な立場で我々が知らないにしてもですね、平等な立場でやれるんだらうかと。じゃ、いったいこれを平等な立場でこの事業遂行をして見守っていくのはいったいだれなんだらう。どういうポジションでやっていくのかなと。20 億円という本当に大きなこれは取引なんですね。20 億円というピンとこないかもしれませんが、例えば不動産が仲介業者として 20 億円の物件を扱ったとしますとその不動産業者に 1 億 2,000 万円の手数料が入るんです。こんな大きな事業なわけです。ですからそういうことをですね、どういうふうな形で先行取得し、あるいは基準をですね、決めているのかなということ、またこの議会にですね、公表できずにやるということが、本当に法的にかなうものなのか。例えばこの議会を秘密会議にしてやるということもあり得ると思うんですが、そういったことということは想定ができるんですか、できないんですか。

建設部長（平 豊和君） 今この議場ということやら、限定した場所やらということではありますが、これにつきましては、私どもがこれまで用地先行取得で築き上げてきました個人との信頼関係を損なうということも出てこようかと思えます。そういったことで事業の進ちょくに大きく影響するような、来たすことであれば、私どもは今公表できる段階にないということでもあります。あくまでもこの選定基準にしましても、先ほど来答弁しておりますが、私どもは公明公正にその選定、用地先行取得に取り組んでいるところであります。

5 番（戸内恭次君） 議会を秘密会議にしても公表できないということのようでございますが、私がなぜこの問題についてこう突っ込んでいくかと言いますとですね、この用地先行取得のですね、在り方について、本当に公平になされているのかなという疑念があるからでございますが、

あえてですね、申し上げました。市長は御存知ないことかもしれませんが、そういうことがございます。

次、質問まいります。

都市整備課長（田中晃晶君） 議員がおっしゃっている減歩を受けて区画整理事業に参加するものと、先行取得に応じると 10 パーセントをしない、それは単に申込みがあるから、ないからというようなことで差を付けてるよとの御質問のようですが、この用地先行取得というのは我々が末広・港土地区画事

業の区域3. 2ヘクタールが減価補償地区であるということなんです。というのは、その減価補償地区、金額で申しますと先ほども申し上げています、そちらにしますと11億円なにがしですが、その分の分が、土地の評価がそれ以上上がらないと、評価の上がる範囲内が11億円だということです。20億円だということです。ですからそれを、その分を満たすものが今現在26件で条件を満たしているということです。

(「結構です。すみません、私がいいですか」と呼ぶ者あり)

5番(戸内恭次君) 減価補償金というところ、これは精算金、減価補償金というのは最終的に出てきますよね。今お話を伺ってみますと、その減価補償金は枠内で処理するためにということですよ。減価補償金はその3. 2ヘクタールの区画整理事業をやる、その予算内であると、そういう意味での減価補償ということですよ。

都市整備課長(田中晃晶君) 区画整理事業を行う際に、我々が原点にありますのは、個人の財産を侵さないということなんです。10パーセント減歩をされたとしても、土地の評価として10パーセント上がるということです。そういう意味で先ほどから申し上げておりますこの地区は減価補償地区であります。その部分を侵さない程度を図れるという区画整理事業をするために、先行取得、用地の先行取得を行うものです。

5番(戸内恭次君) お話を伺ってますと、要するに土地の価格を維持するためにね、いわゆる区画整理事業をやる前と後と同じでなければならぬと、そのために減価補償をするんだという意味での取得ですよと、そういうことですよ。それは分かります。ところがこの、その土地の値段というのはですね、皆さん御存知のとおりどんどん下がってまして、この路線価格がですね、坪80万円ぐらいの路線価格の所が10年間この曲線をこのままいきますとですね、35万円、坪35万円、これはあくまでもこちらのほうで算定した土地の値段ですが、そういうような極端なことになりかねないかなということがありまして、区画整理事業で、区画整理事業でその土地の良好な住宅地を造るための区画整理事業が、今回100億円、約100億円の事業を投資してやるんですけども、どんどん下がって行って、これがですね、10年後、15年後、完成したときに、この価格が下がって行って、その差をいっただいどういうふうな調整を取るのかなというようなことを考えますと、しかも今回の三つの事業、ここにある三つの事業、埋立事業、これもこの全体のまちづくりの中に考えてみますと、片方では区画整理事業をして16メートル道路を造って商店街をどんどん追い出していくと、そして片方では5. 6ヘクタールの埋立てをして、新しい土地を造っていく。これが商業地になるかもしれない。そういうことを今大きな計画をやっているものですから、そこでどんどんどんどん中心商店街の土地が下がっていくと、そういうことが起こり得るわけですね。現在の土地と価格と10年後の価格は違うということが大きな差が出てくるという可能性があるものですから、本当にこれをですね、続けていいものかと、この中心商店街の事業を本当にあやふやな状態で続けていいものかという疑問があるわけでありまして。ですから危ない橋を渡ることはないんですよ、市長。市長もいつまでもお若くおられるわけじゃないわけです。ですからもうこうした不安をですね、皆さんが持っている。そして土地の評価がどんどん下がっていく。こういった事業をですね、いつまでお続けになるのですかと。もうそろそろ凍結、あるいは中止という状況になっているんじゃないかと思いますが、いかがですか。

市長(平田隆義君) 昨日も申し上げましたように、この中心市街地で商いをやっていこうという若い人たちがおります。私はその人たちにかけてみたいという思いがいっぱいあります。そして、整備が整いますればそこに新たに投資してみようという若い世代も生まれてくるであろうと、これは容易に理解できるんじゃないかと、このように思います。

5番（戸内恭次君） 先ほどの本を見ていただければ分かりますが、商店街は雇用の場であると、こういうことも言ってるわけです。まさに市長がおっしゃるようになりますね、雇用の場なんです。この雇用の場を16メートル区画整理事業をやって、16メートルを造って、今現在の商店街をどんどんどんどん一時的にしる、どこかほかの所に行ってもらおうというような、まちから商店街をどんどんどんどん外に出しといてですね、出しといて昨日ですか、答弁の中でその流通業者を育成すると、あるいは雇用の場をつくる。こういうことが本当にそらぞらっというんですかね、虚しい言葉に聞こえてくるんですね。正にここで市長は現在のまちを残しつつ、皆さん、この永田市場をですね、活性化するために非常にいい働きをされていらっしゃるわけですが、こういったことをですね、どんどん積み上げていってですね、活性化していく方向を取るべきであって、人々の人生を大きく変えるような、また商店街の皆さんに不安をもたらす、いわゆる対立をもたらす、住民の対立をそれこそ醸成していくような、そういうものではなくて、もっと住民の皆さんが喜ぶような、そういうまちづくりをですね、してほしいと思いますし、ずっとお話を伺ってますと、前はある、いわゆる建設業者の育成のためと言って、昨日は流通業者の育成のためという、こういった言葉も変わってます。そういうことでですね、本心がどうもよく分からない。ですから是非、是非中止するなり凍結するなり、あまり住民の人生を大きく左右されるようなことをですね、進めることがないようにお願いを申し上げます。

市長（平田隆義君） 決して建設業者を育成するためにこの事業を入れるんじゃないんですよ。建設業者がそれは付随して事業にタッチしますけどね。それともう一つ、この事業を入れる、採択するというか、採用するまでに、どんどんどんどん商売をやめていった人がいるじゃないですか。抜けていった人がいるじゃないですか、既に、この事業に入る前に。これを潤えるということなんですよ、若い人たちが。何とかせんにゃならんというのはそこだと思います。

議長（伊東隆吉君） 以上で無所属 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時46分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたしますが、無所属の戸内恭次君より発言の申し出がございましたので許可いたします。（午後4時00分）

5番（戸内恭次君） 先ほどの一般質問の中で、表現の中で不適切な部分がありました。これについて誤解を与えたりするということもございますので、この点を私は取り消したいと思っております。どうぞ御理解をいただければと思います。

23番（平 敬司君） ただいまの失言は言葉では取り消せますけども、この一般質問はテレビを入れて修正なしで放送をするということになっております。そのことについてはテレビ局の方とどのようにお話をするのでしょうか。今のは放送されるのかですね。

議長（伊東隆吉君） よろしいですか。私がこの議長になりまして2回目の議会の議長職を執っておりますけども、1回目にもありましたけれどもそのテレビの、奄美テレビの放映の内容に関しましてはカットの分のお願いもできました。もしそれが議会運営上のこの規則の中で、放映に関して総意取り決め等が削除できないという旨があったとすれば、私の勉強不足だというふうに認識せざるを得ません。そのへんの件は後ほどまた確認を取って、御報告いたしたいと思っておりますが、そういう形で御理解願えませんでしょうか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

インターネットのことを申し上げます。インターネットはずっともうこう放映した後でございます。100件のアクセスが可能でございます。ですから100件の人は見ているというふうに考えたほうがいいと思いますので、今の件はあくまで本議場のことで訂正方行っておりますので、そののところまではインターネットに対してのものまでは配慮ができないものと考えます。よろしゅうございますね。

(「インターネットに今の部分は入っているんでしょ」と呼ぶ者あり)

再開しておりますので、もうすでに今の言葉も全部世界に発信されていると思います。

議長(伊東隆吉君) それでは引き続き一般質問を行います。

新奄美 向井俊夫君の発言を許可いたします。

7番(向井俊夫君) 皆さん、こんにちは。今定例会最後の登壇でございます。新奄美の向井俊夫でございます。所属政党は自由民主党でございます。まず、昨年秋の奄美市初の市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様のお御指示をいただき、大量得票で当選させていただき、感謝の念に絶えません。責任の重さを自覚し、旧名瀬市最後、そして奄美市最初の監査委員を3年半の貴重な経験をいかし、向こう4年間、しっかり頑張る所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、市町村合併後奄美市が誕生し、3月20日で丸2年が来ようといましております。この合併の善し悪しは、後世の皆様から評価を受けるわけでございますが、今現在私たちは直面する諸問題を市民の皆様のお御理解とお力添えをいただきながら、市民の皆様方に喜んでいただけるように解決していかねばなりません。また、私どもはこれからの合併総仕上げの平田市長の手腕に大変期待をするというところでございます。

次に、国内外の政治経済状況は全くもって一寸先は闇と申し上げても過言ではございません。アメリカのサブプライム問題に端を発し、原油価格や食料品の価格の高騰と、回復基調にあった日本経済も円高ドル安、株価の下落と、最悪の状態に陥っている現状でございます。

この厳しい経済状況の中での市政運営は、平成20年度奄美市一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算を合わせた総額で、450億8,507万1,000円で、対前年度比当初予算に対し、マイナス8.6パーセント、マイナス42億3,405万9,000円の減額であり、この42億3,400万円という額は小さな自治体の年間の一般会計予算に匹敵するものでもございます。この厳しい市財政状況を頭に入れながら、通告にしたがっていきまして順次質問に入りますが、字句の訂正をお願いいたします。

3の航空路線問題、(1)の東京、大阪、鹿児島、沖縄という表現、これを沖縄線となっていますね、これを沖縄路線に訂正していただきたいと思います。そしてもう一つ、5の奄美市の人口動向(2)の奄美大島本島の人口動態予約となっています、これを予測ですね、と今後の島全体の対応、予測に変えていただきたいと思います。

それでは新年度における予算編成の最重点課題、これは最も力を入れた予算は何であるかということでございます。先日の企画部長の答弁の中で、A、B、Cというランク付けいたしまして、Aは最も早急に予算化しなくちゃいけないと、今年度中にしなくちゃいけないというものを取り上げているから、今年度取り上げたものは最重点のもですよというお話がございました。Bというのは2年から3年、そしてCというのは4、5年後の予算化ということでございますが、そのAの中で最も最重点課題だと言われるものは何かをお伺いします。

また2の将来的展望を考え、新年度での頭出しは何があるか、予算の頭出し、これは将来的展望を見てですね、これからこの奄美市がどういうところに力を入れていかなきゃいけないかと、そういう意味で頭出しをした予算があればそれをお伺いしたいと思います。

3の今後削減が考えられるものがあるか。これは今の時世だから今年度予算化してあるが、これから

先、こういう時代の流れの中で、どのようなものが削減されていくのか、そこらへんをお伺いしたいと思います。

次からの質問は発言席で行いたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 当局の答弁を求めます。

市長（平田隆義君） 向井議員の質問に答弁します。

新年度予算につきましては、本当に大変厳しい状況の中であるということは従来と変わらないところであります。その中で、今回は特に投資的経費において事業実施計画を作成しましたので、それとの整合性を図ることからスタートしたいということで取り組まさせていただきました。もちろん公共工事部門においては、起債額の38億円というガードが取られておりますので、その範囲内の事業をさせていただくということでしたわけです。福祉医療関係は、先ほどから申し上げておりますように、法で定められた最低限と表現しているんですが、妥当かどうかちょっと分かりませんが、定められてたことだけは何かして頑張っていこうと。ただし市独自の追加ということはなかなか厳しいなということで、多くの要望もございましたが、その点は見送らせていただいたと、このように思っているところです。新年度予算ではかねてからも申し上げておりますように、産業の振興ということのとりえ方をどうするかということが、最も大きな頭を痛めたところでございます。そういう中で、これといった大きなものは組めないわけではございますが、風力発電等においては、これはむしろ環境に対する感心の高まりを期待してやっているわけではございますが、これらも一つの地域の活性化につながればなど、こう思ったりもしております。

この後、やっぱり2009年の皆既日食に向けてのきっかけとして、観光の受入態勢が整えばということで、具体的にはあやまる岬やそれからあやまる岬の公園地の整備等にも入れております。このことの一つは、今後グランドゴルフ等ですね、誘致等も、誘致というか、大会の誘致ですか、もこれからの時代としていいのではないかなというようなこともあるということで、後々はそういう使い方ができるようにということで、トイレやグランドの整備を試みようということで取りかかったところです。

港湾とか、住用地区の漁港の問題等についても指摘されてますように、地域の漁業振興、これを一次産業をどうするかということで、一人でも多くの漁業者を育てたい。そして少しでも水揚げを増やせるようにという工夫をしたいということで、和瀬漁港の再整備等にも取りかかったところです。住用地区における当初城地区ですね、字図混乱を解消したいということで、昨年から取り組んでおるところですが、聞くところによりますと、住用地区のほとんどの農耕地が字図混乱になっている所が多いということでございましたので、今年度はなお一層人材を配置して、プロジェクトチームをつくって、その解決にあたって、どういう形をすることによって解決するか。そしてそれが住用地区における農業の振興につながるよということで取り組んでいきたいと、このように思う所であります。

こういういくつか申し上げましたが、福祉関係の予算、教育関係の予算ということでも、またどうしても対応しなきゃならないということなどがございまして、なかなか産業振興に一極集中的にというわけにもまいらない状況でございまして、総額削減する中で、精一杯頑張ったつもりであります。また今後具体的なことで問題が生じたときに、対応していかなければならないなど、こう思っているところでございます。いずれにしましても、地域の経済力がつくということはどうすればいいのかというのは、大きな課題であるという認識は持っておりますので、御指導賜りたいと思います。

7番（向井俊夫君） 今お答えをいただきましたが、今後の削減が考えられるものがあるかと、それに関しては避けたというのが本音でしょうね。というのは、市民に対して今の市政、これをまんべんなく、やはり予算を配分したいというのが本音だと思います。そういうところでこれからやはり財源確保という意味におきまして、やはり産業振興、これをどうしていくかと、いかにもうけていくかということも大事だなという部分があります。大変厳しい予算編成だったのかなと、数字見ながらですね、解釈させ

ていただきます。ですから当局の皆さん方の御苦労に対しては敬意を表したいと思います。これはもうたくさんの議員の方がですね、質問いたしておりますので、これまでにしましてですね、次2の長浜地区の埋め立てについてお伺いいたします。

1の完成年月日とその利用目的、そして2のどういう事業をそちらに誘致するのか、その目的と理由。そして3番目の環境、それによる環境、どのように考えているのか。そこらへんをお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） まず、長浜地区埋立ての完成年月日と利用目的についてお答えいたします。

長浜地区の埋立事業は、奄美市開発公社が事業主体であります。平成17年8月26日に埋立免許を取得し、護岸等の整備を実施して、今年1月17日に県から竣工認可を受けております。現在は区画道路、上下水道の工事等を行っており、今年3月末の完成を見込んでおります。利用目的としましては、埋立免許申請時と同様、業務施設用地並びに造船所用地となっております。

次に、誘致企業とその目的、理由についてであります。長浜埋立地への誘致企業はまだ確定しておりませんが、奄美市開発公社としましては造船所用地につきましては名瀬港本港地区内にある唯一の造船所代替用地と考えております。また5,700平方メートルある業務施設用地の内、約4,000平方メートルにつきましては、名瀬港本港地区の埋立てに伴う矢之脇地区にある奄美市地方卸売市場の移転用地と考えております。残り約1,700平方メートルの業務施設につきましては分譲を検討しております。

環境問題についてであります。長浜地区埋立てに伴う環境問題につきましては、昨年6月に奄美のまちづくりのあり方検討委員会が設置されたことに伴い、造船所事業者との移転補償の交渉ができない状態にありました。今年1月の検討委員会の報告を受け、鹿児島県と奄美市開発公社の整備方針も決定しましたので、今後は早急に事業者との補償交渉を進めてまいります。造船所の防塵対策につきましては、長浜地区住民の生活に影響を及ぼさないよう、万全の対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

7番（向井俊夫君） これは大体予想した本当にマニュアルどおりの答弁をいただきました。造船所を移転させてくる、それと中央青果。中央青果に関してはそういう環境問題とか、そこらへの心配はないかと思うわけですが、この造船所を今、部長の答弁の中でも防塵対策という言葉が出てまいりました。19年の6月の大迫議員もこの環境をどうするんだという質問をしております。9月には私もさせていただいております。既にもう半年以上も経っているわけですが、そこらへんでですね、具体的なそういう防塵対策と、ただ言葉で言うのは簡単ですよ、防塵対策、万全を期しますという形を申し上げますが、じゃ、具体的に実際にその話をですね、その造船所としているのかどうか、ちょっとお伺いします。

建設部長（平 豊和君） 先ほども答弁いたしましたが、埋立てに伴う名瀬港の埋立てのこの件は、奄美のまちづくりのあり方検討委員会の議題でありまして、そのことが審議をされている最中でございましたので、それまでは当人と補償交渉がそんなになかったというところでありまして。

7番（向井俊夫君） 私は要するにその防塵対策を具体的にどうするかを、話し合ったのかということと、それと庁舎内のそういう対策というのをちょっとお伺いしているわけです。

建設部長（平 豊和君） この防塵対策につきましては、私どもが補償の中で検討することになりますが、相手に対する補償ということで、これから今後話をするようになりますが、先進地、先例地などをこれから視察をしまして、その対策についてそういったことで参考にしたいと、そういう対応を考えたいということでありまして。

7番（向井俊夫君） ちょっとね、これはもう大変私ごとで、こういう場で申し上げるのはどうかと思うんですが、一応申し上げます。実は私の家内がアスベストが原因で昨年年始めに、もうあと半年、1年の命だと言われました。そういう中で手術もできないという中で、何とか右肺の水を抜きまして、手術ができる状態までこぎつけて、右肺の摘出をいたしました。右の肺が駄目になったということで、左の肺も同じようにですね、アスベストを吸い込んでいるわけですね。ですから言われたのは刺激を左の肺に与えるとその肺も発病するかもしれないということでございます。私は今まで船を5杯造って2億5,000万円ぐらい船に投資をしました。そういう中であんたたちは素人だからね、造船所がどういうところか、知らないでしょう。そしてもし仮に万全の対策を取るんであったら、それこそ格納庫みたいな中に造船所を納めてしまわないと駄目なんです。船を上げた、上げたところでグラインダーかけて、ガラスの破片を飛び散らして塗装を塗ったりとかね、そういう事態が発生してくるわけです。あの辺一体真っ白になりますよ。それを承知の上でさっきの発言をなさっているのかどうか。どこらへんまで認識しているのか、ちょっとお伺いします。

建設部長（平 豊和君） 議員御指摘のように、飛散しないようにその対策を講じなければいけないというふうに考えております。それがその造船所、造船のその船そのものを囲ってでもしなければならぬというふうに、私は今認識をしておりますが、このことなどについて先例地の事例などを参考にしたいということであります。

7番（向井俊夫君） 先例地先例地と申し上げますがね、このアスベスト問題が取り上げられましたのはごく最近なんですよ、ごく最近。特にガラス繊維とかそういうの造船所の前をずっと子ども時代に通学してて、30年40年後に発病したという事例も出ております。そういう意味からね、大変危険な状態だなということですね、もう一つだけちょっとお伺いしますが、そういう造船所誘致と人の命とどっちが大切か、ちょっと部長、市長にそれぞれお伺いいたします。

建設部長（平 豊和君） 私ども埋立てをやる中で。

（「人の命が大事か、誘致が大事かという、二つに一つ、どっちかということです。余計なことはない」と呼ぶ者あり）

もちろん、人の命が大事でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

市長（平田隆義君） はい、人の命が優先でございます。

7番（向井俊夫君） 分かりました。人命が大事ということでですね、承りました。そのつもりで私もこれから対応させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

環境問題の答弁がありました。今まで私どものほう、合宿の選手がたくさんおいでいただいております。現在では年間にしますと約5,500泊から6,000泊近い宿泊をいただいて、今名実ともに冬、冬期の合宿では小さくても日本一と言われております。その選手たちが今まで一番いい環境の中です。練習ができています。それに対してこれが、環境がこの造船所誘致です。環境がよくなると思うのか思わないのか、市民福祉部長、そして産業振興部長、合宿担当、そして建設部長、三人それぞれよくなると思うのか、悪くなると思うのか。はい、お答えください。

市民福祉部長（伊東鉄郎君） ただいまのその造船所の問題でございますが、確かに防塵の問題になりま

すと環境が悪化されることが予想されますが。

(「それだけでいい、よくなるのか悪くなるのか聞いているんだから」と呼ぶ者あり)

環境は悪くなる傾向にございます。

産業振興部長(赤近善治君) 環境が悪くならないような設備をさせたいと思います。

(「よくなるのか悪くなるのかと聞いているんだよ」と呼ぶ者あり)

それは私どもでは分かりません。

建設部長(平 豊和君) よくなるように努めてまいりたいと思います。

7番(向井俊夫君) よくなるのかならないのか分かりません。よくなるように努めます。じゃその答弁しっかり受け止めさせていただきます。よろしいですか。大変無責任な発言だと私は思いますね。ということで次に移ります。

次に、航空路線、失礼しました、航空路線の問題について東京便、大阪便、そして鹿児島便、そして沖縄路線の今後の展望ですね、そこらへんをお伺いしたいと思います。

産業振興部長(赤近善治君) 東京、大阪、鹿児島、沖縄路線の今後の展望についてでありますけれども、現在、東京、大阪、沖縄が1便、鹿児島が5便就航し、大阪便につきましては7月の14から8月の31日の間、それから12月21日から1月7日の期間中は2便体制で運航を行っている状況でございます。東京、大阪便につきましては、搭乗率が70パーセントを上回り、高い搭乗率となっておりますが、全体的な路線の状況におきましては、ここ数年の搭乗率は横ばいの状態でございます。東京、大阪路線の2便体制、沖縄路線のジェット化と、さまざまな課題がありますが、的確な情報の収集と迅速な対応が大きな鍵になると思いますので、関係機関と連携のほど、積極的なPR活動を行いながら航空会社に要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、新規路線の。

(「そこはまだ聞いていません」と呼ぶ者あり)

7番(向井俊夫君) 今部長が新規路線のと言いましたが、私が1、2、3まとめてやるよと言ったから、質問も聞かんで答弁するという、そういうマニュアルどおりの答弁をしないように。自分のやっぱり勉強した思いをね、きちっと自分の言葉で答弁してごらん。

新規路線の可能性ということを次に触れますが、その前にですね、今東京、大阪、鹿児島、沖縄線、これは実は市長も就任、平成6年してからですね、何らプラスになった進展ってございませんよね。逆にむしろマイナスマイナスと、これはもうこれ以上申し上げません。私が予測したとおりに物事は運んでいったからです。減便にしたってそうだし、ANKの九州路線にしたってそうだし、だからこれはね、やっぱり、本当に毎年毎年ね、この思いをですね、航空会社そして国交省の航空局、そちらあたりに届けないとね、ああ、奄美はこれでいいんだと、特にJAL体制に入ってますね、官僚主義的な非常に色合いが強いんですね。ですからこれはもうきちっとやっぱり、その思いを届けていくということが大事なのかなと。ややもしたらね、ここ2、3年、JASがJALさんと合併してから、航空会社の顔色伺いみたいな言葉がね、当局のほうからも聞こえます。そうじゃなくて、やっぱりお願いすべきことはお願いするということが大事なのなかという思いがありますので、そこらへんよろしくお伺いしたいと思

います。

次に、新規路線の可能性と、今何らかの形の活動、それをやってるんだっただらお聞かせください。

産業振興部長（赤近善治君） 新規路線の可能性と活動についてでありますけれども、福岡や名古屋方面の新規路線が考えられますが、今のところ過去の実績や、奄美との人的交流からして福岡便をより優先して実現化に向け進んだほうがよいかというふうに考えております。昨年1月に鹿児島県福岡観光連絡協議会が観光戦略としまして福岡、広島方面の旅行専門誌7社を招へいしまして、奄美観光の魅力について取材をさせております。その中でも福岡・奄美路線が開通しましたら、福岡や中国地方からの観光客が見込めるとの指摘などをいただいております。航空業界においては赤字路線を抱えるなど、取り巻く環境は非常に厳しい情勢にあると考えられますけれども、関係機関と協力しながら航空会社への新規路線開設につきましてアプローチを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

7番（向井俊夫君） 今新規路線、名古屋と福岡という話が出てきました。その中で特に福岡、これは平成7年、過去ですね、本当、寸前までいった経緯があります。そのときは福岡の商工会議所のほうも理事と一緒に陳情してくれたりということで、福岡・奄美の路線を開設しようと、復活させようという動きがありました。そのときはたまたま私が商工会議所の全国の青年部連合会副会長をやっておりまして、九州全県からの青年部の陳情書をいただきまして、奄美のために、じゃ頑張ろうということでの経緯がございました。いろんな諸問題、諸事情でその路線開設はなりませんでした。

今回特に新幹線整備でですね、これから新幹線開通しますと、福岡・鹿児島間、これが短時間で結ばれる。そうなりますと鹿児島・福岡路線の減便ということがはっきり見えてまいります。そういう意味では今特に燃料が高騰してまいります。あれは離発着のときにですね、大変燃料を一番使うんですね。ですからフライト入ってしまうと特に偏西風とか乗った場合ですと、そう燃料を食わないということですので、特に距離の長い路線というのは歓迎されるわけです。ですからそういう意味では福岡・奄美間とか、それと名古屋間、先ほど東京路線とか大阪路線と、距離の長い路線というのは、特に燃料が高騰する場合は有利な部分が働くのかなという思いがありますので、是非ですね、そこらへんを特に新幹線開通ということを入りながら、今からですね、動いておく必要もあるのかなという思いがあります。そういうことでこの対策協議会、そしていろんな諸団体、観光団体、いろんな団体の書面もいただきましてですね、キャンペーンごとにですね、やはり航空会社にもお願いすると。そして、先日実は国土交通省のほうでちょっとヒアリングを受けてまいりました。その中でもですね、やはり航空運賃の問題とか、路線の問題、そういう話も出ました。それはやっぱり足を運んできちっとお願いすることによってですね、解決するのかなという感触を得ております。そういうことでですね、是非市長、そして経済団体の長、これは商工会議所会頭でしょう。そして後は観光関係の会長と、そこらへんでですね、きちっと対応していくというのが大事なのかなという思いがあります。特に市民の皆さんや、そして市長の答弁の中でもですね、今回の議会の中でも、それが観光行政、これをどう進めていくかということがたくさん出てまいりました。それにおいてはやはり離島ということから考えますと大事な問題だと思いますので、是非今までの停滞して形の航空路線という問題じゃなくて、その東京直航便が飛んだときの、あの喜びと活気、あれをもう一度ですね、思い起して取り組んでいただけたらなという思いがあります。それを強く要望いたして次に入りたいと思います。

次に、運賃値上げとですね、パンフレット問題。これは今特に原油価格が高騰して新聞報道やいろんなマスコミの報道の中でも、運賃値上げが報道されております。そしてパンフレット問題、これは実は今まで従来ですね、皆さんも見ていただいたら分かります。奄美諸島、屋久島、種子島、これは2年前からこういう形です。その前までは奄美諸島という形で出ておりました。これ、2年前から出たパンフレットです。屋久島、種子島というのが入っております。その前までは奄美諸島という形だけで、東京や大阪や各代理店、ざあっと並んでたわけですね。ところがこれは今年の4月からのパンフレットです。

九州という形にまとめられたわけですね。そして屋久、種子、奄美諸島という形で、このような全面的に奄美諸島と打ち出されたのがですね、もうこういう形になってしまったということでございます。これも実はページが中の、大阪のパンフレットだけに関して言いますとね、今までページ数にしますと、これで奄美関係が21ページあったわけですね。それが13ページまで削減されていると。ということは、中の内容もかなりやっぱり削減されていると。この市内のホテルも消えてしまっているホテルもあるし、特に徳之島とか沖永良部、与論辺りの民宿とかホテルも消えてしまっているんですね。奄美全体として大変マイナスイメージになっているということでございます。そこらへん、当局としてどのようにとらえているか、ちょっとお伺いいたします。

産業振興部長（赤近善治君） 運賃値上げとパンフレット問題についてでございますけれども、今年4月から航空運賃が奄美発の離島以外が全路線で値上げが決定しております。これは燃油費高騰を受けての措置で、離島割引、特別乗継割引、特別往復割引につきましては、運賃を据え置くことになっております。また離島の皆様の利用機会が多い離島往復割引が片道利用でも利用可能な離島割引へ変更になり、地域住民の皆様の利便性の向上を図ることができるようにはなったというふうに考えております。今後も運賃値上げの問題は離島住民の交通手段や観光へも影響が出てまいりますので、関係機関団体と十分連絡を取りながら情報収集を行い、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、パンフレットの問題についてでありますけれども、JALステージが発行しておりますエージェント用のパンフレットにつきましては、議員御指摘のとおり当初は奄美群島が単独でありましたけれども、屋久島、種子島と一緒に、今回は九州と奄美諸島、屋久島、種子島と一緒にになったことから、九州全体の中にも含まれ、観光においての宣伝効果に大分影響があるものと考えられます。今後奄美大島群島観光連盟など、関係団体と十分に連携を図りながら、今期の下期に対応できるかどうか、観光連盟と協議を進めてまいりたいと、JALツアーとまた下期についての対応について今後相談してまいりたいというふうに考えているところでございます。

7番（向井俊夫君） 皆さんはこのパンフレット自体、その観光協会とかホテル業界とかそういうところも問題だけととらえるかもしれませんが、実はその奄美に誘客、お客さんを来ていただく、いろんな形でイベントをやる。そういうときにですね、やはり全国的に配布されたパンフレットということは、奄美をやはり一番街中ですね、奄美という文字を露出するという意味では、旅をしたいという人がエージェント、旅行社さんに行って、見る機会の多かった部分なんです。ですからこのパンフレットから奄美と、確かに小さくは申しわけ程度には入っておりますが、大きなタイトルとして消えてしまったというのは、大変大きな痛手なのかなと。航空会社さんにしてみれば九州のパンフレットということで、逆に目に触れることが多いんじゃないかというお話もありましたが、中を見ますとそれこそ九州の長崎だ、熊本だ、どこだと、超一流ホテルの温泉を主体にしたとか、そういう豪華ホテルが中に並んでてですね、島の規模の小さなビジネスホテルクラス、そしてリゾートというのもあるんですけど、本当、こう言っちゃなんですが、収容人数も少ない。さらにその上に価格自体もね、随分押さえられている。そういう中ですね、太刀打ちできるかと。そしたらお客さん見てて、やっぱり本土のそういう名前の通ったね、ホテルとの比較という形にもなりはしないのかなという思いがありました。そういうことでこれは大変大きな痛手だなというのが本音でございます。

そしてもう一つ心配なのは、航空会社自体がこういう形にしたということで、あとそれに追従する大手旅行代理店さんが、やはり同じような形になってしまわないかという心配が一つは出てくるわけですね。そしてもう一つは航空会社自体がこれ自体はこの商品、ここの中の商品自体は、実は先ほど名前出ましたから申し上げますがJALステージという商品の中で、一般の旅行社さんにも販売しているわけです。ですからそのJALさん、直接の子会社が、子会社というか系列会社が販売してて、その商品を今までだと旅行社さんにそれぞれ席を与えてたのを、そうじゃなくてここでもう総元締めみたいな形でやって、それぞれの旅行社さんに出す席というのが、大分少なくなってきたんですね。ですから大

手の旅行社さんをお願いして、大きなキャンペーンを張ったりとか、それからこういう形で奄美独自のパンフレットを作ってくれと言っても、なかなかその席数の関係からね、難しい状態が出てきているというのが実情なんです。ですからやはり一番頼みの綱というのは、やはりこのパンフレットなのかなということなんです。

これも10年前はここで中身、内容を申し上げるのはなんかもしれませんけどね、リベートは10パーセントだったんです。ここ4、5年で15パーセントまでバックレートが上がりました。要するに航空会社に払い戻す分ですね。そして3年前4年前ぐらいですかね、それからパンフレットを作るための協賛金ということで、3万円か5万円だったと思います、徴収されるようになりました。15パーセント跳ね上がった上にですよ。そして昨年からですね、今度はこの商品を通して売れた分に対して1パーセント、要するに15パーセントの中に1パーセント上限を100万円までにしましてね、1パーセント出せと、これは話し合いじゃなくて一方的に向こうから通告という形になったわけですね。ですから地元の現場再度としても大変厳しい状況になってきている。その上にまたパンフレットがこういう状態になっているということで、現場サイドとしては大変厳しいね、皆さんがこれから観光に力を入れたいという中で、大変厳しい状況にあるという認識だけはいただきたいと思います。そういうことでこれからいろんな団体等を通じてですね、お力添えいただきますようお願い申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

次に旅費問題についてお伺いします。現状と清算方法をお伺いしたいと思います。

総務部長（福山敏裕君） 旅費の清算方法について申し上げます。

現在出張旅費につきましては、概算払いとして最初支給をしております。出張終了後に出張者から提出されます復命書により命令どおりであったのかの肯定の確認を得まして清算を行っているというのが現状でございます。

7番（向井俊夫君） 今の現状の清算方法ですね、要するに概算払いがあって後清算という方式ですね。じゃ次の現行方式、これが最善と考えられるのか、そうでなければ何か改善策があるのかどうか、そこまでお伺いしてから再質させていただきます。

総務部長（福山敏裕君） 現行方式ということでございますが、航空運賃の算定につきましては、通常できる、通常購入できる最も経済的な運賃により定額方式で算定を行っているところでございます。定額方式と申しますのは、事務の省略化などのために標準と定められております実費額をもって計算する方式でございます。この現在の方式以外の方法としましてはパック料金や早割料金は現行の概算払いより安い料金設定がされておりますけれども、予約の期限、設定路線、変更の場合のキャンセル料などの課題がございます。また我々検討した中でのEビジネスシックスという制度もあります。このほか法人カードによるマイレージの利用による方法もありますが、これらにつきましては課題もあるように聞いております。旅費の削減ということから、財政健全化の面からも重要な取組が必要であると考えておりますので、いずれの方法がよりメリットがあるのか、経費面、事務面などの両方との面を考慮しまして検討をさせているところでございます。

7番（向井俊夫君） 今の清算方法ということですね、実はこれは19年の、17年の、ごめんなさい、9月15日の2年半前になります、の一般質問で私取り上げさせていただきました。その中でですね、そのマイレージ、今出できました問題とか、それとか早割ですね、そういうのはどうかという話もさせていただきました。午前中、総務部長、行財政改革は職員の意識改革が大事だという答弁をなさっていました。実は私、これをね、取り上げたというのは、一つはね、職員の意識改革という部分から取り上げさせていただいている。金額的に言えばね、どれだけ削減できるかどうかと、それもまだ算定はいたしておりませんが、私が今考えている分では、バックを使った出張とか、そうなりますと今の概算払い

より1万円以上安くつくわけですね。鹿児島の出張だけで年間1,2・300あるかと思います。それだけでも1,2・300万円浮くわけですね。平成8年だったと思う、決算委員会で私はやりました。当時は片道運賃、そして往復を丸々出しておりました。それをまず最初、手始めに10パーセント引きと、割引のある10パーセント引きということでしていただいただけでも、年間そのときは800万円ぐらい浮いたわけですね。ただその当時は景気がよくて、みんな庁舎内半額切符が出回っている時代でした。いいですか。私が言いたいのは、こういう旅費、ほかの航空運賃だけじゃない。JRを利用したり、そうすると普通運賃で乗ってても、グリーン料金の請求をしたりですね、規定で請求できるからと、どこに職員の意識の改革が出るかということです。

それともう一つはその前回17年の9月15日の質問の中でも、マイレージカード、これをもっと活用して、例えば公務で行った分は公務用のカード、2枚作りなさいという話もいたしました。というのはJALの職員が私的なカードとそういう業務用のカード、二つ持ってて、マイルを貯めて、業務で貯めたやつは業務で使うという形を取っています。私もそのカードを2枚持っているわけですが、私的な分というんですか、そういう会社関係で行く分でも、やはり回数的には少ないですが今、それでも年間あれしたら、1回分の鹿児島往復ぐらいのね、出るわけです。特に市長とかその支所とか、係長とか、一緒に同行している場合とか、かなりの数になるかと思いますね。ですから公務の部分も、その分年に恐らく2回分3回分ぐらいあるかなという試算です、私がやりますとね。議長にしたってそうだと思うんですよ。公務で出た場合ですね、議会費の中から出た分、それをマイレージ貯めてたら、もしかしたら議会費をそうかけなくて済むかもしれない。我々議員だってそうです。

ですからそういうそれぞれの職員や、私ども市に関係する者が、やっぱりそういう意識を持ちながらですね、いかに経費を詰めていくかということを考えないとね、やっぱりいくら行財政改革だと言ったって、何も進まない。これは職員の意識の持ち方だと、それをこれから、今まで2年半、何ら改善されていないんですよ。僕は黙って見ていた。そして監査時代もチェックしながらね、監査員の中でこれはおかしいな、やっぱり領収書清算という形を取らさないといかんという話も出ているんです。これは宿題にしておきたいと思います。これから改善のほうをよろしくお願いします。答弁は別に要りません。

あと、合併後の奄美市の人口の動向、合併後の現状と今後の予測をちょっとお伺いしたいと思います。

企画部長（塩崎博成君） 現在の奄美市の人口について状況を申し上げますと。2月1日現在、推計人口では4万8,123人となっており、これは合併以前の平成18年3月1日現在の4万9,550人と比較をしまして、1,427人の減少であります。また国立社会保障人口問題研究所が予測をします将来人口推計の注意予測で、奄美市は今後5か年ごとの推計をとっても1,300人から1,900人の幅で減少を続けるという予測が立てられてるところでございます。

7番（向井俊夫君） 高校生のですね、数を出して、奄美市のね、高校生の数を出してみたら、確実に減っていく数がね、出てくるかと思えます。そういう意味では、恐らく10年後にはですね、議会のやりとりの中でも出てきましたが、4万人を割りはしないかという危機感もあるわけですね。ですからそこらへんを十分に頭に入れながら、やっぱり人口の動向というのは、敏感にあってほしいなと思えます。それで今予測のほうもですね、答えていただきましたので、私の質疑はこれまでにしましてですね、今回一番私が最後の登壇ということですね、今回の議会の私ども議員とのやりとりの中でですね、思ったことをちょっと述べさせていただきたいと思えます。

今回は特に奄振延長、これを確実に確保するということや、市の財政立て直し、そして教育現場の問題ですね。そして子育ての環境整備。特に若い奥さんや若い御夫婦がきちっと、やはり子育てをしながら働けるような環境や、そして子どものそういう現場、そうすることによって、この少子化ということに対してもきちっとした歯止めができればしないのかなという思いがございました。そしてあと、老人福祉、医療の充実、また昨日今日出ております、どうすれば元気の出るまちづくりが可能かということのこと。そして一次産業の農林水産業、商工業をいかに充実させて産業を活性化していくかということのこと。

やりとり。そして内部的なことと言いますとそうなりますが、実は今回のですね、予算編成の中ですね、ちょっとこう夢が持てる、希望の持てるような、特段そういう投資的なことがなかったように思われます。外に向けてですね、まず随分タンカンのブランド化という話が議員間と当局の間でやりとりされました。先ほどちょっと師玉議員からもお伺いしたんですが、屋久島の場合は800トンのタンカンの総生産の中で600トンが共販されているということです。ということはですね、奄美が今年が1,100トンですか、ぐらい総生産はあるだろうと、そのうちJAが200トン、中央青果が200トン、そして優良農家というんですか、その方々が販売するのが200トン、600トンですね。ですけど、これの県のブランド化ということは7割、総生産の7割ですね、を共販しないといけないということも、今ちょっと聞いたわけですね。そうなりますとね、やっぱり奄美は大体800トンぐらいの共販をしないといけない。となりますとね、かなりやっぱり品質の向上、これを図っていかないといけないということを当局のほうは頭に入れていただきたい。そうしますとね、やはりJAさん、中央青果、そして特農家の方々の販売、それを合わせますと何とか800トン、製品がよければですね、可能な数字じゃないのかなと。ただちょっと疑問なのはね、3,700万円しか売り上げがないというようなあれをなさいましたね。ですからこれはもっと品質を上げれば、それこそ中央青果で50円から、一番低いところはね、そういうこともないだろうと、もっとしっかりした金額で販売できやしないかという思いがあります。そのタンカンのブランド化、ただタンカンだけじゃなくですね、このブランド化というのは、もし県のブランドをいただければ奄美市の農水産物のブランドという形をね、きちっと位置付けて、それにはやはりそういう生産物の量の確保と質の確保ですね。そしてどういう基準にするのかと。またここでしかとれないような付加価値のあるようなもの、それをここのブランドという形で、要するに一集落1ブランドというような形に似通ってきますけどね、農産物や水産物のブランド化というのも奄美市のブランドということを出すのもおもしろいのかなという思いもありました。これをひとつ、よく検討していただきたい。

そしてこれも議会の中で随分やりとりされました。世界自然遺産登録を目指し、まず20年度内、遅くとも21年度内にですね、国立公園化。これは先の観光フォーラムでおいいただきましたJT Bの清水常務、これが奄美の国立公園化のための審議会の、今度審議員をなさる。そして3月の16日、17日ぐらいですかね、こちらに来島なさる、日帰りで来島なさるということもお聞きしております。そういう意味では清水常務自体が大変奄美に今感心をお持ちになって、何とか奄美の世界自然遺産、これを実現したいと、中央からのこれは国交省からの依頼で動いていると思います。ということで、強い味方を得たのかなという思いがあります。この世界自然遺産登録、これに今年担当課としては、やっぱり一生懸命頑張っていたきたいという思いがあります。

三つ目のお願いとしてですね、今やっております奄美まつりですね、これをなんとか外から誘客できるようなもっと、ここんとこずっとマンネリ化してしまってますね、その島内外からたくさんお客さんを呼んで、この奄美市に外貨を落とさせるという手立てにちょっと欠けてるのかなと。関西奄美会の皆さんや、それから名古屋の皆さん、ここんとこ一生懸命募って来ていただいております。出身者はもちろんですが、そういう今度は出身者以外の方ですね、そういう方を呼べるような、いわゆる祭り、それをつくっていくということが大事なのかな。というのは、この前のよさこいソーラン祭りのフォーラムの話じゃないですけど、200何十万人と、10年前にはそれこそ何千人かでスタートした祭りが、何百万という単位で人を集めるまでに成長しているわけですね、15年ぐらいで。ですからやはりそれぐらいの気持ちを持って取り組む必要があるのかなという思いがあります。ですからこの祭りですね、もう一回誘客できるような、外貨を獲得できるような祭りにしていただきたいなという思いをお願いしたいと思います。

それと市長が所信表明の6ページで述べております新規イベント、これを何とか考えたいと。先ほどグラウンドゴルフの話も出ました。実は奄美の緋寒桜、これは1月の末から2月頭にかけて満開でございます。沖縄のはちょっと1週間ぐらい早いんですけどね、ですけどそれをちょっとね、じょうずにとらえてですね、日本一早くて苛酷な奄美桜マラソンというのがレディーストライアスロンに代わってでき

ないかなと、今ちょっと考えています。というのは本茶峠の一番苛酷なコースをですね、最近はきついか、恐いか、苛酷だというのは、大変受けるわけです。そういう意味ではこれは旅行社とかマラソン関係の人も、ああそれはおもしろいかもねというお話もいただいております。というのが2月のそこらへんで一番観光客の少ない時期ですし、何か奄美が全国に発進できるような、おもう桜が咲いてるんだというような情報が出せたらなという思いでございます。

そして五つ目にですね、対外的なちょっと広報をですね、もうちょっとしっかりやっていただけないか。というのは奄美のPR、先日ですね、民法テレビを見て、ふるさとCM大賞というのをやりました。それぞれの町村がそれはもう練りに練った、ゆかいなコマーシャルを流してるんですね。奄美市はまだ応募してないですね。そういう意味ではちょっとそういうのも活用したり、いろんなテレビの番組を呼んだりとかね、ちょっと広報活動の、やっぱり下手なかなという思いがあります。

後、民間の指定管理者制度、これも今公民館や三儀山、非常にお客さんに市民の皆さんに評判がいいです。これをね、もっと輪を広げていけるような形、取っていただけたらなという思いがあります。

今回の議会を感じてですね、世の中いろいろよい時代もあるが厳しい時代もあると。よいときは当たり前で、誉めてももらえないが、悪くなると厳しい言葉をいただくというのが行政と議会なのかなという思いがございます。大変厳しい財政状況の中ではありますが、奄美市発展のためにですね、当局そして議会の皆さん方のさらなる努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（伊東隆吉君） 以上で新奄美 向井俊夫君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして一般質問の日程はすべて終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後5時00分）

3月7日(7日目)

出席議員は、次のとおりである。

1 番	師 玉 敏 代 君	2 番	多 田 義 一 君
3 番	橋 口 和 仁 君	4 番	蘇 嘉 瑞 人 君
5 番	戸 内 恭 次 君	6 番	平 田 勝 三 君
7 番	向 井 俊 夫 君	8 番	奈 良 博 光 君
9 番	朝 木 一 昭 君	10 番	竹 山 耕 平 君
11 番	伊 東 隆 吉 君	12 番	里 秀 和 君
13 番	泉 伸 之 君	14 番	関 誠 之 君
15 番	三 島 照 君	16 番	崎 田 信 正 君
17 番	奥 輝 人 君	18 番	平 川 久 嘉 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	竹 田 光 一 君
21 番	栄 勝 正 君	22 番	世 門 光 君
23 番	平 敬 司 君	24 番	大 迫 勝 史 君
25 番	与 勝 広 君	26 番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	平 田 隆 義 君	副 市 長	朝 山 毅 君
副 市 長	濱 田 龍 太 郎 君	住 用 町 長	森 米 勝 君
笠 利 町 長	朝 山 三 千 丸 君	地 域 自 治 区 長	福 山 敏 裕 君
総 務 課 長	川 口 智 範 君	総 務 部 長	福 山 敏 裕 君
企 画 部 長	塩 崎 博 成 君	財 政 課 長	則 敏 光 君
企 画 調 整 課 参 事	大 石 雅 弘 君	企 画 調 整 課 長	瀬 木 孝 弘 君
国 民 健 康 保 険 課 長	福 山 治 君	市 民 福 祉 部 長	伊 東 鉄 郎 君
い き い き 健 康 課 長	川 畑 幸 治 君	介 護 保 険 課 長	重 野 照 明 君
建 設 部 長	平 豊 和 君	自 立 支 援 課 長	小 倉 政 浩 君
土 木 課 長	東 正 英 君	都 市 整 備 課 長	田 中 晃 晶 君
教 育 部 長	重 田 茂 之 君	会 計 課 長	松 元 龍 作 君
		教 委 総 務 課 長	安 田 義 文 君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	松田秀樹君	次長兼 調査係長事務取	山崎實忠君
主幹兼議事係長	上原公也君	議事係主査	森尚宣君
議事係主事	重田俊彦君		

議長（伊東隆吉君） おはようございます。ただいまの出席議員は、26人であります。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程第3号を予定しております。
日程に入ります。
日程第1，議案第12号から議案第39号までの28件を、一括して議題といたします。
これから先般行われました、平成20年度施政方針及び予算編成の概要並びに、ただいま議題といたしました議案28件に対する質疑に入ります。
通告のありました順に発言を許可いたします。
初めに日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は議案第17号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計予算について一つだけお伺いをしたいと思います。これは先日の新聞報道にありましたけれども、厚生労働省が社会保障審議会に諮問をし、3日に了承されたとする介護療養型老人保健施設でありますけれども、これは全く新しい新施設ということになりますので、この場でお尋ねをしておきたいと思っております。
この施設は新聞では5月からスタートを目指すとしておりますけれども、今度の予算案には、反映されていないと思っておりますが、この予算に影響が出てくるのかどうかをお伺いをしたいと思います。

議長（伊東隆吉君） 当局の答弁を求めます。

介護保険課長（重野照明君） 介護療養型老人保健施設の御質問についてお答えいたします。お尋ねの介護療養型老人保健施設は、療養病床を老人保健施設に転換する、新しい形の介護老人保健施設です。従来の老人保健施設に比べ夜間対応の看護師を配置するなど、医療機能面が強化されることとなっております。
この新しい老人保健施設制度が、平成20年5月から開始することにより平成20年度予算への影響があるかとの御質問でございますが、現在のところ、奄美市内にあります療養病床につきましては、転換計画は決まっていないと伺っております。また、転換にはある程度の時間が必要であると伺っておりますので、平成20年度の予算への影響はないものと考えております。

16番（崎田信正君） この施設は、今、お話がありましたが、医療機関では長期入院に対応する療養型ベッドを持っており、その医療保険で対応しているベッドが全国で現在、25万床、それを15万床に減らすと、介護保険対応のベッドは12万床あるけれども、これを2011年度までになくするというのが国の方針となっております。退院を余儀なくされる人の在宅での受け皿が整っていないこと、医療機関のベッド転用が進んでいないことが、この新施設誕生の背景にあるのかと思っておりますけれども、この新型老健ですね、療養型のベッド転用のみに認められるものなのか、また、医療保険型のベッド転用もこの老健施設になるということであれば、少なからず介護保険料にも影響が出てくるのかと思っておりますけれども、20年度はなさそうですね。その介護保険料への影響について、どうなるのかお聞かせをください。

介護保険課長（重野照明君） 新型の保険の療養病床化の転換でございますが、療養病床は介護療養型と医療型の二つございますけれども、いずれの療養病床からの転換も新型老人保健施設は可能となっております。それで現在のところ、医療型の療養病床は医療保険から給付されてございますので、これが転換が進めば介護保険料に影響が出てくるものと考えております。

16番(崎田信正君) ありがとうございます。21年度には介護保険料については、3度目の改定期を迎えるわけですが、これは20年度中にいろいろとその準備作業が行われると思います。奄美市での療養型のベッドの状況とか今後の対応などについては、委員会でまた詳しくお聞きをしたいと思いますので以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長(伊東隆吉君) 以上で崎田信正君の質疑を終わります。
次に、市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

17番(奥 輝人君) 議場の皆さん、おはようございます。市民クラブの奥 輝人です。私は平成20年度奄美市特別会計予算の中から、議案第14号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について質疑をいたします。

1款総務費1目一般管理費13節委託料の内科業務4,500万円についての内容説明をお願いします。

もう1点、2款医業費1目医業費12節役務費その他手数料1,260万円についての内容説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長(伊東隆吉君) 答弁を求めます。

いきいき健康課長(川畑幸治君) 議案第14号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の55ページ1款総務費1項施設管理費1目一般管理費13節委託料のうち内科業務4,500万円につきまして御説明いたします。

奄美市におきましては、笠利診療所と住用診療所がございます。それぞれ医科、内科の体制で実施をいたしております。笠利診療所の医科・歯科及び住用診療所の歯科につきましては、奄美市直営の方式で実施いたしております。住用診療所の医科業務につきましては、公設民営方式でございます。御質問の内科業務は、住用診療所の医科診療業務が公設民営方式に伴い、毎月の医科診療報酬収入分を特別会計歳入として受け入れまして、その全額を内科業務委託料として支出しているものでございます。

それから56ページ2款医業費1項医業費1目医業費12節役務費1,260万円につきまして、御説明申し上げます。笠利診療所においては、検査技師並びに歯科技工士、住用診療所におきましても、歯科技工士がいないため、それぞれ血液検査並びに歯科技工物製作等を外部へ発注しております。その手数料を計上いたしております。

17番(奥 輝人君) ただいまおおむね理解できました。笠利町の診療所についてはですね、今まで一昨年までは、医師が2人体制で対応していました。去年から医師1人体制ということで、入院の受付も廃止されました。その医師1人体制でですね、現在、十分な患者への対応ができていますのか。それとですね、一週間のその診療体制の日程などは患者さんに十分な説明がされているのかを伺いたいと思います。

いきいき健康課長(川畑幸治君) 医師1人体制になり、患者への対応について十分に対応がなされているかとの御質問でございますが、現在、患者の対応につきましては、外来患者につきましては、再診を予約制をとっております。その関係で患者の待ち時間の短縮に努めているところでございます。また、初診の患者につきましては、随時、診療を行っております。また、救急患者につきましては、笠利地区内の民間病院との救急輪番制を取っておりますので、以前の2人体制のようにはできませんが、他の医療機関とも連携を取りながら地域住民への医療を提供してまいりたいと考えております。

それから、一週間の診療体制につきましてですが、笠利診療所につきましては、医科につきましては、

月曜日から金曜日、午前中は平常どおり診療を行っております。午後につきましては、月曜日 訪問診療、水曜日 各種の予防接種、木曜日には笠寿園のほうの検診を行っている関係上、火曜日、金曜日を除きまして月曜日、水曜日、木曜日につきましては、夕方診療を行っております。午後5時から6時半までの夕方診療となっております。

17番(奥 輝人君) 医師1人体制になりですね、一応健康増進のために患者への、住民への健康増進のために医師1人体制では大変だろうかと思えますけどね。今、ちまたのほうでも若干、適切な対応がされていないとか、そういった意見を聞かれますので、医師が、どうのこうのじゃなくてですね。笠利地区の診療所の活性化を図る意味で、まだまだ住民への健康の増進や医療体制を充実させるために、今後、その診療所の運営管理を十分にまた向上させるような仕組みをとっていただきたいと思えます。

私からの最後の提案ですけれど、診療所ですね、一週間の診療の勤務体制を広報奄美市だよりもですね、掲載して、住民がこの日は医師が今日はもう他の診療所に出かけるとか、笠寿園とかに出かけたりとかした場合は、その時間帯が分からなくて行ってしまい、そのまま、行ったんだけど受付できなかったとか、そういった声も聞かれますので、そこらあたり住民サービス向上の意味で利用がスムーズにできるような体制をつくるためにもですね、奄美市広報だよりも出して、その勤務体制等を住民に知らせていくべきではないかなと考えていますので、そこらあたりを提案をしましてですね、また今後の笠利地区の診療所の益々の充実、そして信頼されるような医療体制ができるように取り計らいをしていただきたいと思えます。

議長(伊東隆吉君) 答弁よろしいですか。

いきいき健康課長(川畑幸治君) 住民への周知徹底につきましては、毎月の駐在員会並びに町の防災無線、御提案がありました広報誌に再度、掲載いたしまして周知を図ってまいりたいと思えます。

議長(伊東隆吉君) 次に、日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15番(三島 照君) おはようございます。私は議案第20号 平成20年度奄美市一般会計予算について、20年度の予算審査にあたって何点か質疑をさせていただきます。

先の議会で財政健全化計画の課題は、これから見込まれる財源不足を解消することが最大の課題だと思う。財源不足は2011年度までに30億円と見込んでいたのが、2006年決算で8億7,000万円を解消し、さらに退職手当組合負担金が12年度までの間で約9億3,000万円増加をする。さらに繰上償還に要する財源が新たに約8億4,000万円必要になったこと。実施計画、財政計画策定の段階で財源不足を16億円縮減したことなどから、約23億円が見込まれると述べています。その後、総括質疑の中で繰上償還を2007年度から3年間で一般会計8億4,500万円、下水道事業3億4,300万円、水道事業で12億8,000万円を行うことで利子負担が9億8,000万円軽減される、このように答弁をされています。

そこでですね、その結果、恐らく見込みになると思いますが、平成19年度の財政指標のその見込みについて、これから予算委員会もあることから、資料を含めてお聞きいたします。一つは経常収支比率、2点目に早期健全化基準の実質公債比率、その基準ですね。そして実質収支比率、連結実質収支比率、将来負債比率、こういった財政指標の資料はどのようになっているのか質問いたします。

2番目に8款の土木費5項の都市計画費では、この123ページの5目、末広・港土地区画整理事業費は19年度は、15億5,300万円が計上されたが、20年度では、これが3,000万円と14億9,530万円の減額となったその理由と、その影響はないのかどうか。恐らくここに補正で繰越した明許繰越の14億円が入ってくるのだと思えますけど、その関係がどうなっているのか。併せて124ページの7目のまちづくり交付金事業費も19年度は、2億8,400万円が計上されていました。

が、20年度は7,815万円と2億5,805万円の減額となった。併せてこれもその理由と事業への影響、どうなっているのか、どうなるのか、お答えください。

三つ目に、平成19年度の高金利債の繰上償還、借換執行額と平成20年度の繰上償還、借換予定額及びその財源保証の内訳はどうなっているのかよろしくお願いします。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） 1点目の19年度の決算指標の見込みということでございますが、19年度まだ決算はいたしておりませんが、見込みで申し上げますと、経常収支比率から申し上げますが、経常収支と申しますのは、各収入、支出につきましては、経常の収入、臨時の収入、2種類ございます。さらにその中に特定財源収入、一般財源収入というふうな4種類にそれぞれ歳入、歳出が分かります。その中の経常の一般財源収入と経常の一般財源の支出、これだけの比較をするのが経常収支比率ということになっております。要するに経常一般財源収入が分母にきまして経常的な経費が分子にきます。この比率が何パーセントあるかと、理想的なのは80パーセント台、18年度の決算は100.1でした。経常一般財源収入いわゆる税収とか普通交付税です。そういったものに対して経常の支出、人件費、公債費、扶助費の一般財源分、物件費、その経常の一般財源です。これらが100.1パーセントであったということでございますが、これに基づきまして19年度の決算を試算いたしますと、分母にきます地方税税収です、これは三位一体の改革の関係で19年度は税収が予算ベースですが、3億円ほど伸びております。そういう意味では改善要因です。

次に、普通交付税ですが、これも分母にきます。特別交付税は一切関係ございまして、特別交付税は臨時一般財源となります。ですから普通交付税だけが経常一般財源、普通交付税は実はこれは、18年度決算に比べまして、この19年度の数値は5,300万円減額でした。分母につきましては、おおむね2億7,400万円ほどは増額になります。分子にきます人件費、経常分1億7,000万円ほど減少の見込みです。扶助費は1億6,000万円ほど増額の見込みです。公債費につきましては、1,000万円ほどの増です。これは一借利子が増え、また繰出金なども人件費繰出しその他で1億7,000万円、それでいきますと2億4,500万円ほどの分母も増額になります。そういったことからしますと、失礼しました、分子も増額の要因がございまして、2億7,400万円、分母が増えるのに対して分子は2億4,500万円しか増えない、というようなことですので、ほぼ前年といっしょくらいと、18年度決算は100.1パーセントでしたので、これで試算しますと100.0その前後になるうかと思えます。これは3月末、年度末あるいは出納閉鎖時期の歳入の増額がどれ程見込まれるかによっても大きく異なってきますが、大きな改善は見込んでおりません。

実質公債費比率の関係です。これはもうこの指標は、四つの指標は今回の健全化法の改正によりまして、19年度決算から公表ということですが、18年度に置き換えて試算いたしますと、実質公債費比率は18.6パーセントでした。これは18年度決算です。実質収支比率ですが、これは2.1パーセントです。実質収支比率、黒字の2.1パーセントです。これは20パーセントを越しますと、マイナスの20パーセントを越しますと再建団体と、今、再生団体と言います。それと連結実質収支比率、これは全会計、水道会計まで合わせまして比率はプラスの1.1パーセントになります。18年度決算、これは16パーセントを越しますと注意、黄色信号というふうになっております。

それから最後の将来負債比率ですが、これだけがまだ具体的に試算はきておりません。通知はきておりませんが、県とのやり取りをする中での本当の推定になりますけれども、216.3パーセント、350パーセントを越しますと黄色信号、再生団体と、赤信号ということですが、350パーセントを越しますと再生団体に転落ということで、この216パーセントというのは一般会計、特別会計の将来負担、債務負担、損失補償、一部事務組合そういったもの全て含めての将来負担比率、今現在で216.3パーセントという試算が出ております。今現在、見込まれております数字でございます。それと借換えの繰上償還の関係ですが、19年度で一般会計で2億600万円予定いたしております。20年度で

は一般会計では、2億3,278万6,000円を予定いたしております。これらは純粋な繰上償還ということで減債基金から全額償還いたします。

あと、公共下水道、特別会計が公共下水道、これが19年度、18億5,100万円程、予算上予定いたしております。20年度は4億6,200万円、これは借換えでございます。基金がございませんので低金利に借換えをいたします。同じく農業集落排水、これはちょっと金額低いんですが、19年度、515万円程、20年度も1,923万円程繰上償還いたします、これも借換えでございます。

簡易水道事業、19年度は1億200万円、20年度は6,000万円、これも借換えでございます。上水道、水道企業のほうです。19年度は予算上7億200万円予定いたしております。これは全額繰上償還です、基金があります。20年度の水道は繰上償還で5億5,600万円、これも20年度も基金をもってありますので償還します。

国の許可の関係で若干、予算に計上したものと誤差が生じてまいりますけれども、向こう3年間かけての実施計画でありますので、若干、トータルではほとんど変わりませんけれども、そのへんはまた補正のほうで対応お願いいたしたいと思っております。

都市整備課長（田中晃晶君） 123ページの5目、末広・港土地区画整理事業において、14億9,530万円の減額となった理由と、それからその影響はということと、それから124ページの7目、まちづくり交付金事業の2億585万円の減額になった理由と事業の影響ということでございますが、この予算に関する御説明の前に18年度と19年度の予算において実施しております用地先行取得の概要を先に申し上げます。

この用地先行取得は、道路や公園などの公共施設に充当する用地を確保するために、事業区域内の約2割の宅地を事業に先駆け取得するものであります。事業区域内のすべての宅地を年次的に取得するものではなく、用地先行取得対象以外の土地につきましては、区画整理事業の換地の手法により事業区域内に再配置されるものであります。事業でいう換地の対象というふうになります。よって用地先行取得の対象となる土地は換地作業に入る前に取得するものであり区域外へ移転することとなります。取得以外の事業内に残る土地につきましては、用地先行取得後に、換地設計の中で減歩の対象となり換地することになります。この換地設計を20年度に実施をするために、19年度には用地先行取得を完了させる必要があり、多くの予算を計上させていただいたものであります。

5目の末広・港土地区画整理事業につきまして御説明を申し上げます。御質問にあります19年度の予算と20年度の比較につきましては、19年度は用地先行取得費として、用地費や建物の補償に必要な予算を計上したことに対してのものでありまして、20年度は換地設計や換地指定を実施するために必要な換地諸費のみを計上したものであるためでございます。その実施内容の違いにより大幅に予算が減額したものであります。当初より、19年度には用地取得、20年度には設計の計画でありまして、用地先行取得の一部を20年度に繰越しはしておりますが、おおむね当初のスケジュールどおり進ちょくしておりますので、予算の減額によつての影響はないものと考えております。

次に、7目 まちづくり交付金事業でございますが、まちづくり交付金予算の減額につきましても、19年度に計上いたしました末広・港土地区画整理事業の用地先行取得の完了に伴う20年度の予算減額であります。

20年度予算には、末広・港土地区画整理事業の予算計上はありませんが、19年度に引続き、道路等の修整整備やソフト事業に実施をするために予算を計上しており、予算の減額による事業の進ちょくには影響はないものと考えております。

15番（三島 照君） あの1点だけです。先ほどの資料、答弁では19年度決算もほぼ18年度とあまり変わらない指標が並んできている、そういう中でですね、例えば今回の20年度の予算でも基本的に借入れ借金を38億円を公債見込み、いうことできて、今回、24億9,500万円で収まったのはどういうやり繰りで収まったのか、そこのところ。これで当初目標にしている3年間でこの18.6パー

セントを17パーセントまで落とすという計画ですけど、そのところの可能性をちょっと聞かせてください。

財政課長（則 敏光君） 実施計画と財政健全化計画では、一般会計、特別会計、併せて38億円の枠内に収めるという大きな骨格を出しておりますが、これは10年間、その38億円でずっと走ったとしても8年目に18パーセントを切るという試算ができております。それをそのまま踏襲するという、進めるというつもりじゃございませんで、当然その範囲内であれば範囲内で収まれば収まるほどよろしいわけですので、そういった意味で今回の健全化計画も38億円以内でという形のシミュレーションをいたしております。事業の中身と精査いたしました結果でございますので、今回は24億円に對しまして実施計画では一般会計が2,700万円ほど、特別会計がちょっと増額なっておりますが、トータルで実施計画の数字よりはちょっと多かったと、当初予算ベースで、というような状況でございます。大枠としての38億円という枠をもっているだけで、これ以上しましたら10年経っても18パーセントを切ることがないというような数値の枠を示しておりますので、そのへんの兼ね合いでございます。

15番（三島 照君） あと予算委員会がありますから、あと先ほどの指標の資料、あとで行ったらいただけですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（伊東隆吉君） 答弁させます、これ。

15番（三島 照君） よかったらいいです。終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に奄美興政会 平 敬司君の発言を許可いたします。

23番（平 敬司君） 奄美興政会の平 敬司であります。2点お伺いをいたします。

議案第12号の中の市債についてお尋ねをしたいと思います。本予算で財源不足が約4億2,000万円ありますけれども、この収入に見合った予算を組むことは可能でなかったかということをお伺いをしたいと思います。

次に、奄美市が抱える560億円余の借金返済の計画を示していただきたいと思っております。財政健全化計画の中では、この平成24年には公債費比率が18パーセントになるよと言っておりますが、このパーセントではなくて、いくら毎年減らしていったら、この560億円を最後はゼロにするというこの計画を示していただきたいと思っております。

次に、奄美市のこれからの道路計画そして中期、長期計画をお示しください。それから2点目は、道路整備の優先順位を示していただきたいと思っております。

次は、保護費のことですけれども、生活保護費の通院交通費というのがあるのをテレビ、新聞を通じて知ることになりました。今までは扶助費一辺倒で私たちは審議をしてきましたので、この通院交通費というのがあるということをお示ししながら知りませんでしたので、本市におけるこの通院交通費がどのような状態にあるかをお示し願いたいと思っております。

議長（伊東隆吉君） 答弁を求めます。

財政課長（則 敏光君） 収入に見合った予算ということでございまして、今回、4億2,800万円の財源不足が生じましたけれども、常に収入に見合った予算というのは念頭にはございます。旧名瀬市以来平成9年以来、ずっと基金投入が続いております。これを解消するのが私どもの夢でございます。

この健全化計画によりますと24年度までは続くんじゃないかと、25年度から改善していくというふうな見込みを立てております。この4億2,800万円という財源不足を数字だけ見ますと、いとも簡単にあと少しで財源不足解消じゃないかというふうに思われるかもしれませんが、この4億2,800万円の背後にいかにも多くの葛藤があるかというのは、是非、御理解をいただきたいと思えます。一般財源ベースで4億2,800万円ということですから、この4億2,800万円を解消するのは非常に難しい点がございまして。例えば今年度20年度の投資的経費、これは総額35億5,000万円でございますが、この内の一般財源は7,300万円しかない、35億円の予算を削っても7,300万円の一般財源不足が解消されるだけということになります。一番削減で効果が大いなのは人件費、公債費、扶助費の一般財源、金額が大いですが、そういったものですが、この義務的経費の削減というのは非常に難しいということが言えると思えます。そのような中で、基金の範囲内で一挙に解消するのではなくて基金のある範囲内で徐々に軟着陸をさせていきたいというような思いがございまして。個人的に申し上げれば、どこをどれだけ削れば即、4億2,000万円解消というのは、もう個人的には認識はいたしております。しかし予算というのは、法律あるいは条例そのものでございまして、あるいは住民の日常生活、あるいは経済活動そのものでございまして、相手があるものでありまして簡単に1割カット、2割カットと言いましても簡単にカットというわけにはまいりません。そういった意味では、徐々に混乱を来すことなく、また、合併の効果を出しながら徐々に軟着陸をさせていきたいというような思いがございまして、よろしく御理解をお願いいたします。

560億円の返済計画でございまして、一般、特別、企業会計すべて含めて18年度決算で561億円ということでございますが、返済しながら事業、事業しながら償還もしていくということになります。事業がなければ、この10年間全くなければ元金だけで毎年40億円ずつ減っていきます。ということはおおむね14・5年でゼロになります、560億円も。しかし事業をしているわけですので、その範囲内でまた、借りる額よりも返す額が大いという、これまた大原則をもってございまして、その範囲内で進めていきたいというふうに思っております。健全化計画によりますと10年後の平成27年度では全体で448億円になる予定でございまして。現在、561億円ですので113億円は減少すると、しかも事業をしながらの状況で10年間で113億円は減少するというふうに考えております。

土木課長（東 正英君） 道路計画の中期・長期計画についての御質問ですが、奄美市の道路整備計画につきましては、実施計画にも位置付けられておりますが、平成20年度から24年度までの5か年間に補助事業で整備を計画している路線につきましては、名瀬支所が伊津部勝・名瀬勝・小湊線ほか3路線、笠利総合支所が赤木名・笠利線ほか1路線、住用支所が山間・市線の1路線、合計7路線となっております。また、平成25年度以降に計画している路線は、名瀬支所が2路線、笠利支所3路線の合計5路線となっております。

また、道路整備において、優先順位につきましては、各支所ごとに合併前の市町村建設計画に基づき優先順位を付けておりますが、これを基にいたしまして緊急性、公益性などを総合的に判断した上で奄美市全体の優先順位を決めまして、実施計画におきましても、このことが反映されております。

自立支援課長（小倉政浩君） 生活保護費の通院交通費について御説明いたします。本市における現状でございますが、医療扶助の通院交通費の支給につきましては、保護者の方から移送費の給付に付き申請があった場合に、指定医療機関からの給付可否意見書の提出を受け、主治医が真に交通機関での移送を要すると認めている場合にのみ医療扶助費の中から移送費として支給されます。

支給状況につきましては、本年1月の支給実績は87件59万4,740円、1件当たりでは6,836円となっております。支給方法は通院に係るその受領証明書に基づき、通院日数に応じて実費を給付しております。

23番（平 敬司君） 財源不足がなかなか解消できないと、それを切るためには扶助費あるいは人件費

という大きななたを振るわなければならないということでありますが、先の特別委員会で出されました、副市長や区長制の問題についても、やはりそういう奄美市の抱える大きな借金の問題も含めて提言をしたものだ、私は思っておりますけれども、できるだけ非常に厳しいでしょうけれども、財源不足が生じないように本当に収入に見合ったような予算の在り方がやっぱり望ましいことだと思いますので、大阪の橋下知事が打ち出したようにセンセーショナルな問題かもわかりませんが、起債0を打ち出すとかね、いろいろ一緒になって頑張ってくれというような方向で今後の予算の組み方をお願いしたいと思います。

この560億円の借金が27年度までには448億円までに目減りをすると、その中で交付税の対象額というのがあるかと思いますが、どの程度見込んでいるのでしょうか。今、560億円ですけれども、これが交付税の対象額を引いたらどれくらいの額になるのかをね、教えていただきたいと思います。

それから道路の問題については、24年まで、大体5か年の計画の中で今度の特定財源の税率が5年になるか10年になるか分かりませんが、大体落ち着いてくるということでもよろしいですかね。25年度以降の道路計画もやはり見直しをせざるを得ないことになろうかと思えます。そのへんのところはどうかお考えでしょうか。もう皆さんが示した道路特定財源による影響率というものを我々に示していただきましたけれども、この部分はすべて5年の計画で終わるということですので、次の道路計画においては、この特定財源が例え廃止になっても事業は続けていけるという計画を進められるのかどうかをお聞きしたいと思います。

財政課長（則 敏光君） 先ほどの人件費の関係でございましたが、特別職、管理職手当、一般職員のカット関係で6,100万円ほどの減額効果は出ております。特別会計など含めると7,000万円ぐらいの効果は出ているというふうに認識しております。

それと交付税の関係です。起債残高に占める交付税措置を試算いたしますと18年度561億円、総額の中に190億円ほどは残高に対して交付税措置が見込まれていると、実質365億円ほど、差引き365億円ということになります。190億円は交付税が見込まれております。27年度を見ますと試算ですが、448億円の起債残高に対しまして179億円ほど交付税措置が見込まれます。差引き269億円ということになります。今、この合併特例期間の間に旧名瀬市が過疎地域の指定を受けまして、過疎債という有利な起債が借りられるようになりました。それと合併に伴う合併特例債です。これがまた有利起債、できるだけ起債をするのであれば、どうしても起債をしなければいけないのであれば、有利な起債をと、一番に辺地債、二番目に過疎債、三番目に合併特例債というふうな有利起債、後年度、交付税措置の大きい有利起債に借り替えていく方法をずっととっておりまして、今後その三つの起債が起債の中でも振り替えられていくと、通常の交付税措置のない起債から交付税措置のある起債に振替えをしていくという手法をとっておりますので、後年度になればなるほど交付税措置の見込みは大きいというふうなみではあります。

土木課長（東 正英君） 道路特定財源諸税等の暫定税率などの延長がない場合にはということですが、先ほど述べました長期計画等につきまして、整備に要する財源等が大幅に減額減少することになりまして、地域住民が早期に完成を望んでおります道路整備が遅れることとなりまして、来年度以降計画しております道路整備につきまして、実施計画も見直さざるを得ないと考えております。

23番（平 敬司君） 借金の問題ですけれども、平成27年度までには奄美市の予算の範囲以下で抑えられるということを認識してよろしいですかね。今は、200何十億円ですか借金が。179億円交付税措置されますと、大体、奄美市の予算と同じような借金が残っていくと、そういう認識でよろしいでしょうかね。

財政課長（則 敏光君） ただいまの試算は平成27年度で交付税措置を除いた残高が269億円という

ことでございますので、ほぼ一般会計に対しましては、ほぼ同額程度の残高になるのではないかと
ふうに思っております。

議長（伊東隆吉君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております平成20年度関係の議案第12号から議案第39号までの28件につ
いては、それぞれ13人の委員をもって構成する一般会計予算等及び特別会計予算等の審査特別委員会
を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案28件については、両特別委員会を設置し、これに付託
の上審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計予算等審査特別委員会の委員に向井俊夫君、奈良博光君、大迫勝史
君、与 勝広君、三島 照君、関 誠之君、奥 輝人君、平川久嘉君、栄 勝正君、戸内恭次君、竹山
耕平君、里 秀和君、平 敬司君の13名を、さらに特別会計予算等審査特別委員会の委員に師玉敏代
君、多田義一君、橋口和仁君、叶 幸与君、崎田信正君、渡 京一郎君、竹田光一君、朝木一昭君、伊
東隆吉君、泉 伸之君、世門 光君、蘇 嘉瑞人君、平田勝三君の13名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたそれぞれの諸君を、先ほど設置されました両特別委員会の委員に指
名いたします。

議案第12号、議案第28号、議案第30号から議案第32号及び議案第36号から議案第39号ま
での9件は、これを一般会計予算等審査特別委員会に、議案第13号から議案第27号、議案第29号
及び議案第33号から議案第35号までの19件は、これを特別会計予算等審査特別委員会にそれぞれ
付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため暫時休憩いたします。（午前10時29分）

議長（伊東隆吉君） それでは再開いたします。（午前10時40分）

先ほど設置されました両特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

一般会計予算等審査特別委員長に与 勝広君、同副委員長に奥 輝人君、また特別会計予算等審査特
別委員長に竹田光一君、同副委員長に橋口和仁君、以上のとおりであります。

議長（伊東隆吉君） 日程第2、議案第46号 名瀬市小規模学校区活性化就学助成金支給条例を廃止す
る条例の制定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第46号の提案理由を御説明いたします。議案第46
号 名瀬市小規模学校区活性化就学助成金支給条例を廃止する条例の制定につきましては、名瀬市時代の
暫定条例として残っておりまして条例を合併後の事務事業調整結果に基づき、奄美市内の児童・生徒

の平等性を図る意味から廃止しようとするものです。以上をもちまして議案第46号の提案理由の説明を終わりますが、なにとぞ御審議の上議決して下さいますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第46号は、一般会計予算等審査特別委員会に付託いたします。

議長（伊東隆吉君） 日程第3，議案第47号 米軍人による少女暴行事件に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

23番（平 敬司君） 議案第47号 米軍人による少女暴行事件に関する意見書，去る2月10日，沖縄県北谷町で起きた米軍人による女子中学生に対する暴行事件は，被害女性に対して肉体的・精神的苦痛を与えるだけではなく人間としての尊厳を踏みにじる極めて悪質な犯罪であり，沖縄県民にとどまらず，日本国民に強い衝撃と多大なる不安を与えている。

今回の事件を受け2月14日にはアメリカ国防総省から在日米軍人全員への倫理・規律の見直しが命令されたにもかかわらず，3月2日には基地からの外出禁止措置がとられている中において，基地を抜け出し，建造物侵入を犯す米軍人が逮捕されるなど，綱紀肅正が徹底されているとは言い難い。

平成19年3月現在，日本国内に居住する米軍関係者9万2，491人のうち，49.1パーセントに当たる4万5，403人が居住する沖縄県には，事件・事故の再発に対する恐怖が常に存在する状況であり，本事件に対して奄美市は強い憤りを覚えるものである。

よって本市議会は今回の事件に対し厳重に抗議するとともに，次の措置が講じられるよう強く要請する。

1. 被害者及び家族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。

2. 改めて米軍人一人ひとりに至るまで，より一層の綱紀肅正を徹底し，実効性のある具体的な事件・事故の再発防止策に万全を期すこと。

3. 日本国内における米軍基地の一層の整理縮小を図るとともに，兵力の削減を推進すること。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第47号 米軍人による少女暴行事件に関する意見書の提出については，原案のとおり可決されました。ただいま可決されました意見書の提出先については，議長に一任願います。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため明日3月8日から3月24日まで休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、3月8日から3月24日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

3月25日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時46分)

3月25日(最終日)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	蘇嘉瑞人君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	奈良博光君
9番	朝木一昭君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	里秀和君
13番	泉伸之君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	奥輝人君	18番	平川久嘉君
19番	渡京一郎君	20番	竹田光一君
21番	栄勝正君	22番	世門光君
23番	平敬司君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	平田隆義君	副市長	朝山毅君
副市長	濱田龍太郎君	教育長	徳永昭雄君
住用町 地域自治区長	森米勝君	笠利町 地域自治区長	朝山三千丸君
総務部長	福山敏裕君	総務部参事 (消防長)	林康雄君
総務部参事 (衛生組合事務局長)	伊集院平應君	総務課長	川口智範君
財政課長	則敏光君	企画部長	塩崎博成君
企画部参事	伊地知正臣君	市民福祉部長	伊東鉄郎君
市民課長(名瀬)	幸廣光君	いきいき健康課長	川畑幸治君
いきいき健康課参事	勢利久君	福祉事務所長	大井進良君
産業振興部長	赤近善治君	建設課参事	丸田秀和君
建設部長	平豊和君	教育部長	重田茂之君

地域教育課参事
(笠 利) 大 赦 勇 男 君

選挙管理委員会
委員長 久 保 忠 義 君

職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 松 田 秀 樹 君

次 長 兼
調査係長事務取 山 崎 實 忠 君

主幹兼議事係長 上 原 公 也 君

議 事 係 主 査 森 尚 宣 君

議 事 係 主 事 重 田 俊 彦 君

議長（伊東隆吉君） ただいまの出席議員は26人であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（伊東隆吉君） 本日の議事日程はお手元に配付してあります日程第4号を予定いたしております。日程に入ります。

日程第1，議案第12号，議案第28号，議案第30号から議案第32号，議案第36号から議案第39号及び議案第46号の10件について，一括して議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員長（与 勝広君） おはようございます。一般会計予算等審査特別委員会は、3月の10日月曜日、3月の11日火曜日、3月の12日の水曜日の計3日間に渡りまして、13名の委員の出席のもと、慎重にかつ活発なる審査が行われました。当一般会計予算等審査特別委員会に付託されました議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算について、議案第28号、議案第30号から32号、議案第36号から39号及び議案第46号の10件の議案につきましては、皆様のお手元に配付いたしてあります審査報告書のとおり、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の内容について御報告を申し上げます。

まず、一般会計当初予算は275億6,946万2,000円でございますが、これは前年度よりも9億2,110万円の減少で、率にしますと3.2パーセントの減となっております。また、普通交付税につきましては、3.6パーセント増の104億1,800万円を計上しております。合併特例金は1億1,500万円、基金受入金は約6億6,000万円をそれぞれ計上いたしております。

まず初めに、議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算についての審査報告を行います。

3月の10日月曜日は、1款議会費から5款労働費までの審査と合わせて、議案第28号、30号から32号、39号の審査を行いました。内容については以下のとおりでございます。

1款議会費は、総額で2億3,076万6,000円を計上しており、そのうち人件費が2億732万5,000円となっているとのことであります。1款の議会費について特段質疑はありませんでしたので、この際省略をさせていただきます。

2款総務費につきましては、当局の補足説明で市長交際費が150万円で、前年度より50万円減額して計上しているとのことであります。電話基本料の削減を目的に、外線数を極力減らしていく方針が示されております。また、各地区にある防災無線について、当局は地震や津波などの緊急情報を3地区が同時に放送できるように整備するため、予算636万2,000円を計上しているとのことであります。笠利町の自衛隊宿舎を活用した定住促進対策として、用地購入費と改修費に3,000万円、また、地籍調査につきまして一筆調査に時間のかかる地籍調査は、現在のペースでは事業完了まで約70年かかる見込みが示されました。地籍調査に関して当局は現在、市全体で調査面積が279.92平方キロのうち調査済みが57.82平方キロで、進ちょく率が20.66パーセントの説明もありませんでした。名瀬佐大熊に新たに整備されます救急用ヘリコプターの離着陸場の整備につきまして、当局はヘリの騒音については一定の水準以下まで下げるのは困難であるとの見解も示しております。また、住民説明会等でも緊急の優先度を考えてほしいとの要請をしているとのことであります。

3款民生費について、当局より介護保険事業支援費も7億8,784万3,000円は、社会福祉法人等が介護保険利用者に対して実施した負担軽減措置に対し補助を行うためのものと、介護保険事業特別会計に市の負担分として繰り出す所要の経費を計上したとのことであります。扶助費の41億1,257万3,000円は生活保護費であります。本年度の所要見込額を計上してあるとのことであります。前年度の当初予算と比較しますと約2パーセント増の7,989万1,000円の増額予算となっているとのことであります。本市の保護の動向については本年1月末現在で保護世帯数は1,976世帯で、前年同月と比較すると37世帯増加しているとのことであります。県平均15.29パーミルの約4倍、国平均12.1パーミルの約5倍になっているとのことであります。

4 款衛生費において、後期高齢者医療費の負担及び交付金の4億2,854万6,000円につきましては、75歳以上に係る後期高齢者医療制度の創設に伴い、県内全市町村が加入しております鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ、療養給付金として医療費のかかる市低率負担相当額の4億922万6,000円、また、運営等に係る共通経費負担金として1,932万1,000円を計上してあるとのことでありました。し尿処理経費につきましては、有良の汚泥再生処理センターの開設に伴い長浜し尿処理施設を閉鎖するが、施設内に残っている汚泥及び残さ処理等の衛生対策と立入禁止等の安全対策を要する費用を計上しているとのことでありました。し尿処理手数料は現在くみ取り料として18リットルで130円と定めているが、当局は有良地区の汚泥再生処理センターの4月からの供用開始で、笠利の業者は新たに搬入手数料が発生することなどから、し尿処理の適正化を図るため改正するという説明がありました。また、下水道等の整備が進む中、し尿処理世帯が減少し、各地区では1985年から現行の料金であることなども理由に挙げた。また、委員から、同センターの供用開始するのに伴いまして、長浜町のし尿処理場は3月末で閉鎖されると、当局は跡地利用に関しては現在白紙の状況と答弁し、委員からさらに、いつまでも放置せず早急に跡地利用を検討するようにとの意見がありました。

5 款労働費については、労働福祉対策費の補助金及び交付金の2,019万4,000円については、奄美広域中小企業労働者福祉サービスの運営費に対する奄美市負担金520万4,000円と同センターの運営に対する国からの補助金1,499万円を計上してあるとのことでありました。また、シルバー人材センターの運営補助金が19年度当初予算に対し、235万円の減額となっておりますが、これは国の基準の法定外補助を支出しておりましたので、20年度予算について減額したとのことでありました。

また、議案第28号、議案第30号から32号、39号についての質疑はこの際省略いたします。

3月11日火曜日は、6款農林水産業費から8款土木費までと、併せて議案第36号から38号までの審査を行いました。内容については以下のとおりでございます。

6 款農林水産業費については、水産振興費の負担金補助及び交付金の離島漁業再生支援交付金1,088万円については、名瀬地区漁業集落に408万円、住用地区漁業集落に340万円、笠利地区漁業集落に340万円の交付金を計上しております。離島漁業再生支援交付金事業は、17年度から21年度までの5年間、国の事業として離島の漁業に取り組む漁業集落等に対して、その取組の必要な経費に対し交付金を交付する制度であり、その補助率は国4分の2、県・市それぞれ4分の1となっているとのことでありました。漁港管理につきましては、奄美市の各漁港の維持管理に必要な費用で、各漁協の水光熱費、修繕料及び清掃業務委託料、機械の借上料等を含む354万9,000円を計上しているとのことでありました。当局は175万円を計上した畜産振興費の肉用牛導入貸付金に関する質疑で、肉用牛の増頭には牧草地を確保する必要があり、遊休地の利用を検討しているとのことでありました。

7 款商工費として、廃止路線代替バス運行費補助金として計上された3,300万円について、当局は、奄美交通がバス事業を道の島交通に譲渡しても、予算はそのまま執行したいとしております。同補助金に関しては奄美交通のバス事業を道の島交通に委譲することが決まったが、委員から計上している予算の措置はどうなっているのかという質疑がありました。それに対して当局は、市として計14系統に補助しており、引き続き交通弱者の足の確保という面からも予算はそのまま執行したいという説明がありました。関連して、職員のバス利用状況についての質疑があり、当局は自発的に利用している職員もいるが、全体的に利用されていないので利用率を今後高めていくように努めていくとのことでありました。2009年7月の皆既日食を前に、あやまる観光公園トイレ改修工費など3,900万円、奄美大島風力発電事業補助金として1億9,500万円が計上されているとのことでありました。

8 款土木費については、港湾改修整備事業として緊急地方道路整備事業である市道赤木名・笠利線など、5路線の工事費など4億5,300万円が計上されております。末広・港土地区画整理事業での建物調査業務費として約2,700万円が計上されております。市の持ち出し分が25億8,000万円に上る同事業について、本当に市の活性化につながるのかという事業実施に疑問視する質疑もなされております。県が事業主体になっている国道58号おがみ山バイパス事業について、ルート変更に伴って

自宅の移転がなくなる住民に対しての対応の在り方等についての質疑がなされましたが、この際省略いたします。山間港、赤木名港、知名瀬港などの工事費に2億2,400万円が計上されました。巨費が投じられる港湾工事の費用対効果について、疑問視が呈されておりました。地域の実情に合った事業を求める意見が出されました。アスベスト対策のための市営住宅改修工事に関する質疑では、住民の安心・安全を確保できるように、敏感な対応でかつ万全の対策で工事に着手する強い要望がありました。また、併せて議案第36号から38号の審査もありましたが、この際省略させていただきます。

3月12日水曜日の審査は、9款消防費から10款教育費及びその他公債費、予備費、債務負担行為、地方債、一時借入金についての審査と併せて、議案第46号についての審査も行いました。内容は以下のとおりでございます。

9款消防費については、報酬2,269万1,000円につきましては、奄美市消防団員424名分の階級に応じた報酬である。自動車購入費の2,000万円については、名瀬方面隊の消防ポンプ自動車代替え1台分とのことでありました。また、負担金補助及び交付金の6億5,680万2,000円の内訳については、大島地区消防組合負担金として6億3,870万5,000円、鹿児島県市町村総合事務組合負担金として1,122万1,000円、消防団員福祉共済負担金として123万円、消防協会負担金として79万5,000円であるとの説明でありました。委員から、団員の退職金の割合や3地区の団員の制服の統一化についての質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

10款教育につきましては、住用、笠利、崎原など6小学校の体育館改修に4億2,000万円、小宿中体育館と朝日中プールの改修費に1億円を計上しております。委員から、金久中や奄美小などの老朽校舎の早期建て替えを求める意見が出されました。幼稚園運営で人的余裕がないことを問題視し、教育環境については聖域を設けてでも財源を確保すべきとの指摘もありました。また、名瀬運動公園や太陽が丘総合運動公園などの指定管理者委託料として約9,300万円を計上いたしております。指定管理者制度の導入により、予算削減の経済効果のみならず、利用者サービスの向上が図られていることが明らかであります。不登校の児童・生徒数は、小学校50人程度、中学校は100人程度であり、当局は全国的に2006年度から増加傾向にあり、本市も同じ傾向であるとのことでありました。一方不登校の児童・生徒を通わせるふれあい教室などを実施したり、子どもサポート体制整備を図ったり、関係機関と連携しながら努力しているとのことでありました。給食費の滞納状況として、2004年度201万円、2005年度134万円、2006年度220万円あり、当局は各学校で徴収方法は違うが、学校長名で督促文を出したり、直接自宅へ行ったりするなど、各学校で自助努力をしているとのことでありました。学校調理人の配置人数についての質疑や業務内容の改善を求める委員からの声がありましたが、この際省略いたします。

起債に対する質疑で、社会資本整備は10年後の住民も何らかの利益を受ける起債を10年ないし20年という形で償還して、世代間負担の公平を求めるものと説明した。2008年度一般会計予算の起債総額は一般公共事業や辺地対策事業など、24億9,560万円を計上しているが、当局は財源不足が生じる中で事業を実施せざるを得ない状況であり、財源不足を補うためにも起債は必要であるとのことでありました。3月末の財源不足に対応する一時借入金は一般会計・特別会計を合わせて最高で74億円を借り入れる予定としているとのことでありました。10年後の市債返済計画については、今後10年間で約100億円ほど起債残高を減少させる予定とのことでありました。その他質疑については、この際省略いたします。

以上で一般会計予算審査の御報告を終わります。

最後にこの3日間の本一般会計予算審査を終えて、所感を述べさせていただきます。

合併して2年目ということで、各委員におかれましても地域の代弁者として、また市民の代弁者であるという自覚を持っての発言がなされており、また当局においても補足説明が簡潔になりつつある中で、の討論、質疑でありました。中身の濃い議論がなされたという感がありますが、それが高じて各委員の質疑においても感情的な発言や特定の人名等の発言も若干あったことについては、今後、厳に慎まなければいけないと実感しております。いずれにしても各委員の皆様方の御協力を得て、無事終えることが

できましたことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

以上で審査報告を終わります。

御質疑がありましたらその他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（伊東隆吉君） これから一般会計予算等審査特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

最初に、反対者の発言を許可いたします。

15番、三島 照君。

15番（三島 照君） おはようございます。何か前よりの迷路におだされて、朝思ってた気持ちが何か、ちょっと落ち着いたような、静まったような感じです。私、日本共産党の三島 照です。私は議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算について、反対をし討論をします。

20年度予算は、合併して3回目の予算編成となります。一昨年の第二の夕張騒動があつて以来、奄美市民はどういう財政再建策が打ち出されるか、市民の目は注目しています。しかし、市長は施政方針で初代奄美市長の重責を担って2年間、子どもたちが健やかに育ち、お年寄りが生き生きと輝く、そして若者が夢を持つ、そのような新生奄美市づくりを基本にすえたと言われてます。また新たな事業評価と財政評価システムに基づいて、奄美市型の事業実施計画や財政健全化計画を策定し、その確立に向けて道筋をつけることができたとしています。しかし、この平成20年度一般会計予算は、約275億6,946万2,000円で、対前年度当初予算に対してもマイナス2パーセント、金額にして約9億2,000万円の減額となっていますし、全体を見れば歳入では市税の増額はわずかに見込まれて、合計39億2,400万円わずかに伸びています。地方交付税は3億8,000万増額されても国庫支出金で9億3,414万円の減額となり、結果財源不足は4億2,000万円となっています。引き続き厳しい状況になるのは変わっていません。

私は先の一般質問でこの一般会計予算、マイナス3.7パーセント、投資的に経費のマイナス21.8パーセントが市民経済に与える影響をどう見ているかについて、市民経済の市民経済の低下を加速させる危険性を有しておりますと答弁されました。また同僚議員の自主財源確保の質問に対して、定められた税金、使用料の徴収が進んでおらず、思うような成果が得られない状況にあると述べ、その上で地域の経済が活性化していくとあいまって、この問題が解決すると思うとまるで人ごとの答弁でした。私は市長は市民生活を知ろうとしていないのではないかと、私にはそのようにしか見て取れません。先日の本会議でも財政健全化に対する特別委員会の報告書をどのように見ているかということに対して、そしてこの中の市長退職金や特別職の関係事項について、これは議会で議決されたものではないからというような答弁をされるような状況、これは本当に今の市民生活が見てみれば発言できない発言だったのではないかというふうに感じました。

日本共産党は19年度予算編成にあたって、財政の再建策を提案し、特に地方自治体は市民の暮らしを守るために存在しているのであるから、市民の暮らしや福祉を犠牲にして再建のための数字合わせではなく、再建の数字合わせでは本末転倒である。財政再建と住民サービスの維持・向上の両立を図ることを申し入れましたが、この予算書には見て取れません。今、市民の暮らしも商工業者や経営者、奄美の経済は大変な状況に落ち込んでいってます。多くの市民からもこのままでは会社が維持していけない。目先は真っ暗闇だという声が返ってきてます。私ども日本共産党へ寄せられたまちの声を若干紹介します。

国保税や税金のために仕事をしているようなもの、50歳代の男性。友人が国保証がなく、医療が受

けられない、助けて、これも50代。雇用を増やして若者が定着できるように、企業の誘致を図ってほしい、これも50代の男性です。仕事がない。収入と支出のバランスが取れない。求人があっても高い資格が求められる。55歳でこの1年仕事につこうと職安で10か所紹介され、面接を受けたが1か所も採用されませんでした。若い人の仕事がない、非常に残念、24歳の男性です。安定した収入が得られる仕事がない、市政には雇用対策、福祉・医療などとともに環境やごみ、海洋汚染などにも力を入れてほしい。土地区画整理事業の必要性が分からない。まちだけがきれいになっても人間がいないまちでは若者たちは皆島を離れていく。財政の建直しが第一、奄美市のどこに65億円の財源があるのか、子や孫の代まで借金を背負わせたくない、55歳。

それだけではありません。いただいた資料でも明らかのように、市民所得の推計指標では平成10年の205万7,000円から、平成16年の資料では191万9,000円と、190万円台は今も変わっていません。結果は本会議で示しましたように各業種、職種の各種の納税、市民税・固定資産税含めてですね、各納税で滞納職種のベスト5にサービス業や卸小売業・建設業など、本来奄美市の経済を支えてきた業界が名を連ねています。このことは行政がいかに第一次産業を含めて産業起こし、本市の独自の単独事業がされてないことが如実に表れているし、農林水産業の生産高はわずか25億円程度。その結果は自主財源が全体の中で23パーセント、63億4,174万5,000円で、今大事なことはいかに自主財源を高められるか、市長の知恵の発揮のしどころだと思います。

ところが奄美市経済を支え、支えるべき産業振興、地域振興を図るべき部署の農林水産業、商工費予算を合計しても16億7,280万円、そのほとんどは人件費や出資金、委託金、補助金、負担金、分担金で、本来の産業活性化のための施策がありません。しかし、その一方で相変わらず末広・港区画整理事業をはじめ、無駄な公共事業のために新たな20年度一般会計予算で起債総額で約25億円の借金です。その結果は今後10年間で先ほど委員長報告にもありました財政の建直しの効果は111億円の減額にしかありません。思ったほど借金は減りません。

日本共産党は無駄な公共事業を中止して、財源は市民の暮らし、福祉を守り、市民経済の活性化のために重点施策を明確にして、合併時の事業計画だからではなく、今、何が必要から予算計上すべきであると考えてます。そういう立場から議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算に反対をし、討論を終わります。

議長（伊東隆吉君） 次に賛成者の発言を許可いたします。

17番（奥 輝人君） 議場の皆さん、おはようございます。昨日は小学校の卒業式でお祝いもありまして、若干飲み過ぎましたけれども、議場の皆さん、元気よくいきましょ。

では市民クラブの奥 輝人です。私は議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど委員長報告にもありましたように、平成20年度の一般会計の予算は、歳入歳出それぞれ275億6,946万2,000円であります。今年は基金から繰上償還分を含めて6億6,136万5,000円を取り崩しての緊縮型予算であると考えます。奄美市の均衡ある発展、奄美市の一体感を醸成する意味で最大の予算配分であり、かつ当局におかれましては最小の経費で最大の効果を念頭に、建設計画に沿ったビジョン性のある予算編成であり、努力している証をかいま見た感じを受けました。

そのような中、6款農林水産業費を見ますと前年度より1億5,959万9,000円の減額予算となっておりますが、これは事業等の完了に伴う廃目の影響等であり、前年度と同様規模の予算編成であります。主なものに農業、農家の振興・育成のために、農地流動化、農業研修生、担い手の支援、各種協議会への助成、負担、新規の肉用牛導入貸付基金、機械化の省力化の推進、春植えの推進、果樹園芸の振興、農業施設の利活用、基盤整備の促進の事業などが推進されています。また、水産業振興では離島漁業再生支援交付金事業による漁業集落への活性化推進、漁港管理費や漁港整備、和瀬漁港事業等が推進されています。これは第一次産業の振興や活性化に向けた取組であり、農業、農村集落、そして農

家や漁家への意識、意欲の拡大や、経営管理能力の向上、そして先進的経営への支援等であり、期待される事由であり、一定の評価をするものであります。

次に、3款民生費についてであります。少子高齢化時代が進むにつれて民生費の増大は緊急の課題であり、改善する上で早急に取り組まなければならない事業であります。今年度予算も86億8,776万2,000円で、一般財源から37億8,354万4,000円支出し、金額は膨大であります。中でも3項生活保護費2目扶助費については、今年度予算は41億1,257万3,000円、前年度と比較して7,989万1,000円増であります。今後も扶助費の増大が見込まれています。そのようなことから民生費をいかに抑制していくのか、それは高齢者や障害者、生活保護者、そして少子化の支援を含めて、奄美市一体となってことを進めていかなければならない。今回の予算は健康増進の事業や食の自立支援事業、在宅福祉アドバイザー活動促進事業、出産祝い金など、ぎりぎりの支援事業であり、当局の改善へ向けての取組状況等に期待をしているところであります。

次に、第3表地方債についてであります。

昨年の12月に示されました財政健全化計画におきましては、本市の起債額を総額38億円、うち一般会計29億円以内と設定し、10年以内に実質公債費比率を17パーセント台に縮減するとしておりました。平成20年度一般会計当初予算における市債額は、計画よりさらに少ない24億9,560万円に抑制し、突発的な災害等における追加起債への対応も考慮した予算計上となっております。また、市債の内訳を見ましても、交付税措置が100パーセントである臨時財政対策債5億1,550万円、防災施設整備事業債3,200万円をはじめ、辺地対策事業債4億6,790万円、過疎対策事業債2億3,420万円、合併特例債8億6,450万円、計21億1,410万円、発行予定額の約85パーセントが交付税措置の高い、いわゆる有利起債を活用し、将来の公債費が市の一般財源に与える影響を最小限に抑制しております。さらに国の施策であります補助金免除繰上償還制度を活用し、減債基金の効果的な運用を図り、将来の公債費負担の軽減に努力された予算計上がなされております。

このような当局の取組により、地方債現在高の推移は、平成18年度末、約394億7,000万円、平成19年度末、約388億3,600万円、平成20年度末、約378億7,000万円と着実に減少する見込みとなっております。合併後3年目を迎え、まだまだ難しい舵取りの期間と思われる中、財政健全化へ向けた当局の積極的な取組と意欲を高く評価するものであります。

その他の款についても、当局の積極的な取組と意欲、そして計画性が十分に感じられており、期待をしていることでありますので、詳細についてはこの際省略させていただきます。

以上のことから、施政方針でもありましたように今年は奄美市の形を確かなものにするため、骨格を組み立てる段階を迎えています。そのためには市民との共生・協働の意識の醸成を図りながら、一層強い意志と決断により、事業実施計画及び財政健全化計画に基づいた施策の推進、そして一体感の醸成、さらにはもっと元気な奄美市、もっと活力ある奄美市の建設に期待をして、賛成の立場での討論といたします。

議長（伊東隆吉君） 次に、反対者の発言を許可いたします。

5番（戸内恭次君） 皆さん、おはようございます。無所属の戸内恭次でございます。

私は議案第12号について反対の立場から討論をさせていただきます。

私が今回の予算について概略を申し上げ、そしてこの反対の立場とさせていただきます。まず、奄美市立養護老人ホームのなぎさ園問題でございます。私は譲渡先について異論を挟むものではございませんが、今回の手法について問題点があると思います。まず第一に、譲渡先を選定することについての問題でございますが、入札すべきではなかったかと思えます。これは経過を見ても随意契約同様の取扱いになっております。次に、繰越金が1億800万円もあるということ。また、この建物については無償譲渡でございますが、土地についてはかなり安い賃料で貸すということでございます。私はこの財政の厳しい奄美市においては、土地は売却をすべきであると考えます。どんなに安く見積もっても1

億円の市税の足しになるということを考えております。それから、委員会の中で明らかになったことでございますけれども、当初この建て替えについては大きな財政負担があるということでありましたけれども、補助金が2億ほど可能であるということからですね、私はまた繰越金が1億800万円あるということからして、本当に奄美市にとって大きな財政負担になったことであろうかと疑問に思っております。また、この譲渡の案について数年前から言われておりながら、偶然にも市長選の数か月前に決着をしたという経過を見て、この問題についても考えさせられるものがございます。このようなことから行政の在り方でございますが、本当に公平な行政がなされているのだろうかと疑問に思うものでございます。このようなことが課の各行政部門においても行われているのではないかと考えますと、市民感覚としては受け入れがたい今回の措置であったと考えます。

次に、財政健全化に対する特別委員会に対する市長の対応でございますけれども、今議会における本会議における市長の対応は議会軽視であると思っております市長に考慮を要請するものでございます。

次に、国道58号と末広・港土地区画整理事業についてでございます。県知事の言ういびつな計画はそのまま施工されようとしております。道路の混雑を解消すると言いながら、古見本通りの混雑を永田橋周辺に持ってくるという国道58号のルート、そしてそれを逃がすための区画整理事業による16メートル道路、まさに国道58号と区画整理事業が一体化とした事業として、この商店街活性化のためというのではなく、むしろ交通事情によるというふうに考えられるような計画が施工されようとしております。コンパクトシティというのは、今時代のすう勢でございます。歩いて暮らせるまちづくり、これを目指すべきであり、従来の奄美市の目指すまちづくりとは大きな隔りがあると考えております。地権者及び商業者、また市民の多くはこの計画に不安を持っており、正にこの計画によって、人生を大きく左右されることになるということに対する不安感は強いものがございます。住民の声を聞かずに、共生と協働のまちづくりとか、是非この共生・協働という言葉のとおり、住民の声をしっかり聞いていただきたい。また、権力を行使するものは謙虚な姿勢でなければならないと考えますが、正に強く強いられる強制的な行政のように思えてなりません。この予算全体として、夢と希望の持てる予算案ではないと考え、市長に対してはこの疲弊していく奄美市を推進するために、大きく発展させるために、正に発想の大転換を求めるものであり、この議案第12号に対して反対をして、反対をするという立場から討論をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（伊東隆吉君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。奄美興政会の竹山耕平でございます。

私は議案12号 平成20年度奄美市一般会計予算について、賛成の立場から討論を行いたいと存じます。

まず、教育費歳出について、23億8,217万6,000円は前年度比率1.2パーセントの増であり、金額で4億7,213万円の増額であります。この中身は朝日中学校の屋外プール改修事業をはじめ、各小中学校の体育館の改修事業などが予定されております。朝日中学校におきましては、プールが使用できないとの理由で、ここ数年水泳の授業が行われていないとのことです。ここ奄美大島はきれいな海に囲まれ、しまんちゅ、うみんちゅと言われるように、本土の子どもたちから見ると恵まれた環境のもとでの教育環境であると考えます。そんな奄美の子どもたちが授業の中で水泳の授業が行われていないということは、水と触れ合っていないということは、大変な重要な問題でありました。一刻も早い事業着工を望んでいます。

続いて、学校体育館という空間は授業を行うだけの空間ではなく、そこにある各地域の方々がスポーツ振興をする場でもあり、地域活動や生涯学習の交流の場でもあると考えます。子どもたちの教育環境の改善をすることで、今後ますますの学校、地域の発展につながるのだと考えます。

そのほかにも奄美市の学校には学校施設の老朽化が進んでいる学校が多数あります。そのような学校

施設の調査を行い、子どもたちの教育環境の改善を図っていただくよう強く希望いたします。また、姉妹盟約を結んでいるナカドウチェス市との交流や、長野県小川村、群馬県みなかみ町との交流を行い、広い視野に立つ子どもたちへの補助事業や子どもたちにとって大事な教育を受けやすい環境をつくるための補助費や助成金、そして子どもたちを守るための事業への補助金などは、今後奄美市の将来を奄美大島の将来を担う子どもたちへの大切な投資であると考えます。

次に、性質別の投資的経費に入ります。性質別の投資的経費は35億6,530万6,000円となっております。これは末広・港土地区画整理事業を中心に、前年度比率21.8パーセントの減、金額では9億9,585万円の減額であります。これは昨今、公共工事の在り方が叫ばれ、検討されてきた結果であると存じますが、平成20年度予算書の中身を見ましても、皆様も御承知のとおり今の奄美市にとって重要不可欠な事業のみであると私は考えます。しかし、それでもまだまだここ奄美市は生活基盤の整備が不十分である地域も多く、各地域の格差の改善に向けて上下水道事業も含め、道路整備事業、急傾斜地対策事業、公営住宅整備事業などに多く努めていかなければいけないと考えます。

末広・港土地区画整理事業では、計画の中のハード面において、中心商店街に7メートルの車道と9メートルの歩道が確保されるということであります。計画されております。この地域は大変事故が多い区域でもあります。また、事件にはなっていない、警察に届け出が出されていない交通事故も、ちょっとした交通事故も多く発生している区域でもあります。このような問題解消にもつながる快適な歩行者空間と中心商店街に歩いて、自転車で、車で来やすくなる歩道と車道に区分けする道路は、災害発生時に強いまちづくりを形成するだけではなく、高齢者や子どもたち、そして障害を持つ方々に優しい、安全・安心なまちづくりを目指せることだと考えます。ソフト面においては官・民が一体となり、行政がしっかりと支え、民間主導の住民参画・参加の事業を進めることで、奄美らしさのある空間や観光拠点が形成され、そのことにより観光客はもちろん奄美に住む方々も老若男女問わず、中心商店街に足を向けられることだと考えます。しかし、現時点でのこの計画の中では、今年の秋には用地先行取得を終了し、平成21年度中には本格的に工事着工する予定となっております。しかし、いまだに将来の中心市街地に対する明確なビジョンが見えてきていないために、不安になっている住民も少なくないのが現実であります。私が以前一般質問や委員会の中で要望している核となる官・民協働の一体化された組織を一刻も早く実現することを強く求めるとともに、地域活性化への当局の取組を評価し、議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算について、賛成の立場から討論を終了いたします。よろしく願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず、議案第12号 平成20年度奄美市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を除くその他議案9件を一括して採決いたします。

以上の議案9件に対する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号を除くその他議案9件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第2，議案第13号から議案第27号，議案第29号及び議案第33号から議案第35号までの19件について，一括して議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員長（竹田光一君） おはようございます。御報告申し上げます。

3月7日の本会議で本委員会に付託されました案件，議案第13号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第33号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について，議案第14号から議案第27号及び議案第29号，議案第34号から議案第35号までの19件の議案について，3月10日，11日の2日間委員会を開催し，当局の出席を求め活発な論議がなされ，付託されました19議案，慎重なる審査の結果，議案第13号，議案第16号，議案第27号，議案第34号の5件は賛成多数，その他の14件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。皆様のお手元に配付してあります審査報告書のとおりでございます。

では，審査の経過と内容につきまして，主なものを簡潔に御報告を申し上げます。

まずは議案第13号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行いました。当局より説明を受け，平成20年度の歳入歳出予算総額は63億3,987万9,000円を計上，前年度当初予算と比較して1,291万2,000円の増，歳出予算の主なものは，保険給付費が38億2,573万7,000円で，全体の60.34パーセント，共同事業拠出金が10億3,647万2,000円で，16.35パーセント，後期高齢者支援金が7億458万5,000円で11.11パーセント，介護納付金が3億2,700万5,000円で5.16パーセント。

歳入の主なものとしたしましては，国庫支出金が22億3,334万4,000円で全体の35.23パーセント，国民健康保険税が11億3,554万7,000円で17.91パーセント，共同事業交付金が9億8,611万3,000円で15.55パーセント，前期高齢者交付金が8億696万7,000円で12.73パーセント，繰入金が6億8,896万7,000円で10.87パーセントを計上したとの説明がありました。なお，繰入金は保険基盤安定事業繰入金，財政安定化支援事業繰入金，出産育児一時金繰入金，いずれも減額計上。新たに累積赤字に伴う財源補てん繰入金として5,000万円を計上。

次に，質疑で収納率を何パーセント見込んでの予算計上かに対し，予算を計上する際には91パーセントであります。過去89パーセント台を推移しています。前年度の徴収率を0.1パーセント以上上がった場合に，前年度にカットを受けた分の2分の1が翌年度に返されるというシステムにもなっており，目標率達成に努力するとの答弁でございました。ほかに多くの関連した質疑がございましたが，省略させていただきます。

次に，議案第33号 奄美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について，国民健康保険法の一部改正に伴い療養の給付に係る被保険者の区分並びに一部負担金の負担割合等を改める所要の規定の整備を図ろうとするものであるとの説明がありました。質疑はありませんでした。

次に，議案第15号 平成20年度奄美市老人保健医療特別会計予算について，医療制度改革により老人保健医療制度廃止となり，新たに平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されることとなり，平成20年度の老人保健医療特別会計予算については，平成20年3月以前の医療諸費等に係る分として歳入歳出予算総額4億7,846万8,000円。前年度当初予算と比較して47億8,550万6,000円の減額計上との説明がございましたが，ほかに質疑はありませんでした。

次に，議案第16号 平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について，後期高齢者医療制度は平成20年度から創設，運営は各都道府県単位で設立された広域連合が行います。平成20年度の歳入歳出予算の総額は4億2,722万5,000円であるとの説明の後，質疑があり，老人保健法と同じく資格証明書の発行除外にするべきだと思いが取扱いができないかに対し，資格証明書を発行するとうたわれております。国保税みたいなペナルティはないか，また制度の説明会の予定に対し，ペナルティの件は現在聞いておりません。説明会の件は笠利地区は交付するときに説明を予定，住用地区は囁

託員会での説明と交付するときに説明を予定、名瀬地区においては出前講座で随時説明会を開いている。また民生委員会でも説明予定とのことであります。後期高齢者医療の対象人数は6,028名となっており、ほかにも多くの関連した質疑がありました。省略させていただきます。

次に、議案第34号 奄美市後期高齢者医療に関する条例の制定について、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始されることに伴い、奄美市が行う事務について新たに条例の制定を行うものであるとの説明がありましたが、質疑はありませんでした。

次に、議案第17号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計予算について、平成20年度の介護保険特別会計歳入歳出予算総額は4億5,408万6,000円、前年度当初予算と比較して5,567万9,000円で1.26パーセントの増額、65歳以上の高齢者数と認定者の利用枠に対する利用率状況はとの質疑に対し、65歳以上で高齢者数は1万1,820名、18年度末現在奄美市全体で認定者数が2,881名、認定者の利用枠に対する利用率状況52.8パーセントとの答弁でございました。認定調査員はどういう資格の人が関係しているかに対し、認定調査員は名瀬地域6名、笠利3名、住用1名で、資格は介護支援専門員及び介護士で認定調査にあたっているとの答弁でございました。ほかにも質疑はありましたが省略させていただきます。

次に、議案第29号 奄美市介護給付支払準備基金条例の一部を改正する条例の制定について、当該基金の処分は保険給付事業に限られていたものを地域支援事業が実施されることに伴い、当該事業費の財源不足に対応できるよう所要の規定の整備を図ろうとするものであるとの説明がございました。質疑はありませんでした。

次に、議案第35号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金算定等に関する政令の一部が改正することに伴い、税制改正の影響により介護保険の保険料が大幅に上昇する市民にとって、平成20年度の保険料の激変緩和を図るため、所要の規定の準備を行うものであるとの説明がございました。質疑で、対象者は何名かに対し、871名であるとの答弁でございました。

次に、議案第14号 平成20年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、平成20年度歳入歳出それぞれ2億3,678万7,000円で、今年度は対前年度24.7パーセントの減額、水道光熱費の926万円の内訳はとの質疑に対し、笠利分が836万円、住用が90万6,000円で、笠利診療所は建物面積を現在ふれあいの郷に業務を行っています。いきいき健康課保険部門、包括部門、デイ部門、風呂のそれぞれの施設があり、その施設の面積按分で予算をそれぞれ計上しているとの答弁でありました。また、外来収入1億8,907万円の中身はとの質疑があり、医療1億5,321万3,000円、歯科3,186万円で、内訳は笠利の医療分が1億781万3,000円、住用分が4,540万円、笠利分歯科は1,322万円、住用分歯科が2,244万円との答弁がございました。ほかにも質疑はありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第18号 平成20年度奄美市訪問看護特別会計予算について、平成20年度予算の総額は歳入歳出それぞれ2,542万円を計上、質疑で、看護師の人数は何人が、また在宅看護重視になってきたときに対応できる人数なのかに対し、正職員1、看護師2、パート3、計6名の体制で対応できているとの答弁でございました。ほかにも質疑はありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第19号 平成20年度奄美市笠寿園特別会計予算について、平成20年度予算の総額は歳入歳出それぞれ2億400万1,000円を計上。質疑で介護給付費収入が1,457万円減っているが何を基準にされているかに対し、施設自体50名定員であります。昨年度は49名で計上、20年度は46名で計上、その理由は入所者の高齢があり、病院への入院者も多くなり、その分歳入減になっている状況であるとの答弁でございます。ほかにも質疑はありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第24号 平成20年度奄美市と畜場特別会計予算について、平成20年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ638万8,000円で、燃料費の高騰などにより対前年度31万2,000円の増額。修繕費の60万円はとの質疑があり、通常解体処理に要する修理代であるとの答弁でありました。

次に、議案第20号 平成20年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について、補足説明の後、繰

上償還をやったときの浮く額はどれぐらいか、今後の償還のスケジュールはとの質疑に対し、繰上償還は19年3月から3年間にわたって実施。公共下水道では3年間で34億7,000万円余りを繰上償還を考え、19年度で14億8,900万円ほど繰上償還もしくは公庫については借替え債の発行で対応予定で、すべてを3パーセントで借り替えた場合、20年度では3,100万円余り従来より浮いてくると予想。起債の償還は3年間で返すものから11年間で返すものがあり、すべての繰上償還が終わるのが平成33年度の予定で、5億5,000万円程度の経費の節減ができるとの答弁でございました。ほかにも多くの質疑がございましたが、省略させていただきます。

次に、議案第21号 平成20年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について、平成20年度予算総額は歳入歳出それぞれ6億4,303万6,000円、農業集落排水事業整備地区全体の普及人口は平成18年度末で1,897人、水洗化率74.5パーセントなどの補足説明の後、集落排水事業に対する認知度及び理解度、加入啓発活動の状況はとの質疑に対し、毎年9月10日を下水道の日と定め、下水道の役割、普及促進、啓発活動を各市戸別訪問でチラシを配布し促進を図っている。また地域別の加入率については小湊地区92.6パーセント、根瀬部地区95.9パーセント、芦花部・有良地区55.5パーセント、名瀬勝地区68パーセント、知名瀬地区62.9パーセント、山間地区45.6パーセント、用地区89.4パーセントとの答弁がございました。ほかにも質疑はありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第26号 平成20年度奄美市簡易水道事業会計予算について、補足説明の後、再編推進事業の笠利地区と住用地区の事業内容はに対し、笠利地区再編推進事業については、水道管施設工事は特定環境公共下水道事業で、平成20年度に須野地区・辺留地区、農業集落排水事業は宇宿地区で管路3,000メートル、消火栓4基。西部地区は佐仁から用安地区まで。平成18年度から佐仁から川上集落まで、平成20年度は川上集落から赤木名地区まで590メートルを管敷設。住用地区再編推進事業については、西仲間、石原、役勝集落の簡易水道事業を20年度計画。20年度施工は下役勝から上役勝、国道の歩道部分に配水管設置予定であるとのこと。笠利地区の湧水期の対応は県の砂防事業で川上地区で約8万トンの貯水ダムができ、合わせて既存の鍋比のダム、その二つを主に貯水源として、また県の水源開発事業で川上集落において水量1日当たり約200トンの井戸を掘ったとの答弁でございます。ほかにも質疑はありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第27号 平成20年度奄美市水道事業会計予算について、補足説明の後、前年度対比1億3,630万円ほどマイナスであるが要因は何かに対し、主な要因は他会計補助金が約4,000万円減及び水道事業収益金の約7,300万円の減で、これは使用料の減であり、理由は人口の減少、ほかに節水などが原因であると思います。消費税を含む水道の福祉減免の考えに対し、消費税については法に定められたものであり、水道事業だけ考慮することはできない。余剰金は将来の施設の更新事業資金として積み立てるとの答弁でございました。ほかにも質疑はありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第23号 平成20年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について、補足説明の後、企業奨学生のこれまでの実績と業種はに対し、平成15年度2件、16年度3件、17年度1件、19年度1件の合計7件。主な研修先はコンピューター関係、縫製機械修理、本場大島紬技術専門関係、美容関係で貸付総額は平成19年度までに410万円。償還については10年間契約でこれまでに80万円の償還があります。未収に対しての取組は本人への訪問、電話連絡、保護者、保証人への連絡を密にし、収納対策にあたっているとの答弁でございました。ほかにも質疑はありましたが、省略させていただきます。

次に、議案第22号 平成20年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計予算について、補足説明の後、格別の質疑はありませんでした。

次に、議案第25号 平成20年度奄美市交通災害共済特別会計について、平成20年度予算総額は歳入歳出それぞれ864万円で、歳入の主なものとして共済会費収入536万円、交通災害共済基金からの繰入金326万8,000円であるとの説明の後、歳出の負担金補助及び交付金387万2,000円の内訳に対し、死亡見舞金が2件で200万円、けがの基本見舞金が45件で67万5,000円、

入院費 1 日当たり 1, 1 0 0 円の 1 4 日間 6 9 万 3, 0 0 0 円, 通院 1 日につき 8 0 0 円の 1 4 日間で 4 5 件の 4 5 万 4, 0 0 0 円, 昨年度までの発生件数は 2 月末日で死亡 2 件 2 0 0 万円, 入院 1 6 件 1 0 1 万 3, 6 0 0 円, 通院 2 2 件 4 8 万 5, 6 0 0 円, 以上 3 月末現在給付しているとの答弁でございました。ほかにも質疑がありましたが, 省略させていただきます。

特別会計予算審査特別委員会の審査報告は以上のとおりでありますので, 各議員におかれましては何とぞ当委員会の決定に対し, 御賛同いただきますようお願い申し上げます, 報告を終わります。

議長 (伊東隆吉君) これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました反対者の発言を許可いたします。

1 6 番 (崎田信正君) おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は提案された平成 2 0 年度奄美市特別会計予算のうち, 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について, 議案第 1 6 号 奄美市後期高齢者医療特別会計予算について, 議案第 3 4 号 奄美市後期高齢者医療に関する条例の制定について, 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度奄美市介護保険事業特別会計予算について, 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度奄美市水道事業会計予算についての 5 件に反対の立場で討論を行います。

まず, 議案の第 1 3 号の国保会計についてであります。平成 2 0 年度予算は後期高齢者医療制度に伴い, 支援金など新たな枠組の中で一般会計より 5, 0 0 0 万円の繰入れを計上するなど, 税率を据え置いた努力につきましては一定の評価をするものであります。しかし, 皆保険制度を掲げる日本にあって, 保険証を持たない人が存在することを放置することはできません。

そんな中, 国保税の収納率は担当者の方は毎年いろいろ努力し, 工夫もされていると思いますが, それでも 1 9 年度に目標とした 9 1 パーセントの達成は難しい状況であります。2 0 年度は目標を 9 0 パーセントに落とさざるを得ない状況となっております。そこに現場が肌で感じ取っている市民の暮らし向きが反映しているのです。それは滞納の状況が 2 月 2 1 日現在で納期が過ぎている件数が 4, 1 0 0 件という数字となって表れております。滞納原因にも経済的な厳しさがはっきり表れました。本来あるべき姿として求められるのは, 誰もが支払える国保税の制度にすることであり, 一般会計からの繰入れを増額し, 国保税を引き下げることが必要であります。このことは本来国がその責任を果たさなければなりません。

日本共産党は昨年緊急福祉 1 兆円プランを提案し, 国の責任で国保料を 1 人 1 万円引き下げ, 保険証の取り上げをやめるよう要求をしております。さらに毎年指摘をしていることでありますけれども, 自治体として取り組めることの一つに減免制度の拡充があります。7 割, 5 割, 2 割の法定減免だけでなく, 国保条例にある特別の事情を認めた減免制度については, 国会でも自治体が決めれば生活保護基準以下も特別の事情に入れてよい, 法律の趣旨に則って, 各市町村, 地方自治体が判断すると答弁もされております。市長がその気になれば, すぐにでも実現できるのです。実際前年の収入より減ったり, 所得が生活保護基準の 1. 3 倍までの方を減免の対象にしている自治体もあり, 奄美市での実施を強く求めたいと思います。

次に, 議案第 1 6 号 後期高齢者医療会計についてであります。この会計は, 4 月から実施されとした新制度に関する予算であります。私は後期高齢者医療制度については, 一般質問でも問題点を指摘をし, 平成 1 8 年第 3 回定例会では, 制度そのものに反対する立場から鹿児島県後期高齢者医療広域連合の成立についても反対をいたしました。その声は全国に広がっており, 国会で榊添厚生労働大臣は 3 月 1 1 日までに本省当局に届いた中止・見直しの意見書は 4 8 4 件と答弁をいたしました。現在は

さらに広がり530となっております。

この制度は75歳からという、特定の年齢の人を対象にしており、年齢で区別するなどということは、介護保険制度をとっている国では例がありません。さらに高齢者の方々にふさわしい医療を目指すとしておりますけれども、社会保障審議会後期高齢者の在り方に関する特別部会では、高齢者には三つの心身の特性があるとしています。一つは治療の長期化、複数疾患へのり患が見られるということ。二つ目に多くの方に認知症の問題が見られる。三つ目にいずれ避けることができない死を迎えるとしております。つまり高齢者の医療費の削減をねらった制度ということは明らかであり、現在の姥捨て山だという声が出るのもうなずけるものであります。

厚生労働省の担当者は石川県で講演をし、この制度は医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自ら自分の感覚でとっていただくものだと言明したということでありました。また、この制度は世帯単位で加入しているこれまでの保険制度から介護保険同様、一人ひとりに保険料の負担を負わせ、少ない年金から天引きされることとなります。年金がなく普通徴収でやむなく滞納となれば、病院の窓口で全額負担となる資格証明書の発行が義務づけられました。老人保健法では発行されていなかったものであります。75歳以上の高齢者を対象とし、医療内容にも差別を持ち込み、高齢者の医療費を抑制するものですが、人間誰しも年を重ねていきます。高齢者を扶養している家族もごさいます。つまり国民全体の問題であるということでありました。このように問題が山積するこの制度を認めるわけにはいかないことから反対するものであります。

議案第34号についても、今述べた理由で反対をいたします。

次に、議案第17号 介護保険会計についてであります。保険料、利用料の減免制度については、平成12年度の制度発足当時からその必要性を訴えてまいりました。たび重なる医療、福祉での負担増により、その必要性はますます大きくなっております。これまで述べてまいりましたが、介護保険料は定額制と定められており、制度発足当時の5段階の区分から、現在は6段階に改定されておりますけれども、国保税と比べて所得の少ない人ほど負担割合が重くなっております。さらに65歳になると多くの方が保険料が高くなるという制度そのものが欠陥だと言わなければなりません。低所得者対策としての細分化も必要であります。また、利用料についても65歳以上の高齢者数は委員長報告でありました1万1,820人で約24パーセントの2,881人が介護認定を受けられております。その認定者の利用枠に対する利用率は52.8パーセントの報告がありました。もちろん家族介護などで枠いっぱいサービスを必要としない方もおられますが、利用料など経済的負担でサービスを押しやめている方もおられます。是非それらの人の実態調査を行い、的確な減免制度が実施されることを強く要請したいと思います。

最後に議案第27号 水道会計事業についてであります。これまで下水道会計とともに水道会計でも高金利の企業債について、国が低金利政策を続ける中で、借換えあるいは繰上償還を認めないこと自体が理不尽なことと問題を指摘してまいりました。今回やっと実現をし、下水道関係では高金利の借換えが進み利息負担が軽減をされました。一方水道会計の企業債はすべて5パーセント以上の高金利となっており、多額の利息を市民が負担してきたこととなります。それも今回3年間かけて全額返済する予定となっていることから、支払利息の負担軽減が図られることとなります。平成20年度予算でも19年度と比べて5,000万円近く支払利息が軽減をされます。この恩恵は市民が受けるべきであって、市民に還元することが必要であります。公平に、そして最も効果の大きい還元策は消費税を取らないことでもあります。これまで述べてまいりましたが、税金は生計費非課税が原則であります。特に食料品などにかかるべきではありません。誰もが必要とし、自治体が運営する水道料金への課税はやめるべきであります。また、寝たきり老人を有する世帯や身体障害者を有する世帯などを対象として、福祉減免に取り組んでいる自治体があります。所得水準が低い奄美市でこそ、その実施が求められております。手持ち資金の市民への積極的な活用を要望いたします。

以上で5件の反対討論といたします。

議長（伊東隆吉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

まず、議案第13号 平成20年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第16号 平成20年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号 平成20年度奄美市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第27号 平成20年度奄美市水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号 平成20年度奄美市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第27号及び議案第34号の5件を除くその他議案14件を採決いたします。

以上の議案14件に対する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第27号及び議案第34号の5件を除くその他議案14件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議長（伊東隆吉君） 日程第3，議案第40号から議案第42号の奄美市人権擁護委員候補者の推薦についての3件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） お疲れ様でございます。提案理由の御説明をいたします。

ただいま上程されました議案第40号から議案第42号までにつきまして，提案理由の御説明をいたします。

議案第40号，議案第41号及び議案第42号 奄美市人権擁護委員候補者の推薦につきましては，中山芳一氏，元井 翠氏及び川智二郎氏の任期が平成20年3月31日をもって満了になりますことから，中山芳一氏，川畑安秀氏及び元井孝信氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく，人権擁護委員法第6条第3項の規定により，議会の意見を求めるものであります。何とぞよろしく御承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，委員会付託及び討論を省略いたします。

お諮りします。

本案をこれを原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がありませんので，議案第40号から議案第42号の3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（伊東隆吉君）

日程第4，議案第43号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（平田隆義君） ただいま上程されました議案第43号 教育委員会委員の任命につきまして，提案理由を御説明いたします。

教育委員会委員のうち，春岡仗子氏の任期が平成20年6月2日をもって満了になりますことから，新たに服部 香氏を任命いたしたく，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により，議会の同意を求めます。何とぞ御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（伊東隆吉君） これから本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

お諮りします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は26名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

この際、念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否といたします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大迫勝史君、関 誠之君を指名します。

両名の立合いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数25票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符号いたしております。

そのうち賛成25票、反対0票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第43号 教育委員会委員の任命は、これを同意することに決定いたしました。

ここで、議事を暫時止めて、ただいま教育委員会委員に任命されました服部 香さんにあいさつをお願いしたいと思います。(午前11時16分)

議長 (伊東隆吉君) 再開いたします。(午前11時18分)

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長から申し出のありました議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査等を行うため、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本市における市政全般の諸問題についての実態を調査するため、各都市を中心に別紙所管事務調査計画表のとおり、それぞれの諸君を各都市に派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、別紙所管事務調査計画表に基づき、それぞれの諸君を各都市に派遣することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成20年第1回奄美市議会定例会を閉会いたします。(午前11時20分)